

民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度に関する
海外動向調査報告書

2007年6月
新日本監査法人

新日本監査法人
 ERNST & YOUNG

目次

目次	2
第1章 調査の概要	1
0. はじめに	1
0.1 調査の目的	1
0.2 調査の方法と報告書の構成	1
第2章 「社会的責任」に関する諸制度の海外動向	2
0. はじめに	2
0.1 調査範囲	2
0.2 調査手法	2
0.3 報告書の構成	2
0.4 用語および記載方法について	2
1. 諸外国における取り組み	4
1.1 政府のCSR推進体制	4
1.2 環境・社会情報の開示制度	17
1.3 社会的責任購入の促進策	42
1.4 社会的責任投資の促進策	47
1.5 社会的責任調達への促進策	56
1.6 普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング	61
1.7 関係団体単独・政府と関係団体の協働での取り組み	78
2. EUレベルにおける取り組み	85
2.1 EUにおけるCSR推進体制	85
2.2 社会的責任に関する報告書のガイドラインおよび表彰	103
2.3 社会的責任購入の促進策	105
2.4 社会的責任投資の促進策	108
2.5 社会的責任調達への促進策	110
2.6 普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング	113

3.	国際機関等による取り組み	116
3.1	社会的責任に関するガイドライン	116
3.2	社会的責任に関する評価・保証制度	129
4.	国際的マルチステークホルダー・イニシアチブによる取り組みの動向	131
4.1	グローバル・リポーティング・イニシアチブ (Global Reporting Initiative)	131
4.2	アカウントビリティ社 (AccountAbility)	134
4.3	コー円卓会議 (Caus Round Table)	136
4.4	ソーシャル・アカウントビリティ・インターナショナル (Social Accountability International)	140
5.	参考資料	145
5.1	参考文献	145
5.2	参考 URL	148
第3章 「公益通報者保護制度」に関する諸制度の海外動向		154
0.	はじめに	154
0.1	調査範囲	154
0.2	調査手法	154
0.3	報告書の構成	154
0.4	用語および記載方法について	154
1.	英国における公益開示法 (Public Interest Disclosure Act)	155
1.1	英国における制度導入の経緯	155
1.2	英国公益開示法の概要	155
1.3	英国における制度導入後の状況及び課題	159
2.	オーストラリアにおける内部通報制度:	161
2.1	オーストラリアにおける制度導入の背景と経緯	161
2.2	南オーストラリア州内部通報者保護法 (Whistleblowers Protection Act)の概要	162
2.3	オーストラリアにおける制度導入後の状況及び課題	164
3.	ニュージーランドにおける内部通報制度: 開示保護法 (Protected Disclosure Act)	167
3.1	ニュージーランドにおける制度導入の経緯	167

3.2	ニュージーランド開示保護法の概要	167
3.3	ニュージーランドにおける制度導入後の状況及び課題	170
4.	南アフリカにおける内部通報制度:開示保護法(Protected Disclosure Act)	173
4.1	南アフリカにおける制度導入の背景	173
4.2	南アフリカ PDA の概要	173
4.3	南アフリカにおける制度導入後の状況および課題	176
5.	米国における公益通報者保護制度	178
5.1	米国における公益通報者保護制度の概説	178
5.2	米国における公益通報制度の概要	178
5.3	NGO の取り組み	189
6	韓国における内部通報制度:腐敗防止法	191
6.1	韓国における制度導入の経緯	191
6.2	国家清廉委員会(Korea Independent Commission Against Corruption)	191
6.3	韓国腐敗防止法の概要	192
6.4	韓国における制度導入後の状況及び課題	195
7	参考資料	197
7.1	参考文献	197
7.2	参考 URL	198

民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度に関する 海外動向調査報告書

第1章 調査の概要

0. はじめに

0.1 調査の目的

本報告書は、平成 18 年度「民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度に関する海外動向調査」の結果に係る調査報告書である。

本調査は、今後日本での消費者行政のあり方、及び新たな制度的枠組の構築を検討する上で、の示唆を得るために、諸外国における関連諸制度の動向についてレビューを行い、もって今後の施策検討に資することを目的としている。

本調査では、民間事業者の法令遵守及び社会的責任をめぐる諸制度として、具体的には、①「企業の社会的責任」に関連する諸制度、②「公的通報者保護制度」の2つを調査テーマとし、一連の調査を行ったものである。

0.2 調査の方法と報告書の構成

本調査では、いわゆる「レビュー調査」を基本的な調査アプローチとして採用している。すなわち、各調査テーマに関連する、内外の公刊資料やウェブ情報を収集、整理し、分析を行った。また、関連する資料の入手に際し、必要に応じ、海外の関係諸官に対して資料請求を試みた。

調査結果は、上記の2つの調査テーマごとに、以下の各章において詳述、報告を行う。

第2章 「社会的責任」に関する諸制度の海外動向

0. はじめに

0.1 調査範囲

本章の調査対象は、「社会的責任」に関する諸制度の海外動向である。調査範囲は、米国、カナダ、オーストラリア、2005年時点でのEU加盟国のうち22カ国（オーストリア、ベルギー、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国：アルファベット順、以下同）とする。

0.2 調査手法

本章は、公刊資料およびその他ウェブサイト等から入手可能な文書を中心とした文献調査を主としている。欧州各国の資料としては、欧州委員会が2006年に発行した「企業の社会的責任 欧州連合における国家公共政策」(Corporate Social Responsibility - National public policies in the European Union)を主な出典としている。本章で用いた参考資料は、章末の「参考文献」および「参考URL」にまとめて記載している。また、「1.2 環境・社会情報の開示制度」に関しては、公刊資料以外の参考資料として、上智大学経済学部 上妻義直教授のご厚意により、ご指導および資料のご提供を賜った。同じく、「1.4 社会的責任投資の促進策」に関しては、高崎経済大学経済学部 水口剛准教授のご厚意により、ご指導および資料のご提供を賜った。

0.3 報告書の構成

本章では、「社会的責任」に関する諸制度の海外動向を、取り組みの実施主体を①各国政府、②EU委員会、③国際機関、④国際的マルチステークホルダー・イニシアチブ、に分類しそれぞれの取り組み別に記載している。

0.4 用語および記載方法について

本章では、海外の行政機関や年次報告書等に係る用語や記載方法について、以下の通りに統一した。

「持続可能な発展」：特に欧州においては、「持続可能な発展」という言葉を用いる場合、企業の存在を「持続可能な発展」の主体の中心であることを前提としている。そのため、特に本文中に注記がない場合は、「持続可能な発展」を「CSR」(企業の社会的責任)とほぼ同意義とみなし取り扱っている。

- 海外の行政機関 :ウェブや他の資料にて、日本語での名称が公式に用いられている場合は、当該日本語名称を用いた。公式な日本語名称が確認できなかった場合は、Ministry of Social Affairs 等の監督官庁は、社会問題「担当」省と訳した。
- 海外の機関 :ウェブや他の資料にて、日本語での名称が公式に用いられている場合は、当該日本語名称を用いた。公式な日本語名称がなく、本報告書にて適当な邦訳を与えた場合は、日本語名称(英語名称)のように記載した<記載例>国家経済社会フォーラム(National Economic and Social Forum)。また、英語以外の言語で適当な邦訳および英訳が見つからない単語に関しては、原語をそのまま据え置いた。
- Ethical :固有の名詞の一部として“ethical”が用いられている場合は、「エシカル」、形容詞として”ethical”が用いられている場合は、「倫理的」と訳した。
- 調査対象国の略語 :本文中に挿入した表では、調査対象国名を英語表記の略語を用いてあらわした。「AU」=オーストリア、「BL」=ベルギー、「CZ」=チェコ共和国、「DE」=ドイツ、「DM」=デンマーク、「ES」=スペイン、「FI」=フィンランド、「FR」=フランス、「HU」=ハンガリー、「IE」=アイルランド、「IT」=イタリア、「LA」=ラトビア、「ML」=マルタ、「NL」=オランダ、「NR」=ノルウェー、「PL」=ポーランド、「PT」=ポルトガル、「SL」=スロベニア、「SW」=スウェーデン、「UK」=英国、「US」=米国、「CA」=カナダ、「AL」=オーストラリア

1. 諸外国における取り組み

1.1 政府の CSR 推進体制

1.1.1 概要

当調査対象は、欧州 22 カ国、米国、カナダ、オーストラリアの計 25 カ国である。政府の推進体制という点に関しては、米国では政府による直接的関与が少なく、推進体制がほとんど整備されていない。一方で、欧州では、域内での統合的フレームワークや CSR の標準化に向けた法制度化が整備されはじめている。欧州における各国の CSR 推進体制の整備状況は、下記の図表（欧州各国における CSR 推進体制の整備状況）の通りである。本項では、EU を中心に政府の推進体制に関し、①担当大臣、②閣僚会議、③専門省庁の設置、④担当省庁の属性、⑤CSR に関する戦略、⑥マルチステークホルダー・フォーラム、の 5 項目に分類し、それぞれ特徴的な取り組みについて記述する。

< 欧州各国における CSR 推進体制の整備状況 >

	A	B	C	D	D	E	F	F	H	I	I	L	L	L	M	N	P	P	S	S	U	C	A
	U	L	Z	E	M	S	I	R	U	E	T	A	T	U	L	L	L	T	L	W	K	A	L
担当大臣の設置								△														○	
閣僚会議の設置			△					△															
専門省庁の設置																							
担当省庁が労働・社会問題担当省	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○			
担当省庁が企業・経済担当省	○			○	○	○	○	○		○					○	○	○	○	○		○	○	
担当省庁が環境問題担当省				○		○						○			○	○				○			○
CSRに関する戦略等の公表	△		△	△				△									△		△		△	○	△
マルチステークホルダー・フォーラムの設置		○		△				△		△	○	△			△								

※○＝CSR、△＝持続可能な発展

1.1.2 CSR 担当大臣の設置

CSR 担当大臣の設置については、当調査時点では英国とフランスを挙げることができる。

英国では、2001 年 4 月に貿易産業省 (Department of Trade and Industry、以下 DTI) の閣外大臣として世界で初めて CSR 担当大臣を設置し、同時に DTI 内に CSR 担当部局の設置および CSR 専門のウェブサイトの開設を始めた。英国での大臣の責任と権限を規定した「行政上の責任に関するリスト」によると、CSR 担当大臣は、産業および地域に関する閣外大臣であり、CSR 以外の責務として、企業の成長とビジネス投資、地域経済の強化、ビジネスチャネルの効率化、小企業サービス、E コマース、産業界とのコミュニケーションおよび情報、会社法施行等が含まれている

¹。

DTI および CSR 担当大臣の役割は、企業に対する持続可能な発展を定義するための最小限の基準の作成および企業が法的基準を超過するパフォーマンスをあげるための促進策やインセンティブの提示であるとしている。具体的な促進策やインセンティブは、スキル開発やベスト・プラクティスのためのガイダンス、透明性の奨励などとされている²。

一方フランス政府は、2001 年に経済財政産業大臣(企業統治担当)、社会労働大臣(雇用社会担当)および、環境持続可能な発展大臣(環境担当)を CSR 担当大臣として任命した。大臣の設置法令は確認できないが、大臣の職務のひとつとして、後述(1.1.7 マルチステークホルダー・フォーラム/イニシアチブ)の 2003 年 1 月に設置された国家持続可能な発展協議会の設置法令(Decree No. 2003-36)7 節では、「持続可能な発展を担当する大臣は、持続可能な発展のための国民協議会に対して、大臣としての責任を負わなければならない」と、規定している。

1.1.3 CSR 閣僚会議の設置

調査対象国中で、CSR を専門的に取り扱う閣僚会議の存在は確認できない。

ただし、フランスおよびチェコ共和国では、国家の戦略的な持続的発展を推進、支援、水平展開するための公的機関として位置づけられた閣僚会議が設置されており、持続可能な発展の重要課題として CSR が取り扱われている。

フランスでは、後述する(1.1.6 各国における CSR に関する戦略)「国家の持続可能な発展戦略」において、CSR を持続可能な発展のための主要な課題と位置づけている。その上で、持続可能な発展に関する閣僚会議を設置し、同戦略の推進に対する機能と権限を付与している。具体的な名称や設置法令等は以下の通りである。

¹ Cabinet Office, *List of Ministerial Responsibilities - Including Executive Agencies and Non-Ministerial Departments*, Nov. 2006.

² CSR.gov.uk ウェブサイト (<http://www.csr.gov.uk/faqs.shtml>)

①評議会名称	「持続可能な発展に関する閣僚会議 (Interministerial Committee for Sustainable Development、以下 ICSD)
②設置法令	持続可能な発展のための閣僚会議の設置に関する法令 (Decree setting up the Interdepartmental Commission for Sustainable Development) における首相と環境及び持続可能な発展担当大臣の報告を基礎としている。
③設置年度	2003 年 2 月
④会議構成員	首相または環境及び持続可能な発展担当大臣の権限により召集される、全閣僚および大統領の代理人 (2 節)。
⑤権限及び機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に地球温暖化と重大な自然災害の防止に関して、持続可能な発展を支持するための、政府の方針の決定および、確実な施行 (3 節)。また、この目的を達成するために、委員会は次のことを義務とする： <ul style="list-style-type: none"> ① 第 5 節により規定される常任委員会が作成する、「持続可能な発展のための国家戦略」の採択。ただし、その戦略は、ヨーロッパにおけるフランスの立場および公約と確実に整合させなければならない。また、国際的な協力と発展のための国際委員会と確実に連携させなければならない。 ② 国政において持続可能な発展目標を含むアクション・プランに賛同しなければならない (3 節)。 ・ 持続可能な発展のための国家戦略、およびアクション・プランの遂行についての年次経過報告書の承認 (4 節)。 ・ 各大臣は、持続可能な発展のための国家戦略に対する自らの省庁の分担の準備を担当する。また、関連するアクション・プランを統一し、その実施の進捗を報告する上級公務員を任命しなければならない。上級公務員は、持続可能な発展を担当する大臣に任命された上級公務員が議長を務める常任委員会を組織しなければならない。常任委員会は持続可能な発展のための部門間委員会の決議案を作成しなければならない。主要リスク研究会の代表者、および部門間地球温暖化研究会の議長は、常任委員会の法律上のメンバーである (4 節)。 ・ 首相、環境と持続可能な発展の大臣、および、持続可能な発展を担当する閣外大臣は、この法令を実施するために、それぞれ自らの分野における活動に責任を負わなければならない。
参考	フランス持続可能な発展に関する調査報告書 (http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php)

チェコ共和国は、2003 年 8 月に持続可能な発展のためのチェコ評議会 (The Sustainable Development Council of the Czech Government) を設立し、チェコ政府による持続可能な発展

と戦略的マネジメントに対するアドバイザー、推進、協力を行うための機関としている。ただし、設置法令およびチェコ共和国における持続可能な発展における CSR の位置づけは、確認できない。

1.1.4 専門省庁の設置

当調査時点では、CSR 専門省庁を設置している国は確認されていない。

1.1.5 担当省庁の属性³

当調査時点では、CSR 専門省庁を設置している国は確認されず、各 CSR に関連する省庁が担当している。EU において CSR とは、「環境面、社会面、経済面での利益を統合し、Win-Win の関係を作り出す」というトリプル・ボトム・ラインを志向している。そのため、各国における CSR 担当省庁は、環境問題担当省、社会・雇用問題担当省、経済問題担当省が担っているか、あるいは、それぞれの省庁が適切な業務を分担している。

最も CSR 担当省庁として多く見られるのは、労働・社会問題担当省であり、英国を除くすべての国で労働・社会問題担当省が CSR の一部または全般を担当している。また、ドイツ、スロベニア、スペイン、オランダでは、環境問題担当省が CSR 担当省庁の機能を有しているが、同省が単独で CSR 施策を担当しているわけではなく、環境面の施策を限定的に担当している。

英国では、DTI が、CSR に関する責任および権限を一元的に所有し、英国の CSR 施策の中心的役割を果たしている。英国と同様にカナダでは、カナダ産業省法(1995 年)にて、持続可能な発展に関する法規制の権限および責任をカナダ産業省大臣に付与している(第 5 条(a))。これに伴い、カナダでの CSR 施策や戦略は、カナダ産業省が主体と成っている。

フランスでは、持続可能な発展戦略に CSR を明確に位置づけているが(1.1.6 各国における CSR に関する戦略にて後述)、同戦略の作成と実施に関しては、環境および持続可能な発展担当省庁が責任および権限を持つとされ、同省が CSR に関するイニシアチブを担っている。

1.1.6 各国における CSR に関する戦略

調査対象である EU22 カ国中、オーストリア、チェコ共和国、フランス、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、マルタ、ポルトガル、スロベニア、英国の 10 カ国が持続可能な発展に関する戦略を策定して

³本調査では、欧州各国の CSR 推進体制の現状基本的な情報は、欧州委員会が 2006 年に発行した「企業の社会的責任 欧州連合における国家公共政策」(Corporate Social Responsibility National public policies in the European Union)を出典としている。本項では、同文書中で、連絡先として記載してある省庁を「担当省庁」と定義する。

おり、アイルランド、ラトビア、スロベニア、スペイン、フランスで環境に関する戦略を策定していることが確認できた。

持続可能な発展に関する戦略において、CSR を主要な課題と明確に位置づけている事例としては、英国、フランスおよびカナダを挙げることができる。

<イギリスの取組>

英国政府は、スコットランドやウェールズ、地方自治体や地方当局への権限委譲という英国の変化や、国際的には 2002 年の持続可能な発展についての世界サミットなどを考慮した上で、2005 年 3 月に「英国政府の持続可能な発展の戦略」を発表した。

この中で、第 3 章「一つの惑星としての経済：持続可能な消費と生産」における「6. 経済及び主要セクターにおける変化を取り次ぐ」の節において、CSR を「英国企業に、自らの及ぼす経済的、社会的、環境的影響を考慮に入れることについて理解させる。また、英国企業が操業するすべての場所—局地的、地域的、国際的—において、主要な持続可能な発展について、企業が対応できる課題に取り組むこと」と定義した上で、政府の役割を「本国と海外において CSR を促し、改善すること」としている。

また、2005 年の最終版「企業の社会的責任 国際的戦略のフレームワーク」では、「国際的な CSR に対する英国の目的」の中で、「英国政府は、責任ある企業行動が、国際的持続可能な発展—人権、貿易、投資、貧困撲滅、環境保護と環境破壊—における英国の目標に対して、最大限に積極的に貢献すると同時に、負の影響に効率的に対処することを可能にするような環境の整備を支援する」ことを英国政府の取り組みのひとつとして挙げている。また同書では、CSR の対象、手段、認識およびベスト・プラクティスの実現のための英国のプロセスおよびアクション・プラン (Priority Action) を記載している。アクション・プランは以下のとおりである。

- ・ 「持続可能な発展に企業が与える影響」および「政府の取り組みの影響」に関する評価および遂行を任務とする専門的な諮問グループの期間限定的な設置。
- ・ 英国が EU の議長国を担当する時期および G8 開催時を、同アジェンダを牽引するための機会としての有効活用。
- ・ 「政府が支援する国際的 CSR イニシアチブの影響」、「国際的 CSR に対する政府の全般的な目標の実現の進展」、および「英国政府の国際的 CSR に対する方針の影響」に関する評価方法の開発。
- ・ 政府機関を含むあらゆるステークホルダーとの協働による、効率的な戦略の開発。
- ・ 国際的な(発展途上国の)持続可能な発展のための目標に貢献する CSR ガイドラインの企業

による遵守の促進および検証。

- ・ 国連人権高等弁務官 (UNHCHR) の「多国籍企業と関連する企業の人権に関する責任についての規範」の協議プロセスに対する積極的な支援。
- ・ 既存の技術協力や貧困削減プログラムを通じた、海外の CSR の支援。

<フランスの取組>

フランスでは、2002 年 9 月に開催された、持続可能な発展に関するヨハネスブルク首脳会議に対する反応として、シラク大統領の権限の下に 2003 年 6 月に「国家持続可能な発展戦略」(National Sustainable Development Strategy、以下 NSDS)の採択を行った。

このうち、「経済活動、企業および消費者」の項にて、経済活動が持続可能な発展の中心にあると位置づけている。また、持続可能な発展に係る利害関係について世界規模で認識されてきている動きに合わせて、フランス企業が社会的および環境的責任を十分に行使することが提案されていると指摘している。その上で、経済活動分野における持続可能な発展のための課題として、以下の 5 項目を挙げている。

- ① 全企業に対する、持続可能な発展のための取り組みへの参画の奨励。
- ② 持続可能な発展と、製品・サービスおよび消費手法との統合。
- ③ 持続可能な発展に関連する分野における革新と企業の創造の開発。
- ④ 企業の社会的環境的責任および適切なガバナンスの発展。
- ⑤ インセンティブとなる財政システムの州レベルでの推進。

<カナダの取組>

カナダでは、カナダ産業省が「持続可能な発展戦略 2006-09」を公表し、国家の持続可能な発展のための戦略と 2006 年から 2009 年における行動計画を明示している。

この中で、3.2「持続可能性のためのツール、慣行、研究及び認識」の項における、「企業の社会的責任マネジメント・ツールと適用の拡大」および「企業責任と持続可能な認識の促進」の節において、持続可能な発展の文脈の中で、「CSR は、企業活動の経済、環境、社会的規範の統合方法」であり、「企業活動の改善と収益の増加等の、カナダの政策優先事項の実現に貢献することが可能であると同時に、国内の生活水準と生活の質の向上にも貢献する」と位置づけ、その上で、カナダ産業省が CSR の発展と CSR マネジメント・ツールの利用促進のためのイニシアチブとして機能するとしている。同イニシアチブの詳細は、以下の通りである。

カナダの産業がCSRを実施するための基盤の強化

- ・ 国内、海外レベルのCSR基準の適合（例えば、カナダ産業省が2006年に作成したCSR自主実施ガイドの国際化）
- ・ CSR志向のビジネスアプローチの実施を支援するための新しいCSRツール、規格、実施、評価プロセス。また、CSRの応用に役立つイベントの企画、実施、宣伝の促進。
- ・ CSRの観点から見た「消費者」の捉え方を改善するために、消費者に関連するCSRチェックリスト、CSR関連ツールを開発し、消費者問題局の内部での新しいCSR実施ガイドのパイロットテストの実施および同ガイドのカナダ産業省ウェブサイト上への掲載。
- ・ カナダ産業省に申し込みのあったCSRグッド・プラクティスの理解促進のための研究支援。

責任及び権限

- ・ 戦略的政策部門・消費者問題局

期待される3年間での効果

- ・ CSRツールの知識能力を強化し、カナダの市場においてCSRを広範に応用する。

パフォーマンス指標

- ・ 新しいCSR国際ガイドのウェブ検索数
- ・ カナダ産業省のCSR実施ガイドに関するウェブページへの訪問者数
- ・ カナダ産業省のCSRウェブサイトへの訪問者数
- ・ 持続可能な発展戦略の中間評価と課題の精査の実施により特定されるCSR知識能力向上

また、CSRに関する国内の認識拡大のための産業省の行動計画は、以下の通りである。

- ・ 会議やワークショップ、セミナーによる、企業責任や持続可能性の周知。
- ・ 企業や産業部門における関連する研究成果の共有の支援および、カナダの産業によるCSR報告の量と質の向上の支援。
- ・ CSR部門のウェブサイトの充実および周知。
- ・ 知識基盤と従業員のスキル向上のためのツール開発および各種イニシアチブと提携、CSRスキルと人的資源の強化のためのグッド・プラクティスの紹介。

責任および権限

- ・ 戦略政策局

期待される3年間での効果

- ・ 競争力のあるカナダの市場内でのCSR志向の取り組みが幅広く実施される。

パフォーマンス指標

- ・ カナダの産業ごとの企業責任や持続可能性報告のレベル。
- ・ 産業ごとのCSRパフォーマンスに関する国家発展レポートから導き出される結論。
- ・ 産業セクター内でのCSRグッド・プラクティスの周知。
- ・ CSRウェブサイトへの訪問者数。

参照 URL

英国持続可能な発展戦略 (<http://www.sustainable-development.gov.uk/>)

フランス持続可能な発展に関する調査報告書 (<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

カナダ産業省ウェブサイト (<http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/sd-dd.nsf/en/home?OpenDocument>)

1.1.7 マルチステークホルダー・フォーラム/イニシアチブ

欧州では、成熟した市民セクターが育んだ NGO、市民団体、また労働組合の存在と、欧州委員会による勧告を牽引役として、ビジネス組織、NGO によるマルチステークホルダーのためのイニシアチブ、フォーラム、プラットフォーム等が多数運営されている。

これらの組織規模は、グローバルレベル、国家レベル、地域レベルの 3 つに分類することができる。主導機関は、国連、EU、各国政府、NGO、ビジネス組織である。

現在、EU 域内では、政府主導でマルチステークホルダーによる組織が設置されている。その活動内容や組織形態は、専門機関の設置からワークショップの開催、勉強会や研究会の開催など様々である。本項では CSR 専門アドバイザー組織としてのマルチステークホルダー・フォーラムについて詳細を記載する。

1.1.7.1 CSR 専門アドバイザー組織

マルチステークホルダー・フォーラムは、政策決定過程におけるステークホルダー・エンゲージメントの実施を目的として、政府により設置されたマルチステークホルダー・フォーラムのことをいう。マルチステークホルダー・フォーラムは、CSR 専門アドバイザー組織として、組織における討議結果や活動結果を、各国の政策へ反映させるという、政策提言の実施を役割としている。そのため、活動内容は、特定の分野に関する会議の開催、プロジェクト・チームによる活動、調査や政策提言

の討議などとなっている。欧州では、①イタリアと②ベルギーが政策提言を目的としたマルチステークホルダー・フォーラムを設置している。

① イタリア

■ 企業の社会的責任のためのマルチステークホルダー・フォーラム

(Italian Multi-Stakeholder Forum for Corporate Social Responsibility、以下 CSR フォーラム)

運営主体、支持団体

CSR フォーラムは、イタリアの関連機関、労働者、労働組合、市民団体からの参加者で構成されるマルチステークホルダー・フォーラムである。CSR を促進するための戦略の審議を目的として、定期会合と円卓会議を開催している。

参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

労働・社会問題担当省、関連機関、労働者、労働組合、市民団体からなる。参加団体の選定方法・委員の人選方法は、確認できない。

意思決定方法その他の規則

意思決定方法については確認できない。

組織構造と役割・権限他

主宰および議長は労働・社会問題担当省が担当している。

CSR フォーラムは、定期会合とテクニカル円卓会議を開催している。定期会合の中には、4 つのテクニカル円卓会議を設置している。設置目的は以下のとおりである。

- (1) CSR の普及。出席者の経験やグッド・プラクティス等を共有する場の設定の支援。
- (2) 中小企業における CSR の促進。
- (3) 透明性の向上、および CSR のグッド・プラクティスやツールの収集。
- (4) CSR と持続的な発展。

設立

2004 年 5 月 労働・社会問題担当省 (the Ministry of Labor and Social Affairs) により設立。

参照 URL

Italian Multi-Stakeholder Forum ウェブサイト

(http://www.welfare.gov.it/CSR_cd/html_en/presentazione_2004.html)

② ベルギーフランドル地方政府

■ トリビジ・プロジェクト(Trivisi Project)

運営主体、支持団体

トリビジ・プロジェクトは、特定の雇用・社会福祉性策にステークホルダーの意見を盛り込むことを目的に、ベルギーフランドル地方政府の採択により実施されたプロジェクトである。

参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

参加者・参加団体に関する具体的内容は確認できない。

意思決定方法その他の規則

意思決定方法については確認できない。

組織構造と役割・権限他

トリビジ・プロジェクトは、フランドル地方政府雇用・観光省が主宰、開催および調整に関する責任を負う。同プロジェクトでは、①差別の撤廃と多様性の尊重、②研修・教育の促進、③ステークホルダーとの対話促進、の3つの課題の解決のために、参画型の作業部会を2期にわたって推進してきた。

第1期目は、多様性、障害者・マイノリティ・移民雇用の際の人材活用方針と具体的ガイドラインの開発や CSR 自己評価ツールの開発と活用法の確立等が達成された。

また、第2期目では、より具体的なツールとして、中小企業向け自己評価ツールの開発と活用法、職業学校や大学向けの CSR コースの開発と導入法、教育レベルの低い対象者向けの研修方法の開発、雇用市場の求める人材・能力に近づけるための障害者の能力開発と研修、服役後の雇用支援パイロット・プロジェクトとガイドブックの出版がされた。

経緯および活動内容等

2000年 フランドル地方政府雇用・観光省により稼動を開始した。

2001年～2004年 作業部会を開催し、人材活用方針、具体的ガイドラインや中小企業向け自己診断ツールの開発及び活用、キャパシティ・ビルディングの開発および導入、雇用支援パイロット・プロジェクトおよびガイドラインの出版等を行う。

2005年 デジタル・リソース・センターの設置、CSR ツールおよびノウハウの情報提供体制の整備。

トリビジ・プロジェクトにより開発された指標や評価を雇用・社会福祉政策への反映を決定。

参照 URL

トリビジ・プロジェクトウェブサイト(<http://www.trivisi.be/index.htm>) (フランス語)

また、CSR を専門的に課題とするマルチステークホルダー・フォーラムではないものの、利害関心の異なるステークホルダーによる政策提言を目的としたフォーラムの参考として、③フランス、④ドイツの例を記載する。

③ フランス

■ 持続可能な発展のための国家委員会

(National Sustainable Development Council、以下 NSDC)

運営主体、支持団体

フランス政府が主導し、2003 年 1 月に設立(第 1 節)。

参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

- ・ 議長および、持続可能な発展を担当する大臣による提言を受けた首相の命令により任命された 90 人のメンバーで構成され、4 グループに分けられなければならない(4 節)

(1) 地方自治体の代表

(2) 企業および経済的分野、業界団体、労働組合の代表

(3) 持続可能な発展の分野で活動している団体や NGO、消費についての規約 L.411-1 条項の規定のもとで認可された消費者団体の代表

(4) 持続可能な発展の問題についての専門的知識において、能力のある優れた人物

(具体的な参加団体の選定方法・委員の人選方法は、確認できない。)

- ・ 持続可能な発展のための国民協議会のメンバーの、最初の任務期間は一年でなければならないが、その後延長されることもある。持続可能な発展のための国民協議会のメンバーは、無償で義務を果たさなければならない(5 節)。

- ・ 持続可能な発展のための国民協議会の議長は、首相の命令により任命され、任務期間は三年でなければならない。その期間は延長されることもある(6 節)。

意思決定方法その他の規則

意思決定方法については確認できない。

運営委員会の役割・権限他

- ・ 年に一度政府に報告書を提出しなければならない(3 節)。
- ・ 持続可能な発展を支持するべく政府の方針を支援しなければならない(2 節)。
- ・ 持続可能な発展のための国家戦略の準備、フォローアップ活動および評価に参加しなければならない(2 節)。
- ・ 首相は持続可能な発展に関する問題について、NSDC の意見を求めることがある(2 節)。
- ・ 持続可能な発展に影響を与える議案や法案についての相談に応じることがある(2 節)。
- ・ 必要に応じてまたは少なくとも年に 4 回、議長に招集されて会合を持たなければならない(8 節)。

参照 URL

フランス持続可能な発展に関する調査報告書(<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

フランス国立宇宙研究センター (the Centre National d'Etudes Spatiales, CNES) ウェブサイト (<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

④ ドイツ

■ 持続可能な発展のためのドイツ評議会

(German Council for Sustainable Development、Rat für Nachhaltige Entwicklung、以下 RNE)

運営主体、支持団体

RNE は、2001 年 4 月、シュレーダー首相によって設立され、17 人の公職者で構成されている。委員長は、ベリングポイント社の専務であるフォルカー・ハウフ博士である。

参加者・参加団体の範囲、参加団体の選定方法・委員の人選方法

参加者・参加団体の範囲、選定方法等については確認できない。

意思決定方法その他の規則

意思決定方法その他の規則については確認できない。

運営委員会の役割・権限他

RNE は、持続可能性に関する国家戦略実現への貢献活動の推進、取り組むべき活動エリアおよびプロジェクトの特定、重要課題としての持続可能性への国民の意識の向上を責務として

いる。また、この責務の実現のため、主に連邦政府とステークホルダーとの議論の中で、持続可能性に関する国家戦略の形成と、継続的な発展のための活動を行っている。

経緯および活動内容等

2001年4月 シュレーダー首相により設立。

2002年4月 連邦政府が持続可能な発展のための戦略を採択。RNEが立案した、省エネルギー、持続可能な国土利用、持続可能な消費キャンペーンに関する4つのプロジェクトを盛り込んだ。

2004年11月 連邦政府が持続可能な発展に関する進捗状況報告書を公表。

これ以外にも、RNEは、特別な方法により目標を定量化することで明確にし、採択した持続可能性に関する方針をこれらの指標により測定することとした。また、欧州の環境・持続可能性評議会のネットワークを通じて、欧州の持続可能性戦略の見直しについての議論に参加し、作業部会や政界の政策立案者への提出文書を通じた、活発な意見の提示を予定している。

参照 URL

RNEウェブサイト(http://www.nachhaltigkeitsrat.de/service/links_e/index.html)

1.2 環境・社会情報の開示制度

欧州での企業による環境・社会情報の開示は、法制度の整備よりも企業の取り組みが先行している。すでに 1990 年代の後半から、環境や社会に関する企業活動関連情報は、自主的に開示されるようになってきている。当初は、「環境報告書」や「社会報告書」という形態が多かったものの、環境や社会と経済の相互作用の全体像を視野に入れた企業戦略を掲載する傾向に呼応して、「持続可能性報告書(Sustainability Report)」や「コーポレート・シチズンシップ・レポート(Corporate Citizenship Report)」などの形態がとられるようになってきている。

EU では、「会社法(会計法)現代化指令」(2003/51/EC、以下現代化指令)が 2003 年に採択されたことを契機として、同指令の履行法として、企業の非財務情報に関する法制度の整備が推進されてきた。同指令により、EU 域内では企業の発展やパフォーマンス、商況を理解する上で必要であると判断される場合は、環境面や社会面の分析や情報を開示することが義務化されている。ただし、会計指令に含まれる特定の基準についての解釈は加盟国により異なるため、現在のところ①対象企業、②対象報告書、③企業の CSR の自主的取り組みの一環としての情報開示義務内容等、各国間の開示枠組みには大きなばらつきがあり、CSR 情報の比較可能性が保たれているとは言い難い。

<会社法現代化指令と EU 加盟諸国の履行法設置状況>

EU		EU 加盟諸国
—	1997 年	会計法(スウェーデン)※会計法現代化指令に先行詞環境情報開示を制度化)
リスボンサミット「リスボン戦略」コミュニケーション『EU 金融報告戦略:今後の方法』	2000 年	—
委員会提言 2001/453/EC	2001 年	—
国際会計基準の適用に関する規制(欧州委員会)No1606/2002(以下 IAS 規制)の導入	2002 年	年次計算書法(デンマーク)
会計法現代化指令交付	2003 年	商法改正(フランス)
—	2004 年	商法改正(ドイツ)
—	2005 年	民法改正(オランダ)
—	2006 年	会社法改正(英国)

1.2.1 社会的責任報告書の制度化

調査対象とした欧州 22 カ国、米国、カナダ、オーストラリアの計 25 カ国中、環境・社会情報の

開示義務を規定する法令を有する国は、ドイツ、デンマーク、フィンランド、フランス、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国、米国、カナダ、オーストラリアの 12 カ国である。うち、デンマーク、カナダ、オーストラリアを除く 9 カ国が、環境・社会情報を年次報告書において開示することを義務付けている。

デンマークでは、特定の産業に従事する上場企業に対して、環境報告書の作成することと、年次報告書に対して補完的な報告書を作成し、社会的責任および環境に関する情報を開示することを義務化している。オランダも同様に、特定の基準に該当する企業(施設)に対し、環境報告書を作成し、製造工程の直接的な環境影響について開示することを義務付けている。カナダでは、金融機関に対して公的説明責任に関する報告書(PAS)を発行し、当該金融機関の経済と社会に対する貢献に関する情報を公開することを義務化している。

1.2.1.1 開示義務内容

開示義務の内容としては、①事業組織の業績や期末残高、経過に関連する情報という視点からみた場合の非財務情報、②事業組織の活動が影響を与える環境・社会情報、に分類することができる。前者の例として、英国およびオランダでは、株主が企業戦略と目的達成度を判断するために必要な範囲である場合に、非財務情報を開示することを定めている。スペインでは、環境関連の資産や投資、費用を財務諸表の中に入れて開示することを定めているほか、米国では、環境に関わる法令遵守状況や訴訟リスク、事故リスクなど、経営上のリスク情報の一環として環境情報の開示が義務付けられている。後者の例としては、フランスやポルトガル、スウェーデン、デンマークを挙げることができる。これらの国では、事業活動により与える環境・社会情報を開示義務内容としている。開示義務内容に主要業績評価指標(Key Performance Indicators、以下 KPI)を設定している国は、フランス、オランダに限定されている。英国では、開示内容に関する KPI が指定されているものの、現在のところ当 KPI を用いた開示は任意とされている。

1.2.1.2 適用対象企業

フランス、米国、オーストラリアでは、法令の適用対象企業は、上場企業とされている。英国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガルでは、それぞれ企業規模に関する基準を設定し、当該基準に該当する企業を、法令の適用対象としている。オランダでは、株式会社、有限会社、協同組合、相互保険会社、収益事業を営む財団等に対して年次報告書にて持続可能性に関する情報の開示を義務化する法令のほかに、許認可が必要な企業の 250 施設に対して、直接的な環境影響を開示する

環境報告書を作成し、政府へ提出することを義務化する法令を整備している。デンマークでも同様に、法令の適用対象企業を、当該企業が属する産業により選定している。

1.2.1.3 評価・保証制度、罰則規定等

CSR 情報は、英国、オランダ、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランスの年次報告書に関する開示規定において監査の対象とされている。一方で、ノルウェーおよびオーストラリアでは、CSR 情報は監査の対象から外されている。デンマーク環境計算書法では、環境情報は会計監査の対象から外されており、第三者に対する評価は任意としている。

罰則規定に関しては、民法や商法の二次法制として年次報告書に関する開示規定が設置されている場合は、民法や商法上の罰則規定が準用される。スウェーデン環境法では同法違反に対しては禁固刑を設置している、デンマーク環境計算書法では、同法違反に対して罰金刑を規定している。

1.2.2 社会的責任に関するガイドライン

欧米の多くの国では、社会的責任報告書における開示事項を標準化することを目指して、社会的責任に関するガイドラインを公表している。これらのガイドラインには、前項で述べた、情報開示に関する法規制の履行に対応しているガイドラインと、企業の任意で発行しているその他の CSR 報告書や環境報告書など、各種の報告書の比較可能性を向上させるためのガイドラインとがある。

当調査時点の、欧州、北米、オセアニアにおける社会・環境情報の開示に関するガイドラインの整備状況は以下の図表(環境・社会情報開示に関する諸外国の取り組み)の通りである。調査対象とした欧州 22 カ国、米国、カナダ、オーストラリアの計 25 カ国中、政府がガイドラインを作成・公表している国は、オーストリア、ドイツ、ノルウェー、オランダ、英国の 5 ヶ国である。うち、情報開示関連法対応のための基ガイドラインは、ドイツ、ノルウェー、オランダ、英国で作成・公表されている。

< 環境・社会情報開示に関する諸外国の取り組み >

		AU	CZ	DE	D M	FI	FR	NR	ES	SW	NL	UK	US	CN	AL
環境・社会情報の開示に関する法令を有する国				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	年次報告書での報告			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	環境・社会情報に特化した報告書の作成				○					○	○			○	
	報告対象産業の限定有				○					○	○			○	○
政府が基準・ガイドラインを作成・公表している国		○		○				○			○	○			
	法対応としての基準・ガイドライン			○				○			○	○			
	自主的取り組みとしてのガイドライン	○		○										○	○
政府と国際機関または民間の協働によるガイドラインを有している国												○			
特定の国際機関または民間によるガイドラインを政府が推奨している国			○												

1.2.3 環境・社会情報の開示に関する各国の取り組み

以下に各国の開示制度についての詳細を記述する。

1.2.3.1 英国

①法律名	2006 年会社法
②設置(改正)年度	2006 年 11 月(適用開始は 2007 年 10 月)
③所管官庁	貿易産業省(Department of Trade and Industry、以下 DTI)
④経緯	<p>1988 年 会社法の再検討(Company Law Review)委員会を組織し、抜本的見直しを開始。</p> <p>2000 年 10 月 ブレア首相が、FTSE350 に採用されている企業に対して、2001 年末までに環境報告書を作成・開示するよう呼びかけた。</p> <p>2001 年 7 月 会社法の再検討委員会の最終報告書が完成。</p> <p>2002 年 6 月 労働党パーラム下院議員が「企業責任法案(Corporate Responsibility Bill、以下 CORE 法案)」を議会下院に提出するが、審議対象とならなかった(以降、2002 年 10 月、2003 年 6 月、2004 年 1 月に同法案を提出するがいずれも廃案となった)。</p> <p>2002 年 7 月 DTI が「会社法の現代化」(Modernising Company Law)を公表。会社法の改正原案第 75 条 2 項に、取締役が OFR(Operating and Financial Review)への開示を検討すべきその他事項として、「事業に関連した環境問題、社会または地域の諸問題に対する会社の方針」という項目を掲げる。</p> <p>2002 年 12 月 独立した専門委員会(OFR Working Group、以下 OFR 委員会)を設置し、取締役が「その他事項」を OFR に記載する場合に判断基準となるべき「重要</p>

	<p>性」に関するガイドラインの策定を委嘱。</p> <p>2003年6月 OFR 委員会から、「重要性」概念、原則、手続きに関する実務ガイダンスの公開草案が公表され、パブリック・コメントを募集。</p> <p>2004年5月 「OFR 導入法公開草案」「取締役のための OFR 実務ガイダンス」を公表。OFR 導入法公開草案に対するパブリック・コメントを募集(～8月)。同年11月にパブリック・コメントに対する回答書を公表。</p> <p>2005年1月 OFR 導入法案を議会へ上程。</p> <p>2005年3月 OFR 導入に関する法改正を実施。2005年4月1日以降に開始する事業年度から適用が決定。</p> <p>2005年4月 DTI が OFR 作成ガイダンスを公表、5月に会計基準審議会(ABS)が OFR 報告基準を策定</p> <p>2005年11月 労働党のブラウン財務相が、英国産業連盟(CBI)の年次総会にて、OFR 導入法の廃止を宣言。DTI は、翌日、所管する各種規制の緩和策を公表し、OFR を完全に廃止。非財務情報は、会計法現代化指令に準拠した、非上場企業向けのビジネス・レビューに一本化された。ビジネス・レビューに開示すべき CSR 情報は、「環境情報・従業員情報を含む非財務的 KPI」に限定され、大規模企業のみが対象とされた(中規模企業は、加盟国選択権が適用されたことにより、開示義務が免除された)。</p> <p>2005年12月 環境保護団体のフレンド・オブ・ジ・アース(Friend of the Earth、以下 FOE) が、司法審査の事前手続きとして、ブラウン財務相に対し、OFR 導入法の廃止に対する弁明書を要求。</p> <p>2006年1月 OFR 開示規制の廃止法が施行。同月、FOE は「必要な事前協議なしに決定した OFR 導入法の廃止を違法である」として、高裁に対し司法審査を求める訴訟提起。</p> <p>2006年2月 FOE とブラウン財務相の間で和解が成立。和解条件としての会社法改正案におけるビジネス・レビュー規定に関して公開諮問(Consultation)期間の延長を実施。財界、NGO、会計士団体、アナリスト等から 100 通超の意見書が寄せられた。</p> <p>2006年5月 政府による修正案の公表。</p> <p>2006年11月 2006 年会社法の成立。</p>
⑤開示媒体	年次報告書
⑥開示項目	<p>i)法律上の規定</p> <p>環境、従業員、社会・地域社会、サプライ・チェーン(2006年5月の修正案で追加)に関する情報、これらに対する取り組み方針。</p> <p>(参考:OFR 導入法における開示項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社の場合は下記(a)～(d)を開示。 <ul style="list-style-type: none"> (a)環境に関する事項(会社の事業活動が環境に与える影響を含む) (b)会社の従業員に関する情報 (c)社会及び地域社会の諸問題に関する情報(第3章)。 (d)サプライ・チェーンに関する情報 (e)上記のいずれかの情報が開示されていない場合には、「開示していない」ことを記載。

		<ul style="list-style-type: none"> 大規模会社の場合は、(会社の状況を理解させるのに必要な範囲で)財務的および環境・従業員に関するものを含む非財務的 KPI による分析
ii)基準上の規定(会計基準ではなく会計意見書に「健全な実務慣行」が要約されている)	基準名称	OFR 報告基準 (Reporting Statement: Operating and Financial Review)
	設置(改訂)年度	2006 年 1 月
	<p>(推奨される主要な開示のフレームワーク)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業体の市場、競争相手、規制環境の解説を含む事業特性および事業の基本方針と戦略 当該財務年度および将来に関する事業のパフォーマンスの成長 事業体の長期的価値に影響を及ぼす資源、重要なリスクと不確実性および関係諸事項 当該財務年度および将来に関する資本構造、資金に関する方針および対象、事業体の流動性を含む事業状況 <p>(OFR が含むべき情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境関連事項(事業活動が環境に与えるインパクト) 雇用 社会または地域社会問題 事業上、契約約定にあるものまたはそれに相応するもの 従業員の持ち株状況 取締役が上記に相応すると考える事項 	
iii)ガイドライン上の規定	ガイドライン名称	OFR 作成ガイドランス(DTI)
	設置(改訂)年度	2005 年
	<p>作成する OFR は以下の事項に則っていなければならない:</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度における、企業の(計画)策定と実績についての、バランスの取れた、包括的な分析であること。 事業の規模や複雑度に合っていること。 企業の(計画)策定、実績、状況を理解するために必要な、財務的な KPI を用いた分析がされていること。 (場合によっては)企業の(計画)策定、実績、状況の理解に必要な、環境や従業員に関する情報を含む、非財務の KPI を用いた分析がされていること。 (場合によっては)企業の年次決算に含まれる数値についての言及や、付加説明がされていること。 	
	ガイドライン名称	環境 KPI 報告ガイドライン(英国環境・食糧・地方開発省(DEFRA))
	設置(改訂)年度	2006 年 1 月
<p>(KPI の原則): <u>定量性</u> / <u>目的適合性</u> / <u>比較可能性</u></p> <p>(具体的な KPI)</p> <ul style="list-style-type: none"> 製品とサプライ・チェーンに関する補足事項を考慮した上で、以下の事項を開示。 大気への排出量 水系への排出量 土壌への排出量 資源の利用 		

		・ (環境面での罰金の支出)
⑦対象事業者		ビジネス・レビューの開示義務は、小規模会社以外の会社。 非財務情報の開示義務は、上場会社(非財務的 KPI については非上場の大規模会社を含む)。
⑧監査の有無		取締役報告における情報に対し、財務諸表との整合性に関する監査を義務化している。
⑨罰則		民法上の罰則が適用される。
⑩参考		上妻義直「英国における会社法改革と OFR の制度化(上)」『企業会計 2005 Vol.57 No.9』中央経済社, pp115-121. 同「同(下)」『同 No.10』中央経済社, pp113-119. 同『環境報告書の保証』同文館出版, 2006 年 5 月. The Department of Trade and Industry in the United Kingdom, “Guidance on the changes to the Directors’ Report requirements in the Companies Act 1985 April and December 2005”, London, Feb. 2005 DTIウェブサイト(http://www.dti.gov.uk/files/file31529.doc) Accounting Standard Board ウェブサイト (http://www.frc.org.uk/asb/press/pub1029.html) DEFRAウェブサイト (http://www.defra.gov.uk/environment/business/envrp/index.htm#Intro) 同上(http://www.defra.gov.uk/environment/business/envrp/index.htm#Intro) 英国政府CSRウェブサイト (http://www.CSR.gov.uk/environmentalreporting.shtml) 環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月 (http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf) 日本公認会計士協会「企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目に関する提言」について」『経営研究調査会研究報告第 28 号』, 2006 年 7 月 (http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64)

1.2.3.2 オランダ

①法律名	民法第2編第9章「財務諸表及び事業報告書」のうち「事業報告書」に関する開示規定(第391条第1項)				
②設置(改正)年度	2005年7月				
③所管官庁	法務省・財務省				
④経緯	同規程は、会計法現代化指令の履行法として会計法である民法第2編第9章を改正し設置された、年次報告書に開示すべき事業報告書(Jaarverslag)に関する規程である。同法は、2005年1月1日以降に開始される会計年度から適用されている。				
⑤開示媒体	年次報告書中の「事業報告書」				
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 法人及び企業集団の期末状態、事業年度中の経過及び業績について、真実の映像(getrouw beeld)を提供する。 法人及び企業集団の規模及び事業特性に応じて、期末状態、事業年度中の経過及び業績に関するバランスの取れた包括的分析を開示する。 法人及び企業集団の経過、業績、期末状態を理解するのに必要な場合は、当該分析に環境及び従業員に関する事項を含む財務的・非財務的な業績指標も含む 法人の直面する主要なリスク及び不確実性について記述する。 			
	ii)基準上の規定(会計ガイドラインであるが、監査や裁判で参照されることによって実質的な強制力がある)	<table border="1"> <tr> <td>基準名称</td> <td>事業報告書に関する会計指針(Richtjin 400)(第117項～第123項「CSR側面の情報(informatie over aspecten maatschappelijk verantwoord ondernemen)」)</td> </tr> <tr> <td>設置(改訂)年度</td> <td>2005年</td> </tr> </table> <p>Rivhtjin 400は、「取締役報告書(directiverslag)に関する民法規定(民法第2編第9章第391条)を補完するための会計基準」であり、「開示または説明」原則(“pas toe of leg uit”-regel)を採用している。CSR情報を開示しない場合はその理由の開示が求められる。</p> <p>(具体的な開示項目)</p> <p>【一般的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人が直面する主要な事業課題について(企業戦略の決定に与える影響、ステークホルダーの役割) 経済・環境・社会的側面の相互作用関係 製品・サービスのもつ社会的側面(安全性・品質等) <p>【環境的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の管理 資源の消費量(エネルギー、水、その他の資源) プロダクト・チェーンにおける影響 <p>【社会的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> 職場の問題(雇用、労働条件、労働力市場および社会保障に関する人事方針、労使協議、従業員の経営参加、安全衛生、教育訓練、多様性、自己啓発の機会提供) 人権(従業員の権利、児童労働・強制労働・差別撤廃に関する方針) 誠実性(不正行為に関する方針) 	基準名称	事業報告書に関する会計指針(Richtjin 400)(第117項～第123項「CSR側面の情報(informatie over aspecten maatschappelijk verantwoord ondernemen)」)	設置(改訂)年度
基準名称	事業報告書に関する会計指針(Richtjin 400)(第117項～第123項「CSR側面の情報(informatie over aspecten maatschappelijk verantwoord ondernemen)」)				
設置(改訂)年度	2005年				

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会および社会的関与 <p>【経済的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動による経済的社会的貢献(納税等) ・ ステークホルダーへの財務的貢献(付加価値配分等) ・ 研究開発による知識の社会的創造と普及、研修等
⑦対象事業者	<p>株式会社(NV)、有限会社(BV)、協同組合、相互保険会社、収益事業を営む財団等、特定のパートナーシップ等の法人(第360条)。</p> <p>ただし、小規模法人に対しては、年次事業報告の作成義務と監査義務の免除規定がある(第396条第6項)。また、会計法現代化指令における会計処理選択権を適用したため、中規模会社も非財務的KPIの開示は免除されている(第397条第7項)。</p>
⑧監査の有無	<p>事業報告書は、監査の対象であり、適法性と財務諸表との整合性について監査をすることが義務化されている(第393条第3項)。</p>
⑨罰則	<p>民法上の罰則が適用される。</p>
⑩参考	<p>上妻義直「EUにおける外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp.77-79。</p> <p>財務報告評議会 ウェブサイト(オランダ語) (http://www.rjnet.nl/Richtlijnen/Ontwerp-Richtlijnen/index.asp)</p> <p>環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月 (http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf)</p> <p>日本公認会計士協会「企業価値向上に関するKPIを中心としたCSR非財務情報項目に関する提言」について『経営研究調査会研究報告第28号』、2006年7月 (http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64)</p> <p>EY アムステルダムウェブサイト(http://www.sney.com/pdf/nl2005_6.pdf)</p>

①法律名		環境管理法(Wet milieubeheer)	
②設置(改正)年度		2001年	
③所管官庁		住宅・国土計画・環境省	
④経緯		1997年 環境管理法の制定	
		1998年 環境省令の公布	
		2001年 同法改正	
		2002年 同省令改正	
		2005年 一般公表用の環境報告書の廃止	
⑤開示媒体		環境報告書(一般公表用および政府提出用の2種類)	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 当該報告書は、オランダ語により作成され、報告年次の終了後3ヶ月以内に、政府機関に提出することが規定されている。政府機関は、受領した報告書の複写を検査官に送付する(第12.8条)。 施設設置者が施設を組織としてEU環境管理・監査システム規則第6条に基づいて登録している、または同規則第7条第2号に定める登録組織リストに記載されている場合には、公共のために環境報告書を作成する義務は適用しない(第12.3条)。 <p>(具体的な開示内容:一般公表用(12.2条))※ただし、同法は会計法現代化指令の履行による民法第2編第391条の改正により、一般公表用の環境報告書の開示義務規定(12.2条)がすべて削除されたので、現在無効である。よって下記は参考情報として記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の性質、および、施設における活動とプロセス 関係する定量的データの要約を含む、施設で発生する環境に対する悪影響 環境保全のために当該施設について、利用した技術上、組織上、および、管理上の措置ならびに設置された設備 以上の事項について、前報告年次に関して、当該年次に生じた大きな変化 当該報告書が、製品に関してとられる環境上の措置 <p>(具体的な開示内容:政府提出用(12.4条)) 別途省令により記載項目を定めるとしている(→環境省令)。</p>	
	ii)基準上の規定	基準名称	環境省令(Besluit milieuverslagleging)※ただし、同法は会計法現代化指令の履行による民法第2編第391条の改正により、削除されたので、現在無効である。よって下記は参考情報として記載する。
	設置(改訂)年度	1998年(2001年)	
		気候変動、酸性化、大気への拡散、地表水への拡散、富栄養化、排出、枯渇、土壌保全、騒音、悪臭、事業所外部の安全、環境管理、環境関連の状況変化、環境に関する許認可	

⑦対象事業者	施設が環境に重大な悪影響を与えるおそれがあり、州知事が、免許申請に関する決定を行う権限を付与されている施設、または移行期政府枠組法に定められるような地方公共団体の執行委員会が、免許申請に関する決定を行う権限を付与されている施設、または、前期の執行委員会が、かかる権限を付与した施設(第 12.1 条)
⑧監査の有無	施設設置者は、報告書が、当該施設により生じる環境汚染の状況、および、当該報告年次に当該施設を操業する際にとられた環境上の措置の状況を正しく示しているかどうかを、独立した専門家が評価できる(第 12.10 条)。
⑨罰則	確認できない。
⑩参考	松村弓彦 編著(2004)『オランダ環境法』国際比較環境法センター

1.2.3.3 スウェーデン

①法律名	年次計算書法(Årsredovisningslag)		
②設置(改正)年度	(1995 年(1997 年))		
③所管官庁	確認できない。		
④経緯	確認できない。		
⑤開示媒体	年次報告書		
⑥開示項目	<table border="1"> <tr> <td>i)法律上の規定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業報告(berättelsen)における環境影響に関する情報(空気、水の排出量や化学物質の使用量など)と、企業の状況や損益に重要となるその他の情報を営業報告として記載することを義務付けている。 ・ 許可義務に該当する企業の環境報告書の内容と同様、許可・届出義務もそれ自体、環境に対する影響に関する情報をどのような形で表現するかの指針となるものである。 ・ 環境情報の指標等の表現方法については、個別の許認可制度に委ねられている。 ・ その他に社会活動や雇用問題等の社会活動に関わる情報開示を求めている。 </td> </tr> </table>	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業報告(berättelsen)における環境影響に関する情報(空気、水の排出量や化学物質の使用量など)と、企業の状況や損益に重要となるその他の情報を営業報告として記載することを義務付けている。 ・ 許可義務に該当する企業の環境報告書の内容と同様、許可・届出義務もそれ自体、環境に対する影響に関する情報をどのような形で表現するかの指針となるものである。 ・ 環境情報の指標等の表現方法については、個別の許認可制度に委ねられている。 ・ その他に社会活動や雇用問題等の社会活動に関わる情報開示を求めている。
i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営業報告(berättelsen)における環境影響に関する情報(空気、水の排出量や化学物質の使用量など)と、企業の状況や損益に重要となるその他の情報を営業報告として記載することを義務付けている。 ・ 許可義務に該当する企業の環境報告書の内容と同様、許可・届出義務もそれ自体、環境に対する影響に関する情報をどのような形で表現するかの指針となるものである。 ・ 環境情報の指標等の表現方法については、個別の許認可制度に委ねられている。 ・ その他に社会活動や雇用問題等の社会活動に関わる情報開示を求めている。 		
⑦対象事業者	<p>スウェーデン国内の許認可が必要な企業(20,000 社以上)</p> <p>(具体的な事業者:以下の事業に従事しており、報告や操業許可を義務づけられているすべての事業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の工場及び施設の建設又は操業、又はその他の環境に有害な活動 ・ 土壌、水系又は地下域への廃水の放流 ・ 固形廃棄物又は他の固形物の排出 ・ 製造又は処理工程において、環境に有害な活動やパラメータに関する微細ではない変化を与える修正 		
⑧監査の有無	年次財務報告書の会計監査の対象は、財務情報だけでなくすべての記載項目を含めるものとなっており、環境情報も監査の対象となっている。		
⑨罰則	環境情報の開示に特別な罰則規定はないが、年次財務報告書の提出は法的拘束力を伴うものであり、年次財務報告書の提出の遅延や虚偽報告に対しては罰金が課せられることが規定されている。		
⑩参考	環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月 (http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf)		

①法律名	環境法 (Miljöbalk,)			
②設置(改正)年度	1998年			
③所管官庁	環境省			
④経緯	1998年 スウェーデン環境法が採択される 1999年1月 施行。			
⑤開示媒体	環境報告書			
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 地方当局への提出を義務化している。 		
	ii)省令上の規定	名称	「環境法に基づく環境報告書」(Naturvårdsverkets föreskrifter om miljörapport för tillståndspliktiga miljöfarliga verksamheter; NFS 2000:13)」	
		設置(改訂)年度	2003年	
		<ul style="list-style-type: none"> 「人の健康を損ねる、もしくは、環境に影響を及ぼす可能性のある活動を続ける、もしくは方策を取る者は、そのような影響を食い止める、もしくはそれを妨ぐために、活動を計画しモニタリングしなければならない。そのような活動を続ける、もしくは方策を取るものは、自らのイニシアチブによる、または他の手段による調査を行うことによって、活動や方策の環境に及ぼす影響について、逐次情報を得なければならない。そのような活動を続けるものは、地方当局の要求に応じて、制御プログラムや改善策についての提案書を地方当局に提出しなければならない。政府、または政府に任命された地方当局は、管理規定を出すことがある。」(第26章19節) <p>(具体的な開示内容(第26章20節))</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境面で有害な活動であり、9章6節第1段落により許認可が必要な場合、担当者は活動を監督する地方当局に年次報告書を提出しなければならない。9章6節第2段落により許可を申請することを命じられている者に対しても適用される。 環境報告書には、許認可の条件に適合するように取られた方策についての記述、および、これらの方策の結果についての記述が入っていなければならない。 政府、または政府に任命された地方当局は、環境報告書に許認可の条件以外の側面も含めた、活動の環境に及ぼす影響についての記述を入れるように要求することもある。この規定の適用に関するその他の情報や、その情報の対象が求められることもある。 活動について許認可が求められない場合でも、担当者は環境報告書の提出を求められることがある。 		
⑦対象事業者	地方当局の許認可が求められる各施設(第9章6節)			
⑧監査の有無	監査の対象ではない。			
⑨罰則	本規約の条項やそれに準じた規定に反し、意図的また過失に関わらず、通知書、情報の提出を怠る、若しくは申請手続きの許可の障壁となる誤った情報を提供する者は、「環境管理の妨害」の罪で2年以下の懲役に処される(第6部第29章5節)。また、必要な文書の提出漏れや誤った情報の提出、および必要な情報の記載漏れに関しては、「環境情報			

	不十分」の罪で罰金もしくは一年以下の懲役に処される(第6部第29章6節)。
⑩参考	Miljöinformation i fövaltningsberättelsen、1998 年 (http://www.bfn.se/redovisning/bfn_u/bfn_u98_02.asp) Miljöbalk (1998:808)、1998 年 (http://www.notisum.se/rnp/SLS/LAG/19980808.HTM) 上記英訳(http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf)

1.2.3.4

1.2.3.5 デンマーク

①法律名	年次計算書法 (Årsregnskablov)		
②設置(改正)年度	2001 年		
③所管官庁	デンマーク商工企業庁		
④経緯	確認できない。		
⑤開示媒体	年次報告書(経営報告書 ledelsberetning)		
⑥開示項目	<table border="1"> <tr> <td>i)法律上の規定</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 企業の社会的責任や、ノウハウ、雇用状況、環境問題、倫理的課題等に関する補足説明書(supplementary reports)は、一般的に受け入れられているガイドラインに従い、真実で公正でなければならない。また、これらの情報は、年次報告書に要求されるレベルと同程度の品質を要求される(第 14 条(1))。 補足説明書の作成で用いられた手法や測定手法については、同報告中で開示しなければならない(第 14 条(2))。 補足説明書に記載された情報に対する管理者のレビューおよび、企業が外部環境に与える影響と環境破壊を回避、減少、制限するための手法に関する記載が要求される。 </td> </tr> </table>	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 企業の社会的責任や、ノウハウ、雇用状況、環境問題、倫理的課題等に関する補足説明書(supplementary reports)は、一般的に受け入れられているガイドラインに従い、真実で公正でなければならない。また、これらの情報は、年次報告書に要求されるレベルと同程度の品質を要求される(第 14 条(1))。 補足説明書の作成で用いられた手法や測定手法については、同報告中で開示しなければならない(第 14 条(2))。 補足説明書に記載された情報に対する管理者のレビューおよび、企業が外部環境に与える影響と環境破壊を回避、減少、制限するための手法に関する記載が要求される。
i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 企業の社会的責任や、ノウハウ、雇用状況、環境問題、倫理的課題等に関する補足説明書(supplementary reports)は、一般的に受け入れられているガイドラインに従い、真実で公正でなければならない。また、これらの情報は、年次報告書に要求されるレベルと同程度の品質を要求される(第 14 条(1))。 補足説明書の作成で用いられた手法や測定手法については、同報告中で開示しなければならない(第 14 条(2))。 補足説明書に記載された情報に対する管理者のレビューおよび、企業が外部環境に与える影響と環境破壊を回避、減少、制限するための手法に関する記載が要求される。 		
⑦対象事業者	環境情報開示が必要な企業は、クラス C およびクラス D に該当する企業。 クラス A(個人所有企業) クラス B(小規模企業) クラス C(大・中規模企業) クラス D(上場会社+国有企業)		
⑧監査の有無	経営報告書は監査対象である。CSR 情報は、任意の開示事項であるが、開示した場合、「真実・公正な概要」を要請されることとなり、経営者確認書(ledelsespåtegning)の対象となる。ただし、監査対象からは除かれている(第 135 条第 1 項)。		
⑨罰則	同法の規定違反に対しては、罰金規定を設置している(第 151 条(1)(2))。		
⑩参考	上妻義直「EU における外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp.73-74。 Danish Act on Commercial Enterprises・Presentation of Financial Statements, etc. (the Danish Financial Statements Act) (http://www.eogs.dk/graphiCSRegnskab/Regnskabslov_en.html)		

①法律名	環境計算書法((Lov nr.403 om udarbejdelse af grønne regnskabe)
------	---

②設置(改正)年度	1995年(2001年)	
③所管官庁	森林自然庁、商工企業庁(Erhvervs-og Selskabsstyrelsen)	
④経緯	確認できない。	
⑤開示媒体	環境計算書	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 環境計算書を、地方政府に提出し、地方政府が環境計算書について意見書を発行することを義務化している。地方政府は、企業の報告した環境データと許認可付与によって地方政府が把握している情報とが一致していることを確認し、その意見書において、この報告が受諾可能か又は間違っているか明記しなければならない。 地方政府には、州(全国に13)とその他の地方自治体(全国に275)があるが、許認可の発行及び環境報告書の提出先は、規模の大きい施設は州、それ以外は地方自治体と分かれている。 企業は、地方政府の意見書を含めた環境計算書を再度企業庁に提出することとなる。 同法の適用対象企業は、商工企業局と森林自然庁の合議のもと、変更されることがある。 開示義務内容は、製造過程において使用される汚染物質や当該物質が労働者の健康状態に与えるリスクなど、事業活動に関する環境関連の定量的情報等である。 <p>(具体的な開示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告企業の概要 環境面での監督官庁(地域の審議会) 産業セクター、主要な企業活動および Annex, cf. section 3, point 1.に記載されたリストでの位置 その他の主要な企業活動に関する情報 企業に付与された環境に関する認可に関する情報 企業が認可された日時 企業の主要な活動とそれに相応する活動を特徴づけるような、重要な資源とその質に関する指標および環境に関するパラメータ
⑦対象事業者	製造(production)、加工(processing)、鉄の表面処理(surface treatment of iron)、鉄鋼(steel)、金属(metals)、木材及びプラスチック(wood and plastic)、鉱物油の抽出及び加工(extraction and processing of mineral oil)、鉱物油製品(mineral oil products)、天然ガス(natural gas)、化学製造(chemical production)、発電及び発熱(power and heat generation)、自動車レース場(motor racing tracks)、飛行場(airfields)に従事する事業者(付属文書)。	
⑧監査の有無	第三者による評価は、任意であるとされ、また評価基準も様々である。なお、同法は会計監査の対象とはされていない。	
⑨罰則	開示の遅延に対しては、1日につき2,000DKKの罰金が課される。	
⑩参考	「環境計算書法リスト掲載事業の環境計算書作成義務に関する通達(Bekendtgørelse om visse listevirksomheders pligt til at udarbejde grønt regnskab)	

1.2.3.7ドイツ

①法律名	商法(Handelsgesetzbuch、以下 HGB)第 289 条(および連結状況報告書に関する第 315 条)					
②設置(改正)年度	2004 年					
③所管官庁	連邦法務省、連邦財務省					
④経緯	<p>2004 年、EU 会計関連指令(国際会計基準適用命令、公正価値指令、規模基準値修正指令、現代化指令)の国内法への転換のため、「国際会計基準の導入及び決算書監査の質の確保に関する法律:会計法改革法」(BiReG)が成立した。</p> <p>BiReG では、前年度に連邦法務省と連邦財務省が共同で発表した「企業の清廉性および投資家保護の強化のための連邦政府の措置一覧」(「措置一覧」)の提案を具体化するための立法措置である。特に国際会計基準の適用に関し、BiReG では HGB、開示法、ならびに HGB 施行法などの法律の修正を指示する内容となっている。</p> <p>HGB 改正は、企業活動の経済的・社会的関連情報の記載を充実させることで、状況報告書の比較可能性を改善し、特に(投資に関する)意思決定に用いることを目的の一つとしている。「状況報告書の記載内容の拡充」という点に関して、第 289 条(および連結状況報告書に関する第 315 条)に重要な修正が加えられた。</p>					
⑤開示媒体	年次報告書(状況報告書、Lagebericht)					
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 「営業経過または状況の理解にとって重要である限り、環境および従業員関連情報のような非財務的業績指標*が組入れられる」(HGB 第 289 条 1 項) <p>*非財務的業績指標は、環境対応、従業員に関する事項、顧客層、研究開発分野、スポンサー、慈善事業への寄付等が想定されている。</p>				
	ii)基準上の規定	<table border="1"> <tr> <td>基準名称</td> <td>会計意見書(IDW RH HFA 1.007)</td> </tr> <tr> <td>設置(改訂年度)</td> <td>2005 年 2 月経済監査士協会[上妻義直1](IDW)</td> </tr> </table>	基準名称	会計意見書(IDW RH HFA 1.007)	設置(改訂年度)	2005 年 2 月経済監査士協会[上妻義直1](IDW)
		基準名称	会計意見書(IDW RH HFA 1.007)			
設置(改訂年度)	2005 年 2 月経済監査士協会[上妻義直1](IDW)					
<p>(KPI に関する規定中に定められた開示すべき適切なデータ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員情報(従業員数の変動、役員数、報酬構造、研修制度、内部人材の育成制度) 環境情報(放出/排出物量、エネルギー消費量、環境監査の実施状況) その他(顧客の構成、顧客満足度、供給業者との関係、特許申請、製品の品質) 						
⑦対象事業者	大規模資本企業(第 267 条 3 項)					
⑧監査の有無	年次報告書の監査が義務付けられており、環境報告も監査対象とされている(第 321 条 a)					
⑨罰則	確認できない。					
⑩参考	<p>川口八洲雄『会計制度の統合戦略—EU とドイツの会計現代化』森山書店, 2005 年 7 月</p> <p>Federal Cabinet, “The Perspectives for Germany – Our Strategy for Sustainable Development”, Apr. 2002</p> <p>経済産業省 2005 年 10 月「知的資産経営の開示ガイドライン」 http://www.meti.go.jp/press/20051014003/3-guideline-set.pdf</p> <p>環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005 年 3 月 http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</p>					

	日本公認会計士協会「企業価値向上に関する KPI を中心とした CSR 非財務情報項目に関する提言」について」2006 年 7 月 http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64
①備考	現在では EU 域内で国際会計基準の適用が推進されており、ドイツでも HGB 第 315 条 a(「連結決算書に対する国際会計基準適用条項」)の新設を通じて、国際会計基準への準拠が可能となっている。そのため、2005 年時点で HGB による開示を実施した企業は、ドイツの株価指数である DAX に組入れられた 30 銘柄、MDAX に組入れられた 50 銘柄、SDAX に組入れられた 50 銘柄、TecDAX に組入れられた 30 銘柄、のうち 9 銘柄のみであり、その他の企業は、国際会計基準による開示を実施している。

1.2.3.8 ノルウェー

①法律名	年次報告書法 (Lov om årsregnskap m.v)		
②設置(改正)年度	1998 年(2003 年)		
③所管官庁	FIN (Finansdepartementet)		
④経緯	確認できない。		
⑤開示媒体	年次報告書(財務報告・営業報告)		
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 会計年度の終わりから 6 ヶ月以内に年次財務報告書を作成することを義務化している。 営業報告では、財務報告及び継続企業の公準をレビューすることとなっている。 営業報告中の開示事項に「事業活動において、環境に影響を及ぼす可能性のある生産資源及び製品についての情報を提供しなければならない。事業活動の各側面における環境影響及び環境影響の可能性、さらに、環境への悪影響を防止又は削減するために実施又は計画されている取り組みの内容に関する情報が提供されなければならない。」と、環境情報を含むことを規定している。 環境情報に関する詳細な記載項目は、後述する「営業報告の基準(ガイドライン)」(Foreløpig Norsk RegnskapsStandard Årsberetning (November 1999))において規定されている。 また、社会性に関わる情報に関しても、「労働環境上の対策の実施に関する計画を含めた、労働環境に関する情報が提供されなければならない。病気、ケガ、及び事故による詳細な欠勤の状況は詳細に述べられなければならない。」と規定されている。 	
	ii)基準上の規定	基準名称	営業報告の基準(ガイドライン) (Foreløpig Norsk RegnskapsStandard Årsberetning) (ノルウェー会計基準委員会) (The Norwegian Accounting Standards Board)
		設置(改訂)年度	1999 年
		<ul style="list-style-type: none"> 同ガイドラインは、一般会計基準として位置づけられており、同ガイドラインにおける記載項目は、企業の環境保全活動の概要、環境パフォーマンス、および製品の環境影響の 3 つに分けることができる。 	

	<p>(具体的な記載事項)</p> <p>【外部環境に対する影響】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費するエネルギーおよび資源の種類と量 ・ 排出する汚染物質の種類と量。騒音、ダスト、振動も含むものとする。 ・ 埋め立て処分した物質、開放・閉鎖環境での一時保管物質、水系・海への排出物など、発生する、または保管する廃棄物の種類と量。 ・ 業務事故の危険性 ・ 輸送に関連する環境負荷 <p>【材料・製品を生産する企業に対して重要な情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品に含まれる健康・環境にとって有害な化学物質の種類と量 ・ 製品の使用後の段階で発生する廃棄物の種類と量 ・ 製品の使用による環境負荷。車両による燃料の消費といった他の製品の必要な使用も含まれるものとする。
⑦対象事業者	民間および一部の公営企業
⑧監査の有無	環境および社会情報に関しては、法定監査の対象とされていない。
⑨罰則	年次報告書の提出は法的拘束力を伴い、提出が遅れた企業に対しては罰金が貸される。
⑩参考	<p>Skatteetaten ウェブサイト</p> <p>http://www.skatteetaten.no/Templates/SKDMelding.aspx?id=6025&epslanguage=EN</p> <p>Lov om årsregnskap m.v. (regnskapsloven). ウェブサイト</p> <p>http://www.lovdatab.no/all/nl-19980717-056.html</p> <p>環境省「環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書」2005年3月</p> <p>http://www.env.go.jp/policy/report/h16-04/full.pdf</p>

1.2.3.9 フランス

①法律名	商法(第 L225-102-1 条新経済規制法(Nouvelles Regulations Economique, NRE)により改正
②設置(改正)年度	2003 年
③所管官庁	確認できない。
④経緯	<p>2003 年 6 月 持続可能な発展に向けた全国レベルの戦略を採択し、国家戦略の推進の一環として、会社法を改正し、同法を制定。</p> <p>2004 年 12 月 会社法現代化指令の第 1 条第 14 項および第 2 条 10 項に、年次計算書類および連結計算書類に、必要に応じて環境や従業員等の非財務的性格に関する主要な業績指標を記載する要求事項が追求されたことを受け、2004 年 12 月 20 日付けで王令(Ordonnance no.2004-1382)の記載事項について規定する、商法典の第 225-100 条第 3 項を改正</p> <p>2005 年 1 月 新会社法の適用開始。</p>
⑤開示媒体	年次報告書

⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動の社会的・環境的影響に対する取り組み方法について、政令で定める情報を年次報告書に定めることとしている(商法第L225-102-2条第4項)。 レポート作成のためのガイドラインはないものの、新経済規制法の付属文書として「調査に関する覚書/インパクトに関する調査報告書(La note de cadrage/ L' étude d' impact)」を有しているほか、労働基準に関しては、ILO の中核的宣言の参照を推奨している。 	
	ii)関連政令上の規定	政令名称	商事会社に関する政令
		設置(改訂)年度	1967年(2002年2月20日)
	(具体的な開示義務内容)	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報(①水・原材料・エネルギーの消費量、環境に悪影響を与える大気・水・土壌への放出物で産業・環境省令の指定リストに記載されるもの、②生物学的バランス、自然環境、保護対象の動植物種に対する影響の削減対策、③企業の環境評価・証明手続き、④環境関連法令の遵守対策、⑤環境負荷の削減対策費、⑥社内で行われる環境マネジメント業務、当該業務を担う組織体制、環境リスクの削減対策、社外に影響を及ぼす環境汚染事故への対策、⑦環境リスクに対する引当金額・保証金額、⑧環境に関する裁判所命令の執行に伴って事業年度中に支払うこととなった賠償金額、⑨国外子会社の事業活動に関する上記①～⑥の全情報) 社会情報(①従業員数、雇用状況、労務状況、報酬・昇給状況、機会均等、安全衛生、教育研修などの従業員情報、②下請依存状況、ILO 規定遵守状況などの公正取引関連情報、③地域配慮方針、地域貢献活動、海外事業の地域配慮方針などの地域社会関連情報、④社会貢献活動、社会活動団体との関係など、その他の社会情報) 	
⑦対象事業者	すべての上場企業(約1,000社)		
⑧監査の有無	会計監査役は、取締役報告書の環境情報・社会関連の情報につき、その正確性と財務諸表との整合性を検証する(商法第L225-235条第3段落)		
⑨罰則	確認できない。		
⑩参考	<p>上妻義直「EUにおける外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp.75-76.</p> <p>日本公認会計士協会「企業価値向上に関するKPIを中心としたCSR非財務情報項目に関する提言」について『経営研究調査会研究報告第28号』、2006年7月 http://db.jicpa.or.jp/visitor/general/show_detail.php?id=64</p> <p>新経済規制法 (http://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdf) (フランス語)</p>		

1.2.3.10 米国

①法律名	スーパーファンド法 ⁴ (「包括的環境対策・補償・責任法(Comprehensive Environmental Response, Compensation, and Liability Act、以下 CERCLA)」と「スーパーファンド修正および再授權法(Superfund Amendments and Reauthorization、以下 SARA)」)		
②設置(改正)年度	1980年(CERCLA) 1986年(SARA)		
③所管官庁	環境保護庁		
④経緯	<p>1978年 ラブ・キャナル事件⁵</p> <p>1980年 CERCLA 設置</p> <p>1986年 SARA 設置</p> <p>2001年6月 SFAS 第 143 号「資産除去債務の環境」の発行。有形長期資産の除却に関連する法的債務は、その公正価値を資産の取得日現在で負債として認識すると同時に、その金額を当該資産の帳簿価値に含めて資産計上し、資産の耐用年数にわたって減価償却することとなった(阪智香「北米における外部環境会計の展開」p117より抜粋)。</p> <p>2005年3月 FASB 解釈第 47 号の発行。この解釈では、公正価値が合理的に見積もられる限り負債を認識することが求められるようになった(阪、「同書」p117より抜粋)。</p>		
⑤開示媒体	年次財務報告書		
⑥開示項目	i)指針上の規定	基準名称	FASB 解釈第 47 号「条件付資産除去債務の会計処理」(財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、以下 FASB))
		設置(改訂)年度	2005年3月
		<ul style="list-style-type: none"> 負債を負った時点で重要な情報が入手できない場合、143号第3段落は、負債の公正価値を見積もるための重要な情報が入手可能になった時初めて、負債を認識するよう、要求している。143号第22段落は、負債の公正価値が合理的に見積もれない場合、その旨と理由が開示されなければならないとしている。附則 A 事例 3 では、事業者が条件付資産除去債務の公正価値を合理的に見積もるための重要な情報を持っていない場合の解釈の適用について示している。附則 A 例 4 では、事業体が当初は条件付資産除去債務を合理的に見積もるための重要な情報を持っていないが、後になってそのような情報を得た場合の解釈の適用について示している(第6条)。 この解釈は 2005年12月15日以降に終了する財務年度末までに有効にならなければならない(暦年を用いる企業は 2005年12月31日)。暫定的な財務情報の遡及的 	

⁴ 土壌・地下水汚染の浄化責任と浄化費用の負担者を定める法律であり、厳格責任・無過失責任・連帯責任・遡及責任という特徴を持っており、浄化費用を負担することとなる潜在的責任当事者(Potential Responsible Parties)が広範に及ぶ。そのため、米国では、多くの企業で巨額の汚染修復費用や訴訟・損害賠償費用が発生し、財務会計上でもその会計処理を明らかにする必要があるが生じてきた(阪智香「北米における外部環境会計の展開」pp109-110より抜粋)。

⁵ 1978年に米国ナイアガラ滝近くのラブキャナル運河(ニューヨーク州)で起きた有害化学物質による汚染事件のこと。投機された化学物質による水質汚染や土壌汚染の被害により、地域住民が深刻な健康被害にあっていることが明らかになり、スーパーファンド法を設置する契機となった。

	<p>な適用は認められるが、義務付けられてはいない。この解釈の早期適用は奨励されている(第8条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> FASB は上記に関する具体的な開示事例として、下記の事例をあげている。 <p><附則 A 例 4、A11></p> <p>事業体がアスベストを含む工場を買収するに際して、当該工場の大規模な修復や解体をする場合には、指定された方法によるアスベストの処理または廃棄を義務化する規制は整備されているので、それに準じた対応をする。当該工場の大規模な修復や解体をしない場合は、事業体は特にアスベストを工場から除去する必要はない。事業者は、将来、当該工場を解体、売却、廃棄等の取り扱いをすることができる。</p> <p>買収時点での工場の売主および買主の双方の共通認識として、①工場の債務決済日が未確定である、②債務の移転を実際に取り扱う市場はない、③期待価値の換算のために利用する重要情報が存在しないことが挙げられる。そのためこの時点では、工場の購入価格に債務の公正価値が反映されているとは限らない。</p> <p>買収から 10 年後、事業者体は工場で製造された製品需要の変化を基盤とした追加的な情報を獲得する。同時に事業者は決済日の可能性の範囲と決済手段の可能性の範囲、および決済日と決済手法の可能性に関連した状況を見積もるための情報を獲得する。そのため、この時点で事業体は期待価値の換算を用いてアスベストの特殊な扱いのための債務の公正価値を見積もることが可能となる。</p> <p><附則例 4、A13></p> <p>この例において、資産除却債務は、事業者が工場を買収するときには認識されない。なぜなら、事業者は債務の公正価値を見積もるための重要な情報を得ていないからである。事業者は、(a)債務の説明、(b)公正価値が合理的に見積もることができないため負債は認識されないという事実、および(c)なぜ公正価値が合理的に見積もることができないかの理由、を開示する。資産除去債務は、買収日の 10 年後に資産除去債務の公正価値を見積もるための重要な情報を得ることにより、事業者によって認識される。</p>
⑦対象事業者	米国の証券市場に上場している企業
⑧監査の有無	年次報告書は財務監査の対象である。
⑨罰則	確認できない。
⑩参考	FASBウェブサイト(http://www.fasb.org/st/) 環境保護庁ウェブサイト(http://www.epa.gov/superfund/) 阪智香「北米における外部環境会計の展開」河野正男編著『環境会計の構築と国際的展開』森山書店、2006、pp108-130.

①法律名	緊急対処計画および地域住民の知る権利法(EPCRA)
②設置(改正)年度	1986年
③所管官庁	環境保護庁
④経緯	詳細は確認できない。
⑤開示媒体	この条項において必要とされる放出承諾書(release form)は、連邦政府、州、地方自治体および、同法の対象となる施設の周辺の地域住民を含む一般の人々へ情報を提供することを

		<p>目的としている。放出承諾書(release form)は、環境に対する有毒化学物質の放出について人々に情報を与えるため、政府機関、研究者と研究やデータを集める人を支援するため、適切な規則、ガイドライン、基準の開発を助けるため、および、他の同様な目的のために、入手可能でなければならない。また、同法 11044(a)に一致していなければならない(11023 節(h))。</p>
⑥開示項目	i)法律上の規定	<p>(具体的な開示情報)(11023 節(g))</p> <p>(1)必要とされる情報</p> <p>管理者は同項の対象となる施設について、1987年6月1日までに、一定の有害化学物質放出承諾書を公表しなければならない。もし管理者がこのような承諾書を公表しなければ、同項の要求の対象となっている施設の所有者と担当者は、承諾書の締切日以前の消印のある書面により以下に求められる情報を提供しなければならない。</p> <p>この書面には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の名称、所在地、施設での主たる事業活動を記載しなければならない。 ・ 報告書の正確性と完全性に関して、報告書を完成させる人もしくは人々に対して管理責任のある上長の署名を受けた、適切な証明書を含めなければならない。 ・ 施設に存在することが自明であるとリストに上げられたそれぞれの有毒化学物質について、以下のそれぞれの項目についての情報の提供がなされなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> * 施設にある有毒化学物質が製造されている、加工されている、または、用いられているかどうか、および、一般的な分類または化学物質の使用上の分類。 * 前暦年における施設に存在する有毒化学物質(ある範囲内の)最大量の見積もり * 廃棄物の流れについて、用いられている廃棄物処理、または、処分法および、主にそのような廃棄物の流れの方法によって達成された処理効率の見積もり * 環境媒体に放出される有毒化学物質の年間量 <p>(2)入手可能なデータの使用</p> <p>同項で求められる情報を提供するために、施設の所有者もしくは担当者は法律の他の規定に準じて集められたすぐに入手可能なデータ(モニタリングのデータを含む)を使用する。そのようなデータがすぐに入手可能でない場合は、関係する量の妥当な見積りを使用することもある</p>
⑦対象事業者		<p>(法律の対象となる施設の所有者および担当者)(11023 節(b))</p> <p>同項の要求事項は、10人以上の常勤従業員がおり、(1985年7月1日に有効となった)「業種別基準」20項39にあたり、(c)小区分で設定された有毒化学物質の量を超えて、(f)同項で放出承諾書が必要とされている暦年において、小区分にリストされた有毒化学物質を製造、加工、または、用いる施設の所有者および担当者に適用されなければならない。</p>
⑧監査の有無		<p>同項では、モニタリング、および、量、濃度の測定、法律や規則の他の規定でモニタリングや測定が要求される有毒化学物質が環境に放出される頻度については特に規定していない。</p>
⑨罰則		<p>確認できない。</p>
⑩参考		<p>環境保護庁ウェブサイト http://www.epa.gov/region5/defs/html/epcra.htm</p> <p>EPCRA 全文</p> <p>(http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode42/usc_sup_01_42_10_116.html)</p>

1.2.3.11 カナダ

①法律名	公共への説明責任に関する報告書に関する規制 (Public Accountability Statement)	
②設置(改正)年度	2002年	
③所管官庁	法務省	
④経緯	確認できない。	
⑤開示媒体	「公共への説明責任に関する報告書」(Public Accountability Statement 以下、PAS 報告書)	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済と社会に対する貢献に関する情報を公開することを目的とした PAS 報告書を会計年度末より 135 日以内に作成し、発行することを義務化。 ・ カナダの金融機関では、同規制を受けて「持続可能性報告書」に PAS を含めた形態をとる場合が多く見られる。 <p>(具体的な開示内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該金融機関が地域社会の発展のためのプロジェクトに関わった詳細な事例 ・ 当該金融機関の慈善寄付の事例とその合計金額(ドル貨)、および他の慈善活動 ・ 従業員が地域社会発展目的で当該金融機関の代表として行ったボランティア活動の説明 ・ 借り入れによる資金調達に関してカナダ企業に(貸付を)認めた金額合計の詳しい報告。ドル貨金額は規定された貸付額の大きさ別、州または行政区別に分けること。この報告には貸付を許可した企業の数を必ず記載しなくてはならない。 ・ 低所得者や高齢者、障害者が銀行業務サービスを受けるための手段を改善するためのイニシアチブに関する概要 ・ 預金受託機関について年間を通して開店・閉店した支店の住所(州別) ・ 当該金融機関が各州で雇用している正規職員およびパート職員の合計数 ・ 連邦政府および州政府に納付した税金の合計額 ・ 零細企業の貸付やマイクロクレジット・プログラムへの投資や提携のために着手した新たなイニシアチブまたは助成プログラムについての情報 ・ 「公共への説明責任に関する報告書」に記載されている系列機関の一覧
⑦対象事業者	純資産額が 10 億ドル以上の銀行や保険会社などの金融機関	
⑧監査の有無	確認できない。	
⑨罰則	確認できない。	
⑩参考	カナダ法務省ウェブサイト(http://laws.justice.gc.ca/en/showdoc/cr/sor-2002-133///en?page=1)	

①法律名	「カナダにおける企業の持続可能性報告ツールキット」(Canadian Corporate Sustainability Reporting Toolkit)	
②設置(改正)年度	2003年	
③所管官庁	政府	
④経緯	確認できない。	
⑤開示媒体	持続可能性報告書	

⑥開示項目	i)ガイドライン上の規定	<ul style="list-style-type: none"> カナダでは政府により、自主的な環境報告書の取り組みが推奨されている。同ガイドラインは、持続可能性報告書の開示内容に関する指針および報告書の作成方法について統一的な基準として普及している。 <p>(具体的な開示事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業情報 報告の範囲 実績のハイライト 取締役の宣誓 ガバナンスおよびマネジメントに関する構造および体制 ステークホルダー・エンゲージメント 実績(経済面、環境面、社会面、および財政面)
⑦対象事業者	企業	
⑧監査の有無	環境報告書の第三者評価および保証に関しては、それらが報告書の信頼を高めるとしているものの、実際の採用は企業の判断によるとしている。	
⑨罰則	自主的取り組みであるため罰則の対象ではない。	
⑩参考	Sustainability Reporting Toolkit, Government of Canada ウェブサイト (http://www.cbsc.org/servlet/ContentServer?pagename=CBSC_FE%2Fdisplay&lang=en&cid=1081944219754&c=Services)	

1.2.3.12 オーストラリア

①法律名	会社法(Corporations Act)	
②設置(改正)年度	2001年	
③所管官庁	オーストラリア証券投資委員会(ASIC)	
④経緯	<p>2001年 会社法の改正。</p> <p>2002年12月 オーストラリア証券投資委員会のディスカッションレポートの発行。</p> <p>2003年9月 ガイドラインの原案の公表。幅広いステークホルダーとの協議の実施。</p> <p>2003年 ガイドラインを公表。</p>	
⑤開示媒体	投資商品の商品目論見書	
⑥開示項目	i)法律上の規定	<p>同法は、企業や登録された投資スキーム、証券公開企業の営業報告書において、活動に係る環境法規制がある場合に、法規制に係る企業の詳細なパフォーマンスの開示を義務付けている。さらに同法では、投資を含む金融商品を提供している企業に対して、目論見書において、投資の選別、保有、売却において考慮している労働基準、環境、社会、または倫理的配慮の範囲を記載することを義務付けている。</p> <p>目論見書における記載内容に関しては、同法 1013D「商品目論見書の内容—主な要件(1)」に、投資の選別、保有、売却において考慮している労働基準、環境、社会または倫理的配慮の範囲と定められている。また、同法 1013DA「倫理的配慮に関する情報」にて ASIC が、公表している、投資の選別、保有、売却において労働基準、環境、社会、または倫理的配慮の開示のためのガイドラインを参考にすることが推奨されている。</p>
	ii)基準上の	<p>基準名称 「ASIC1013DA 開示ガイドライン」(ASIC Section 1013DA Disclosure</p>

	規定	Guidelines, Australian Securities and Investments Commission) (オーストラリア証券投資委員会)
	設置(改訂)年度	2003年
		(具体的な開示内容、1.16～1.26) <ul style="list-style-type: none"> 投資の選別、保有、売却において、労働基準、環境、社会、倫理的配慮の考慮の有無および程度。考慮を投資に反映させる手順、重要度をつけるためのシステム、モニタリング、見直し状況。 労働基準、環境、社会、倫理的配慮を考慮に入れない場合は、その旨の開示 投資の選別、保有、売却において、労働基準、環境、社会、倫理的配慮を考慮に入れている旨を記載する場合、それらの基準や配慮が何であるかについての情報(1.19)。 商品提供者が、何を労働基準、環境、社会、倫理的配慮とみなすかについて一定の見解を持っていない場合、その旨の明記(1.20)
⑦対象事業者		<ul style="list-style-type: none"> 企業や登録された投資スキーム、証券公開企業の営業報告書において、活動に係る環境法規制がある場合 投資を含む金融商品を提供している企業
⑧監査の有無		監査の対象ではない。
⑨罰則		確認できない。
⑩参考		オーストラリア証券投資委員会ウェブサイト(http://www.asic.gov.au/asic/asic.nsf) ComLaw Act Complaitions ウェブサイト(http://www.comlaw.gov.au/) ASIC guidelines http://www.asic.gov.au/asic/pdflib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguideline_s.pdf/\$file/s1013DA_finalguidelines.pdf

①ガイドライン名	オーストラリアにおけるトリプル・ボトム・ライン報告書(Triple Bottom Line Reporting in Australia)
②設置(改正)年度	2003年
③所管官庁	環境・自然／文化遺産省
④経緯	<p>ハワード政権下の環境・自然/文化遺産省(Environment Australia)により、オーストラリアの公共への環境報告書およびトリプル・ボトム・ライン報告書(TBL 報告書)を推進させる取り組みの一環として、「オーストラリアの TBL 報告書 - 環境指標に対する報告書の手引き」が作成された。同手引きは従来の手引き書に、GRI ガイドラインの要素を付け加え、企業による環境に配慮したパフォーマンスの強化および報告の取り組み支援を作成目的としており、組織による自主的な非財務情報の開示支援ツールとして発行された。同手引書は、オーストラリアの企業が主要な環境指標に照らしてパフォーマンスの測定をする際に具体的で使いやすいツールとして提供されている。</p> <p>オーストラリアでは、近年、「公共への環境報告のためのフレームワーク - オーストラリアのアプローチ」等の主要な出版物の配布や企業との連携により、環境報告書を発行する企業が着実に増えてきている。1993年には1社だけだったのが、2003年には約100社にまで増えている。</p>

⑤開示媒体	環境報告書および TBL 報告書
⑥開示項目	i)法律上の規定 環境管理指標および環境パフォーマンス指標
⑦対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織の環境パフォーマンスを改善させることを望む企業、コミュニティと政府の管理者。 ・ 同ガイドラインは、全てのセクターに広く適用可能であり、特に初めて TBL 報告書を発表することを望む組織に対し有用である。 ・ 報告者の作成経験が豊富な組織や、環境パフォーマンス報告書を単独で発表する組織に対しても有用である。 ・ 組織が環境報告書に対して異なる優先順位や方法を持つため、同ガイドラインでは、広範囲のニーズに適合するようさまざまな指標や情報を提示している。
⑧監査の有無	義務化はされていないが、監査法人やコンサルタント企業による独立した第三者の検証および環境報告書の保証を受けることが推奨されている。
⑨罰則	自主的取り組みであるため罰則規定はない。
⑩参考	オーストラリア政府ウェブサイト http://www.environment.gov.au/settlements/industry/finance/publications/indicators/index.html

1.3 社会的責任購入の促進策

1.3.1 社会的責任購入に対する諸外国の促進策

社会的責任購入は、製品の製造プロセスあるいはサービスが市場に流通するプロセスにおいて社会的責任を果たしていることを製品情報として記載した製品を購入する購買活動をいう。現在、市場でみられるラベルは、①製造過程における環境へのケアに対する認証(エコ・ラベル)、②雇用状況や地域開発などの製造企業の社会性に対する認証(社会ラベル、エシカル・トレード・ラベル)、③フェア・トレードによる製品であることの認証(フェア・トレード・ラベル)の3つに分類できる。

エコ製品とは、製品の製造過程、使用、廃棄などによる環境への負荷が、他の同様の商品と比較して相対的に少ない商品または、当該商品の利用により、環境への負荷が低減できるなど、環境保全に効果的な商品の総称である。また、フェア・トレード製品とは、途上国における公平な貿易や持続可能な発展に貢献することを目的に、途上国市場において公正な価格と継続的な収入が保証された、途上国で生産される製品をいう。

フェア・トレード市場は、2004年未現在、中南米、アフリカ、アジアの原産国50カ国以上、433生産組合、約100万世帯の農民が参加しており、生産者の受ける利益は年間60億円以上であるといわれている。フェア・トレード製品が流通する先進国は、欧州ほぼ全域、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど20カ国であるといわれており、なかでも米国、スウェーデン、フランスでのフェア・トレード市場の拡大は著しい。最大のフェア・トレード市場は英国と米国であり、両国で約900億円のフェア・トレード・ラベル製品が販売されている⁶。

エシカル・トレード製品は、行動規範を伴うコンプライアンスやサプライ・サプライ・チェーン・マネジメントなどの企業活動を評価し、倫理的、環境的、社会的責任を促進する製品の売買をいう。これらの製品は、それが環境や公正取引、倫理のそれぞれの基準をクリアしていることを表示するためのラベルが製品に表示されていることが多い。

エコ製品やフェア・トレード製品、エシカル・トレード製品などの認証ラベルは、当該製造企業や産業セクター、NGO、政府などの独立した第三者機関など、多様な媒体により発行されている。繊維など限定的な産業においてのみ適用されるラベルもある。そのため、より透明性が高く、正確で、信頼でき、公正で、実現可能なガイドラインの構築が至急の課題とされている。また、ガイドラインの基準に合格した製品には、基準を遵守していることを表示するラベリング制度の統一的な基準が

⁶ 特定非営利法人フェア・トレードジャパン ウェブサイト(http://www.fairtrade-jp.org/About_Fairtrade/About_Fairtrade.html)

求められている。そのため、諸外国の社会的責任購入の促進策の第一は、統一的で合理的、透明性の高いラベリング制度の基準の構築であった。以下に諸外国におけるラベリング制度の取り組みについて紹介する。

1.3.2 各国政府によるエコ・ラベルの取り組み

エコ・ラベルは、1978年に旧西ドイツで始まった「ブルー・エンジェル」が始まりであるといわれている。その後、1990年7月に旧西ドイツが主催してベルリンで開かれた、「環境保護ラベルに関する国際会議」において、「環境保護ラベルに関するベルリン声明」が出され、各国間の情報交換を進められていくことになった。現在では、国際標準化機構のISO 14020によって、環境ラベルについての運用規定が定められている。また、ISOによるラベリング制度は、第三者認証による環境ラベルの「タイプⅠ」(ISO14024)、事業者の自己宣言による環境主張を示す「タイプⅡ」(ISO14021)、製品の環境負荷の定量的データを表示しており、合格・不合格の判断を含まない「タイプⅢ」(TR14025)の3タイプの規格が設定されている。

環境ラベルは、各国が固有のラベルを発行しており、それぞれが環境ラベルに関する国際ネットワークであるGEN(Global Ecolabelling Network)に登録することで、国家間の互換性を担保している。GENの加盟に際しては、以下の10条件を充足することが要求される⁷。

- ① 自主的な制度であること
- ② 非営利団体によって運営されていること
- ③ 商業上の利益から独立していること
- ④ 資金源が利害の衝突を生むものではないこと
- ⑤ 利害関係者との協議を行うこと
- ⑥ ロゴが法的に保護されていること
- ⑦ ライフサイクルを考慮して認定基準が策定されていること
- ⑧ すべての国の潜在的な申請者に対して開かれていること
- ⑨ 認定基準のレベルが環境負荷の低減に資する物品・サービスの生産及び利用を促進するのにふさわしい程度であること
- ⑩ 技術及び市場の状況を考慮し、認定基準及び商品類型について定期的な見直し

⁷ 環境省ウェブサイト訳(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>)より転載。

を行うこと

なお、現在 GEN に登録を行っている、各国のエコ・ラベルは以下のとおりである（「」内はラベルの名称）：オーストラリア、カナダ「環境チョイスプログラム」、クロアチア、チェコ、ドイツ「ブルー・エンジェル」、スペイン、北欧「ノルディック・スワン」、スウェーデン、米国「グリーン・シール」。

参照 URL

環境省環境ラベル等データベース

(http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_02.html)

ドイツ「ブルー・エンジェル」ウェブサイト(http://www.blauer-engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm)

1.3.3 各国政府による社会ラベルの取り組み

EU では、オーストリア、ベルギー、デンマーク、アイルランド、英国の 5 カ国で、政府による社会ラベルが発行されている。社会ラベルは、①「製品そのものの製造過程における企業の社会的責任に関するコミットメント」を表示するものと、②「製品企業の社会的責任に関するコミットメント」を表示するものがある。

①「製品そのものの製造過程における企業の社会的責任に関するコミットメント」を表示するラベルの具体例としては、ベルギー政府の取り組みをあげることができる。ベルギー政府は、2001 年に企業に対し製品の製造過程において ILO の中核宣言の遵守を保証するラベルを付与する法案を可決した。ラベルは、政府、社会的パートナー、消費者、NGO の代表からなる社会責任製品委員会 (Committee for Socially Responsible Production) の見解に基づき、最大 3 年間許可される。当該委員会は、企業の統制プログラムを作成した。当該プログラムに則り、経済産業省が認可した検査団体がコンプライアンスの遵守状況に関する監視を行っている。自社の製品に対しラベルの認可を希望する会社は、サプライヤーと製造に直接的に関わった下請け業者に関するすべての情報を提示し、製品と同様、サプライヤーと下請け業者もまた ILO の中核宣言を遵守していることを証明することが求められる。検査団体に対しては、ステークホルダーから構成される委員会による報告書（労働者や責任者へのインタビュー、会社への訪問、地元の組織からの情報などに基づき）の作成が義務付けられている。毎年、経済問題担当省は議会にラベルの履行に関する報告書を公開する。

一方、②の「製造企業の社会的責任に対するコミットメント」を表示するラベルの具体的な事例と

しては、デンマーク政府の取り組みをあげることができる。後述(1.6 普及・啓発活動、キャパシテ
 イ・ビルディング)する、デンマークの「社会責任指標」(Social Index)は、企業の社会的責任への
 コミットメントの度合いを測るマネジメントの自己評価のツールである。それと同時に、自己評価の
 結果、60 点以上のスコアを獲得した企業は、自社の報告書や製品につけることのできる社会ラベ
 ルを使うことが認可される。ただし、社会的指標は、外部に対する企業の社会的責任へのコミットメ
 ントを判断するツールでもあるため、企業が採点したスコアに対しては、公平な監査人から、当該
 数値の正当性や信頼性に関する監査が行われる。

その他にも、ドイツでは、家庭に優しいと判断される企業に対し、連邦社会保障省から、「家庭と
 職業」(Familie & Beruf)に関する証明書が与えられている。デンマークでは、政府が承認した外
 部の監査人による監査の結果、一定程度の評価を取得した企業に対して、政府から最大 3 年間
 有効な認定ラベルの認可制度を設置している。また、アイルランドでは、人的資源の政策と実践と
 いう視点から、適切であると判断された企業に対しては、政府機関による評価および認可がされる。
 さらに、イタリアのエミリアロマーニャ地方は製品の質の基準のみならず責任基準も含めた社会品
 質ラベルを発行している。ラベルは、労働組合、雇用者連合、公務員、ボランティア団体に知識人
 から成る多数のステークホルダーによる基金(Istituto per il Lavoro)で運営されている。今後は、
 様々なスキーム、例えば SA8000、ISO14000、EMAS、エコ・ラベル、OHSAS18001 などを統合す
 ることを模索している。

<ドイツ Familie & Beruf>

①法律名	「従業員の家族と専門的キャリアのための監査」イニシアチブ(Familie & Beruf Audit)	
②設置(改正)年度	1998 年	
③所管官庁	社会問題担当省	
④経緯	1995 年、非営利団体 Hertie-Stiftung は、家庭にやさしい企業の政策の状況と利点を調べるべく、まだ途中の研究および経験に基づいた事例を提示した。これらの調査の結果は、監査の開発のために、「従業員の家族と専門的キャリア」の必要条件を導き出した。監査により、多数の企業における三年間のパイロット・プロジェクトの枠組みにおいて、「従業員の家族と専門的キャリア」は市場性が高く、効率が良いことが明らかになった後、非営利団体 Hertie-Stiftung は、1998 年に、「従業員の家族と専門的キャリア公益事業体」(berufundfamilie gGmbH)を設立した。	
⑤開示媒体	開示の対象ではない。	
⑥監査項目	i)ガイドライン上の規定	家族を意識した人事政策における生産的配置換えを最善にすることを保証するために、gGmbH は次のような行動をあげている。 1998年 ドイツと他国における、職業と家族の両立についての系統立った発見事項の抽

	出と分析 1999年 家族を意識した人事政策から発生した、全体的な戦略の認識を分離測定する方法 2000年 企業家を対象とした研修イベント 2001年 企業、同僚、家族に対する調査の実施 2002年 情報交換グループの組織化 2003年 企業と地域の協力の支援 2004年 会議、品評会、企業内イベントにおける広報活動、情報公開
⑦対象事業者	ドイツ企業
⑧監査の有無	「Familie & Beruf」が認定した外部監査人による監査を受けることとなる。監査が終了すると企業は3年間有効な認定書を授与されることとなる。
⑨罰則	罰則規定はない。
⑩参考	Beruf & Familie ウェブサイト (http://www.beruf-und-familie.de/index.php) (ドイツ語)

<デンマーク 社会的責任指標>

①名称	社会的責任指標 (Social Index)
②設置年度	2000年
③策定組織	社会問題担当省により設置されたが、現在では、雇用問題担当省の管轄下にある。
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 社会的責任指標は、会社の従業員と外部のステークホルダーに対する社会的責任へのコミットメントおよびこれらに対する企業の方針という視点から、企業の社会的責任へのコミットメントの度合いを0～100点の間で測るマネジメントの自己評価のツールである。 企業は、従業員へのインタビューの結果から、自社のCSRについて採点を行う。採点の公正性や正確性に関しては、政府に承認された外部の監査人により監査が行われることで担保している。 監査の結果、60点以上の高得点を取得した企業に対しては、最大3年間有効な認定ラベルの使用が認可される制度を設置している。 同ガイドラインは、2001年8月に社会問題担当相により公表された社会的倫理的報告書のためのガイドラインの補完的な指標として発行された。ただし、現在国内で同ガイドラインおよび指標に関する活動は活発であるとはいえず、一般に普及していない(EYデンマーク調査より)。
⑤対象分野	CSR全般
⑥参照URL	Social Index ウェブサイト (http://www.detsocialeindeks.dk/extweb/dsi/dsi.nsf/DocNo/eng-05-01-01)

1.3.4 フェア・トレード・ラベルにおける関連団体の取り組み

フェア・トレード・ラベルに関して、政府が公式に発行している事実は確認できない。フェア・トレード・ラベルの認証は、生産地である途上国および消費地である先進国において作成されている。

国際フェア・トレード表示機構 (Fairtrade Labelling Organisations International、以下 FLO) では、フェア・トレード・ラベル表示に関する基準を作成しており、FLO の基準は現在最も普及している。例えば、コーヒーに関しては、5,000 人の生産者からなる 200 近い協同組合、70 社を超える貿易業者、350 社にのぼるコーヒー会社が、FLO の基準に沿った事業を行っている。FLO の基準は、任意の事業であり、農民に対して適正な条件が保証されているかに関しては、当該国の団体と協力する FLO によって監視されている。

FLO は、ラベリング・イニシアチブ (Labelling Initiative) を結成しており、現在、マックス・ハヴェラール (Max Havelaar、オランダ、ベルギー、フランス、スイス、デンマーク)、トランスフェア USA (TransFair USA、米国)、フェア・トレード基金 (Fairtrade Foundation、英国) など 20 の欧米の団体が加盟している。これらの団体は、それぞれの消費市場で独自の認定ラベルを使用している。

FLO の基準は、FLO 加盟団体のステークホルダー、生産者団体、貿易業者、外部の専門家で構成される FLO 基準委員会 (FLO Standards Committee) によって作成されている。また、議論の場にすべての必要な専門知識を持ち寄り、十分な情報を得た上で意思決定が行える体制を整備している。

< FLO による認証ラベルの例 : FLO ウェブサイト (http://www.fairtrade.net/labelling_initiatives.html) >



TransFair-Canada

Max Havelaar-Switzerland

TransFair-USA

1.4 社会的責任投資の促進策

1.4.1 社会的責任投資 (Social Responsible Investment) の概要

広義での社会的責任投資 (以下 SRI) は、「財務パフォーマンスだけでなく、当該銘柄の社会・環境パフォーマンスを投資の判断基準として採用する投資」をいう。SRI の手法および目的は、①スクリーニング手法、②コミュニティ投資、③株主行動、があると言われている。場合によっては、この 3 類型にオルタナティブ金融を含めた 4 類型に分類されることもある。

①スクリーニング手法は、米国の SRI 手法として主流であり、特定の銘柄や産業を排除するネガティブ・スクリーニングと、CSR の実績のある企業に対して選択的に投資をするポジティブ・スクリ

ーニングがある。②コミュニティ投資は、マイノリティや低所得者居住地域の発展を支援するために低利の融資プログラムのための投資手法である。③株主主権とは、株の所有者として、積極的に企業に対して社会的責任の推進を要求する、株主提案という投資手法である。

オルタナティブ金融は、この 4 類型の中では、もっとも早くから行われてきた手法であり、その歴史は 14 世紀イタリアまで遡る。当初は、地元地域のコミュニティに対する社会福祉の向上を目的としていたが、その後投資対象は拡大し、現在では発展途上国のコミュニティ課題の解決に資金を提供するスキームの開発が行われている。オルタナティブ金融の目的は、投資の与える社会的、環境的側面を尊重した投資活動の実施および、貧困者に対する金融サービスへのアクセスの確保である。そのため、オルタナティブ金融を運用する金融機関は、市民社会の求める事業に投資を実施し、オルタナティブ金融への出資者(預金者)は、出資に対する経済的利益よりも社会福祉の向上を優先させる性格をもつ。そのため、社会的目的の達成に経済的利益を組み込んだ新しいスキームとしての SRI とは、区別される場合もある。

EU では、2002 年のホワイト・ペーパー「CSR:持続可能な発展への企業の貢献」において、EU 持続可能な発展政策の枠組みの中で、SRI を CSR の統合性と透明性を促進する実践的なツールとして位置づけた。ホワイト・ペーパー以降は、SRI の成長を促す政策として、①年金受託機関への開示の義務化、②SRI 投信投資家への税優遇、③プラットフォームや持続可能な発展戦略における SRI の位置づけ、を重要視しており、各国でこれらに対する法制度の整備が積極的に行われている。以下にこのうち①、②に関する EU 加盟国内の施策を説明する。

1.4.2 年金受託機関への開示の義務化

1.4.2.1 SRIと受託者責任問題

SRI は、「経済的利益を追求しながら、社会・環境パフォーマンスに対しても寄与する」といった、トリプル・ボトム・ラインの概念を実現する手段とされている。ここに SRI 独自の持つ「受託者責任」の問題が生じる。

FTSE4Good やダウ・ジョーンズ持続可能性インデックス・シリーズ (Daw Jones Sustainability Indices) 等、民間企業が作成する SRI インデックスは、通常の株式や投資信託のインデックスに劣らない実績をあげているが、これが一概に企業のグッド・プラクティスによる持続的な発展の成果か否かに対しては、意見の分かれるところである。こうした CSR を評価基準としたインデックスは、評価基準が民間調査機関による独特の基準となっており、透明性や明確性が十分であるとは言い切れないことに加え、CSR に積極的な企業は優良株である場合が多いため、CSR の取り組みと経済的パフォーマンスとの相関関係を証明することが困難である。したがって、スクリーニングを CSR 基準によってのみ行うことは、特に忠実義務を伴う受託者責任に反するという指摘がされている。

一方米国には、「従業員引退所得保障法」(Employee Retirement Income Security Act、以下エリサ法)が存在し、年金制度を対象として、受託者義務を規定するとともに、受託者の義務違反についての責任を規定している。さらに、受託者義務違反に関する民事罰の規定もある。1980年代以降、労働省は、「選択可能なほかの投資と同等の経済価値を有する限り、社会的責任投資がもたらす非経済的要素の観点からそれを選択しても、受託者責任に違反しない」との見解を示している。その後 1994 年に同省は、「エリサ法の解釈通達」を公表し、年金資金による経済振興投資につき、「加入者の利益を無関係に劣後させてはならないが、受託者は投資のポートフォリオにおける役割に関する事実や状況を考慮し、同様のリスクを有するほかの投資のリターンを考慮するのであれば、経済振興投資を選択しても、エリサ法 404 条、403 条の排他的目的要件に抵触しない」との見解を公表した⁸。

また、2006 年 4 月には、コフィー・アナン国連事務総長の呼びかけで、国連環境計画・金融イニシアチブと国連グローバル・コンパクトによって策定された、「責任投資原則」が公表された(3.1.1 国際連合において後述)。本原則は、「環境上の問題 (Environmental)、社会の問題 (Social)、および企業統治の問題 (Corporate governance) (以下 ESG)」が投資パフォーマンス

⁸ 加藤正裕「SRI の今後の方向性」『視点 2006 年 7 月号』三菱 UFJ 信託銀行, 2006 年, p5.

に影響を及ぼすという前提に立ち、機関投資家が投資判断の意思決定プロセスにおいて ESG に配慮することを目的としている。また、国連環境計画・金融イニシアチブは、「環境と持続可能な開発に関する金融機関声明」および「保険業界による環境に関するコミットメント声明」を公表し、各国金融機関の署名を求めてきた。このような取り組みは、SRI を明示的に標榜している機関だけでなく、一般の機関投資家の運用にも ESG を組み込んでいこうとするものであり、受益者の利益に結びつかない ESG に基づく投資活動は、受託者責任の点で問題となる可能性がある。

これに関連して国連環境計画・金融イニシアチブは 2005 年に、受託者責任との関係を研究したレポートを公表した (Unep Finance Initiative, A Legal Framework for the Integration of Environmental, Social and Governance Issues into Institutional Investment, 2005)。この研究レポートは、機関投資の分野においてもより積極的に ESG 問題を考慮することが可能であり、かつ考慮すべきであることを提言している⁹。

1.4.2.2 年金受託機関への開示の義務化

EU 各国では、年金受託機関の透明性と説明責任を高めるために、国によっては、開示の義務化に関する法制度を整備している。2005 年 4 月時点で 5 カ国が規制を導入し、さらにイタリア、スペインの 2 カ国が導入過程にある¹⁰。

年金受託機関への開示義務としては、①SRI 投資方針の内容に関する情報の開示と②SRI 投資方針の導入を条件化または義務化し、当該情報を開示する、という 2 つのアプローチがある。

SRI 投資方針の内容に関する情報開示は、2000 年に英国にて法制度化されたことを契機に、ドイツ、ベルギー、イタリア、スペインなどの欧州諸国における年金基金開示規制がその手法を踏襲している。英国では、改正年金法において、「投資銘柄の選定、維持、売却にあたって、環境、社会、倫理面の考慮を行っているか否か」「議決権行使の基本方針があるか否か」について情報開示を義務化している。

⁹ 松添聖史「日本における機関投資における ESG 問題の配慮」『アセットマネジメント・ワーキンググループ報告書』
(http://www.unepfi.org/regional_activities/asia_pacific/japan/activities/index.html#2)より一部抜粋。

¹⁰ 日本機械輸出組合『前掲書』, p110.

< 英国の年金制度 >

		英国
①法律名		改正年金法(第 35 条(3))
②設置(改正)年度		2001 年 7 月
③所管官庁		社会保障担当省
④開示媒体		年次報告書
⑤要求事項	i)法律上の規定	・投資の銘柄選択、保有、換金において、社会、環境、倫理的な配慮の程度(第 35 条(f))。 ・議決権を含む投資に付帯する権利の行使に関する方針の有無(第 35 条(g))。
⑥対象年金		企業年金および個人年金
⑦罰則		民法上の罰則規定(第 10 条)
⑧参考		http://www.opsi.gov.uk/SI/si1999/19993259.htm

一方で、フランスの制度に特徴的なのは、SRI 情報の開示の義務化に加え、SRI 投資方針の導入と当該事項に関する報告を条件化している点である。これにあわせてフランスでは、労働組合による企業年金委員会が 2002 年 1 月に 4 つの労働組合により設立され、企業年金の運用スキームをコントロールし、ファンドマネージャーが安全で社会的責任の基準に適合した投資活動をするように監視を行っている。また、同委員会では、フランス国内の金融商品に対する品質ラベルを発効し、社会的かつ環境的品質基準を充足する金融商品に対する保証を行っている。スウェーデン、ノルウェー、ニュージーランドがフランス型の法制度化を行っている。

ニュージーランド政府退職年金法では、2006 年 3 月に政府退職年金当局により、当該退職年金基金の運用のための指針が公開された。同指針では、「企業体への活発な投資が、責任ある国際社会の一員としてのニュージーランドの評判を損なう危険を引き起こすかどうかを証明し検証するために」考慮する事項として、①「人権」、「労働や雇用」、「環境」、「貿易協定」、「国を超えた組織犯罪・テロ対策」に関する「企業体が直近の三年間に、いずれかの州の国内法に実質的に違反したとして、裁判所または合法的な権威のある裁定機関によって裁かれたかどうかに関する妥当な調査についての、公知の情報」、②「人権、労働、環境に関する国際基準に対する重大な違反」、「その他の非難されるべき行為に関する国際基準に対する重大な違反」、「事業者に対する投資家の評判に損害を与えうるに十分な証拠」に関して、「事業者が関与したと国際社会で広く見なされる確かな証拠があるという、政府退職年金当局の情報およびアドバイス」をあげている(4.2.1.1)。

ノルウェーでは、2005 年 12 月に政府拠出年金基金の改革を実施した結果、政府拠出年金基金を「国内」および旧石油基金である「グローバル」(以下グローバル基金)の 2 つのパートに分け、

「グローバル基金のための倫理基準」を公布した。同倫理基準は、以下の二つの前提に基づいている。

- ・ グローバル基金は国の石油収入のうち相応分が将来役立てられることを保証するための手段となること。そのために、経済、環境、社会的な意味で持続可能な発展を条件として、長期的に安定収入が見込めるよう運用されなければならない。基金の経済的な利益は、そのような持続可能な発展を推進するために、基金の所有者の利益を用いることによって増加させられなければならない。
- ・ グローバル基金が、基本的な人道主義的原則や人権を脅かす、不正を招く、環境を悪化させる、といった非倫理的行為や不作為に加担するといった容認できないリスクとなるような運用をしてはならない。(1.根拠)

グローバル基金のための倫理基準は以下の3つの方法により推進される。

- ・ 長期的な財務上の収入を促進するための所有権の行使。
- ・ 自らまたは自らが支配する企業体を通じて、通常で使用すると人権を侵害するような兵器を製造しているような企業に対する、ネガティブ・スクリーニング。
- ・ 殺人、拷問、自由の剥奪、強制労働、最悪の形態の児童労働、その他の児童労働搾取、といった深刻で組織的な人権侵害、戦争または紛争状態における深刻な個人の権利の侵害、大規模な不正、その他の特に深刻な基本的な倫理基準の侵害、に加担するという容認できないリスクがあると考えられる企業の、投資先からの排除。(2.仕組み)

「所有権の行使」とは、基金の財務上の利益を保護することを目的としており、主として「コーポレート・ガバナンスと多国籍企業に関する国連グローバル・コンパクトおよび OECD ガイドラインに基づいていなければならない」とされている。ノルウェー中央銀行の所有権行使に関する内部基準においては、所有の戦略とこの原則との関係を明確にしなければならないとされており、そのため、ノルウェー中央銀行は、通常の年次報告書における所有権の行使の報告、および、同報告中に、銀行が所有者代理としての行動概要と、持続可能な投資に関する記載を含めることが義務化されている。また、ノルウェー中央銀行は、これらのガイドラインに従った所有権の行使を、外部の幹事会社に委託することが義務化されている(3.所有権の行使)。ノルウェー財務省は、5人の委員からな

るグローバル基金倫理委員会の提案をもとに、ネガティブ・スクリーニングおよび投資先からの排除の決定を行う。なお、その際の提案や決定は、ウェブサイト等にて公表を行っている¹¹。

<フランス、ニュージーランドの年金制度>

		ニュージーランド		フランス	
①法律名		ニュージーランド政府退職年金法(15J(c)、15M(d))	ニュージーランド年金法 2001(第 58 条、第 61 条)	従業員貯蓄プランの一般化に関する法律 2001-152(第 21 条)	社会、教育、文化の規律に関する法律 2001-624(第 2 章退職者の貯蓄)
②設置(改正)年度		1956 年(2001 年)	2001 年	2001 年 2 月	2001 年 2 月
③所管官庁		政府退職年金当局	確認できない。	確認できない。	確認できない。
④開示媒体		年次報告書	年次報告書	年次報告書	確認できない。
⑤要求事項	i)法律上の規定	<ul style="list-style-type: none"> 年金基金の管理、運営の際に、「国際社会の責任ある一員としてのニュージーランドの名声に傷をつけることを避け」なければならない(15J 資金の運用(c))。 運用報告書の方針、基準、または手続きに倫理的投資を含む(15M 投資方針、基準、手続きの記述内容(d))。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金基金の管理、運営の際に、「国際社会の責任ある一員としてのニュージーランドの名声に傷をつけることを避け」なければならない(第 58 条資金の投資(2)(c))。 運用報告書の方針、基準、または手続きに倫理的投資を含む(第 61 投資方針、基準、手続きの記述内容(d))。 	<ul style="list-style-type: none"> 有価証券を売買また、それに付随する議決権を行使する際に、社会、環境、倫理的な考慮を行うように的確に定めた規定設置を義務化。 年金運用機関は、毎年、上記規定の適用状況について、証券取引委員会に報告を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査役会に対し、定期的に説明責任を果たし、社会、環境、倫理面に関する考慮の程度および投資方針に関する全般的な方向性に関する報告。
⑥対象年金		政府出資の年金	国民年金	企業年金	個人年金の一部
⑦罰則		確認できない。	確認できない。	確認できない。	確認できない。
⑧参考		http://www.legislation.govt.nz/browse_vw.asp?content=set=pal_statutes	http://www.executive.govt.nz/minister/cullen/superannuation/super_act_2001.pdf	http://www.frenchsif.org/fr/documents/legislation/2001-152_epargne_salariale.pdf	http://www.legifrance.gouv.fr/WAspad/UnTexteDeJorf?numjo=MESX0100056L

¹¹ ノルウェー中央銀行ウェブサイト(<http://www.regjeringen.no/en/dep/fin/Selected-topics/andre/Ethical-Guidelines-for-the-Government-Pension-Fund---Global-/The-Ethical-Guidelines.html?id=434894>)

1.4.3 SRI投信投資家への税優遇

現在、欧州では、オランダ、ベルギー、英国、フランス、イタリアにおいて、環境・社会・倫理等のCSR基準に基づく投資機関に対する税優遇政策が行われている。これは、投資機関や個人投資家に対して、通常ファンドより2.5%~3.1%程度リターンが高くなるような税優遇施策や、利子・配当収入への税控除や、ファンド投資額からの所得税減税等の施策がとられている。オランダで、1995年に採択された「グリーン投資指令」(Green Investment Directive)では、グリーン・ファンドおよび社会・エシカル・ファンドを対象に、これらのファンドへの投資額の1.3%の税額控除を設置している。

ベルギーでは、2003年4月に連邦投資会社(Societe Federale d'Investissement)を設置し、社会的結束と持続可能な経済基金(Le Fonds de l'Economie sociale et durable)への投資家に対し、3.125%のキャピタル・ゲインの政府保証および年率1%の税優遇(上限あり)を行っている¹²。

1.4.4 コミュニティ投資の法制度化

米国では、「預金取扱機関が、安定的な銀行業務と同時に、低・中所得者居住地域、営業活動を行なっている地域の信用需要を満たすように働きかけること」を目的として、地域再投資法(Community Reinvestment Act、以下CRA)を連邦法典第12章2901編として1977年に設置し、規定12-CFR parts 25、228、345、563eにより施行した。

CRAは付保限度内の各預金取扱機関が地域全体の信用需要支援に関する記録の定期的評価を義務化している。当該記録は、合併や買収などの申し込みを検討する際の検討事項とされることとなる。CRAの評価は、金融機関の監視を所管とする連邦機関、すなわち連邦制度準備理事会、連邦預金保険公社、通貨監督庁、金融監督庁が執行を担当する。

規定12-CFR 228.21では、連邦制度準備理事会は、①指定された卸売銀行または目的が限定された銀行に対して地域開発テストを適用する場合、②中小銀行または前営業年度に中小銀行だった銀行を評価する際に中小銀行のパフォーマンス基準を適用する場合、③銀行が計画を提出し理事会がそれを承認した場合の戦略計画の下で銀行のパフォーマンスを評価する場合、を除いて、指定された卸売銀行または目的が限定された銀行に対して、貸付テスト、サービステスト、投

¹² 日本機会輸出組合「前掲」, pp107-108.

資テストを実施する旨を規定している(規定 12-CFR 228.21「通常のパフォーマンス・テスト、基準、格付け」)。

理事会は、これらのテストや基準を適用し、銀行の能力、制約、過去のパフォーマンスに関する情報との関連で、戦略計画を承認するかどうかを検討する。理事会は、各銀行の地域の信用需要支援に関する記録を反映して、各銀行に「卓越した」「満足な」「改善の必要のある」「根本的に法律に違反している」といった格付けを与える。規定は、CRA は銀行に対して、安定した業務と調和しないような行動を要求することはないことを明確にしている。

英国では、2004年12月に金融法2002(Financial Act)の二次法制として、「コミュニティ投資に対する減税スキーム」(Community Investment Tax Relief、以下 CITR)を設置し、地域開発金融機構(Community Development Finance institutions、以下 CDFIs)の投資者に対し、税制上の優遇措置を設置した。CDFIsは、通常の金融機関からの投資対象とならない(零細企業、中小企業、個人を含む)コミュニティや市場を対象として、当該コミュニティや市場に対する社会、経済、物的援助を目的とした金融サービスを提供する金融機関である。同スキームに規定された税制上の優遇措置は、個人および企業の双方を対象としており、投資が最低5年間継続した場合、年間投資額の5%を、所得税もしくは法人税から相殺するとしている。

参考

オランダ税関機関ウェブサイト

(http://www.belastingdienst.nl/variabel/buitenland/en/private_taxpayers/private_taxpayers-33.html)

英国財務相ウェブサイト(<http://www.hm->

[treasury.gov.uk/consultations_and_legislation/community_investment_tax_relief/consult_community_investment_index.cfm](http://www.hm-treasury.gov.uk/consultations_and_legislation/community_investment_tax_relief/consult_community_investment_index.cfm))

フィランソロピーUK ウェブサイト

(http://www.philanthropyuk.org/guidetogiving/infosheet11_main.asp)

連邦財務機構審議委員会ウェブサイト(<http://www.ffiec.gov/cra/default.htm>)

1.5 社会的責任調達促進策

1.5.1 社会的責任調達の概要

社会的責任調達とは、CSR に関わる調達基準を提示し、当該基準の遵守可能なサプライヤーを取引先とする調達手法をいう。調達基準には、環境配慮、サプライヤーにおける労働者の権利、安全衛生、マネジメント・システム等が含まれるのが通例であり、多くは ILO 中核的労働基準のような、国際機関が公表している基準を引用、あるいは参考に作成されている。

社会的責任調達は、政府、NGO、業界団体、SRI などがドライバーとして牽引している。以下にこれらのドライバーによる具体的取り組みについて記述する。

1.5.2 社会的責任調達の現状

1.5.2.1 政府の社会的責任調達

欧州においては、2004 年の新調達指令 (Directive 2004/18/EC) (2.6.1 EU による社会的責任調達の促進策にて後述) により、社会条項を公共調達基準に含めるための EU 域内ルールが確立され、入札条件および契約書における明示や、自治体・政府の課題との関連性等をその要件としている。これに従い、各国政府の取り組みは促進されてはきたものの取り組みの進捗にはばらつきがあり、全体的にそれほど取り組みが進んでいないのが現状である。

ベルギーでは、政府による社会的責任公共調達の取り組みが積極的に推進されており、2001 年には他国に先駆け、公共調達に社会条項を導入した。その後 2005 年 2 月 4 日に、「環境負担が最小限であり公正な労働条件のもと製造された物品のみを購入する」方針とともに「持続可能な購買ガイド (Guide des Achat Durable)」を発表した。同ガイドにおける購買対象品目は、自動車、IT 機器、台所・洗濯器具、事務所家具や紙、梱包材料など 13 項目で、それぞれの購買品に対し環境基準と社会基準を設けた。同ガイドは、製品をライフサイクル全体のコストという視点から、廃棄処理コストや汚染対策コストの抜本的節約のための手法の一つとして社会的責任公共調達を捉えている。現状では両基準を充足する製品はベルギー市場に流通する製品の 2 割程度と見積もられている。

同購買ガイドは連邦レベルにのみ適用されるものである。フランドル地方政府では、独自に自動車への環境基準、事務所ビルに貸し出し用無料自転車の配置の義務化、違法伐採で製造されていないことを証明する認証を取得済みの家具の購入等、部分的な導入が既に行われている。ブリュッセル市役所においても認証家具の購入を検討している。

＜ベルギー政府の乗用車とパソコンの公共調達基準表＞

	乗用車	パソコン
環境基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ LPG、天然ガス、ハイブリッド車。これらが入手不可能な場合、欧州基準4を満たすディーゼルまたはガソリン車 ・ その場合、燃費はディーゼルが 6L/km以下、ガソリンが 7.4L/km以下。CO2 廃棄量はディーゼルが 145g/100km以下、ガソリンが 160g/100km以下。 ・ その他、温暖化ガス(NO2, NOx, HC,CO)対策、リサイクル可能な塗料 ・ プラスティック部品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU のエコラベルの基準を満たす製品が調達される。 ・ そのような製品が市場にない場合には、消費電力、静粛性、製品寿命、危険物質の不使用、リサイクル包装材使用などの基準で選定される。
社会基準	<p>ILO の 8 つの中核的労働基準への遵守上記を次 3 方法により証明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 上記条約がサプライヤーや下請け協力会社を含め遵守されていること、問題が起きた場合の早急な管理、検査の際の協力方針について記された企業行動基準 ② SA8000 認証 ③ ソシアル・ラベル認証 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベルギー社会ラベルの基準を満たす製品が調達される。 ・ そのような製品が市場に無い場合は ILO 条約の中核的労働基準の遵守が条件とされる。 ・ 自社による遵守のみならず、子会社、下請け、二次下請け等による遵守も条件とされている。

1.5.2.2 政府によるグリーン公共調達

欧州委員会環境総局は、加盟各国のグリーン公共調達に関する調査を 2005 年および 2006 年に実施した(調査の概要については 2.5.2 EU によるグリーン公共調達に関する施策にて後述)。同調査は、加盟国の電子入札データベースより入手可能な入札書類および調査票を調査対象として実施されたものである。入札書類に対しては、書類上の持続可能性や環境に関する言及、環境基準、持続可能性とグリーン製品とを関連させる記載、製品の環境パフォーマンスを測定するための基準の定義および基準を充足する証明の要求等の有無という視点から分析を加えている。また、調査票調査では、組織概要、組織が用いる環境基準、環境適合商品を購入した実績、組織のベスト・プラクティス事例、グリーン購入方針の有無および周知方法、グリーン公共調達に対する障害、環境適合製品による収入等に関するウェブ調査を行った。

同調査で明らかになったのは以下のとおりである。

- ・ 調査にもっとも協力的であった加盟国は、オーストリア、デンマーク、フィンランド、ドイツ、オランダ、スウェーデン、英国(「グリーン 7」)であり、「グリーン 7」とその他の 18 カ国の間では、調査結果に違いがあることが明らかとなった。「グリーン 7」に共通の施策として、基準や規格に関する情報を掲載したウェブサイトを設置していたこと、政府による政治的な支援があること、グリーン公共調達のための国家プログラムを設置していること、国独自のエコ・ラベルのスキームを確立していること、がある。

- ・ グリーン調達障害として最も多くの回答を集めたのは、環境適合製品の価格が高いことである。以下、環境に関する知識もしくは環境基準に関する知識の欠如、経営層の支援・戦略の欠如、実践的なツール(ハンドブック等)や情報の欠如、公共調達担当局の欠如、と続いた。
- ・ 情報収集手段として最も多くの回答を集めたのは、インターネットによる公共情報であり、以下環境省または内部の環境専門家、組織のガイドライン、エコ・ラベル・スキーム、国内ガイドライン、他の組織との協力、セミナー、製造者・サプライヤー、外部専門家、欧州委員会環境局ハンドブック、と続いた。
- ・ 環境マネジメント・システムを採用しているかとの質問に対しては、「いいえ」の回答が 59%、「わからない」の回答が 21%、「はい」の回答が 20%であった。「グリーン7」のみの結果では、「はい」の回答は、33%を占めた。また、「はい」の回答中、もっとも多く採用されている環境マネジメント・システムは、独自に開発したシステムであり、以下 ISO14001、その他、EMAS、と続いた。環境マネジメント・システムを採用している組織のうち、64%がグリーン調達を環境マネジメント・システムの範囲に含めていた。
- ・ 環境マネジメント・システムを採用している組織のうち、環境基準を用いている割合は、ほとんど常に(75-100%)および、しばしば(50-75%)が合わせて 56%であった。
- ・ 加盟国別のベスト・プラクティス事例の数は、オーストリアが 14 例、ベルギーが 10 例、ドイツが 22 例、デンマークが 14 例、スペインが 5 例、フィンランドが 8 例、フランスが 3 例、ハンガリーが 3 例、アイルランドが 5 例、イタリアが 14 例であった¹³。

1.5.2.3 NGO の社会的責任調達

NGO と企業側が連携し、議論を重ね、両者が共通の方向を目指すための国際的な労働市場での基本的な労働者の人権の保護に関する規格・基準や規範として策定された規格・基準の例としては、後述するソーシャル・アカウンタビリティ・イニシアティブ (Social Accountability Initiative) (4.4 ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル) による SA8000 規格、エシカル・トレーディング・イニシアチブ (Ethical Trading Initiative) による基本規範 (Base Code)、公正労働協会 (Fair Labor Association) による職場における行動規範 (Workplace Code of

¹³ なお、本調査の対象外であるが、EU 加盟国であるキプロスは 9 例、エストニアは 4 例となった。

Conduct)などが挙げられる。

これらの規格・規範の対象分野は、①雇用及び職業における差別の排除、②強制労働の禁止、③児童労働の排除、④結社の自由、⑤団体交渉権・代表交渉権、⑥健康と安全(安全衛生)、⑦労働時間、⑧賃金、⑨懲戒手続き、⑩時間外手当、⑪現地の法令・慣行への適応、⑫マネジメント・システムなどに及んでいる。

上記 3 団体の基準の中で、最も広く利用されているのは、SA8000 である。SA8000 要求事項の主な特徴としては、以下の点が挙げられる。

- ・ パフォーマンスに関わる詳細な要求事項。例えば⑦労働時間に関しては、一週間に
行われる通常の労働は 48 時間以内と定めている。
- ・ 現地の法令・慣行への適応では、国内法や地方条例をはじめとした関連法規や、組
織が同意した基準の中で、最も厳しい基準の適用。
- ・ 生産にかかわる全ての労働者の権利(上流のサプライヤー含む)の補償およびサブ
ライヤーへの SA8000 規格要求事項の適用、モニタリングの実施。
- ・ ILO 条約を基礎とし、ISO9001 や ISO14001 などのマネジメント・システム規格の枠
組みの採用。
- ・ マネジメント・システムにおける方針の策定、計画および実施、継続的モニタリング、
要員教育、マネジメント・レビュー、外部コミュニケーション、是正処置の実施、サブ
ライヤーの管理。

2005 年 3 月末時点で、世界 44 カ国 655 箇所の工場および対象労働者の合計は 43 万人で SA8000 規格が取得されている。

1.5.2.4 業界団体の社会的責任調達

2004 年 10 月にヒューレット・パカード(以下 HP)、デル、IBM は 3 社共同の共通購買指針として電子産業界の行動規範(Electronic Industry Code of Conduct、以下 EICC)を発表した。EICC は、電子産業分野における企業の社会的責任に関して適切な行動をとるためのガイドラインであり、社会的責任に関するサプライヤーの遵守情報をモニタリングするための基準である。EICC の策定により、サプライヤーに対する調査、監査および検証の重複感を低減し、効率化が可能であるといわれている。EICC の評価基準は、以下の 5 分野にわたりそれぞれ 7~11 項目の確認事項を含んでいる(カッコ内は参考としているガイドライン等)

- ・ 「労働」(世界人権宣言、SAI、ETI)

- ・ 「安全衛生」(OHSAS18001 および ILO 労働安全衛生マネジメントに関するガイドライン)
- ・ 「環境」(ISO14001 および EMAS)
- ・ 「マネジメント・システム」
- ・ 「倫理」

現在 EICC にはマイクロソフト、インテル、シスコ、ソニーなどの製造委託企業各社が支持を表明している。

また、CSR を推進する米国の企業団体であるビジネス・フォー・ソーシャル・リスポンシビリティ (Business for Social Responsibility、以下 BSR) が中心となり、EICC を世界の電子産業界のサプライ・チェーン向け共通購買指針として標準化 (de facto standard) させようとの動きがあり、欧州や日本を含むアジアの企業にも参画を求めている。

一方欧州では、2001 年、国連関係機関とブリティッシュ・テレコム、ドイツ・テレコム、ボーダフォン、エリクソン等の電話会社と情報通信企業が中心となって持続可能な社会作りへの貢献を目指す企業連合 (Global e-Sustainability Initiative) が結成された。この企業連合もサプライヤーに対する CSR 調達条件の共通化を検討している。

1.5.2.5 SRI 主導による社会的責任調達

ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックスや FTSE4Good のような SRI インデックスの評価においても、サプライ・チェーンにおける労働者の権利を考慮する傾向にある。2005 年、FTSE4Good インデックスは、投資基準として「サプライ・チェーンの労働基準」を新たに設けた。同労働基準では、ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三社宣言を基盤としており、そのほかにエティカル・トレーディング・イニシアチブ、公正労働協会および SAI のアプローチを参照としている¹⁴。同基準は、投資ユニバース構成対象企業の取り扱う製品、原産地、市場公開されている財政情報からなり、対象企業はそれぞれに対して、安全衛生、労働時間、賃金、懲戒手順についての方針、社内態勢の整備および報告ラインの構築が必要となる。

¹⁴ FTSE4Good Index Criteria ウェブサイト
(http://www.ftse.com/Indices/FTSE4Good_Index_Series/Downloads/Supply_Chain_Criteria.pdf)

1.6 普及・啓発活動、キャパシティ・ビルディング

CSR 推進のための教育および情報提供の具体策として、各国では、CSR 啓発キャンペーンやプロジェクト、ワークショップ、会議の開催、CSR 推進にあたっての指針となるガイドラインやツールの提供、教育機関の提供やトレーニングの実施、また研究機関の設立および研究結果の公開、政府独自の研究の実施および CSR 情報の公開による関連知識の増進支援等が行われている。いずれも、インターネットが主要なメディアとなっており、カナダ政府では、ホームページへのアクセス数も CSR 啓発活動の KPI の一つとして位置づけられている。

ウィーン経済経営大学 (Vienna University of Economics and Administration) が EU に提出した調査「CSR の意識改革に関する調査」(CSR Awareness Raising Survey) では、CSR 普及・啓発活動における成功要因、克服すべき点が述べられている。成功要因としては、政府が CSR 普及・啓発活動のドライバーの役割を果たすこと、また企業と緊密に連携をとること等が挙げられている。また、官民の連携は、両者にとって利益をもたらすという利点が強調されている。一方、克服すべき点としては、CSR 普及・啓発活動に企業の積極的な参加を促すことが挙げられている。特に、最も CSR の普及が求められている中小企業では、CSR 普及・啓発組織に関する人員や資金不足が指摘されているため、参加方法等の工夫が求められる。また、政府に関しては、省庁を超えた協力関係を促進し、CSR に関して合意を形成することが重要となることが指摘されている。

以下に、政府の CSR 普及・啓発活動として、情報提供および教育活動に焦点を当て、①CSR 推進のためのガイドライン、ツール、②教育・トレーニングコース、③CSR 関連情報の提供、および、④学術機関の動向を取り上げる

1.6.1 CSR 推進のためのガイドライン、ツール

「CSR マネジメント・ツールを目的としたガイドライン」は、企業による CSR 推進のためのマネジメント・システムの構築を支援し、企業の環境や品質、従業員の安全衛生、労働環境等をその範疇としている。

マネジメント・ガイドラインに対する、政府の関与方法としては、オーストリアやデンマークなど、ガイドラインの遵守に関する、政府が認定した外部の監査人による監査を受け、合格した場合は、認定書を発行する制度を設置している政府など、政府が直接運営する場合もあれば、政府単独と民間団体との連携、または国際的に普及している OECD 多国籍企業ガイドラインなどのマネ

ジメント・ガイドラインの遵守の推奨などがある。以下に政府によるマネジメント・ガイドラインの具体的内容を記述する。

1.6.1.1 アイルランド

①名称	アイルランド企業環境センター (Enterprise Ireland Envirocentre)
②設置年度	2003 年
③策定組織	企業貿易雇用担当庁 (Department of Enterprise, Trade and Employment)
④概要	<ul style="list-style-type: none"> アイルランド企業環境センターは、中小企業を対象に、環境配慮に対する意識および環境パフォーマンスの向上、環境保護に関連した商品やサービスの提供による企業の収益性や競争力の向上に寄与することを目的に開設されたウェブサイトである。 アイルランドの産業が環境効率の高いビジネス環境を維持することを目的として、製造業における各パフォーマンスのベスト・プラクティスを示したガイダンスが提供されている。 企業の競争力と環境の関連性を説明し、企業が遵守すべき法律や規範等を紹介している。
⑤対象分野	環境
⑥参照 URL	Enterprise Ireland Envirocentre ウェブサイト(http://www.envirocentre.ie/)

1.6.1.2 英国

①名称	ベンチマーク指標 (The Benchmark Index)
②設置年度	1996 年
③策定組織	DTI、英国中小企業庁が策定し、Business Links、労働組合、民間企業支援組織に所属する、2000 人の専門的アドバイザーの協力により運用している。
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業を主な対象とし、企業の競争力、収益性の向上の支援を設置目的とした、156,000 社の財務情報、12,000 社を超えるベンチマーク・データを有する、ベンチマーク指標。ベンチマークのひとつとして社会的責任関連事項(市場・職場・環境・地域社会・人権)を含む。 100 を超える質問表への回答をコンピュータ・システムにて客観的に分析し、ベンチマーク対象企業を決定し、パフォーマンス指標の比較、回答企業の強みと弱みに関するレポートを提出、当該レポートに基づき、アドバイザーが企業活動において是正、改善すべき点を特定する。アドバイザーが企業を訪問し、従業員と共に評価および改善提案をレビューし、明確なアクション・プラン策定のためのアドバイスを実施している。
⑤対象分野	CSR(中小企業支援)
⑥参照 URL	The Benchmark Index ウェブサイト (http://www.benchmarkindex.com/bi/files/NEW%20S%20Response%20Q%20(s).pdf)

①名称	スモール・ビジネス・ジャーニー (The Small Business Journey)
②設置年度	2001 年

③策定組織	DTI、スモール・ビジネス・コンソーシアム(※スモール・ビジネス・コンソーシアムは、中小企業のCSR推進を目的に2002年3月に設置された、民間CSR推進団体の連合である。)
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドは、英国政府のサポートの下、スモール・ビジネス・コンソーシアムが、中小企業の環境・社会へのインパクトを向上させることにより、競争力を高めることを目的として、作成したCSRマネジメントに関するガイドである。本ガイドでは、方針(企業理念、目的の明確化、革新、関連法規、リスク・マネジメント、非財務情報に関する成功の測定、グッド・プラクティスの共有)、実践(賃上げ、能力開発、ダイバーシティ、質、安全衛生、資源の利用、廃棄量の削減、ボランティア)、ステークホルダー(従業員、消費者、サプライヤー、地域社会)の3分野について、具体的なガイドをウェブサイトにて提供している。 その他にも、様々な事例データベース(現在、メンテナンス中につき、詳細の閲覧は不可)、地域ごとのCSR関連情報サイト、また実践的なアクションや情報、参考となる支援機関のリストが掲載された小冊子「ベター・ビジネス・ジャーニー」(Better Business Journey)が発表されている。
⑤対象分野	CSR(中小企業支援)
⑥参照URL	The Small Business Journey ウェブサイト (http://www.smallbusinessjourney.com/output/page1.asp)

①名称	CSR コンピーテンシー・フレームワーク
②設置年度	2004年
③策定組織	DTI
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 250人以上のCSR専門家と広範に渡るステークホルダー、4つの専門委員会の見解の分析を基に、CSRの教育・啓発を目的として作成された企業向けガイドラインである。 あらゆる業種、規模の組織にも適用できる内容となっており、組織の実績測定ツールや、組織に既存の能力達成目標モデルとの組み合わせ、責任者の自己研修ツール、新採用社員のための手引きとの併用等の用途がある。 同フレームワークでは、CSRの6つの側面(社会的役割の理解、協働・連携、革新性、ステークホルダーとの関係、戦略的視野、多様性の活用)について、5つの段階(認知、理解、適用、統合、リーダーシップ)における施策等を提示しており、各々に関して具体的な事例を紹介している。
⑤対象分野	CSR
⑥参照URL	CSR Academy ウェブサイト (http://www.CSRacademy.org.uk/pdf/Competency_Framework_FINAL.pdf)

1.6.1.3 オーストリア

①名称	中小企業のためのツール・ボックス(CSR tool box for SMEs)
②設置年度	確認できない。
③策定組織	経済・労働省(Ministry for Economy and Labour)、オーストリア商工会議所(Austrian Economic Chamber)、WKO

④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ オーストリアの中小企業に対する教育プロジェクトとして、「CSR 中小企業プロジェクト」が発足した。同プロジェクトの一環として、「中小企業のためのツール・ボックス」が開発された。また、実践的な内容にするために、10 業種(木材、金属、紙、運輸、観光、食品、化学・廃棄物管理、繊維、個人サービス、建築部門)の代表的な企業が開発に参画した。 ・ 同ツール・ボックスは、中小企業の CSR への意識向上および CSR 態勢の自己構築を目的としており、CSR について説明した「CSR ガイド」、中小企業が自己の現状評価するための「セルフチェックシート」、主要な CSR の要素を実践するための「自分でできるガイド」(Do it yourself guide)、他社事例を紹介する「ベスト・プラクティス・データベース」からなっている。 ・ オーストリア商工会議所との協力により、オーストリアの企業の約半数である 150,000 社に普及される予定である。
⑤対象分野	CSR(中小企業支援)
⑥参照 URL	<p>CSR ヨーロッパウェブサイト (http://intranet.csreurope.org/solutions/solution?solution_id=34256)</p> <p>欧州委員会調査資料 (http://ec.europa.eu/enterprise/csr/documents/mainstreaming/ms_sme_mn_2006_04_24.pdf)</p> <p>respACT ウェブサイト (http://www.respect.at/respect/article_detail.siteswift?so=all&do=all&c=download&d=article%3A1491%3A2)</p>

1.6.1.4デンマーク

①名称	CSR コンパス
②設置年度	確認できない。
③策定組織	経済・経営担当省、デンマーク産業連盟 (Confederation of Danish Industries)、デンマーク人権機関 (Danish Institute for Human Rights)
④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記 3 団体が協力し、サプライ・チェーンを含む企業の CSR に関するツールを開発し、ウェブ上にて無償で企業に提供している。同ツールは、企業およびサプライヤーが、人権、労働者の権利、環境基準等、様々な CSR に関する規範に沿って事業を行うことを支援するガイドである。 ・ ステークホルダーからの CSR に関する要求に対する対応方法、CSR 規範を作成したい企業のために一般的な CSR 規範の例等を提供している。また、サプライヤーに要求する行動規範の策定のガイドも含まれている。
⑤対象分野	サプライ・チェーン・マネジメント
⑥参照 URL	<p>CSR Compass ウェブサイト(http://www.CSRkompasset.dk/) (デンマーク語)</p> <p>デンマーク環境省ウェブサイト (http://www.ecoinnovation.dk/Topics/Other+instruments/CSR+compass/)</p> <p>“European Multistakeholder Forum on CSR Review of recommendations” pp.43</p>

1.6.1.5フランス

①名称	機会均等に関するガイド (Equal opportunity guide)
②設置年度	2005 年
③策定組織	フランス政府、雇用機会均等担当省 (Minister of Equal Opportunity)
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 同ガイド発行の目的は、フランスの企業における職業上の平等に関する革新的な取り組み、またツールやフォローアップ方法の紹介である。 2005 年 3 月に出版された 15,000 冊は、雇用機会均等担当省の協力により、様々な会議等で宣伝され、政府機関、労働組合、企業に配布された。
⑤対象分野	雇用における機会均等
⑥参照 URL	“European Multistakeholder Forum on CSR Review of recommendations” p.81

1.6.1.6 ベルギー

①名称	ALBATROS
②設置年度	2002 年
③策定組織	フランドル地方政府
④概要	<ul style="list-style-type: none"> フランドル地方政府の Trivisi プロジェクトの一環で作成された、CSR 啓発を目的とした自己評価ツールである。CD-ROM にて配布されており、質問表に回答することにより、現状評価を行うことが可能である。
⑤対象分野	CSR 全般
⑥参照 URL	<p>European Commission Workshop, <i>CSR Meeting on Management Systems exploring the added value for companies...</i>, Burussel, 2002.</p> <p>http://forum.europa.eu.int/Public/irc/empl/CSR/library?l=/CSR_working_groups/management_working/ongoing_projects/albatrosfbasocialsectec1/_EN_1.0_&a=d</p>

1.6.1.7 カナダ

①名称	カナダ環境効率ツール
②設置年度	2005 年
③策定組織	カナダ産業省
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 同ツールは、カナダ産業省の、環境効率の向上による地球環境保全および企業の競争力向上のための、戦略の一部として、カナダの中小企業（製造業）を対象に策定された。 企業がそれぞれのビジネスのニーズに合わせ、環境効率のよい活動を促進することが目的とされている。同ツールは、自社の環境効率の現状を知るための「自己評価シート」、自社独自の環境効率の枠組を提供するための「戦略的なプランニング」、環境効率から最大の受益のための「費用対効果分析」の 3 ステップから成り、それぞれにワークシートがウェブにて無料で入手可能である。

⑤対象分野	環境
⑥参照 URL	カナダ産業省ウェブサイト(http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/ee-ee.nsf/en/ef00012e.html)

①名称	カナダ企業の社会的責任履行のためのガイド (Corporate Social Responsibility: An Implementation Guide for Canadian Business)
②設置年度	2006 年
③策定組織	カナダ産業省内マルチステークホルダーによる CSR 専門アドバイザー・グループ
④概要	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドは、世界的に採用されている CSR 原則、ツールを参考に策定した、CSR を推進するために必要な基礎知識、具体的な手順や方法に関する総合的なガイドである。 本ガイドは、3 つのパートからなり、パート1では CSR の総論、パート 2 では戦略的な CSR の実施と PDCA サイクルの作成、パート 3 ではステークホルダー・エンゲージメント実施のための手順が説明されている。
⑤対象分野	CSR 全般
⑥参照 URL	カナダ産業省ウェブサイト(http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/CSR-rse.nsf/en/rs00126e.html)

1.6.2 教育・トレーニングコース

CSRに関する教育やトレーニングには、政府により直接的に運営されるケース、大学やビジネス・スクール等の教育機関、CSR推進を目的に設立された業界団体にて実施されるケース、および政府と教育機関や業界団体の協働の下に、CSR啓発プロジェクトやキャンペーンの一環として、実施されるケースがある。本節では、政府主体で実施されている教育活動の事例を記載する。

1.6.2.1 英国

①名称	CSR アカデミー
②設置年度	2004 年
③策定組織	通商産業省 (DTI)、英国商工会議所、ビジネス・イン・ザ・コミュニティ(Business in the community、以下 BITC)、AA 社、アシュリッジ・マネジメント・カレッジ (Ashridge Management College)、ビジネス・スクール協会、英国規格協会 (British Standard Institution、以下 BSI)、人材開発勅使協会 (Chartered Institute of Personnel Development)、英国印刷庁 (The Stationery Office)

④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同組織は、あらゆるセクターの組織に、CSR 促進のためのスキルを向上させるための機会、情報を提供している。実際の運営は、NGO の BITC、AA 社が中心となっており、これをビジネス・スクール連盟と各種経済団体がサポートしている。特に、中小企業の取り組み支援については、英国商工会議所が主なプログラム・パートナーとなっている。 ・ また、「CSR コンピーテンシー・フレームワーク」(1.6.1.2 にて既述)に基づいた研修プログラムを提供している。2006 年度のプログラムは以下の通りである。 <ul style="list-style-type: none"> * 大企業の人事担当者向けの CSR クラス * 中小企業の経営者、管理者向けのセミナー * 社内トレーニング * 大企業の人事担当者向けのインターナショナル・クラス ・ その他にも CSR に関する教育やトレーニングが受けられる大学、大学院、ビジネス・スクールの紹介も行っている。
⑤対象分野	CSR 全般
⑥参照 URL	CSR Academy ウェブサイト(http://www.CSRacademy.org.uk/index.htm)

1.6.2.2カナダ

①名称	企業のための環境効率ワークショップ (Eco-efficiency workshops for business)
②設置年度	2002 年
③策定組織	環境省 (Environment Canada)、自然資源省 (Natural Resources Canada)、産業省 (Industry Canada)、環境と経済に関する国家円卓会議 (National Roundtable on the Environment and Economy)、持続可能な企業アカデミー (Sustainable enterprise academy) 等。
④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業が、事業活動における環境効率を向上させ、競争力向上を実現することを手助けするために、以下の 6 つのテーマに沿ったワークショップを実施している。また、環境効率向上を実現させるためのツールを提供している。 <ul style="list-style-type: none"> * 環境のための計画 * サプライ・チェーン・マネジメント * 環境指標 * 環境報告 * ライフサイクル・アセスメント * 環境マネジメント・システム ・ 同ワークショップは、企業や公的機関における、経営企画部門、業務部門、調達部門、施設管理部門、マーケティング部門、廃棄管理部門、デザインおよび技術部門、商品開発部門の部長、課長クラスの従業員をターゲットとしている。 ・ 各ワークショップについて、ワークブック、講義内容の議事録、講義にて紹介されたツールやビジネス・ケース、情報源等がウェブ上に公開されている。
⑤対象分野	環境
⑥参照 URL	カナダ政府ウェブサイト(http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/bse-

1.6.3 CSR関連情報の提供

各国政府は、様々な方法で企業やその他のステークホルダーに向けて情報の提供を行っている。例えば英国政府は、2001年3月、ビジネスとしてのCSR事例、特に中小企業など幅広い事業への関与、良い習慣の奨励、CSRの国際規模での促進、そして政府を超えたCSR政策をコーディネートするイニシアチブ、政府によるCSR活動計画の概要をまとめたCSRレポートを発表したほか、2002年から2004年には、CSRに関する多数の研究やレポート、ニュース、CSRポリシーをウェブサイトにて公開した。また、カナダ政府でも同様に、政府ウェブサイトにて、産業省の支援によって実施された調査結果やCSR関連情報を開示している。

CSRに関する情報は、英国のBITC、米国のBSR等のCSR推進を目的に設立された業界団体においても提供されている。

また、近年、政府による画期的な取り組みとして、CSR啓発のためのナレッジ・センターを設立するケースが見られる。ナレッジ・センターでは、調査およびプロジェクトが実施され、研究結果がウェブ上で公開される。また、異なる立場にあるステークホルダーの協働により、ステークホルダー間の意見交換やネットワーキング支援、CSR促進ツールの開発、セミナーの開催も行うことがある。公的なCSR関連ナレッジ・センターの先駆けとなったのは、1998年にデンマーク政府によって設立されたコペンハーゲン・センターである。以下に、コペンハーゲン・センターをはじめとした、ナレッジ・センターの事例を挙げる。

1.6.3.1 デンマーク

①名称	コペンハーゲン・センター
②設置年度	1998年
③策定組織	デンマーク政府、研究機関(英国アシュリッジ・ビジネス・スクール、米国コロンビア法科専門大学、デンマーク・コペンハーゲン・ビジネス・スクール)、国際機関(欧州委員会、国連グローバル・コンパクト、世界銀行)、企業(ビジネス・リーダーのための全国ネットワーク、中小企業、多国籍企業)、ビジネス・ネットワーク(CSRヨーロッパ、ヨーロッパ・アカデミー・フォー・ビジネス・イン・ソサエティ(European Academy for Business in Society、以下 EABiS))
④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ デンマーク政府によって設立された、独立したシンクタンクである。CSR イニシアチブや社会的なパートナーシップへの国際的な関心の高まりに対応すべく設立された。研究の実施および、ビジネス・リーダーや政策決定者と共に、社会における企業の変化しつつある役割に関して討議するための場と機会を提供することが使命である。 ・ 「ビジネス・リーダーのための全国ネットワーク」が事務局を務め、大学や市民ボランティア、国会議員、企業、労働組合等との協力関係の下、運営されている。また、EABiS のメンバー団体であり、欧州委員会や国連グローバル・コンパクト、世界銀行とも連携している。 ・ 研究者と主要な政策決定者の連携により、同団体は、CSR のプラットフォームとして、またビジネスと社会的利益の架け橋として、また CSR イニシアチブに関する実践的なナレッジ普及機関として機能している。 ・ 企業の社会的責任に関する事案に関する労働大臣の諮問機関としての役割も果たしている。 ・ 主な活動は、研究者や実務者、専門家や国際機関との協働による調査や実践的な研究、また

	<p>ステークホルダーの代表を招集したセミナーやワークショップ、対話、討論の実施、コンサルティングや教育の実施である。注力する分野は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> * グローバリゼーションと労働市場政策 * ガバナンスと持続可能性 * リスク・マネジメントとコーポレート・ガバナンス
⑤対象分野	CSR
⑥参照 URL	<p>コペンハーゲン・センター ウェブサイト http://www.copenhagencentre.org/graphics/CopenhagenCentre/Publications/About/TCC_foldere/TCC_brochure_dec_2005.pdf</p>

1.6.3.2 イタリア

①名称	CSR のためのイタリア・センター (Italian Centre for Social Responsibility)
②設置年度	2005 年
③策定組織	イタリア政府、労災防止のための保障機関、イタリア商工会議所、ボッチーニ (Bocconi) 大学
④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ イタリア政府による CSR 普及プロジェクト「CSR-SC」の一環で、CSR 分野の研究を目的として設立された。 ・ 同組織は、社会責任に関する最も効果的なスキルの収集、また CSR と持続可能性に向けた、革新的な解決策と研究を推進している。その狙いは、CSR を企業や公的機関、ビジネス環境の競争力や効率性の向上のためのツールとして捉える現代の経営文化を醸成することである。さらに、同組織を CSR に関する研究、議論のための国際的なプレーヤーとして活動させるを目的としている。 ・ 研究プロジェクトでは、以下の分野に特化した調査研究を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> * 中小企業の CSR * CSR とパフォーマンス管理 * CSR と官民パートナーシップ・モデル * CSR と競争力 * CSR と SRI ・ 調査研究以外にも、大学、ビジネス・スクールや研究機関、EABIS (European Academy of Business in Society) とナレッジを共有している。また、大学やビジネス・スクール、企業と共同でのトレーニング・プログラムの立ち上げ、情報提供のためのセッション、ディスカッション等の開催も行っている。
⑤対象分野	CSR 全般
⑥参照 URL	Italian Center for Social Responsibility (http://www.i-CSR.org/)

1.6.3.3 ベルギー

①名称	CSR デジタル・ナレッジセンター (Digital Knowledge Centre CSR)
②設置年度	2005 年
③策定組織	フランドル地方政府、ビジネス組織 (Business and Society Belgium、以下 B&SB)
④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ フランドル地方の中小企業、大企業、市民団体に CSR に関する情報提供、CSR の実行支援を設立の目的とする。 ・ 様々な CSR 課題が網羅されており、ウェブサイトにて、各々の課題に関する一般的な情報、手段、コンサルタント、ビジネス・ケース、出版物、情報ソースへのリンクが掲載されている。 ・ B&SB がウェブサイト管理、パートナー組織とのコミュニケーションを担っている。ウェブサイトには、2006 年 2 月までに 4000 人により 60,000 回のアクセスがあった。
⑤対象分野	CSR 全般
⑥参照 URL	“European Multistakeholder Forum on CSR Review of recommendations” pp.29

1.6.3.4 オランダ

①名称	MVO ネーデルランド
-----	-------------

②設置年度	2004年
③策定組織	オランダ政府
④概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSR に関するナレッジ、情報交換の促進を目的として、オランダ政府が設立した独立した情報センターである。特に中小企業、自治体、NGO をターゲットとして、企業、NGO、自治体、市民間の対話促進活動を行っている。 ・ 同組織では、以下の5つのプログラムを扱っている。 <ul style="list-style-type: none"> * 特定部門、地方、サプライ・チェーンにおける責任、国際プログラム、透明性やマーケティングといった複数のテーマに焦点を当てたプログラム。 * CSR 推進支援を行っている専門調査機関、情報提供機関が開発した手段を、中小企業、労働組合、NGO に推奨するプログラム * グッド・プラクティスを収集し広めるプログラム。成功要因と失敗要因を見極めるために、グッド・プラクティスとそうでないものの両方を取り上げていく予定である。また、今後の CSR の発展に重要であると思われるイニシアチブもモニターしていく予定である。 * 企業間の協力関係の育成支援プログラム。ナレッジの共有を目指すもので、同一の問題に直面している企業グループの支援を目指している。 * ステークホルダー・ダイアログ開催プログラム(場所の提供、ファシリテーションの実施等)。 ・ 2006年9月には、オンライン・ツールキットの利用が始まった。同ツールキットは、ブラジル、中国、インド、インドネシア、ロシア、南アフリカといった国での投資を計画中もしくは既に進出している企業の支援をするものである。
⑤対象分野	CSR
⑥参照 URL	MVO ウェブサイト(http://www.mvonederland.nl/rightnav/Engels.html)

1.6.4 学術機関の動向

2006年10月には、国連グローバル・コンパクト(3.1.1 国際連合にて後述)と学術機関の協働で、グローバル・コンパクトの10原則に基づいた責任あるビジネスに関する教育(Responsibility Business Education)の原則およびアクション・フレームワークを定めることが決定した¹⁵。

1.6.4.1 米国およびカナダの調査

ネット・インパクト(Net Impact)は、「世界を良い方向に向かわせるためにビジネスの力を活用すること」を目的とした、MBA および大学等のネットワークである。ネット・インパクトは、2006年9月から10月に、米国、カナダのMBA110校の学生を対象に意識調査を実施し、87校、2,112人の生徒から回答が得られた。同調査では、18%の生徒が企業はゴールのためだけに活動すると回答したのに対し、80%が企業は良い社会を形成するために活動すると回答した。また、78%の生徒がCSRに関する学科をMBAのカリキュラムに統合するべきであると述べ、60%がCSRは良いビジネス感覚を育むと回答している¹⁶。

¹⁵ 国連グローバルコンパクトウェブサイト
(http://www.unglobalcompact.org/NewsAndEvents/news_archives/2006_10_26.html)

¹⁶ Social Fund ウェブサイト(<http://www.socialfunds.com/news/release.cgi/6651.html>)

米国では、研究機関であるアスペン機構(The Aspen Institute)、世界資源機構(World Resources Institute、以下 WRI)の協力により、1999 年から 2 年に 1 回の頻度で「ビヨンド・グレー・ピンストライプス」(Beyond Grey Pinstripes)というランキング調査が行われている。本調査は、社会や環境への影響等の CSR 関連事項を学ぶ機会を提供する MBA 課程を広げることを目的としたプロジェクトの一環として行われている。

「ビヨンド・グレー・ピンストライプス」による調査では、2006 年時点でビジネス・スクールの 54%が CSR を必修科目としていることが分かった。これは、2003 年の 45%、2001 年の 34%に比べて大きく上昇しており、学術機関における、CSR プログラム導入の動きは、拡大傾向にあるといえる。また、学術機関における、CSR 関連の専門プログラムの導入、学科の設置、CSR センターの開設等の動きが見られる。

「ビヨンド・グレー・ピンストライプス」の調査概要は、以下の通りである。

■ 「ビヨンド・グレー・ピンストライプス」

2006 年度の調査は、全国のビジネス・スクールの 600 の全日制プログラムを対象に行われた。実際は、調査対象の 7~8 割が米国、残りがカナダ、オーストラリア、欧州、アジアのビジネス・スクールである¹⁷。評価は、生徒へ提供する機会、生徒の参加、内容、研究の 4 分野に行われ、社会、環境に関するコースの数、授業時間、学術専門誌への研究結果の掲載数等、具体的な数値を基に分析された。回答の傾向は以下の通りである。

回答の傾向

- ・ 生徒へ提供する機会: 高順位にランクインした学校は、生徒に変化と機会を与える傾向にある。1 位~10 位の学校は、平均 50 の社会や環境に関するコースを提供している。この数値は、11 位以下の学校の提供コース数の 2 倍である。
- ・ 生徒の参加: 30 位以上の学校に所属する学生が、MBA プログラムの中で社会や環境に関する内容のトピックに触れる確率は、25%であった。31 位以下の学校の生徒に関しては、8%に過ぎなかった。一方、CSR を必須科目としているビジネス・スクールの数は増加しており、倫理、CSR、持続可能性、企業と社会に関連する 1 つないし 2 つ以上のコースの選択を要求する傾向にある。
- ・ 内容: 社会や環境に関するトピックを、会計や経済、経営、情報技術、マーケティング、

¹⁷ Beyond Grey Pinstripes ウェブサイト
(http://www.beyondgreypinstripes.org/rankings/all_participating.cfm)

戦略等の他の学科の必須科目に組み込む動きは、限定的なものであった。

- ・ 研究：2003年から2005年にかけて、学術専門誌にて社会や環境に関する研究結果が掲載されたビジネス・スクールは4%であった。

カナダで、SR関連情報の提供を行っている民間団体「コーポレート・ナイト」(Corporate Knight)¹⁸は、毎年「ナイト・スクール・ガイド」(Knight School Guide)¹⁹にて、CSRや持続可能性に関する教育を行っている大学、ビジネス・スクールのランキングを発表している。また、フィナンシャルタイムズ誌は、2006年に発表した、MBAランキングにて、50位までにランクインしたビジネス・スクールに対し、別途、CSR関連教育に関する調査を行い、「Ethics, CSR, and Sustainability Education in the Financial Times Top 50 Global Business Schools: Baseline Data and Future Research Directions」²⁰を発表した。同レポートでは、ほぼ全てのビジネス・スクールにてCSR関連の授業が行われていることが示された。

「ナイト・スクール・ガイド」の調査概要は、以下の通りである。

■ 「ナイト・スクール・ガイド」

カナダのCSRや持続可能性に関する教育を行っているビジネス・スクール46校、ロースクール21校、工業大学36校を対象に行うアンケート調査を基にしたランキングである。①学術機関側の取り組みとして、CSR、持続可能性、NPOマネジメント等のサポート体制、活動、プログラム、専門機関の設置、研究等について(スコアの30%)、②生徒主導の取り組みとして、生徒中心の研究グループや特別作業班の活動等(スコアの25%)、③コースの設置状況(スコアの45%)に関するアンケート調査が行われ、結果が点数化された。

③コースの設置状況では、CSRや持続可能性、NPOマネジメント等、CSRに関連する科目のコース、選択科目の設置状況、一部CSRに関連した内容を扱うコース、選択科目の設置状況に関する調査が行われた。ビジネス・スクール、大学共に、CSR関連科目のコースを設置し

¹⁸ Corporate Knights ウェブサイト(<http://www.corporateknights.ca/>)

¹⁹ Corporate Knights ウェブサイト(<http://www.corporateknights.ca/>)
(http://www.corporateknights.ca/reports/knight_schools/page.asp?name=knight_schools_2006)

²⁰ Lisa Jones Christensen, *Ethics, CSR, and Sustainability Education in the Financial Times Top 50 Global, Business Schools: Baseline Data and Future Research Directions*, *Journal of Business Ethics*, Center for Business Ethics, Bentley College Ethics Resource Center, Washington, D.C.2006(http://newsroom.depaul.edu/news_release/FT_Top50_Analysis_JBE_FINAL.pdf)

ている学校の指数は、CSR 関連科目を選択科目としている学校の指数の 3 分の 1 であった²¹。しかし、いずれの値も、2005 年よりも約 10 ポイント上昇しており、コース設置の取り組みは、今後拡大すると予測される。

1.6.4.2 大学におけるキャパシティ・ビルディングの事例

① スタンフォード大学ビジネス大学院 (Stanford Graduate School of Business)

コース (MBA/修士)

35 年に渡り、社会、環境問題に取り組む企業の管理職層、非営利法人のリーダー、政府官僚、役員、ボランティアを育成するために、スタンフォード公共マネジメントプログラム (Public Management Program at Stanford) を提供してきた。同プログラムでは、倫理、CSR、国際開発、社会・環境起業、そして公共・非営利マネジメントに関する 30 以上の選択コースが提供されており、中心的カリキュラムに統合されている。

同大学では、ゲスト・スピーカーによる社会環境問題に関する講演、会議の開催をほぼ毎週実施し、カリキュラムとの相乗効果を図っている。生徒は、理事会フェロー・プログラムを通じ、非営利組織の理事会にてインターンシップを体験する等、多様な学習機会を選択することが可能である。

その他の活動

この 4 年間を通じ、同大学は社会・環境マネジメントへの関わり合いを強化するために、以下の 3 つのセンターの創設、拡大を行ってきた。

リーダーシップ・センター・・・豊富な共同カリキュラム・プログラムや研究議題を通じた、倫理的で洞察力のあるリーダーの育成を目的として設立された。

グローバル・ビジネス・センター・・・2004 年にグローバル企業と貧困の問題を扱った会議に関連して設立された。

社会的革新のためのセンター・・・社会・環境影響への関わりに関する、中心的なセンターである。個々人のリーダーシップや管理能力を発展させ、社会問題に革新的な解決方法を提供し、社会的な価値を創造することを目的に設立された。同大学の 40 人の学者と 20 人のスタッフが

²¹ Corporate Knights ウェブサイト
(<http://www.corporateknights.ca/downloads/BusinessSchoolMaster2006.xls>)

本センターの研究や教育、社会との関わりを含むプログラムを提供している。2003年には、CSRやフィランソロピー、非営利分野に焦点を当てた先進的なビジネス・スクールによる情報誌、「Stanford Social Innovation Review」を発行した。同センターのカリキュラムや課外活動は、MBA、学士過程、修士課程、管理者教育課程のプログラムも含んでいる。

参照 URL

スタンフォード大学ウェブサイト(<http://www.gsb.stanford.edu/pmp/>)

② ヨーク大学

学士コース

選択コースとして、企業と社会プログラム(York's Business and Society program)を設置している。同コースは、社会科学や人文科学の視点から、企業が社会に影響を与える方法を説明、評価することを試みている。また、社会に企業が及ぼす影響、企業と社会構造、経済活動のパターン、政府の関連性に関する研究を設置している。

参照 URL

ヨーク大学ウェブサイト

(<http://www.yorku.ca/web/futurestudents/programs/template.asp?id=338>)

MBA/修士コース

他大学の取り組みに先駆けて、シュリーヒ・スクール・オブ・ビジネス(Schulich school of business)では社会的な影響の管理や環境管理をビジネス・コースの中心的なカリキュラムに統合してきた。

修士課程(MPA/IMBAを含む)では、公共政策に関連した企業課題、比較文化、国家間の企業と社会の共通点に焦点を当てている。さらに、社会・環境マネジメント(企業と持続可能性、企業倫理、アート&メディア、非営利組織マネジメントとリーダーシップ、健康産業マネジメント等を含む)に特化したMBA専門分野を有する。また、管理職育成コースでは、広範に渡る、社会・環境に関する企業課題(コーポレート・ガバナンスや企業倫理や労使関係を含む)についてのセミナーや公開講座を開催している。

また、2000年には、北米初の管理職育成センターであるサステナブル・エンタープライズ・アカデミー (Sustainable Enterprise Academy) を設立し、持続可能性の課題に関するトレーニングを上級管理職向けに実施している。また、ロシア-カナダ・コーポレート・ガバナンスプログラム (Russia-Canada Corporate Governance Program) を設立し、管理職にコーポレート・ガバナンスの教育を行っているロシアの学術機関へのトレーニングを行っている。

同大学の学内には、研究機関や、企業の汚職・腐敗を監視する非営利組織である TIC (Transparency International Canada, Inc)、持続可能性応用センター (York Center for Applied Sustainability)、実践的な倫理のためのセンター (Centre for Practical Ethics) も設置されている。

参照 URL

Schulich school of business, York University ウェブサイト
(<http://www.schulich.yorku.ca/ssb-extra/ssb.nsf?open>)

1.6.4.3 欧州

欧州では、欧州委員会や CSR 欧州等の業界団体組織がイニシアチブをとって、学術機関における CSR 教育、共同研究を推進している。欧州委員会と CSR ヨーロッパの協力で発足した EABiS では、欧州のトップクラスの大学、ビジネス・スクールと連携した、CSR に関する学際的な共同研究の促進や調査等が行われており、欧州最大規模の学術機関プラットフォームとしても活用されている。EABiS のウェブサイトでは、欧州各国で CSR 関連の教育を行っている大学、ビジネス・スクールが検索可能である。

2003年に EABiS とノッティンガム大学ビジネス・スクール、CSR 国際センターによって実施された「欧州の CSR 教育を提供している学術機関の動向調査」²²では、以下の傾向が発表された。

同調査は、600 学術機関を対象として行われ、166 機関から回答を得た。CSR 講座・学科の設置に関する回答結果によると、CSR 関連の講座を選択できる大学、大学院、MBA の数は、ほぼ 3～5 割を占めるものの、学科の設置に関しては、約 1 割に過ぎないことが明らかになった。

²² *Survey of Teaching and Research in Europe on CSR*, pp1～6.

MBA コース、修士、学士課程、短期コースにおける CSR 学科および選択科目設置状況に関しては、英国、アイルランドにおいては、CSR 科目を導入している MBA コースが多く見られる。また、修士課程に関しては、フランスの大学が積極的に CSR 導入に取り組んでいることが分かる。学士課程に関しては、英国、アイルランドにおける設置割合が高い結果となっている。

CSR 関連のコースの内容として挙げられるのは、持続可能な発展(24%)、企業倫理(22%)、企業と社会、CSR、環境マネジメント(17%)である。「企業倫理」は、コースとしては全体の 2 番目に一般的であり、学科としては最も多く設置されている。また、教育方法としては、実務者や CSR 専門家の講義、CSR 事例研究、NGO 職員による講義が最も一般的であり、授業を行う際のパートナーとしては、実務者、NGO、他大学が挙げられた。

■ 大学事例

① ノッティンガム大学ビジネス・スクール (The University of Nottingham University Business School)

研究センター・コース(学士・MBA/修士・博士)

長年に渡り、同大学のビジネス・スクールでは、社会・環境分野、倫理の影響に関する研究に携わっており、企業倫理や CSR に関する研究者が多数所属している。

2002 年には、企業から 700 万ドルの寄付を受け、CSR 分野の研究、教育機関である企業の社会的責任のための国際センター (International Centre for Corporate Social Responsibility、以下 ICCSR) を設立した。ICCSR は、英国初の CSR に関する MBA 教育機関として知られ、学士課程、修士課程 (MA、MBA 含む)、博士課程のそれぞれに CSR 関連教育 (社会性、倫理性、環境性、持続可能性を含む) を提供している。

学士課程では企業倫理と社会責任のモジュールの講座を設置しているほか、MBA のコースでは企業倫理、コーポレート・ガバナンス、CSR、経済犯罪、修士 (MA) 課程では企業倫理、グローバル社会における CSR、CSR 会計、経済犯罪、ステークホルダーの管理、CSR 戦略に関する講座を設置している。

その他の活動

ICCSR は、欧州における CSR の研究、教育、ダイアログを行う機関の一つとして、先進的な欧州のネットワーク、機関、企業、政府機関、BIC や EABiS、国連、学術機関との協働を行っている。

参照 URL

International Centre for Corporate Social Responsibility (ICCSR) ウェブサイト
(<http://www.nottingham.ac.uk/business/ICCSR/index.html>)

1.6.4.4 オーストラリア

オーストラリアでは、2004年から毎年、「首相の社会と企業のパートナーシップ」が CSR 懸賞論文を募集、評価、表彰している。対象は、オーストラリアの中学生、高校生、学生である。学生の論文部門において、一等賞の受賞者は 2,000 オーストラリアドル、受賞者の学校は 3,000 オーストラリアドルが教材費、地域コミュニティのプロジェクト実施費用として支給される。

1.7 関係団体単独・政府と関係団体の協働での取り組み

1.7.1 社会的責任に関するガイドライン

1.7.1.1 英国 SIGMA プロジェクト

SIGMA プロジェクトは、組織が持続可能な発展に対して意義深い取り組みを実施するための、明確で実践的な助言の提供を目的に設置された。同プロジェクトは、DTI の資金拠出のもと、BSI、フォーラム・フォー・フューチャー (Forum for the Future)、AA 社の協力により運営されている。

■ SIGMA ガイドライン(2003 年)

運営団体

SIGMA プロジェクト

経緯および設置目的

SIGMA プロジェクトは、英国の企業活動による社会的、環境的、経済的な影響のマネジメント及び戦略において持続可能な発展の問題点を考慮し、実践的かつ明確なアドバイスを通して、業の持続可能性を向上するためのツールとして、SIGMA ガイドラインの開発のために立ち上げられた。

SIGMA ガイドラインは、サステナビリティ経営を実践するためのマネジメントの仕組みをいかに実現するかを定めたガイドラインであり、事業活動の社会、環境、経済面のバランスにおけるジレンマやリスク、ビジネス機会に効果的に対応し、将来にわたって組織が持続可能であり続けるための支援を目的としている。SIGMA 管理フレームワークと SIGMA ツールキットの内容は、実践に則したものとなっており、組織の中で持続可能なアプローチの監督、企画、実行に携わる管理者や担当者向けの内容となっている。そのため、同ガイドラインは、マネジメントの統合的ガイドラインであると同時に、個別の事例にも利用可能な内容も含んでいる。同プロジェクトにて、推奨される同ガイドラインの利用方法の具体例として以下が挙げられている。

- 自社の原則を策定するため、または評価基準の設定等、持続可能な発展のための原則との連動。
- 既存の管理システムやアプローチと SIGMA 管理フレームワークとの連携。
- 単独のフレームワークとして組織における個別の持続可能性の問題の管理。
- 個々の状況や持続可能な発展のための方針・戦略・計画の成熟度、進展度、フェーズ、重要性のそれぞれのレベルに適した利用。
- フェーズごとの管理システムの策定。
- 既存の経営慣行を充実するガイドラインとしての利用。

- 局面に応じた SIGMA ツールキットの適宜利用。

なお、マネジメントに関する保証業務は行っていない。ただし、BSI では、SIGMA ガイドライン・キットの購入企業に対して、CSR 報告書等の保証業務を行っている。

対象分野

CSR(マネジメントおよび企業戦略)

参照 URL

SIGMA プロジェクトウェブサイト (<http://www.projectsigma.co.uk/>)

1.7.1.2 イタリア Q-RES プロジェクト

Q-RES プロジェクトは、1998 年に LIUC 大学 Q-RES チームが中心となり、企業や専門家協会、サービス提供者および NGO の協力のもと開始し、1999 年 12 月には LIUC 大学内に永続的な議論のためのフォーラムとして、Q-RES フォーラムを設立した。

Q-RES の使命は、同組織に参加することで、企業の社会的倫理的責任のためのマネジメント・フレームワークを促進し、「外部で検証することのできる新しいタイプの品質基準を開発することによって、企業とステークホルダーの間の社会的契約という考え方に基づく企業の社会的・倫理的責任に対して参加組織と共にマネジメント・フレームワークを推進させていくこと。」である。

■ Q-RES ガイドライン(2001 年 10 月)

運営団体

Q-RES プロジェクト(LIUC 大学倫理・法・経済センター)

経緯および設置目的

Q-RES プロジェクトでは、企業の倫理的・社会的責任のためのマネジメント・フレームワークと外部の保証の構築に関する取り組みが推進されている。「社会的に責任がある組織、という考え方を支援することにより、ステークホルダーとより良い関係を築き、社会的評判や信用、信頼の向上という点で市場競争において優位な立場を得る」という目的を達成するため、CSR マネジメント・フレームワークとして 2001 年 10 月に Q-RES ガイドラインを定めた。

Q-RES ガイドラインは、ステークホルダーとの関係の適性かつ効率的な管理のためのガイドラインであり、あらゆる民間企業および公的機関に適用可能であり、下記の 6 つの CSR ツールを導入するための内容、機能、発展の方法、優れた基準を定義する企業の社会的・倫理的責任に対する統合的なアプローチとして用いられる。

- 企業の倫理的ビジョン

- 倫理的規範
- 倫理的教育訓練
- 組織のシステムの実現とコントロール
- 社会的・倫理的説明責任
- 外部検証

動向

現在、Q-RES プロジェクトでは、Q-RES 基準を開発している。Q-RES 基準は、ガイドラインとして設計された Q-RES ガイドラインをマネジメント規格として作成し、独立した第三者による保証を提供する機能を付加したものである。

参照 URL

Q-RES プロジェクトウェブサイト(<http://www.gres.it/index.asp?id=2>)

1.7.1.3 フランス関連団体による取り組み

■ 社会報告書 (CDJES Bilan Societal)

運営団体

社会的経済青年指導者・活動家センター (CDJES)

経緯および設置目的

同ガイドラインは、非財務のパフォーマンスの問題についての報告や企業による様々なステークホルダーとの対話などを報告する為の指標として欧州で広く普及している。現在、欧州の約 100 の企業が試験的に採用しており、うち 60 社はフランス、残りはスペイン、ベルギー、英国であるといわれている。

対象分野

CSR (社会報告書)

参照 URL

確認できない。

■ 社会報告(SD21 00)持続可能な発展－企業の社会的責任(2002 年)

運営団体

フランス規格協会 (Association Grancaise de Normalisation)

経緯および設置目的

同ガイドラインは、企業のマネジメント及び戦略において持続可能な発展の問題点を考慮するためのガイドラインとして利用されている。

対象分野

CSR(マネジメントおよび企業戦略)

参照 URL

確認できない。

1.7.1.4 オーストラリア関連団体による取り組み

オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)は、オーストラリア企業における取引慣行法(TPA)を遵守する企業風土の構築に対する関心を強めている。最近の白書では、ACCCの前委員長が「一部の企業は定期的に AS3806 を使って、コンプライアンスの体制が最新のコンプライアンス管理の基準を満たしているかどうかを評価している。」と発言していることからそれを知ることができる。

企業のコンプライアンス・プログラムを開発し、場合によっては強制力を伴って企業に対して受け入れを交渉する際のベンチマークとして、ACCC や ASIC を含む規制当局は、AS8003 および AS3806-2006 を設置した。

■ AS8003 企業の社会的責任

運営団体

オーストラリア規格協会

経緯および設置目的

CSR の概念を広義に解釈し、公的機関、民間組織、政府、NPO 組織に適用可能な AS8003 を作成し、組織内で効果的な CSR プログラムを策定・導入・維持するのに必須となる要素を特定している。また、その要素を活用するにあたってのガイダンスを提供している。

同規格は、事業体が積極的な自主規制のアプローチによって社会的責任の風土を確立・維持するためのプロセスを提供することを目的に作成された。また、同規格では、効果的な CSR 制度とモニタリング・評価が可能な実績のための枠組みとしても普及している。

同規格は、組織内で効果的な CSR プログラムを策定・導入・維持するのに必須となる要素を提示しており、また、その要素を活用するにあたってのガイダンスを提供している。しかしながら、同規格は指針としての役割を果たすのみであり、組織のマネジメントに対応できるようなガイドラインではない。

対象分野

CSR

参照 URL

オーストラリア規格協会 (Standard Australia Institute) ウェブサイト

(<http://www.saiglobal.com/shop/script/Details.asp?DocN=AS964071607297>)

■ AS3806-2006 (コンプライアンス・プログラム)

経緯および設置目的

同規格は組織が、業界基準、自社基準のような他の関連基準、良いガバナンス、地域や倫理的に関する一般に認められた規範だけでなく、法律上の義務の遵守を効率的に管理するための、原則及び指針を示すことを目的にしている。同指針には、コンプライアンス達成、コンプライアンス・プログラム導入、コンプライアンスの監視と測定へのコミットメントについても対象としている。

同規格は、組織が、適応性、反応性、効率性に富んだ、測定可能なコンプライアンス・プログラムを設計・策定・購入・維持・改善するための原則及び指針を示すことを目的とした規格である。第2章では、基本原則を提示し、効率的なコンプライアンス・プログラムの作成には必須としている。第3章から6章では、基本原則についてのガイダンスが盛り込まれており、ガイダンスの中では、同原則に適合する効率的なコンプライアンス・プログラムの策定・管理方法は、各組織のサイズ、事業内容、事業の複雑さ、個々の状況によって異なることが確認されている。

参照 URL

オーストラリア規格協会 (Standard Australia Institute) ウェブサイト

(http://www.saiglobal.com/shop/script/Details.asp?docn=AS073377296XAT&Provider=AS&TDetailsCatalogue:tvRefs:node1_Expand=true&Provider=AS&TDetailsCatalogue:tvRefs:node0_Expand=true)

1.7.2 その他の取り組み

1.7.2.1 国際審査員登録機構

国際審査員登録機構 (IRCA-The International Register of Certificated Auditors) は、英国政府による主導事業の一環として、経済及び産業の競争力をさらに高めるために設立され、1984年に審査員登録を開始した。英国政府の主導事業は、サプライヤー監査を、回数の少ない第三者

監査に置き換えることにより、サプライヤー監査のコストを削減し、効率性を達成することを狙いとされている。IRCA の他、認定機構（現 UKAS）、国家規格作成機関（BSI Standards）、及び多くの認定機関が関連している

IRCA は、AA 社と業務提携を行い、後述する AA1000 の保証基準を用いた保証の実務者に対する、審査員の登録機関としての機能をもっている。1984 年以来約 27,000 人の審査員が登録を授与され、IRCA 登録名簿には現在 100 カ国以上の国々からの審査員が掲載されている。IRCA は国際的に認知され、供給者組織、認定機関、及び審査員が最も価値があると考えている、唯一の審査員登録機関である。

IRCA は、信頼性及び付加価値を添加するという点で高い評価を得ており、英国品質マネジメント規格 BS 5750 などの IRCA が開発、使用してきた評価及び認証方法は、その他の多くの審査員登録機関でも採用されている。

1.7.2.2 英国勅許会計士協会

英国勅許会計士協会（Association of Certified Chartered Accountants、以下 ACCA）は、最大規模の公認会計士の代表機関であり、加盟者は学生 296,000 名、会員 115,000 名、加盟国は 170 カ国である。ACCA は、専門知識や経験を生かして政府や援助機関、専門機関と連携しながら、職業面、倫理面、統制面において適正を有した公認会計士の育成を設置目的としている。

ACCA では、持続可能性報告書に対する表彰を実施している。同表彰は、英国、米国、カナダ、パキスタン、アイルランド、マレーシア、欧州、シンガポール、南アフリカ、オーストラリア、ニュージーランド、スリランカの ACCA 支局でそれぞれ実施している。なお、DEFRA（英国環境・食糧・地方開発省）は、同表彰の支援を行っている。

参照 URL

ACCA ウェブサイト (<http://www.accaglobal.com/publicinterest/about/>)
(<http://www.accaglobal.com/publicinterest/activities/subjects/sustainability/awards/asra/>)

1.7.2.3 カナダ勅許会計士協会

カナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountants、以下 CICA）は、1902 年のカナダ議会で制定された特別法に基づき、法人化された NPO 法人である。CICA の権限は、CICA の設立法であり 1995 年 5 月に改正された、CICA に関する法律（Canadian Institute of Chartered Accountants Act）に規定されている。

CICA は、カナダの公認会計士協会等とともに、カナダとバミューダに在るおよそ 71,000 人の公認会計士と 9,500 人の公認会計士予備生を代表する機関である。CICA では、現在のビジネス上の問題に関する調査実施をし、企業、NPO、政府が使用する会計基準、監査基準、保証基準を定める支援をしている。また、企業の管理・統治についてのガイダンスを公表しており、学術文献を発行し、継続的な教育計画を開発し、国の内外での公認会計士職の代表を務めている。

また、CICA は各地方の公認会計士協会等とも協働し、市場で提示される要請に対応し、機会を十分に活かすための体制を確保している。CICA の具体的な活動内容は、①企業、NPO、政府が使用する会計基準、監査基準、保証基準を定める支援を通じた戦略の実行、②事前証明や事後証明の交付に関する教育プログラムの提供、③様々なサービス提供や学術文献の供給、④リスク・マネジメントおよび統治に関するガイダンスの公表、⑤国内外の主要ステークホルダーとの関係構築である。

CICA では、1951 年以来、企業報告書の表彰を実施してきた。同表彰は、時代のニーズに合わせた変化をしており、初期は、財務報告書と大差ない年次報告書が評価の対象であったが、今日では、評価の対象範囲を広げ、財務報告、コーポレート・ガバナンスに関する情報公開、IT ツールを使用した情報公開、持続可能な発展に関する報告が、評価対象となっている。同表彰の参加資格は、①トロント証券取引所上場企業で産業部門別ランキング上位 50 社以内の企業、②時価総額 2 億円以上(2006 年 3 月 31 日現在)、③カナダの会社の全ての条件を充足している必要がある。ただし、対象となる賞に限定があるものの、④トロント証券取引所上場企業で産業部門別ランキング上位 50 社以内かつ、時価総額 2 億円以下の会社、⑤トロントベンチャー取引所上場企業で上位 50 社以内の企業の参加も認めている。2006 年度は 90 社の参加があった。

参照 URL

CICA ウェブサイト(<http://www.cica.ca/>)

2. EU レベルにおける取り組み

2.1 EU における CSR 推進体制

2.1.1 EU における CSR に関する戦略および施策

EU での CSR を含めた持続可能な社会のための施策等は、1990 年代より公的に取り扱われるようになってきているが、EU で CSR という考え方が初めて公的な議論として取り扱われたのは、1993 年のコペンハーゲン首脳会議の議論を受けて、1995 年に「社会的疎外」に反対する企業間のマニフェストを発表したときに遡る。その後も、さまざまな条約や戦略、白書などで、EU として持続可能な発展のための CSR を重視する旨が表明され、現在に至っている。EU における主な CSR 関連の施策の経緯は、以下の通りである。

■ 1992 年～1997 年 「地球サミットでの持続的な発展とその後の取り組み」

1992 年 6 月、リオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において採択された環境・開発に関する「アジェンダ 21」では、「持続可能な発展」に関する国際的な行動計画が提唱された。アジェンダ 21 は、「社会的・経済的側面」、「開発資源の保護と管理」、「主要グループの役割の強化」、「実施手段」の 4 章からなり、「主要グループの役割の強化」の章中の、第 30 節「産業界の役割強化」にて、持続可能な発展における従業員および企業の役割について、「責任ある企業活動とは、資源使用効率の改善、障害及び危険の削減、廃棄物の最小化、環境品質の保護といった分野で主要な役割を果たすこと」とし(30.17.)、その目的を「企業による天然資源の管理及び利用における「受託者責任」概念の普及」および「持続可能な発展のための方針への署名および実行する経営者の増加」としている(30.18.(a)(b))。

これを契機に、EU は「持続可能な発展」の概念に基づく政策の開発に向けた取り組みを開始した。主な取り組みとしては、1993 年 6 月に欧州理事会で採択された環境管理・環境監査規則や 2002 年にヨハネスブルグで開催された、持続可能な発展に関する世界首脳会議(WSSD)に向けた準備の一環として公表された、「アジェンダ 21ー 欧州共同体におけるアジェンダ 21 実行の最初の 5 年間について」(Agenda21 - THE FIRST 5 YEARS, Implementation of Agenda 21 in the European Community)などがある。

■ 1993年～1997年「社会的疎外(Exclusion)から社会的一体性(Cohesion)へ」²³

EUのCSR概念は、「持続可能な発展」と「競争力強化」の統合として捕られているが、もともとは、環境と開発の不可分性に基づく、持続可能な発展と環境保全の両立政策として拡大していった。一方で、欧州では、移民の人権保障をはじめとする、従業員の権利や保護に対する権利意識が伝統的に高く、1993年のコペンハーゲン・サミットでの議論を受けて、1995年にドロール欧州委員長が「社会的疎外」に反対する企業のマニフェストを発表した。これにより、持続可能な発展が、環境面、社会面、経済面の全方向の成長を志向する概念として理解されるようになっていった。

その後、「社会的疎外」は、失業問題に取り組む「社会的一体性」へと視点をシフトし、それに併せ職業訓練や相互学習、ベスト・プラクティスの共有などに関する企業の自主的取り組みと、企業と政府の協働が行われるようになった。

■ 1997年「欧州連合条約」

1997年に調印された欧州連合条約(アムステルダム条約)の第2条項では、EUの目的として、「経済的社会的発展と高雇用水準の促進」、「国境のない区域の創出や経済と社会の結合の強化」、「経済通貨同盟の設立」、「通貨の統一を通じた、バランスのとれた持続可能な発展の達成」と明示している。これにより、環境重視の社会経済への転換をEUの基本目標の一つとした。

■ 1999年 ①「より良い世界のための持続可能な欧州」((COM(2001)264:A Sustainable Europe for a Better World)、および②「持続可能な発展のためのグローバル・パートナーシップ」(COM(2002)82: Toward a Global Partnership for Sustainable Development)の策定

これらの戦略は、1997年の「アジェンダ 21 実行計画」等を踏まえ、1999年12月のヘルシンキ欧州理事会において持続可能な発展戦略の策定の合意に至り、欧州委員会が策定したものである。

この戦略は、2000年に策定されたリスボン戦略に基づいており、①「より良い世界のための持続可能な欧州」において定められた主要課題は、気候変動・エネルギー対策、公衆衛生の改善、天然資源の適正管理、交通システムと土地利用の改善、貧困と社会的疎外対策、高齢化対策であり、持続可能な発展を目的としている。一方で②「持続可能な発展のためのグローバル・パートナーシ

²³佐久間京子「EUのCSR政策とベルギーでの取り組み」『ユーロ・トレンド 2005年7月号』独立行政法人日本貿易振興機構, p2-p3, 2005年.

ップ」では、持続可能な発展のための貿易、貧困対策と社会的発展、資源・環境の持続可能な管理、政策統合、ガバナンスの改善、財政措置などを課題とし、グローバル・パートナーシップを重視したものとなっている。どちらも環境等の一部の分野では定量的目標を掲げているものの、計画対象期間および計画の見直しに関しては定められていない。

■ 2000 年 「リスボン・サミットとリスボン戦略」

2000 年リスボン・サミットは、「2010 年を目指したリスボン・アジェンダ(リスボン戦略)」へと結実した。第 1 章「雇用、経済改革と社会的結合」中の「人への投資と活発な社会保障制度の確立によるヨーロッパ社会モデルの現代化」の項は、「知識社会における生活や労働のための教育と訓練」、「ヨーロッパにとってのより多くのより良い仕事:積極的な雇用政策」、「社会的保護の現代化」、「社会的一体性の促進」からなり、ここにおいて、より強い社会的一体性と体系的なアプローチの連携手段の一つとして、「欧州理事会は生涯学習や職場組織、雇用の機会均等、社会一体性、持続可能な発展等の成功事例の点で企業の CSR 促進のための特別なキャンペーンを実施する」と明記している。

このリスボン戦略の採択を契機に、企業と EU 行政当局の CSR 普及キャンペーン運動が盛んになった。また、多国籍企業の行動原則や地球環境問題への意識の高まりに呼応し、EU での CSR 活動は、政府、企業、NGO など多様なステークホルダーの参画が不可欠な要素と認識されるようになっていった。これは、その後の EU 行政当局による政策指針にも影響を与え、2002 年のコミュニケーションでは、EU 政策への CSR の統合とともに、マルチステークホルダー・フォーラムの設置が提唱された。

■ 2001 年 「イエテボリ EU 首脳会議「持続可能な発展に関する欧州戦略」の承認」

2001 年イエテボリ EU 首脳会議では、「持続可能な発展に関する欧州戦略」と題する提言を公表した。同戦略では具体的には、①気候変動、②市民の健康、③貧困及び社会的疎外、④人口高齢化、⑤天然資源管理を優先分野とし、EU と域内各国に統一的な規制や価格、政策形成を行ったうえで、ステークホルダー・フォーラムや円卓会議を設置し、各ステークホルダーの意見を取り入れる旨が提示された。また、「従業員 500 人以上の上場企業は年次報告書に経済、環境、社会に関するパフォーマンスの情報を開示すること」を挙げている。

■ 2001 年 「EU 委員会勧告『年次決算と年次報告書における環境問題の認識、測定、開示』」

を公表」

2001年5月30日の委員会提言(2001/453/EC)は、付属文書の形で具体的なガイドラインを示し、その中で、会社の経営成績や財政状態にとって重要な範囲で、環境方針、環境プログラム、主要な環境問題での進展、環境パフォーマンスなども年次報告書の中であることを勧告している(付属文書 4-1、2)。

■ 2001年「グリーンペーパー」

2001年7月に発表されたグリーンペーパー「欧州におけるCSRの枠組みの促進」(Promoting a European framework for Corporate Social Responsibility, COM(2001)366)は、持続可能な発展の達成に関するEU内の議論の喚起を行った。

グリーンペーパーでは、CSRを「企業が社会的環境的関心をビジネス実務およびステークホルダーとの相互作用に自発的に統合する」ものとし、加えて、CSRは規制や法令によって制限される活動ではなく、企業の自主的取り組みにより行われるものであるというEUのCSRに対する基本姿勢が確認された。その上で、CSRの対内的側面として、「人的資産の管理」、「職場における健康及び安全」、「変化への適応、環境の影響及び自然資源の管理」を、また、対外的側面として、「地域社会」、「取引先」、「仕入先及び消費者」、「人権、地球環境問題」をその要素とし、それぞれに関するCSR活動についての議論を行った。

また、第3章の「CSRに対する統合的アプローチ」では、具体的な実践方法として、「CSRマネジメント」、「CSR報告及び監査」、「労働品質」、「社会ラベルとエコ・ラベル」、「社会的責任投資」を挙げた。

■ 2002年「ホワイトペーパー(アクション・フレームワーク)の発表」

欧州委員会は、2002年、EUのアクション・フレームワークとしてホワイト・ペーパー「CSR:持続可能な発展への企業の貢献」(Concerning Corporate Social Responsibility: A business contribution to Sustainable Development, COM(2002)347)を発表した。同アクション・フレームワークは、グリーンペーパーで提示したCSRに関する定義を継承しつつ、同ペーパーに対して寄せられた各ステークホルダーからのコメントを検討し、EUのCSR促進施策としてまとめたものである。ホワイト・ペーパーでは、CSRを「企業が企業の業務活動およびステークホルダーとの相互関係において、自発的に社会的および環境的関心を統合するという概念」と定義をし、欧州委員会の戦略を展開する分野として、「海外および欧州のビジネスや社会にもたらすCSRの知識の普及」、

「企業間の CSR のグッド・プラクティスに関する経験や情報の交換を促進」、「CSR マネジメントスキルの開発」、「中小企業における CSR の促進」、「CSR の取り組みとそのツールの収斂化と透明性の向上」、「フォーラムの設置運営」、「地域政策への CSR の統合」の 7 点をあげた。

また、第 5 章「CSR の実践とツールの集合と透明性の促進」では、CSR を促進するためのツールとして、行動規範、マネジメント基準、会計・監査・報告、ラベリング、SRI をあげた。

■ 2003 年 「年次・連結会計に関する指令の改正指令(会計法現代化指令)の採択」

EU 委員会は、2000 年 6 月のコミュニケーション「EU 財務報告戦略:今後の方法」と、2002 年 7 月の IAS の適用に関する規則(Regulation(EC)No1606/2002 of the European Parliament and of the Council of 19 July 2002 on the application of the international accounting standards)により、2005 年から、域内のすべての上場企業に、IAS にしたがって連結決算を作成しなければならないとする、IAS の適用を義務付けている(IAS 規制)。IAS を域内に適用するにあたり、IAS 規制と、それまで加盟国の会計規則を調和してきた年次決算に関する第 4 号指令(78/660/EEC、1978 年)、および連結決算に関する第 7 号指令(83/349/EEC、1983 年)の調整が必要となった。そこで 2003 年 6 月に採択されたのが、会計法現代化指令である。

その中で、「企業の業績、状況、その発展を理解するのに必要な範囲で、その分析には環境問題および従業員問題に関する情報を含む、特定の事業に関連する財務的および非財務的な主要業績評価指標(KPI)を含めなければならない」と規定している(1 条 14 項)。

■ 2005 年 「リスボン戦略の再構築」

2005 年初め欧州委員会は、リスボン戦略の再構築を行い、欧州における成長と雇用に改めて焦点をあてた。リスボン戦略再構築に際しては、加盟国首脳および政府は、以降数年の期間に関する EU の優先順位に関して明確な意見を提示し、EU は欧州および国家的レベル双方において、知識の促進、労働者にとって魅力的な労働市場および職の創出、が重要であるとの認識を示した。

2005 年 3 月に欧州理事会は「投資を奨励し、魅力的なビジネス・雇用環境を提供するためには、欧州連合は EU に域内市場を達成し、企業に優しい規制環境を構築し、同様に企業は社会的責任感を育てなければならない」と強調した。

また欧州委員会は、「2005 -2008 年の期間における成長と職業のための統合的ガイドライン」(Integrated Guidelines for Growth and Jobs 2005-2008)を公表し、成長と雇用(growth and

jobs)に注目する理由として、「より高い成長の可能性とより多くの雇用を達成することで、持続可能な発展と社会的一体性に対して本質的な貢献をすることになる」とし、また、「社会面または環境面での持続可能性が、活力があり雇用率の高い経済、将来の世代の生活品質を保護する科学技術の開発と実現する可能性に対して、よい影響を与える」と、持続可能な発展と経済との相互補完性を指摘している。

また、2006年3月のCSRに関する通達では、委員会は関与している全てのステークホルダーと協調し、「欧州をCSRに優れた極にするために」(Make Europe a pole of excellence on CSR)という目標を掲げた。ここで欧州委員会は、CSRの実践は公共政策の代替にはならないが、公共政策の多くの目的(スキル開発、天然資源のより合理的な利用、より良い改革パフォーマンス、貧困削減、および人権の一層の尊重)に貢献できると示唆している。

■ 2006年「欧州委員会コミュニケーション「成長と雇用へのパートナーシップを実行する:欧州をCSRの極にするために」(COM(2006)136)の発表」

2006年3月、欧州委員会はコミュニケーションを再度発行し、CSRを持続可能な成長を支援すると位置づけ、欧州のCSRをより高めるためのCSR政策を公表した。同文書では、欧州がCSR推進のイニシアチブをとるための連携についての議論が記載された。また、同文書中「5. CSR慣行をより促進するための行動」では、実行すべき具体的課題として、「認識の向上及びベスト・プラクティスに関する情報の共有」、「マルチステークホルダー・イニシアチブの支援」、「加盟国間の協力」、「消費者情報と透明性」、「研究」、「教育」、「中小企業対策」、「CSRの国際的方向性」を上げている。

2.1.2 EU マルチステークホルダー・フォーラム

2.1.2.1 運営体制

運営主体、支持団体

EU マルチステークホルダー・フォーラム(CSR EMS Forum、以下MSF)は、CSRに関係する欧州内の主なステークホルダー間の議論の促進、スタンスの調和を目指すプラットフォームであり、欧州委員会、欧州労働組合連合、欧州産業連盟、CSRヨーロッパ、グリーン8と欧州社会NGOプラットフォームの推薦人からなる調整委員会(Co-ordination committee)が運営のための準備等を担当している。また、フォーラムや各円卓会議の開催は、欧州委員会から参加している、雇用・社会問題総局(DG Employment and Social Affairs)、企業総局(DG

Enterprise)、環境総局(DG Environment)、貿易総局(DG Trade)、開発総局(DG Development)の4つの部局が主宰として機能している。

運営委員会の役割・権限他

欧州委員会は、MSF や各円卓会議を主宰しており、雇用・社会問題総局、企業総局、環境総局、貿易総局、開発総局の4つの部局が参画している。欧州委員会は、EU において CSR 関連の活動に関する政治的権限をもち(2006年3月付け通達)、MSF におけるすべてのステークホルダーによる合意の作成の役割を担っている。加えて、欧州委員会が MSF 参加者や参加団体を選定しており、実質的にこれに関する権限をもっているといえる。

参加者・参加団体の範囲

雇用者、ビジネス・ネットワーク、労働組合、NGO 等。参加者は以下の4分野、15機関である。

- 経営者団体(欧州産業連盟(UNICE)、欧州公共企業センター(CEEP)、欧州商工会(EuroCommerce)、欧州手工業・中小企業連合(UEAPME))
- 商業ネットワーク(欧州労働者協同組合・社会的協同組合・労働者参加企業総連合会(CECOP)、欧州商工会議所(EuroChambres)、欧州産業家円卓会議(ERT)、CSR 欧州持続可能な発展のための世界商業会議(WBCSD))
- 労働界(欧州労働組合連盟(ETUC)、欧州管理職会議(Eurocadres/CEC))
- 市民団体(欧州消費者連合(BEUC)、欧州社会 NGO プラットフォーム、グリーン8、アムネスティ・インターナショナル、フェア・トレード・ラベリング機構(FLO)、国際人権連合(FIDH)、オックスファム・インターナショナル)

また、オブザーバーとしての参加者は以下の11機関である。

- 欧州議会、EU 理事会、欧州経済社会評議会、EU 地域委員会、経済開発協力機構(OECD)、国際労働機関(ILO)、国連環境計画(UNEP)、アフリカ・カリブ・太平洋諸国グループ(ACP)、欧州大学連盟(EUA)、持続可能で責任ある欧州投資フォーラム(EUROSIF)、国連グローバル・コンパクト

意思決定方法その他の規則

意思決定プロセスはすべてのステークホルダーの合意によって行われる。正式なルールは、策定されていない。

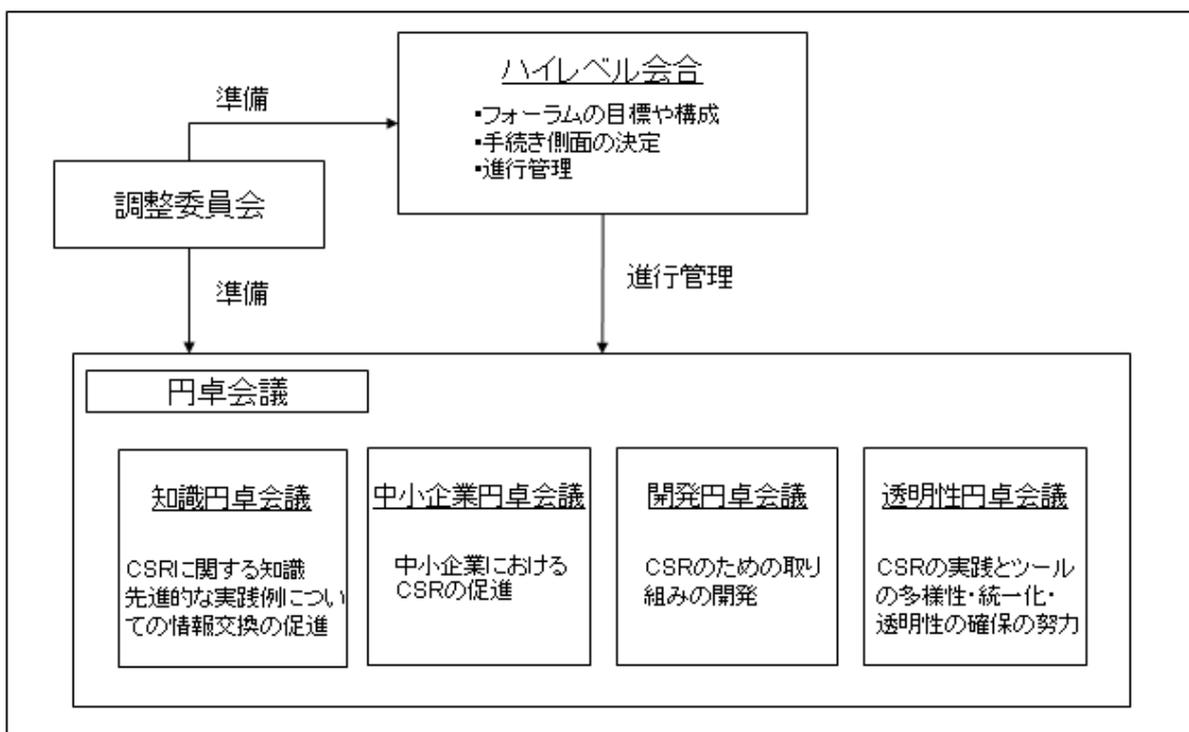
参加団体の選定方法・委員の人選方法

MSF は欧州委員会が主宰しており、同委員会がすべてのフォーラムとその調整委員会の代表組織を選定している。構成メンバーは、EU レベルの代表的な組織(労働組合、経営者、市民社会、ビジネス団体)であり、同委員会によって、絶えず構成メンバーの見直しが行われている。

組織構造と役割・権限他

MSF は、EU における CSR 促進を設置目的としたイニシアチブであり、以下の MSF 構成要素を統合したものである。

<EU マルチステークホルダー・フォーラムの組織図>



- **ハイレベル会合:**フォーラムの目標や構成、手続的側面の決定、並びに進行管理の責任を負い、年 1~2 回の頻度で開催される。構成員は、欧州委員会 16 人(閣僚級 2 人、次官級 1 人、局長級 1 人、他)、報告担当有識者 3 人、ステークホルダー代表 43 人(経営者団体グループ 11 人、商業ネットワーク 13 人、労働界 8 人、市民団体 11 人)、オブザーバー10 人。
- **調整委員会:**ハイレベル会合及び円卓会議の準備および、欧州委員会が融資を行う可能性のある特定のイニシアチブについて、承認手続きの案内に関する責任を負う。構成員は、欧州委員会、欧州労働組合連合の推薦 2 人、欧州産業連盟の推薦 2 人、CSR 欧州の推薦 2 人、グリーン8と欧州社会 NGO プラットフォームの推薦 2 人
- **円卓会議**

- * 知識円卓会議:CSR に関する知識増大、先進的な実践例についての情報交換の促進を設置目的としており、CSR のビジネスや社会への影響、CSR に関する知識・インベーション・理解の普及促進に向けた方法、ビジネス戦略・構造・プロセスへの CSR の統合、教育や職業訓練への CSR の統合についての議論や研究を担当する。議長は欧州委員会局長であり、その他の構成員は、報告担当有識者 2 人、ステークホルダー代表 40 人程度(経営者団体代表 8~10 人、労働者代表 7~8 人、商業ネットワーク代表 10~12 人、市民団体代表 9~12 人)、オブザーバー6 人程度。
- * 中小企業円卓会議:中小企業における CSR の促進を設置目的としており、中小企業における CSR の実践例、中小企業による CSR への理解促進に向けた周知活動・先行事例の普及、インセンティブの是非、企業規模を超えた協力体制等に関する議論や研究を担当する。議長は、欧州委員会局長であり、その他の構成員は、報告担当有識者1人、ステークホルダー代表 59 人(経営者団体代表 12 人、労働者代表 10 人、商業ネットワーク代表 24 人、市民団体代表 13 人)、オブザーバー7 人。
- * 開発円卓会議:CSR 促進に関連する事物の開発を設置目的としており、CSR とグローバル化、フェア・トレード、貧困撲滅、金融の透明性に関する議論や研究を担当する。議長は、欧州委員会局長であり、その他の構成員は、報告担当有識者 2 人、ステークホルダー代表 31 人(経営者団体代表 9 人、労働界代表 4 人、商業ネットワーク代表 9 人、市民団体代表 9 人)、オブザーバー。
- * 透明性円卓会議:CSR の実践とツールの多様性や統一性、透明性に関する議論や研究を担当する。議長は、欧州委員会局長であり、その他の構成員は、報告担当有識者 1 人、ステークホルダー代表 40 人(経営者団体代表 10 人、労働界代表 8 人、商業ネットワーク代表 12 人、市民団体代表 10 人)、オブザーバー3 人

2.1.2.2 経緯

2001 年 7 月 欧州委員会により、EU 域内における CSR の議論を喚起することを目的として、「欧州における CSR 枠組みの促進」(グリーンペーパー)を発表。これに対して EU 域内の産業界、労働組合、市民団体、機関投資家等、様々なステークホルダーからの 250 を超すパブリック・コメントが寄せられた。

2002 年 7 月 今後の欧州委員会の方針として、コミュニケーション「企業の社会的責任:持続可能な発展に向けた産業の貢献」を公表し、その中で CSR 促進のための「アクション

ン・フレームワーク」(ホワイト・ペーパー)を提示した。それと同時に、「アクション・フレームワーク」の内容を EU レベルで検討するための、マルチステークホルダーによる会議体を設けることが提案された。

2004 年 10 月 欧州委員会内部にマルチステークホルダー・フォーラム(CSR EMS Forum)を設置。

2.1.2.3 理念・目的

MSF の目的は、グッド・プラクティスや経験に関する情報交換を促進し、CSR 促進の手段やイニシアチブを集約することにより、CSR と持続的発展に関する知識の改善を行うと同時に、CSR の実施やその手段に関する共通原則の策定の妥当性を調査することである。

2.1.2.4 MSF における議論

MSF では、その設立以降、行動規範やラベル、報告書、経営文書など CSR に関連する各種ツールを見直し、20 カ月間にわたる討議が展開された。ここでの議論の焦点は、いかに企業に良い取り組みを促し、その取り組みについて効果的かつ透明性あるコミュニケーションを行うことができるか、そして、CSR の取り組みとそのコミュニケーションに関する欧州共通の基本原則を確立することができるかであった。

具体的には、下記の 4 つが主要な検討項目であったが、一貫して CSR を「自主的なアプローチに任せるのか、規制で義務付けるか」が議論となっていた。NGO と産業界の見解の相違により、終わりの見えない議論が続いたのである。その結果、以下の事項につき、新たな指導原則を確立するには至らず、既存のガイドラインや諸原則を支持する姿勢に留まることとなった。

- 経験やベスト・プラクティスの共有を通じた理解促進の方法
- 中小企業への CSR の普及方法
- アプローチやツールの多様性、統一性、透明性
- 発展途上国問題

このようにして、NGO と産業界の意見の相違により、会議において、コンセンサスを得られない状況にありながらも、2004 年 6 月、EU マルチステークホルダー・フォーラム(CSR EMS Forum)は、欧州のステークホルダーは CSR に関し、一定の共通理解に達したとして、最終報告書を発表した。最終報告書では、意識の向上や理解促進、CSR を具体化するためのキャパシティ・ビルディング、環境整備の 3 分野にわたって、9 つの提言を行った。最終報告書の概要は、以下の通りである。

< マルチステークホルダー・フォーラム最終報告書(2004年6月)の概要²⁴ >

①第一部 ～国際的及び欧州において合意されている原理・基準・慣習の再確認～

CSRに関する各種の既存合意文書やガイドラインのうち、特に留意すべきものとして、以下をフォーラムとして再確認。

ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、OECD多国籍企業ガイドライン、国連グローバルコンパクト、国連人権宣言、市民的権利及び政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約、EU基本権憲章、人権擁護及び基本原則に関する欧州条約、欧州社会憲章、ILO労働の基本原則に関するリオ宣言及びアジェンダ21、国連消費者保護ガイドライン、EU持続可能な発展戦略、環境に関する情報へのアクセス・意思決定における市民参加・司法へのアクセスに関するオース条約

②第二部 ～CSRの規定要因の分析～

促進要因

内部要因

- 経営幹部の価値観とコミットメント
- 経営幹部がCSRに取り組む動機
 - ・ 環境効率向上によるコスト低減
 - ・ ビジネスが拠って立つ環境資源及び人的資源の保護と増進
 - ・ コスト、需要、社会やステークホルダーの期待、将来の法規制についての予測
 - ・ 競合相手との差別化
 - ・ 有能な人材の確保
 - ・ 学習とイノベーション、品質と効率の改善
 - ・ 投資家からの評価の向上
 - ・ ステークホルダーとの関係向上

外部要因

- 投資家:自身の価値観に沿って投資する投資家、CSRによる企業価値の向上を期待する投資家
- 消費者及び取引先企業:環境及び社会面での実績に基づいて製品・サービスや企業を選択する消費者及び取引先企業
- 公的機関:振興策や情報提供含む様々な仕組みの整備やCSRに沿った公共調達、規制や財政支出を実施する公的機関
- NGO:企業の環境及び社会面の影響を監視・評価し、改善に向け運動するNGO
- 労働組合:団体交渉等の仕組みを通じて企業行動に影響を及ぼそうとする労働組合
- BtoBの関係の中で、経験や先進的取り組みについての理解の共有、ベンチマークの提供等を行う他社・商業ネットワーク・中間業者・サプライチェーン

障害要因

- 時間的・金銭的コストを要する割に、環境効率の向上を除けば、メリットが捕えどころがなく、得られにくいこと。特に小企業はCSRに取り組むためのリソースが不足しており、他の優先課題に照らしてCSRに取り組むメリットが少ないこと。
- 学習曲線が急傾斜であること(新たに把握すべき専門用語や方法の多さ、付加的に必要なとなる記録の多さ、新規の組織編制や人材確保の必要性など)。有用な情報や取り組み例の不足。スキル・リソース・経験の不足。
- 援助を与えてくれる組織が不確かなこと。援助に関する適切な情報源が見つからないこ

²⁴内閣府殿ご提示参考資料より転載

促進要因

- と。
- 経済面に加え環境・社会面での影響まで勘案しなければならないことや、ステークホルダーとの連携や対話をしなければならないことから、CSRは複雑で不確実性の高い領域であること。
 - 対象組織・対象分野・対象地域・サプライ・チェーンを特定しなければならないこと。要因が複数もしくは間接的である場合における責任の範囲の問題。ステークホルダーを特定し、複雑で継続的なコミュニケーションの仕組みを確立しなければならないこと。ステークホルダーの競合する利害関心を理解しなければならないこと。
 - 企業の特質や変化する環境に適合し、かつ実効性と信頼性のあるツールや実践を特定し、発展させていかななければならないこと。
 - 情報を収集し、その信頼性を確認しなければならないこと。
 - 国際的なサプライ・チェーンや企業における認識や理解のギャップを埋めなければならないこと。
 - 公的統治や法的なルールが弱いか存在しないこと。インフラの不足。地域のステークホルダーのキャパシティや市民社会が未成熟であること。ステークホルダーとのパートナーシップの可能性が限定されていること。消費者や投資家が近視眼的であること。
 - 特に複合企業の場合、CSRについての価値観等を調整するために時間を要すること。取り組む余裕が少なく、評判がそれほど重要ではない企業にとっては、短期的には相互に矛盾する行動が求められる可能性があること。
 - 特に中小企業に関し、CSRという言葉自体をより身近にし、具体化してやる必要があること。

成功要因

- 役員・オーナー・上級管理職のコミットメント。
- CSRの取り組みの価値観やビジョンが企業経営や企業文化に統合されること。
- CSRの実践やツールが経営戦略・中核事業・経営管理のプロセスと方針の中心・日常的なオペレーションに統合されること。
- 適切な目標を設定し、それを中核事業と関連付け、達成に向けた段階的な計画を立案し、進捗状況を評価し、適宜公表すること。
- CSRの方法・戦略・目標・活動を透明性を持って公表すること。こうした公表の実施は、学習やイノベーションを促進すると共に、信頼性を向上させることでステークホルダーとの関係を改善し、CSRのメリットを拡大する。
- 学習・改善・イノベーションに対してオープンであること。
- EU域外を含む外部のステークホルダーと積極的に連携すること。彼らの視点や期待を理解し、彼らから学ぶことに対してオープンになり、課題や目標や進展について公表し、合意点や非合意点を明らかにすることで、彼らとの信頼関係を構築すること。
- CSRの展開や実施に、従業員とその代表を組み入れること。
- 業界やマルチステークホルダー・イニシアチブを通じて、経験を共有し学習すること。
- 企業が参考にできる具体的な助言が容易にアクセス可能な形で存在すること、実効性と信頼性あるツールやイニシアチブが存在すること。
- 特に途上国については、基本的な基準を担保する法環境が整備されているとともに、ステークホルダーや潜在的な協働者、労働組合やNGOなどの市民組織が存在すること。
- 企業の課題や解決策に係る選択肢を、消費者や投資家がしっかりと認知すること。

③ 第三部 ～将来のイニシアチブと勧告～

A) CSR の認知度の向上と知識の増大

1. 関連文書に具現されている価値観や原理の認知度の向上

- 公共機関及びその他のステークホルダーは、それぞれのキャパシティと分野に応じて、これらの原理に関する認知度を向上させるべき。
- 国家レベル、欧州レベル、そして国際レベルの公共機関は、ステークホルダーと緊密に協力しながら、これらの価値観や原理の普及・実施・監視のための方策についてさらに理解を深めるべき。
- ステークホルダーは協力し合いながら、これらの価値観や原理を実践に移す際の成功要因や阻害要因について理解を深めるべき。

2. CSR に関する情報の収集・交換・普及

- ステークホルダーは、実効性と信頼性ある CSR の実践やツール、イニシアチブについての情報の収集・交換・普及に貢献するべき。
- こうした情報をよりオープンかつ容易にアクセス可能な形にするために、“欧州マルチステークホルダー・ポータルサイト”を設置し、様々なステークホルダーを相互リンクするべき。

3. CSR に関する研究の促進

- ケース・スタディに基づいて、学際的かつマルチステークホルダーの性格を持つ比較研究を促進するべき。特に以下の分野についての研究が必要である。
 - ・ CSR がマクロレベルの競争力や持続可能な発展に与える影響
 - ・ 公共調達に環境及び社会面の基準を導入することと、それによる影響
 - ・ サプライ・チェーンの問題と、大企業と中小企業のパートナーシップがもたらす付加価値
 - ・ コーポレート・ガバナンスと CSR の関係性
 - ・ CSR の情報に対する消費者や投資家や一般市民のアクセスを容易にする方策

B) CSR に取り組む企業のキャパシティ・ビルディングと競争力強化

4. 企業のキャパシティ・ビルディング

- 企業同士、あるいは業界団体やステークホルダーが協力して、CSR に関する学習の機会を増大させるべき。
- 首尾一貫した取り組みを進めるため、実践情報やアドバイスのアクセス可能性や適用可能性を高めるべき。
- 持続可能なサプライ・チェーン・マネジメント能力向上の為、顧客やサプライヤーの経験の交換を組織的に行うべき。
- 日常的なオペレーションにさらに深く CSR を統合しようとする企業は、KPI や影響評価、達成度合いの報告を通じて、CSR の取り組みのパフォーマンスを評価し、結果から学習するべき。

5. “キャパシティ・ビルダー”の能力向上

“キャパシティ・ビルダー”・・・CSR の取り組みの媒介者や援助者の役割を果たし、相乗効果をもたらす組織
(例: ビジネスアドバイザー、消費者団体、投資家、労働組合、メディア)

- “キャパシティ・ビルダー”は、CSR について必要な理解・スキル・キャパシティを備えるべき。
- 企業の経済面・環境及び社会面での影響を把握し、最善策の立案をサポートする訓練を受けた人材を確保すべき。
- ビジネスアドバイザーやサポート組織は、企業のキャパシティ・ビルディングに貢献するため、実効性ある CSR のための実践ノウハウを開発するべき。
- 全てのステークホルダーが CSR を促進するためのリソースを保有しているわけではないことから、公共機関や企業、他のステークホルダーが、キャパシティ・ビルディング活動をサポートするべき。

6. 教育カリキュラムへの CSR の統合

- ビジネス・スクールや大学その他の教育機関は、CSR に取り組む将来の経営者や従業員の能力を向上させるとともに、消費者や労働者等の CSR に関する知識の増大に貢献するべき。具体的には、将来の経営者や大学院生のカリキュラム等に CSR を組み入れるべき。

C) CSR を促進するための環境整備

7.1 CSRのための適切な条件の整備

条件整備の一義的な責任は政府等の公共機関にあり、市民や企業は自らの消費や投資行動を変える役割を担う。

- EU諸機関及び構成国政府は、「持続可能な発展戦略」を実現するため、統合的な取り組みの実施に向け努力すべき。
- 公共機関は、CSRを推進する企業が市場でメリットを得るよう、法的枠組みと経済・社会的条件を整備すべき。

7.2 透明性の確保

- CSRにおける信頼性は、透明性とオープンなコミュニケーションを通じて促進され、今度はそのことが、経営のパフォーマンス等に貢献し、CSRの成功に繋がる。したがって、透明性の確保は、企業のみならず全ての組織にとっての課題である。
- 労働組合及びNGOにとって、透明性あるCSR報告書は、意味ある情報提供や、企業の取り組みの進歩の記録や信頼性評価のために、特に重要な過程である。
- 企業は、以下の事項に取り組むことが望まれるが、これらは他の組織にとっても有用なガイドラインとなり得る。
 - ・ 様々なステークホルダーに意義と信頼性のある情報を提供するため、最も適切なコミュニケーションのチャンネルを見つけ出すこと。
 - ・ CSRについての透明性確保に向け、経営幹部が明確なコミットメントと戦略を提示すること。
 - ・ 企業のビジョンや独自の目的、環境及び社会面へのリスクや機会、関係するステークホルダーの視点等を勘案して、適切なツールを特定すること。
 - ・ 適切なパフォーマンス基準を特定・改善するとともに、適宜、既存の透明性確保のための枠組みを参考にしたり活用したりすること。

7.3 SRIについて

- 潜在的な投資家や企業がSRIファンド等々を評価・活用できるよう、SRIファンド等の指標や投資基準等についての情報を集約し、アクセスを容易にするべき。

8. ステークホルダー・ダイアログの促進

企業とステークホルダーは、CSR活動の初期の段階から、目標や進捗についての建設的な対話を行い、CSR活動に価値を付加するべき。

対話の成功のためには、それぞれの役割や期待についての明確な理解と、革新的で包括的かつ動的な協働やパートナーシップを進める意思が必要。

9. 公共機関・EUの役割

- EU諸機関と構成国政府は、特に貿易政策・開発政策及び国際合意を通じて、欧州と世界の持続可能な発展目標の達成に向け、分野を越えた政策の首尾一貫性を確保するべき。
- 構成国政府は、市民の人権や社会・環境権を保護するため、適切な法的枠組みを提供するべき。
- 公共機関は、ステークホルダーとの協力の下、CSRの認知度の向上、情報提供、イノベーション、環境及び社会面で責任ある製品やサービスの開発に向けた役割を評価し、強化するべき。
- EU及び構成国は、環境及び社会面を考慮に入れ、最も責任と実効性ある公的資金の使途について検討するべき。
- 公的機関は、自身が雇用者や消費者としての役割を果たすべきであり、そのために、自らの行動を審査し、その社会・環境・経済面での影響を認識し、先事例を広めるべき。

<フォーラム設立当初の目的と最終報告書の評価>

欧州委員会は、フォーラム設置を提唱した2002年7月のコミュニケーション「企業の社会的責任：持続可能な発展に向けた産業の貢献」において、行動規範、マネジメント・スタンダード、会計、監査、報告書、社会的責任投資(SRI)といったCSRのツールについて分析を行い、CSRを欧州全体で促進するためには、CSRの概念やこうしたツールについての透明性と統一性の確保が課題であると主張。そこで欧州委員会は、CSRの実践と道具立てについての透明性と統一性の確保を図ることをフォーラムの主な目的の一つとして設定した。フォーラムの設立趣旨は以下の通り。

CSR が流動的な概念であることや、ステークホルダーは多様でしばしば相互に利害対立することから、全ての分野でアプローチの共通化や画一的解決策を要求することはできないかもしれない。しかし、“グリーンペーパー”で概要を示したように、企業側と多様なステークホルダー間の、構造的かつパートナーシップに基づくアプローチは、実践的な経験に根ざしながら可能な限りコンセンサスを構築し、さらなる革新を進めていく上で有用である。

欧州連合における CSR 促進の成否は、究極的には、企業・社会的パートナー・消費者団体を含む市民社会・公共機関の間で、CSR の原理をいかに広範に共有するかにかかっており、そうした原理の共有は、社会全体の代表による包括的なパートナーシップに基づいて進められるべきである。全てのステークホルダーの参画は、CSR の受容性や信頼性、CSR の原理の遵守を確保する上で鍵となる。グリーンペーパーに対しては、欧州委員会が企業とステークホルダーの間の対話を促進すべきであるとの意見が多く寄せられた。

そこで欧州委員会は、CSR の実践とツールの透明性と統一性を促進することを目的として、マルチステークホルダー・フォーラムの設立を提唱する。同フォーラムは、

- ・ EUレベルの主体間で、経験や先進事例についての情報交換を行う。
- ・ EU域内の既存のイニシアチブを集結し、EU共通のアプローチや、指針となる共通の原理の確立をめざす。これらは、国際的な議論の場において、あるいは第三国との対話に際しての基礎ともなり得る。
- ・ 欧州レベルで追加的に必要とされる取り組みを発見し、検討する。

(欧州委員会 2002 年 7 月コミュニケーション「企業の社会的責任:持続可能な発展に向けた産業の貢献」)

さらに欧州委員会は、フォーラムにおいて以下の事項に関して検討を行い、可能であれば 2004 年中旬までに指針となる原理について合意することとした。

- ・ CSR と競争力の関係
- ・ 特に発展途上国における CSR の持続可能な発展等に対する貢献
- ・ 中小企業の問題
- ・ OECD 多国籍企業ガイドライン等の国際的に合意された原理に基づく、行動規範の実効性や信頼性
- ・ CSR 報告書・パフォーマンス評価・保証に関するガイドラインと規準についての合意
- ・ ILO の中核的協定と環境基準をサポートするラベルの枠組みに関するガイドラインについての合意
- ・ 各種ファンドの SRI 方針についての情報開示

(欧州委員会 2002 年 7 月コミュニケーション「企業の社会的責任:持続可能な発展に向けた産業の貢献」)

以上のように、フォーラムの設立当初、欧州委員会は、CSR 報告書ガイドラインの策定を含む目標を掲げていた。2004 年 6 月に取りまとめられた最終報告書は、CSR の規定要因や各ステークホルダーの役割についての同意の形成に成功したほか、大学院教育への CSR の組み入れなど必要な環境整備の方策について多くの具体的な提言を行っているが、一方で、公共機関が行う法的枠組みの整備については抽象的な記述に終わっているほか、CSR 報告書ガイドラインについても触れていない。

2.1.2.5 MSF の限界

MSF は、ステークホルダー間の対等な対話を基礎としていることに加え、意思決定方法について、明確なルールは定められておらず、最終的にはホスト役である欧州委員会が合意形成に関する権限を有するという構造上、意見の相違がある点については前進を得にくいという問題点がある。

MSF では NGO や労働組合と企業間の合意の形成は難航し、2004 年秋に予定されていた

欧州委員会のコミュニケーション発表は、大幅に遅れることになった。その後、2006年3月に発表されたコミュニケーション「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」では、欧州委員会によって、MSFに対する評価が以下の通り、述べられている。

- ・ フォーラムは、参加者間で若干のコンセンサスを形成することに成功したが、同時に企業と企業以外のステークホルダーの間の重大な意見の相違も露呈した。
- ・ (中略)フォーラムは、欧州委員会が提起したCSRの定義を更に広げる形で確認した。また、さらなる認知度の向上やキャパシティ・ビルディングに向けた活動の必要性についてコンセンサスを得た。しかし、一方で、企業の報告書義務付けやCSRに関する欧州の基準策定といった課題に関してはコンセンサスを得なかった。
- ・ CSRに関する認知度や理解度は、フォーラムや欧州委員会の活動の成果もあって、過去数年で向上した。同時に、企業や他のステークホルダーの取り組みは、欧州や世界におけるCSRの更なる発展に貢献した。(中略)しかしながら、欧州の企業は、CSRへの理解や実施、業務への統合をさらに推し進める必要がある。また、CSRを推進する上での従業員や従業員代表、労働組合の役割はさらに高められなくてはならず、NGO・消費者・投資家を含む企業外部のステークホルダーは、責任ある企業行動を奨励し、報いる上でさらに重大な役割を果たさなくてはならない。さらに、全てのレベルの公共機関は、持続可能な発展や経済成長や雇用創出をさせるため、政策の一貫性をさらに高めるべきである。

2.1.2.6 最終報告書後の欧州委員会の取り組み動向

< 欧州委員会の新たな取り組み >

欧州委員会は、2006年3月の欧州委員会コミュニケーション「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」において、以下のような提言を行っている。

1. 認知度の向上と先行事例の情報交換

- 欧州委員会は、CSRの進化の継続に伴い、認知度向上のための取り組みと先行事例の情報交換をさらに進めていく。特に、中小企業やCSRが発展途上の構成国に焦点を当てる。取り組みの推進にあたっては、構成国政府や地域政府を含め、関連するステークホルダーや企業とのパートナーシップを強化する。
- 欧州委員会は、環境マネジメント・システムやエコラベル制度などの自発的な取り組みをさらに促進する。

2. マルチステークホルダー・イニシアチブのサポート

- ステークホルダーの関与はCSRの実効性を高めることから、欧州委員会は、マルチステークホルダー・フォーラムのレビュー会合を定期的に開催する。
- CSRの認知度を一層高め、信頼性を向上させるため、欧州委員会は引き続き、社会的パートナーやNGOを含むステークホルダーの取り組みを促進・援助する。

3. 構成国との協力

- 特に“CSRに関するハイレベル国家代表グループ(Group of High-Level National Representative on CSR)”を通じた構成国との協力は、欧州委員会のCSR政策の重要な側面である。

4. 消費者への情報提供と透明性

- 消費者は、責任ある生産や責任ある企業行動に向けたインセンティブを与える上で重要な役割を果たしている。しかし現在のところ、消費者はサプライ・チェーンについての情報を含め、製品やサービスの環境及び社会面での影響についての明確な情報が不足している。そこで欧州委員会は、関連するステークホルダーとの協議を通じて、消費者に対する透明性と情報提供の目標を達成するため、さらなる自発的な取り組みの必要性について検討する。

1. 認知度の向上と先行事例の情報交換

- 欧州委員会は、CSR の進化の継続に伴い、認知度向上のための取り組みと先行事例の情報交換をさらに進めていく。特に、中小企業や CSR が発展途上の構成国に焦点を当てる。取り組みの推進にあたっては、構成国政府や地域政府を含め、関連するステークホルダーや企業とのパートナーシップを強化する。
- 欧州委員会は、環境マネジメント・システムやエコ・ラベル制度などの自発的な取り組みをさらに促進する。

5. 調査研究

- 以下の分野について、さらなる学際的な研究が必要である。
 - ・ CSR と競争力や持続可能な発展の間のマクロレベル及び準マクロレベルにおける関係性
 - ・ 社会政策や環境政策上の目標を達成する上での CSR の有効性
 - ・ イノベーション、コーポレート・ガバナンス、産業連関、サプライ・チェーンの問題
 - ・ 中小企業の CSR
 - ・ 製品やサービスの社会へのライフサイクルを通じた影響

6. 教育

- CSR をビジネスの実践における主流にしていくためには、将来のアントレプレナー、ビジネス・リーダー、経営者、従業員の間に適正な知識とスキルが備わることが必要である。また、CSR は生涯学習の対象である。欧州委員会は、ビジネス・スクールや大学その他の教育機関に対し、特に将来の経営者や大学院生を対象にしたカリキュラムを通じて、領域横断的な形で CSR を教育に組み込んでいくことを要求する。

7. 中小企業

- 欧州委員会は、中小企業の媒介組織やサポート組織の積極的な協力を要請する。
- 欧州委員会は、欧州の中小企業の間で CSR をどのように促進するべきかについて、経験の交換の場を設定する。

8. CSR の国際的な側面

- 欧州委員会は、引き続き、国連ミレニアム発展目標の達成に向けた企業の貢献を最大化するため、CSR をグローバルに促進していく。

<“CSR のための欧州同盟”の設立(2005 年 3 月)>

上述の取り組みに加え、同コミュニケーションにおいて欧州委員会は、フォーラムにおける議論に基づく新たな枠組みとして、“CSR のための欧州同盟”の設立を提唱した。

“CSR のための欧州同盟(A European Alliance for CSR)”の概要

- 同盟の主な活動分野
 - ・ CSR に関する認知度向上と知識の増大、達成状況に関する報告
 - ・ オープンな連携を通じた協力関係の展開
 - ・ CSR を促進するための環境整備
- 同盟の特徴
 - ・ 同盟は、大企業・中小企業・ステークホルダーによる CSR の取り組みを支える“政治的な傘”
 - ・ 同盟は、全ての企業に対して開かれており、企業は自発的に同盟への支持を表明すればよい。
 - ・ 同盟は法的な枠組みではなく、企業や公共機関はこれに署名する必要はない。
 - ・ 欧州委員会は、2006 年 3 月のコミュニケーション「成長と雇用のためのパートナーシップ推進: 欧州を CSR の極にするために」に掲げられた取り組みに沿って同盟に貢献する。

<EU マルチステークホルダー・フォーラムのレビュー会合(2006 年 12 月)>

2004 年、MSF 最終報告書を公表する際、関係機関(経営者団体、ビジネス・ネットワーク、労働組合および市民団体)は、欧州委員会に対し、報告書にて発表された勧告とそれに関連した 2 年間にわたる CSR の進捗状況、動向を把握するため共有レビューを再開するよう求めた。これを受

け、2006年3月、欧州委員会は、上述のコミュニケーション「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」における提言にて、「マルチステークホルダー・イニシアチブのサポート」を掲げ、MSFのレビュー会合を定期的を開催することを発表した。

このようにして、2006年12月、MSFの検討会議は開催された。欧州委員会は、この会議での協議を促進するために、EU構成国家、ステークホルダー（労働組合、市民社会団体、事業者団体およびビジネス・ネットワークの各代表者）に、過去・現在・未来のCSRイニシアチブ、取り組み等を説明するように求めた。それに応じ、EU構成国家、ステークホルダーは、レビュー資料を提出した。また、欧州委員会もまた、他の公的機関と同様にステークホルダーであるため、2004年から実施している行動の報告書を作成した。

< 欧州委員会の新たな取り組みの評価 >

- ・ 2006年3月の欧州委員会コミュニケーション「成長と雇用のためのパートナーシップ推進：欧州をCSRの極にするために」に体现された欧州委員会の新たな取り組みについては、マルチステークホルダー・フォーラムのレビュー会合の定期開催や“CSRのための欧州同盟”の立ち上げ以外には特に目玉がなく、当初より各界からの批判にさらされていた²⁵。
- ・ “CSRのための欧州同盟”は、CSR欧州を中心とする産業界ネットワークが主導して立ち上げたあくまで自発性を基本とする枠組みであり、NGOや労働組合などのステークホルダー代表は、CSRの減速に繋がるとして厳しく批判している。²⁶現に、同盟には欧州産業連盟（UNICE）と欧州手工業・中小企業連合（UEAPME）以外のステークホルダー団体は参加していない。各ステークホルダーのCSRに関する取り組みのレビュー組織として、MSFは再召集されたが、NGO、労働組合のほとんどが本会議への参加をボイコットし、監視システムの導入やステークホルダーの権利を強調した、独自のフォーラムを開催した²⁷。

²⁵ *No surprises as European Alliance for CSR Launches*, Euro Correspondent, May 2006

²⁶ *No surprises as European Alliance for CSR Launches*, Euro Correspondent, May 2006

²⁷ *CSR in the EU – An alliance to narrow divisions?*, Ethical corporation, Feb. 2007

2.2 社会的責任に関する報告書のガイドラインおよび表彰

2.2.1 環境管理・監査スキーム

EU では、CSR に先駆け環境に関する法制度が整備されてきた。代表的な環境経営のためのガイドラインとして 1995 年 4 月に発行した (Council Regulation (EEC) No 1836/93 of 29 June 1993) 環境管理・監査スキーム (Eco-Management Audit Scheme、以下 EMAS) である。EMAS は、企業活動と生態学的観点からも「良い」ものにしようというエコ監査の考え方と、英国の BS7750 (環境管理・監査システム規格) がベースとなって開発された、環境認証・登録のためのマネジメント・ツールであり、企業や他組織が環境パフォーマンスを評価、報告、改善することを目的に設置された。EMAS に登録するためには、EMAS の無償ツールに則り、環境方針の作成、環境管理システムの導入、環境監査の実施、第三者から検証を受けた環境確認書の発行による環境パフォーマンスの報告等が要求される。また、EMAS 登録企業に対しては、EMAS のロゴの使用が認められ、当該ロゴにより、提供情報の信頼性が担保される。

2001 年 4 月に発効した新 EMAS 規則 (2001/761/EC) では、対象が企業だけではなく地方公共団体を含むすべての組織に拡大され、企業や地方公共団体が株主や一般社会に提供する環境実績についての情報の透明性を向上させることが図られた。その後 2001 年より、EMAS は公共機関および民間企業を含むすべての経済セクターに開放された (Regulation (EC) No 761/2001 of the European Parliament and of the Council of 19 March 2001)。

EMAS への登録要件となる環境管理システムとしての ISO14001 の統合や、EMAS 登録の証としての魅力的な EMAS ロゴの採用、金融サービスあるいは行政上決定、立案決定に係わるより強い間接的影響の考慮等により、EMAS の地位はより高まった。また、EMAS への参加は無料で、その範囲は、欧州連合や、アイスランド、リヒテンシュタイン公国などの欧州経済地域で事業運営する、公共機関および民間企業までに及ぶ。加盟準備国でも、EU 加盟の準備に備えて同枠組みを実施している国が増加している。

参照 URL

EMAS ウェブサイト (<http://ec.europa.eu/environment/emas/index.en.htm>)

2.2.2 持続可能性報告書賞

EU では、欧州委員会と ACCA の協働で、2003 年より持続可能性報告書賞 (European Sustainability Reporting Awards、以下 SRA) が実施されている。同表彰は、各国と地域全体の視点の両方から、EU における報告書に関する動向とベスト・プラクティスの共有を目的として実施

しており、毎年、受賞した報告書の長所と将来の環境報告書の改善の可能性および報告書を提出した団体とその問い合わせ先の一覧を記載する、審査員報告書をウェブサイト上で公表している。また、評価基準や配点比率等も同じウェブサイトで公表し、CSR 報告書に対する情報共有と社会的関心の喚起を図っている。

SRA の評価基準は以下のとおりである。

- ・ コンテンツ評価(トップ・コミットメント、レポートのサマリーとハイライト、会社概要、編集方針とデータの収集方法、ビジョンとストラテジー、コーポレート・ガバナンスとマネジメント・システム、パフォーマンス)
- ・ 報告書の原則(関連性、信頼性、透明性、比較可能性、適時性、包括性、検証可能性、全体の印象)

参照 URL

ACCA ウェブサイト

<http://www.accaglobal.com/publicinterest/activities/subjects/sustainability/awards/esra>

∟)

2.3 社会的責任購入の促進策

2.3.1 社会的責任購入に対する EU の促進策

各国における社会的責任購入に対する促進策と同様に、EU においても、社会的責任購入対象製品のための基準やガイドラインの作成により、社会的責任購入を促進している。

欧州委員会では、フェア・トレードの発展と方針を促進が欧州評議会にて議題になったことをはじめ、フェア・トレードに関する統一概念の構築や地域ポリシーとの統合、フェア・トレード基準の要素 (ILO 基準、OECD 基準の導入など)、ラベリング・スキームの開発などについての対応案を検討してきた。EU では、2000 年、欧州評議会にて Regulation (EC) No 180/2000 を採択し、共同体における環境ラベル授与に関するスキームの構築および修正が完了した。当該規制においては、環境基準に対するステークホルダーの参加の強化、環境ラベル評議会の設置、透明性とメソッドロジーの強化、ラベル上に表示する情報量の増加などが盛り込まれた。2002 年には、MSF を開催し、ILO 基準と環境基準をもとに、ラベリング制度のガイダンスに関する共通合意について討議したほか、2004 年には、「持続可能な貿易のためのアクション・プラン (The sustainable trade action plan (STAP))」を採択し、法制度面およびサプライ・チェーン・マネジメントの実務におけるビジネス環境に特に焦点を絞り、フェア・トレードの促進に努める意思決定を行った。

2.3.2 ラベリング制度

2.3.2.1 EU エコ・ラベル

EU では、EU エコ・ラベルとして、1992 年に欧州委員会および加盟国、環境 NGO、労働組合、消費者組合、産業組合のそれぞれの代表から成る EU エコ・ラベル審議会 (EUEB) が運営主体となり、「EU エコ・ラベル」を設立した。また、EU エコ・ラベルは、2000 年に改訂された。EU エコ・ラベルは、欧州規模でグリーン製品の生産および消費を奨励することを設立目的としている。同ラベルのデザインは、「EU flower」と呼ばれ、食料品と薬品を除いた製品のうち、環境影響が少ないと認められたものに対して利用が認可されている。当該ラベルの対象品目は食品、飲料、薬品を除くすべての日用品とされており、製品分類は清掃製品 (Cleaning Products)、家電製品 (Appliances)、紙製品 (Paper Products)、住宅・庭 (Home and garden)、衣類 (Clothing)、ツーリズム (Tourism)、潤滑油 (Lubricants) の 7 カテゴリーからなる 28 品目とされているが、製品の分類基準は現在開発中である。EU エコ・ラベルの認定手続きは、事業者による担当機関への申請の後、担当機関による書類審査および合格製品に対して、認定が授与されることとなる。認定の契約期間は最長 5 年であり、更新にあたっては EUEB による再審査が実施されることとなる。また、

EMAS および ISO14001 取得の中小企業(SME)に対し、認定申し込み料金や年間のラベル使用料金の割引制度などを設置し、中小企業や発展途上国の取得を促進している。

2004年時点で、EU エコ・ラベルの利用は19品目、数100種類の製品に対し120のライセンスが認可されている。なお、2002年7月公表のホワイト・ペーパーでは、欧州委員会によりISO14021:1999 基準に基づいたエコ・ラベルのためのガイドラインが完成しつつあることが記載されている。

<EU エコ・ラベル 環境省ウェブサイトより引用>



2.3.2.2 欧州委員会による社会ラベルの取り組み

社会ラベル(Social Label)は、一般的には、「ビジネスの過程でステークホルダーに与える社会のおよび倫理的影響を保証することで、消費者の購買決定に影響を与えることを目的とした、製品に付ける表示やマーク」と定義することができる。EUでは、欧州委員会により2001年7月公表のグリーンペーパーにおいて社会ラベルに関する言及がされた。グリーンペーパーでは、域内における社会ラベルの成長と存在感に対する一定の評価を与えながらも、エコ・ラベルを含む社会ラベルが、市場のニッチでという存在および社会ラベルのほとんどが輸入製品に限定されていることから生じる、マーケットシェアおよび効率性の限界について指摘している。また、エコ・ラベルを含む社会ラベルが、品質ラベルと異なり、そのラベルの正当性について消費者が商品使用により確認することができない点を指摘し、効率的で統合的かつ明確なEUのラベリング・スキームの構築の必要性を主張している。これを受けて2002年7月公表のホワイト・ペーパーでは、エコ・ラベルを含む社会ラベルの自主宣言的な特徴を共通の基準を作成し評価することで、効率性を改善する点に加え、加盟国とステークホルダーによるモニタリングを必要不可欠な要素と捉えている。また、欧州委員会は、社会ラベルに対する高い透明性と信頼性をもつ基準や保証を作成するためのFLOのようなイニシアチブを推奨しており、FLOの活動がフェア・トレードおよびエシカル・トレードの拡大に果たす役割に対して期待を表している。同時に、ILO中核基準を最低限のスキームであると位置づけている。

欧州委員会の2002年から2006年にむけた新消費者政策戦略(New consumer policy

strategy for 2002 to 2006)では、2002年から2006年の期間における「消費者政策のためのローリング・プログラム」を推進するための、行動指標のひとつとして、「エコ・ラベルを開発及びマーケティングを実施し、消費者に提供すること」を掲げ、具体的な活動内容として、「EU域内で購買される全製品が、EUエコ・ラベルの欧州最高の環境基準に適合すること」、「より広範な製品グループに対して基準を開発すること」および、「市場活動を活性化し、エコ・ラベルを増加すること」を挙げた。ただし、欧州委員会として発行している社会ラベルおよびフェア・トレード・ラベルは、当調査時点ではその存在を確認できなかった。

2.4 社会的責任投資の促進策

2.4.1 SRI の特徴と欧州委員会の取り組み

SRI は民間金融機関や NGO が牽引役として機能してきた。EU にて正式に SRI が議題として取り扱われたのは、2001 年に公表されたグリーンペーパーであるといわれている。

■ グリーンペーパーでの SRI の位置づけ

欧州での SRI 市場の高まりを背景に EU では、2001年 7 月に公表されたグリーンペーパーにて、SRI については、「ストックホルムで開催された欧州議会は、2003 年末までにダイナミックで効率的な証券市場の創出に対するニーズを認識した。これに関連して、社会、環境の最善のパフォーマンスを実施する企業は、SRI ファンドの設立や SRI のためのパフォーマンス・ベンチマークとして欧州市場指数としてその必要性を増すであろう。これらの指標の質と客観性を確実にするために、構成銘柄の企業の社会、環境パフォーマンスの評価は、経営者だけではなくステークホルダーによって提出される情報に基づいて行われるべきである。さらに、外部監査と内部品質保証手続きは、入力データの正確性の監視と保持のために利用されるべきである。」としている。

一方で、企業の開示内容や第三者による SRI のための評価基準および指標にばらつきがある点を指摘し、より透明性の高い評価基準および指標の開発を課題とした。

■ ホワイト・ペーパーにおける SRI の位置づけ

2002 年のホワイト・ペーパー「CSR: 持続可能な発展への企業の貢献」では、前述の通り EU 持続可能な発展政策の枠組みの中で、SRI を CSR の統合性と透明性を促進する実践的なツールとして位置づけている。また、SRI が CSR 促進に貢献するためには、評価機関(独立したコンサルタント若しくは投資銀行の SRI 部門)による、競争優位性の要素と社会的責任のある事業者の成功を特定する社会責任基準や指標の開発が不可欠であるとしている。

欧州委員会では、SRI の成長を促す要因として、①年金受託機関への開示の義務化、②SRI 投信投資家への税優遇を重要視しており、各国でこれらに対する法制度の整備が積極的に行われている。そのため、ホワイト・ペーパーでは、社会、環境、倫理的要素を投資決定の際に考慮しているかどうかを年金基金に開示するように求める制定法を推奨している。加えて、「株式公開時に発行される登録届出書と目論見書は、将来の投資家に、事業に関係のある全体的なリスクを評価することを可能にする社会と環境リスクに関するもう一つの有益な情報源となり得る。」と、株式公開のタイミングを利用し、開示すべきビジネスリスクに社会的環境的リスクを含めることを推奨している。

また、SRI に関する共通の評価基準やツールの開発の重要性に関し、「委員会は、企業年金と一般投資会社に対し、どのように、社会、環境、倫理的要素を投資決定の際に考慮しているかどうかを開示するように勧めている。委員会は、CSR に関連した、また CSR を支援する年金基金と投資会社のモニタリングおよびベンチマーキングの実施を目的としたイニシアチブを奨励し、CSR 中小企業フォーラム(CSR EMS Forum)に EU 共通のアプローチが開発可能かどうかを検討することを勧める。」とし、年金基金および CSR に関連する投資信託のモニタリングとベンチマークを目的としたイニシアチブの実施に加え、SRI を含む CSR 全般に関する EU の共通アプローチの構築を目的とした CSR EMS フォーラムの開催を推奨した。

2.4.2 民間レベルでの取り組み

欧州委員会による SRI 推奨に併せて、欧州では民間や NGO による SRI のためのフォーラムが結成され、欧州内での統合的かつ透明性の高い SRI 評価基準の作成などの SRI 拡大のための取り組みを実施している。欧州 SRI フォーラム(European Social Investment Forum, Eurosif)は、SRI に対する欧州レベルの取り組みを目的とし、フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、英国国内の社会投資フォーラム(Social Investment Forums、以下 SIFs)が 2001 年に創設した非営利組織であり、そのミッションを、金融市場を通じた、持続可能性に取り組むこととしている。現在の加入会員は、年金基金、金融サービス提供機関、学術機関、研究者連合、NGO 等を含んでいる。

Eurosif は、加入会員の促進と SRI のネットワーク構築を通じて、加入会員に問題解決のための手段を提供することを課題のひとつと位置づけ、そのための主要的な活動は、EU でのロビー活動、研究、イニシアチブ、イベントの開催、コミュニケーション機会の創出の 4 つとしている。

2.5 社会的責任調達への促進策

2.5.1 EUによる社会的責任調達の促進策

政府調達市場はEU域内GDPの16%を占め、購買力に換算すると1兆ユーロであり、現在欧州委員会によって様々な規制が策定されている。

欧州委員会は、2004年2月末、「欧州規格化における環境側面の導入に関するコミュニケーション」において、製品のライフサイクル上の環境負荷を軽減するため、環境パフォーマンスとプロセス基準を通常の規格化のなかに導入することを提案した。続いて、同年に新調達指令(New Direction 2004/18/EC)が採択され、調達市場の域内統一ルールにおける、環境や社会性基準の導入がなされた。

新調達指令では、第5章「仕様書および契約書に関する特別規則」(Specific rules governing specifications and contract documents)中の第27項「税、環境保護、雇用者保護条件および労働環境に関する義務」1号において、契約する機関に対し、契約書中に、「候補者または入札者の税、環境保護、雇用者保護条件および労働環境に関する適切な情報を記載してもよい、または加盟国により記載を義務付けられる」としている。また、第7章「手続に関する行動」(Conduct of the procedure)では、第2節「定性的な選択基準」(Criteria for qualitative selection)に述べられた選択基準のひとつとして、環境マネジメント・システムを記載している(第50項「環境マネジメント・システム」)。第48項「技術的かつ／または専門的能力」(Technical and/or professional ability)2号では、経済担当者(economic operator)の技術的能力を示す証憑として、(f)「公共労働契約および公共サービス契約その他の適切な場合において、契約遂行に際して、適応が必要な場合は経済的な実務担当者がとり得る環境マネジメントを測定する指標」を含んでいるが、第50項では、第48項の事由に該当する場合、契約機関は、独立機関により、EMASやその他の欧州または国際的に適切とされる基準を用いて、経済担当者の遵守状況を証明する証憑の提出を要求することができる、としている。

2.5.2 EUにおけるグリーン公共調達に関する施策

グリーン公共調達に関しては、環境局ハンドブックが2004年に採択(SEC/2004/1050)され、

2005年にEU全加盟国の言語に翻訳されている²⁸。同ハンドブックは、環境的な配慮を公共調達の手順に統合するため、「グリーン調達戦略」、「有機製品に関する公共調達」、「契約書の要求に関する定義」、「サプライヤー、サービス供給者、契約者の選択」、「契約発注」、「契約履行条項」に関し、具体的な手法を説明している。同ハンドブックは、「新調達指令、欧州における環境に関する地方裁判所の判決および地方機関の具体的な環境の取扱事例を参考として作成されており、調達に関する基準の法的な可能性を明示したものとされている。同ハンドブックは、欧州委員会環境総局のウェブサイトにて公開されているが、同ウェブサイト上には企業および一般購入者向けの主要製品・サービスの環境面に関する情報を提供するデータベースが作成されている。

また、欧州委員会環境総局は、欧州のグリーン公共調達に関する調査を2005年および2006年に実施している(調査の結果については1.5.2 社会的責任調達の現状にて既述)。同調査の目的は、①EU加盟国のグリーン公共調達実務の現状および環境科学技術との関連性を明らかにし、②EU加盟国の現状評価の位置づけを行い、③ベスト・プラクティスを紹介することで、グリーン公共調達を推進する、ことを目的として実施されたものである²⁹。同調査では、グリーン公共調達のレベルを、「スタート・レベル」、「軽度のグリーン・レベル」(Light green level)、「安定的グリーン・レベル」に分類し、EU全体のグリーン公共調達の目標として、各レベルにおける年度目標を数値的に設定し、目標達成に向けた加盟各国の貢献を奨励している。

ビル管理で使用する電気・ガス調達においては、EUレベルでエネルギー節約施策が推進されている。欧州の全エネルギー消費の40%がビルにより消費されているため、EUとしては地球温暖化ガスの原因でもあるビルの構造や機能を変えることによる環境効果を狙っている。「ビルのエネルギー消費指令」により2006年までに環境負担の少ない建築デザインを提供できない建築会社は市場を失うことになる。

このような直接効果を狙った調達規制のほかに、EU雇用総局は欧州域内の中小サプライヤーの経済活動の活性化につながるプロジェクトに補助金を出している。2003年、移民に対するボランティア活動への参加を促進するNPO 移民政策グループが受託した「欧州サプライヤー・ダイバ

²⁸Buying green! A handbook on environmental public procurement

(http://ec.europa.eu/environment/gpp/pdf/buying_green_handbook_en.pdf)

²⁹ Green Public Procurement in Europe 2005 Status overview

(http://ec.europa.eu/environment/gpp/pdf/Stateofplaysurvey2005_en.pdf)

「ダイバーシティ・プロジェクト」は、フランス、ドイツ、オランダ、スウェーデン、英国政府と大手企業 10 社の（米ゴールドマンサックス、シティバンク、英ブリティッシュ・テレコム、BP、欧州フォード等）が共同で実施された。その目的は、「企業オーナーの人種、障害、ジェンダーといった理由から過小評価されているサプライヤーに調達市場における均等機会を提供するフレームワークを構築する」ことである。2005 年末のプロジェクト報告、評価の時期には、欧州全体にサプライヤー・ダイバーシティ・キャンペーンを展開し啓蒙することに加え、サプライヤー向け研修・教育制度の設置と EU 域内共通の資格認証プログラムの発足を目指している。

2.6 普及、啓発活動、キャパシティ・ビルディング

EU マルチステークホルダー・フォーラムにより、2004年6月に発表された最終報告書中では、「将来のイニシアチブと勧告」の一項目として「CSRに取り組む企業のキャパシティ・ビルディングと競争力強化」をあげ、企業のキャパシティ・ビルディングの推進や「キャパシティ・ビルダー」の能力向上および、教育カリキュラムへのCSRの統合の重要性を指摘した。

これらの勧告を受けて、欧州委員会では、企業のCSRに関する認識や知識を高め、経験やグッド・プラクティスの交換を促進するために、以下の3分野に渡って、取り組みを実施してきた。

- ① CSRが企業や社会に及ぼす影響に関する知識の向上
- ② 企業間における、CSRに関する経験やベスト・プラクティスの交換の促進
- ③ 中小企業のCSR支援

欧州委員会の役割は、CSRプロジェクトへの資金援助、融資、調査・研究の促進、グッド・プラクティスの共有の促進等であり、これらの取り組みは、関連するNGOやビジネス組織、研究機関を巻き込んで行われている。以下に、活動概要を記載する。

2.6.1 CSRが企業や社会に及ぼす影響に関する知識の向上

欧州委員会の雇用担当総局は、2000年にCSRプロジェクトへの資金援助：「労使関係および社会的対話」により、EUのCSR戦略を支援する各プロジェクト(主にCSRの実践と手法の革新、透明性、収斂の促進)に融資を実施した(～2006年)。また、2002年には、企業、ビジネス・スクール、学術研究機関の協同組織として、EABISを設立し、CSRに関する教育、訓練、研究の促進を通じたビジネス・リーダーの育成、教育機関相互の交流・連携の促進等を推進している。2003年には、資金調達に関する研究公的調達における平等性・多様性の考慮に関する調査研究を行い、公的調達手順の全段階(技術仕様書、入札者の選定、契約裁定・遂行)において平等性および多様性を考慮する論理的根拠および可能性を図った。

研究総局では、2006年に「CSRビジネス・ケースに関する研究の促進：第6次EU研究・技術開発計画」の一環として、4つのプロジェクトに対して総額350万に上る融資を行った。プロジェクトの中には、CSR手法が及ぼす影響を測定し、評価するための徹底した理論的・方法論的な枠組みの構築や、企業に対する社会からの要請と現実との乖離に関する研究、さらに、海外投資を行う欧州の各企業の社会的慣行を分析し、社会的責任、貿易、グローバリゼーションと労働者の権利との関係に関する研究等が含まれている。

また、環境総局は CSR の実践に関する情報の分析を目的に、統合的製品政策(IPP)と関連した、ライフサイクル・アセスメントに関する欧州のプラットフォームの構築を行い、コミュニケーションや知識交換の促進、共通のライフサイクル・データ参照システムの構築、ベスト・プラクティスおよび産業界のステークホルダーの自主的関与に関する解釈をまとめたハンドブックの製作を行った。

参照 URL

CSR プロジェクト一覧

(http://europa.eu.int/comm/employment_social/emplweb/CSR/index_en.cfm)

雇用総局 DG(http://ec.europa.eu/employment_social/soc-dial/CSR/index.htm)

EABIS ウェブサイト(<http://www.eabis.org/>)

研究総局報告書([http://ec.europa.eu/research/science-](http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/wist_report_final_en.pdf)
[society/pdf/wist_report_final_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/wist_report_final_en.pdf))

([http://ec.europa.eu/research/science-](http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/documents_women_sec_en.pdf)

[society/pdf/documents_women_sec_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/documents_women_sec_en.pdf))

2.6.2 企業間における CSR に関する経験やベスト・プラクティスの交換の促進

企業総局は、グッド・プラクティスや経験を現地、地域、国、EU の各レベルで交換するため、フォーラム活動のネットワーク作りや調整の改善を推進している。2004 年には、EU 情報センターのネットワークと緊密に連携し、同ネットワークの CSR の認識の向上を図った。

2.6.3 中小企業の CSR 支援

2003 年、企業総局は、CSR ヨーロッパと英国通商産業省等の協力を得て、中小企業の CSR 推進支援のプロジェクト「SME Key」を開始した。同プロジェクトでは、コペンハーゲン・センター、BITC 他、10 団体と連携しており、中小企業向けの自己評価ツール、CSR 推進のガイドライン、事例紹介、データベース等をウェブ上で公開し、5 カ国で採用されている。

加えて企業総局は 2004 年には、欧州商工会議所連合会および欧州職人中小企業連盟が実施した、中小企業向けの全欧州 CSR 認識向上キャンペーンに対する資金提供を行った。このキャンペーンでは、CSR の潜在的競争力の利点に重点を置き、22 ヶ国語対応のシンプルな中小企業向け CSR キット(CSR-for-SMEs)の開発がされた。

企業総局は、そのほかにも、加盟国や加盟準備国の専門家、中小企業の代表、ビジネス支援団体および消費者団体の支援を受けて特定されたベスト・プラクティスの交換と普及を促進(例:刊行

物、グッド・プラクティスのオンライン収集など)を目的として、2005年に中小企業でのCSR促進のための事例やグッド・プラクティスを収集するためのフォーラムとして、中小企業でのCSRメインストリーミング(Mainstreaming CSR among SMEs)に関する専門家グループを暫定的に創設した。加えて企業総局は、2005年から2008年にかけて主に中小企業団体やビジネス支援団体が実施し、中小企業においてCSRの導入を促進する、中間団体の能力向上を目的とする16のプロジェクトに共同融資を実施する。

以上の取り組み以外にも、中小企業に対しては、ディーセント・ワーク³⁰の分野や、児童就労、男女平等、教育、訓練、ヘルスケア支援・保証および労働衛生・安全を含むコア労働基準の分野において、中小企業の前向きな政策の促進や、CSRに関する問題を中小企業団体やビジネス支援団体に訴えている。

参照 URL

EU プロジェクト一覧 (http://ec.europa.eu/enterprise/csr/ms_sme_projects.htm)

³⁰ ディーセント・ワークとは ILO の事務局長ファン・ソマビア氏が 1999 年に就任した際に ILO の理念・活動目標として示したもので、「権利が保護され、十分な収入が得られ、適切な社会的保護が与えられた生産的な仕事」を指す (<http://www.rengo-soken.or.jp/dio/no199/kikou.htm>)

3. 国際機関等による取り組み

3.1 社会的責任に関するガイドライン

2000年9月に国連で採択された、「ミレニアム宣言」では、今日の世界的な課題として、「グローバル化が世界の全ての人々にとり前向きな力となることを確保すること³¹⁾」としている。グローバル化により生じた不均衡の解消、および企業の持続可能な発展という地球レベルの課題に対して、組織中立的かつ国際的に認知されている国際機関による、統一的な行動基準の重要性は一層増してきている。欧州委員会では、「ILO 多国籍企業および社会政策に関する三者宣言」、「OECD 多国籍企業ガイドライン」および FAO や WHO、世界銀行、UNCTAD などの国際機関により採択された企業行動規範を重視し、拡大のための支援を公式に表明している。

本節では、「世界人権宣言」、「グローバル・コンパクト原則」、「責任投資原則」、「国連環境計画・金融イニシアチブ声明」、「ILO 多国籍企業および社会政策に関する三者宣言」、「ILO 労働の基本原則と権利の宣言」、「労働安全衛生マネジメント・システムに関する ILO ガイドライン」、「OECD 多国籍企業ガイドライン」、「エクエータ原則」、「ISO 総合的マネジメント規格 (ISO14001 および ISO9001)」について記載する。

3.1.1 国際連合

■ 世界人権宣言／国際人権規約

経緯および設置目的

1948年に国連にて採択された、世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights) は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたものであり、その後国連で結ばれた人権条約の基礎となっている。世界の人権に関する規律の中でもっとも基本的な宣言である。なお、1950年には、毎年12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)として、世界中で記念行事を行うことが決議された。1947年の第4回経済社会理事会は、国連人権委員会委員長の要請に基づき、国際人権章典起草のため委員会を設け、オーストラリア、チリ、中国、フランス、オランダ、ソ連、英国、米国を委員国に選出した。この起草委員会での審議の結果、法的な拘束力はないが人権保障の目標ないし基

³¹⁾ 外務省

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html)

準を宣言する人権宣言と法的な拘束力をもつ人権規約の双方が必要であるとして、その草案を国連人権委員会に提出した。

国際人権規約は、これに対応して、世界人権宣言の内容を基礎として 1966 年に条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものである。法的拘束力をもたない「世界人権宣言」を具体化し、法制化することを目的としており、内容は、“国際人権 A 規約”とも呼ばれる「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約)」と、“国際人権 B 規約”とも呼ばれる「市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)」、それに「B 規約の選択議定書」である「市民的政治的諸権利に関する選択議定書」から構成される。

対象分野

人権

関連法規制

世界人権宣言には法的拘束力はない。国際人権規約は、世界人権宣言を礎としている。

参照 URL

外務省ウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/index.html>)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/index.html>)

国連人権高等弁務官事務所 (<http://www.ohchr.org/english/>)

■ グローバル・コンパクト原則

経緯および設置目的

グローバル・コンパクト(The UN Global Compact、以下 GC)は、1999 年 1 月 31 日に開かれた世界経済フォーラムの席上、コフィー・アナン国連事務総長が提唱し、翌年 2000 年 7 月 26 日に国連機関、労働、市民社会と共に人権、労働、環境、腐敗防止の分野における 10 原則を支持した企業行動を推進するための自主基準としてニューヨークの国連本部で正式に発足した。2004 年 6 月 24 日に開催された最初の GC リーダーズ・サミットにおいて、事務総長が腐敗防止に関する 10 番目の原則が追加されたことを発表した。これは全ての GC 参加者との長期にわたる協議の末に合意に達したものである。

(グローバル・コンパクト原則の要約³²)

<p>人権 原則1. 国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。 原則2. 人権侵害に加担しない。</p> <p>労働 原則3. 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。 原則4. あらゆる形態の強制労働を排除する。 原則5. 児童労働を実効的に廃止する。 原則6. 雇用と職業に関する差別を撤廃する。</p> <p>環境 原則7. 環境問題の予防的なアプローチを支持する。 原則8. 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。 原則9. 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。</p> <p>腐敗防止 原則10. 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。</p>

対象分野

人権、労働全般、雇用、環境、コンプライアンス等

参加の手続

GC とその原則への支持を表明する書簡と会社の概要を、最高経営責任者(取締役会の承認を得て)から、国際連合広報センター経由・国連事務総長宛てに送付する。ただし、実際に申込みを行う以前に、国連広報センター(渋谷区)の担当者に連絡し、有価証券報告書や CSR レポートなどを参考に、業務内容に関する 30 分程度のミーティングを行う。

要求事項

- 事業運営における変化を推進させる。それによって GC とその原則が企業の戦略、教養文化、日常業務の一部となる。
- GC とその原則をプレスリリース、談話などの伝達手段を使って公的に宣伝すること。
- 企業の年次報告書または同様の企業報告書(例えば、サステナビリティ報告書)の中で GC とその 10 原則を支持している活動内容を発表する。

参照 URL

国連グローバル・コンパクト(<http://www.unglobalcompact.org/>)

■ 責任投資原則

³² グローバル・コンパクト日本ウェブサイトより転載。

経緯および設置目的

コフィー・アナン国連事務総長は、2006年4月27日、ニューヨーク証券取引所において「責任投資原則(Principles for Responsible Investment、以下 PRI)」を公表した。これは、機関投資家の資金運用の中に「環境上の問題(Environmental)、社会の問題(Social)、および企業統治の問題(Corporate governance) (ESG と略称される)」の配慮を組み込んでいくことを求めるものである。この原則の策定に実際に携わったのは、後述の国連環境計画・金融イニシアチブと前述の国連グローバル・コンパクトである。公表と同時に各国の年金基金など 2 兆ドルの資産を擁する 33 の機関が署名した³³。

責任投資原則 (要約)

機関投資家として我々は受益者の最善の長期的利益のために行動すべき義務を負っている。この受託者の役割において環境、社会、コーポレート・ガバナンス(ESG)の問題が投資パフォーマンスに影響し得ると信じる。また我々はこれらの原則を適用することで社会のより広範な目的とよりよく連携できると考える。したがって、受託者責任と整合する範囲で我々は以下の事項を公約する。

1. 投資分析と意思決定のプロセスにESG問題を組み込む。
2. 株主としての方針と実践にESG問題を組み込み、積極的な株主となる。
3. 投資先企業によるESG問題に関する適切な情報開示を促す。
4. 投資業界における本原則の受容と実行を促進する。
5. 本原則の実行を効果的なものとするために相互に協力する。
6. 本原則の実行に関する行動と進捗について報告する。

(出典) United Nations, *The Principles for Responsible Investment*, 2006,
<http://www.unpri.org/>

対象分野

投資

参加の手續

CEO(もしくは CEO と同等)の署名のある文書を PRI に E メールで提出する。文書には、組織が本原則に賛成することを裏付ける記述、組織に関する簡潔な記載、署名者の属する分類(資産所有者、投資マネージャー、専門の代理店(Professional Service Partner))、およびその管理資産、等を記載する。

³³日本公認会計士協会「投資家向け情報としての環境情報開示の可能性」『経営研究調査会研究報告第 27 号』, 2006 年, p4.より転載。

投資マネージャーまたは専門の代理店は、本原則を履行している署名者を支援するために、自社のウェブサイト、自社の特定のサービスや製品の概要を述べた文書を加え、本ウェブサイトのアドレスを PRI に送る。

参照 URL

責任投資原則ウェブサイト(<http://www.unpri.org/>)

3.1.2 国連環境計画

国連環境計画(United Nations Environment Programme、以下 UNEP)は、1972 年ストックホルム国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」および「環境国際行動計画」の実行機関として、同年の国連総会決議に基づき設立された国連の補助機関である。

■ 金融イニシアチブ声明

経緯および設置目的

国連環境計画・金融イニシアチブ(UNEP Finance Initiative、以下 UNEP FI)は、UNEP FI 声明として、「環境と持続可能な開発に関する金融機関声明」および「保険業界による環境に関するコミットメント声明」を公表し、各国金融機関の署名を求めてきた。これらに署名した金融機関のネットワークとして結成したのが UNEP FI である。

UNEP FI の目的は、金融機関のさまざまな業務において、環境および持続可能性に配慮した、もっとも望ましい事業のあり方を追求し、これを普及、促進することである。1992 年の設立以来、多数の金融機関と経済的発展と環境保護の両立、あるいは持続的発展について積極的に情報交換を行うとともに、協調して活動を行い、さまざまな業務やサービスにおいて環境への配慮を取り入れることを進めている。また、気候変動に関する国際連合枠組条約(UNFCCC)などの政府間交渉の場でも活躍している。

UNEP FI 署名機関には、業務に直結する専門的な調査、環境に配慮したビジネスモデルの提案、情報交換などを提供している。また、専門家研修プログラムの運営、環境配慮行動を施行するためのレポート発表、世界中の専門家を一堂に集めた国際会議の開催などを主な活動としている。

対象分野

環境

参加の手続き

- 組織の主たる業務により、金融機関による宣言、または保険業界による宣言のいずれかに

署名する。

- 組織が環境報告書を作成している場合は、当該報告書を提出する。

要求事項

- UNEP FI の年次総会に少なくとも 2 年に一度は出席する。
- UNEP FI 宣言に対するコミットメントを前進させるために、組織が採った方針や実践を記した簡潔な報告書を毎年提出する。

関連法規制

宣言自体に法的拘束力はない。

参照 URL

UNEP FI ウェブサイト(<http://www.unepfi.org/index.html>)

3.1.3 国際労働機関(International Labour Organisation)

国際労働機関(International Labour Organisation、以下 ILO)による宣言や憲章、国際労働基準等の政策は、国際労働総会にて設定している。国際労働総会は、毎年開催されている。以下に特に重要である、あるいは企業に広く普及している宣言およびガイドラインについての詳細を記載する。

■ ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言

経緯および設置目的

1960 年代および 1970 年代、多国籍企業の活動は拡大し、多国籍企業の活動が活動地域に与える経済的および社会的影響に関する議論が高まった。同時代には、グローバリゼーションが進展し、経済の不均衡が拡大したその結果、多国籍企業と受入国との関係を明確化するための国際的かつ統一的な基準に対する要求が強くなり、ILO は 1977 年に、ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言を採択した。同宣言は、多国籍企業による経済・社会の発展への積極的な貢献を促し、事業活動に起因する問題を最小限に抑え、解決することを目指すものであるが、自主的な宣言であるため、加盟国の義務や監視義務は発生しない。ただし、加盟国に対しては、3 年ごとの報告義務を課しているため、加盟国では、自主的取り組みとしてフォローアップのための報告システムを整備している³⁴。

³⁴ 日本機械輸出組合『前掲書』, pp16-19.

同宣言の適用をめぐり、衝突が生じた場合は、1981年に確立された「多国籍企業および社会政策に関する原則の3者宣言の適用に関する争いを規定の解釈に基づいて審議するための手続き」に従い、ILOに対してその規定の意味の解釈を要求することが可能であるとしている。

対象分野

労働全般(児童労働、強制労働、安全衛生、労使関係、差別、懲罰慣行、報酬、マネジメント・システム等)

関連法規制

宣言自体に法的拘束力はない。

参照 URL

ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言

原文(<http://www.ilo.org/public/english/employment/multi/download/japanese.pdf>)

ILO ウェブサイト(<http://www.ilo.org/>)

■ ILO 労働の基本原則と権利の宣言

経緯および設置目的

1998年に設置されたILO労働の基本原則と権利の宣言は、社会進歩と経済成長の両立を目指した国内的努力を促進することに対する意欲と、個々の国を取り巻く環境、可能性、優先事項の多様性を認める必要を調和させることを設置目的としている。

同宣言は、1995年の世界社会開発サミットに出席した各国元首及び政府首脳により、労働者の権利に関する具体的公約および行動計画が採択されたことにはじまり、1996年のWTO閣僚会議におけるILO労働基準の採択と、当該基準の遵守の公約により、基準推進に向けたILOの活動に対する支援を再び表明した。その後当該宣言を採択し、ILO条約批准国に対する労働者の基本的権利の尊重を義務化したものである。

対象分野

労働全般(児童労働、強制労働、安全衛生、労使関係、差別、懲罰慣行、報酬、マネジメント・システム等)

要求事項

主要な条約を批准していない加盟国は、国内の原則・権利の状況を毎年報告し、批准への障害及び支援が必要な分野を述べる。報告書は独立専門顧問によって調査され、その所見はILO理事会によって考慮される。宣言に記載されている原則・権利に直接関連するILOの条

約を批准していない国からの報告書の年次レビューが実施される。報告プロセスで政府は、宣言を尊重するために取った措置を述べ、使用者・労働者団体は、進展及び実施した行動について意見を述べることができる。

関連法規制

宣言自体に法的拘束力はない。

ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言／OECD 多国籍企業ガイドライン
／GC

参照 URL

ILO ウェブサイト(<http://www.ilo.org/>)

■ 労働安全衛生マネジメント・システムに関する ILO ガイドライン

経緯および設置目的

同ガイドラインは、危険要因からの労働者の保護及び業務上の事故、健康障害、病気、事故、死亡の根絶に寄与することを目的に 2001 年に策定された。同ガイドラインに則り、各国政府には、国内の法令に基づく労働安全衛生(Occupational Safety and Health、以下 OSH) マネジメント・システムの枠組みの提供のために使用すること、OSH の継続的改善につながる規制・基準の遵守の強化を目的とした自主的基準の開発のための指針を提供すること、組織の規模、業務の性質に応じた、真のニーズに適切に対応する OSH マネジメント・システムのガイドライン開発のための指針を提供すること、等が期待される。また、各組織レベルに対しては、同ガイドラインが規定及び経営の一要素として OSH マネジメント・システムを組織内に統合するための指針の提供、及び組織の全員、特に使用者、オーナー、管理者、労働者とその代表者が、OSH の継続的な改善のために OSH マネジメントの適切な原則と手法を適用するための動機付けとして機能することが期待されている。

勧告の適用は、認証を要求するものでもない。

対象分野

労働安全衛生

関連法規制

法的拘束力はない。

1981 年 ILO 職業上の安全及び健康条約／1985 年 ILO 職業衛生機関条約

参照 URL

ILO ウェブサイト

(<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/managmnt/download/promo.pdf>)

(<http://www.ilo.org/public/english/protection/safework/cops/english/download/e000013.pdf>)

3.1.4 経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)

経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development、以下 OECD)の目的は、経済成長、開発途上国援助および多角的な自由貿易の拡大であり、その実現のための政策立案を行っている。OECD の扱う分野は、高齢化、コーポレート・ガバナンス、新興・移行経済諸国、雇用、社会問題、地域経済など 31 分野に渡る。以下に OECD による設定されたガイドラインの詳細について記載する。

■ OECD 多国籍企業ガイドライン

経緯および設置目的

1976年に設置された、OECD 多国籍企業ガイドラインは、多国籍企業の行動が現地政府の政策と矛盾せず、相互信頼を確立し、海外投資環境を改善し、持続的発展に多国籍企業が貢献することを目的としている。

具体的なビジネス活動との関連でガイドライン実施に問題が発生した場合には、ナショナル・コンタクト・ポイントがその解決を支援することになる。一般に、こうした問題に対処するのはその問題が発生した国のナショナル・コンタクト・ポイントであるが、他の支持諸国のナショナル・コンタクト・ポイントとも二国間レベルで問題解決に当たることもある。

なお、2000年に同ガイドラインの改訂版が公表され、新ガイドラインには、労働や環境のコア基準に関する勧告のほか、汚職の防止や消費者の権利保護に関する章が盛り込まれた。また、新ガイドライン特徴の1つとして、実施手続きが強化され、透明性、説明責任、最善の方法を推進するためのメカニズムを示した。

近年では多くの企業が独自の行動規準を作成する際に、政府による推進が公約され、かつ、国際的に承認された唯一の包括的行動規準として、OECD ガイドラインを参考にしている。

対象分野

情報開示、雇用、環境、市場、コンプライアンス

関連法規制

国際投資と多国籍企業に関する OECD 宣言

参照 URL

OECD 東京センターウェブサイト

(http://www.oecdtokyo2.org/pdf/policybrief_pdf/pb29.pdf)

3.1.5 国際金融公社 (International Finance Corporation)

国際金融公社 (International Finance Corporation、以下 IFC) は貧困を削減し人々の生活を改善させる1つの手段として発展途上諸国にある持続可能な民間セクターへの投資を促進している。

IFC は世界銀行グループのメンバーであり、ワシントン DC に本部を置く。また、発展途上諸国の人々の生活の質を向上させる、という世界銀行グループの全機関の第一目的を共有する。IFC は 1956 年に創設され、発展途上諸国における民間セクターのプロジェクトに対する貸付および株式による資金調達で最大額の多国間原資を持ち、以下の実施により持続可能な民間セクターの発展を促進している。

■ エクエータ原則

エクエータ原則 (Equator Principle) は、環境・社会のリスクに銀行業界が対応するための統合的なフレームワークの推進と、適用のための方法として、2002 年 10 月に世界銀行の国際金融公社 (IFC) を中心にプロジェクト・ファイナンス (PFI) 分野に従事する銀行により実施された協議の結果決議され、初回草案が作成されたものである。その後 2003 年 6 月 4 日に同原則は、ワシントン DC にて発効された。2006 年まで同原則は、40 を超える金融機関によって採択された。2006 年に更新作業が行われ、エクエータ原則の改訂版が作成され、公表されている。

同原則の目的は以下の通りである。

- 発展途上諸国にある民間セクターのプロジェクトへの融資
- 発展途上諸国の民間企業が国際金融市場で融資を集める際の支援
- 各企業や各政府にアドバイスや技術支援

新しく改定された「エクエータ原則」は 2006 年 7 月 6 日より施行されているが、むしろ、市場参入して見直しが行われたプロジェクトは幾つかあるものの、以前のエクエータ原則や要件基準によって承認されたと思われるものはまだ無い、と理解しておくべきである。その他の取引についてはデュー・デリジェンスがまだ継続して行われている。したがってエクエータ原則金融機関 (Equator Principles Financial Institutions) はこういったケースについては、2006 年 7 月 6 日から 2007

年 1 月 6 日の間にデュー・デリジェンスを開始した一定のプロジェクトに対し、以前のエクエータ原則と以前の IFC セーフガード政策の使用を認めている。2007 年 1 月 7 日以降、EPFI は改定版のエクエータ原則(必要に応じて IFC 新パフォーマンス基準を含む)によってあらゆるデュー・デリジェンスが保証されることを期待している。

対象分野

環境、社会、コンプライアンス、持続可能性、安全衛生、文化等

動向

同原則は、プロジェクトに影響を受けるエコシステムや地域社会へのマイナス効果を回避または最小化し、借手が影響を受ける地域の地域社会に関与することによって、エクエータ原則金融機関(EPFIs)および借手、地域のステークホルダーに大きな利益をもたらすとの認識の下、海外のプロジェクト・ファイナンス案件において、地域の環境や社会への配慮を考慮した融資基準としての利用が一般的である。

参照 URL

IFC ウェブサイト (<http://www.ifc.org/>)

エクエータ原則ウェブサイト (<http://www.equator-principles.com/>)

3.1.6 国際標準化機構(International Organization for Standardization)

国際標準化機構(International Organization for Standardization、以下 ISO)の標準規格は特定の製品、材料、プロセスに特化したものであるが、最も普及している規格は、ISO 9000 シリーズおよび ISO 14000 シリーズである。ISO9000 シリーズおよび ISO14000 シリーズは、企業規模や、製品やサービスの種類、事業内容、組織の種別(公共機関、民間機関等)を問わず、同じ規格を適用することが可能な、「統合マネジメント・システム」(Generic Management System)として知られている。以下に ISO14001 および ISO9001 について記載する。

■ ISO9001/ISO14001

ISO9000 および 14000 は、広く世界で普及している規格である。ISO9000 は、ビジネス上で要求される品質の基準として国際的に普及している。同規格は、組織が消費者満足度向上のために、企業に適用される規制に対応しており、かつ組織のパフォーマンスを継続的に改善するためのツールとして利用されている。同規格による組織への要求事項は以下の通りである。

- 消費者の質への要求
- 適用される法規制の要求とその目的

- 消費者満足拡大
- パフォーマンスの継続的改善

一方、ISO14001 は、環境面での最低限の努力目標の達成のための支援体制のための規格である。同規格は、組織活動により生じる環境負荷を最小化し、継続的に環境パフォーマンスを改善するためのツールとして利用されている。

同規格の認証取得は義務化されているわけではないが、EU 域内では、新規取引を開始する際には、ISO9000 シリーズおよび ISO14000 シリーズの認証取得を取引の前提条件とする企業が増加している。同規格の認証を受けるためには、コンサルタントと審査登録機関を定めた上で、認証取得範囲を決定し、推進委員を任命された社員の研修の受講および ISO 推進チームの結成のうち、品質システム／環境システム構築に向けた体制整備を行う。推進チームは、既存システムを調査し、責任と権限を明確化し、社内システムを構築した後に、審査登録機関の書面審査、予備審査、本審査を経て認証を取得する。登録後、内部監査員による監査等のモニタリングによる牽制機能を働かせることになる。また、認証の維持のため、更新審査は 3 年毎に実施される。また、認証取得までは、通常半年から 2 年間の準備と手続きが必要であるといわれている。

対象分野

品質／環境マネジメント

関連法規制

GC／OECD 多国籍企業ガイドライン／ILO 中核的宣言 等

動向

2006 年 8 月に発表された(2005 年末データ)データでは、ISO14001 の世界登録は 111,162 件、ISO9001 の世界登録は 776,608 件の登録があるとされている。また、ISO では、現在社会的責任(SR)国際標準化のためのワーキング・グループが結成され、規格の作成にむけた作業が進められている。同規格は、ISO26000 として発行される予定であり、2005 年 9 月に、規格の仕様書が決定され、2006 年 3 月には原案である、予備草稿が公表された。2007 年 2 月現在では、項目リストと手続きが決定したほか、ISO26000 の本格的始動に先駆け、認識の向上と効果的な参加の拡大、同規格の導入への対応準備、意思決定者とのコミュニケーションのための戦略を目的とした、ISO26000 コミュニケーション・アクションプランモデルの作成が決議されている。

参照 URL

ISO ウェブサイト (<http://www.iso.org/iso/en/iso9000-14000/index.html>)

3.2 社会的責任に関する評価・保証制度

3.2.1 国際会計士連盟 保証基準審議会

保証基準審議会(International Auditing and Assurance Standards、以下 IAASB)は、国際会計士連盟(International Federation of Accountants、以下 IFAC)の中に、国際監査基準(International Standards on Auditing、以下 ISA)の起草・承認を行う組織として2002年4月に設置された。IFAC内には、IAASBの前身として、国際監査実務委員会(International Auditing Practice Committee、以下 IAPC)が設置されていたが、企業活動や投資の国際化への対応として、監査基準および会計基準の標準化に対する動きに呼応し、IAPCの改変が実施され、基準作成プロセスの透明化および活動の迅速化を目的としてIAASBを設置するに至った。

IAASBの対象範囲には、監査基準、会計基準、そして保証基準が含まれている。IAASBは、監査人15名、大学教授、公会計専門家、金融専門家の18名からなる。

IAASBでは、年5回開催されるメンバー全員が出席する全体会議で基準の作成・改訂についての審議を行い、さらに、5~6名のIAASBメンバーを中心に構成されるタスク・フォースを月1~2回開催し、個別の基準の作成を行っている。また、各国への啓蒙活動として、対応が遅れている国でのセミナーの開催などを行っている。

■ 国際保証基準

国際保証基準(International Standard on Assurance Engagements 3000: Assurance Engagements other than Audits or Reviews of Historical Financial Information、以下 ISAE3000)は、IAASBが作成し、2003年12月に承認された後、2005年1月に発効した非財務情報を対象とする国際保証基準である。ISAE3000は、IAPCが1997年8月に「信頼情報の報告について」(Reporting on the Credibility of Information)として作成した公開草案に端を発している。

ISAE3000は、企業に対するマネジメントや報告のガイドラインではなく、会計士などの保証業務従事者による、報告書の保証のための基準であるため、企業に対する具体的な要求事項が記載されているわけではない。ISAE3000では、保証業務従事者が職業的専門家としての判断を行使する場合に参照すべきフレームとして、①主題の特性の検討、②基準の適切性の評価、③不正を示す要因、特殊技能や専門家の作業の必要性といった、特別の検討が必要な領域の識別、④金額的重要性の水準の決定と継続的なその水準の適切性の評価および質的重要性の要因の検討、⑤分析的手続きを実施する場合に使用する期待値の設定、⑥保証業務リスクを適切な水準に減少させる追加の証拠収集手続きの計画と実施、⑦責任者の口頭と書面による確認について、証

拠の合理性等の評価、を挙げている。つまり、証拠収集手続きの内容や時期、範囲、主題情報に虚偽表示の有無など、開示情報の保証のためには、開示情報に対して、ISA による会計監査と同様の正確性および重要性が求められる。

対象分野

過去財務情報以外の情報(非財務情報)

関連法規制

IFAC「職業会計士の倫理規程」

動向

ISA と ISAE は、IAASB が公表している「保証業務のための国際フレームワーク」(International Framework for Assurance Engagement)という同一のフレームワークに基づいているため、現在 EU 域内およびカナダの監査法人またはサステナビリティ報告書等の非財務情報を対照とした保証業務については、基本的に ISAE3000 に準拠する方針が採られている。

参照 URL

IFAC ウェブサイト(<http://www.ifac.org/IAASB/>)

4. 国際的マルチステークホルダー・イニシアチブによる取り組みの動向

4.1 グローバル・リポーティング・イニシアチブ (Global Reporting Initiative)

グローバル・リポーティング・イニシアチブ (Global Reporting Initiative、以下 GRI) は、企業、NGO コンサルタント、会計士団体、労働団体、環境保護団体、機関投資家からの参加者で構成されるマルチステークホルダー・イニシアチブである。サステナビリティ報告書の国際的なガイドラインの策定を目的として、オランダに本部を置く NGO であり、国連環境計画 (UNEP) の公認協力機関である。

4.1.1 運営体制

運営主体、支持団体

GRI 理事会

参加者・参加団体の範囲

理事会 (Board of Directors) のメンバー、ステークホルダー・カウンシル (Stakeholder Council、以下 SC) のメンバー、技術諮問委員会 (Technical Advisory Committee) のメンバーとオランダ (アムステルダム) の事務局のスタッフ、および GRI の会員 (Organizational Stakeholder、以下 OS) として GRI に登録し、年間取引高に応じた年会費を払っている、すべての個人・団体。

参加団体の選定方法、委員の人選方法

参加団体の選定はない (OS として GRI に登録し、年間取引高に応じた年会費を払えば、すべての個人・団体は参加可能)。

OS は、SC のメンバーの選出権を持ち、SC のメンバーは理事会のメンバーの選出権を持つ。

意思決定方法その他の規則

最終的には、理事会が行う。

運営委員会の役割・権限他

組織としての GRI を代表するのは、一連のマルチステークホルダーの統治機構であり、以下のような GRI ネットワークの正式な構成要素を統合したものである。

- 理事会: 16 名のメンバーからなり、GRI に対して、組織の戦略やガイドラインの開発における最終権限を含む、受託者責任、財務責任、法的責任を負う。SC から戦略的、政策的助言を受けたり、技術諮問委員会から技術的助言を受けたりする。
- SC: 統治機構の中で議会のような役割を担う。最大 60 の組織および個人からなる各メンバーは、世界の各地域から、様々なステークホルダーのバランスが取れるように選出される。

主な役割は、理事会の理事選出、理事会への政策的・戦略的提案、各地域での GRI ガイドラインの普及である。個々の SC メンバーは、事務局の招集によりガイドライン開発のための技術的なワーキング・グループへの参加や、支援団体や地域における GRI ネットワーク作りにおける支援などを実施する。

- 技術諮問委員会:12 人の国際的な専門家からなり、アドバイザーの役割を担う。理事会やより広く GRI ネットワークに対して、ガイドラインの構成、技術面での支援や専門知識の観点からの提言を行うことで、ガイドラインの質や一貫性を維持することを支援する。メンバーは、報告や開示に関する各々の技術的専門知識により各地域で選ばれる。
- OS:統治機構の土台を形成する数千の企業や個人であり、GRI ガイドラインの全体性の維持を助け、GRI ネットワークにとって不可欠な役割を果たす。また、SC のメンバーの選出権を持つ。
- オランダ、アムステルダムの約 25 人のスタッフからなる事務局:理事会で開発された計画を遂行し、ネットワークに関与、ネットワークを構築し、新たなもしくは改善されたガイドラインをもたらす、ワーキング・グループのプロセスを調整する。

4.1.2 経緯

1997 年、GRI はサステナビリティ報告について全世界で通用するガイドラインを作ることを目的として、米国の NGO である、環境に責任を持つ経済のための連合 (Coalition for Environmentally Responsible Economies) が UNEP の協力を得て活動を開始した。1999 年 3 月、GRI ガイドライン公開草案を発表し、20 の組織がガイドラインに基づいたサステナビリティ報告書を公表した。2000 年 6 月、GRI は、GRI ガイドライン第 1 版を発表した。2002 年には、GRI ガイドライン第 2 版をヨハネスブルクで行われた世界サミット「持続可能な発展」にて発表し、GRI 本部をアムステルダムに設置した。また 2003 年には、60 の SC のメンバーが任命され、初めての SC ミーティングが開催され、2004 年には世界中から 450 人の専門家が携わったストラクチャード・フィードバック・プロセス (Structured Feedback Process) による発見事項が理事会と SC に報告された。

2005 年、技術諮問委員会が任命され、最初の会合がもたれた。この会合は、第 3 版 GRI ガイドライン (G3) 発行のため、広範囲にわたる技術的改訂プロセスが開始され、ワーキング・グループを通して世界各国から 100 人が携わった。翌 2006 年、G3 ガイドラインの公開草案が一般からの意見を求めるために公表され、270 の意見が得られた。300 のパートナーやスポンサーが、世界中の 28 都市で G3 ガイドライン公開草案を紹介するイベントを開催し、3,000 人を越える参加者があつ

た。その後サステナビリティ報告についてのほぼ 10 年近くにわたる研究、開発および実際の経験がアムステルダム国際会議でまとめられ、G3 ガイドラインが発行された。

4.1.3 理念・目的

GRI は、企業の経済・環境・社会パフォーマンスについての報告の比較可能性を、財務報告と同程度まで高めることを目指し、サステナビリティ報告書の定型化された国際的ガイドラインを策定することを目的とする。

4.1.4 活動

GRI の報告書枠組みは、技術的な品質、信頼性、妥当性の程度を最高レベルに保つため、報告書作成組織と情報収集する側を含むマルチステークホルダー・エンゲージメントを通じて開発され、継続的に改善される。

GRI は、世界各国の数千人の専門家からなる、大規模マルチステークホルダー・イニシアチブであり、それぞれのメンバーは GRI のワーキング・グループや統治機構に参加する、報告書作成のために GRI ガイドラインを使用する、GRI を基に作成された報告書の情報にアクセスする、等の方法で、報告書枠組みを公式および非公式に発展させることに貢献する。

4.1.5 その他

当調査時点で、60 ヶ国以上の 1,000 近い組織が GRI に基づいた報告書を作成していることを公表している。G3 では、「“GRI アプリケーション・レベル”システムを通して、GRI 報告書枠組みを適用した自らのレベルを宣言すべきである」としている。このように、アプリケーション・レベルを自己宣言することは、「報告書の読者に GRI 報告書枠組みのどの要素が報告書作成に適用されているかを明確に伝える」、また、「報告書作成者に対して、GRI 報告書枠組みの適用についてビジョンまたは道程を提示する」ことを目的としている。

4.1.6 参照 URL

GRI ウェブサイト(<http://www.globalreporting.org/Home>)

GRI 日本フォーラムウェブサイト(<http://www.gri-fj.org/index.html>)

4.2 アカウンタビリティ社 (AccountAbility)

アカウンタビリティ社 (AccountAbility、以下 AA 社) は、国際的な非営利の会員組織であり、持続可能な発展を可能にする責任あるビジネス慣行を進展させるような企業の説明責任および市民社会や公共団体に向けたより広範な企業の説明責任の導入を推進するために、1996 年に設立された。AA 社の会員は、大企業、市民団体や研究機関などからなり、選出されたマルチステークホルダーからなるカウンスル (Council) によって統治されている。

4.2.1 運営体制

運営主体、支持団体

AA 社運営理事会

参加者・参加団体の範囲

運営理事会 (Operating Board) のメンバー、カウンスルのメンバー、専門委員会 (Technical Committee) のメンバーと事務局のスタッフ、および会員。

参加団体の選定方法、委員の人選方法

参加団体の選定はない (会員のタイプに応じた年会費を払えば、すべての個人・団体は参加可能)。

会員は、カウンスルのメンバーの選出権を持ち、カウンスルのメンバーは運営理事会のメンバーの候補者を推薦できる。運営理事会のメンバーは、カウンスルによって推薦され他候補者から、AA 社の会員による年次総会において、毎年選挙によって選ばれる。

意思決定方法その他の規則

最終的には、運営理事会が行う。

運営委員会の役割・権限他

AA 社は、革新的なマルチステークホルダーによる統治モデルを採用しており、世界中の様々な国の企業、市民社会団体、公共部門にわたる、組織や個人のメンバーの直接的な参加を可能にしている。

- 運営理事会: 運営理事会は AA 社の活動に対して法的責任を負っている。運営理事会のメンバーは、カウンスルによって候補者が推薦され、AA 社の会員による年次総会において、毎年選挙によって選ばれる。
- カウンスル: 国際的なマルチステークホルダーからなるカウンスルは、AA 社を統治している。カウンスルのメンバーは、AA 社の正式な代表ではないが、組織を統治し、広範囲の国際的なネットワークや、多業種にわたる企業、非営利団体、コンサルタント、研究機関に影響

を及ぼし、これらを導く上で重要な役割を果たしている。カウンスルは 6 ヶ月ごとに会合を開き、メンバーが専門的な経験を有する特定の課題について、さらなる知識の獲得や参画のための機会を持つ。カウンスルのメンバーは、カウンスルによって選出される他のメンバーと共に、AA 社の会員によって 3 年ごとに選ばれる。

- 専門委員会: 専門委員会は、AA 社が研究において技術的な品質の最高レベルを達成するために、カウンスルによって設置される。
- 会員: AA 社は、設立依頼会員組織であり、会員は組織の方向性や研究を形作る中で極めて重要な役割を担っている。会員は企業と個人であり、企業のメンバーは、各々の状況に合わせたアドバイザー・サービスが受けられる。
- 事務局: 事務局は日々の活動を管理する。

4.2.2 経緯

1999 年、AA 社は「AA1000 フレームワーク」を発表した。この中で AA1000 シリーズは「AA1000 統合のためのフレームワーク (Framework for Integration)」、「AA1000 保証基準 (Assurance Standard)」、「AA1000 ステークホルダー・エンゲージメント基準 (Stakeholder Engagement Standard)」の 3 つの基準から構成されている。その後、上記 3 つの基準に含まれていた、「AA1000 目的と原則 (Purpose and Principles)」も基準の一つとする決定がなされ、AA1000 シリーズは上記 4 つの基準からなることとなった。

2003 年、「AA1000 保証基準」が、ステークホルダー・エンゲージメント・プロセスを中核とした、社会報告、およびサステナビリティ報告のための、世界初の保証基準として発表された。この基準は、GRI ガイドラインや IAASB (3.2.1 にて既述) が提供する ISAE3000 非財務保証ガイドラインなどの関連する規格・基準と一貫するように設計されている。2005 年、AA 社と国際的審査員登録機構 (the International Register of Certified Auditors、以下 IRCA) は、持続可能性の保証に関わる専門的資格を提供するためにパートナーシップを締結し、「AA1000 保証基準」に沿った「持続可能性保証人プログラム (Certified Sustainability Assurance Practitioner Program)」を開発・開始した (1.7.2.1 国際審査員登録機構で既述)。また同時に、「AA1000 ステークホルダー・エンゲージメント基準」を発表した。この基準は、ステークホルダー・エンゲージメントの水準を考案・遂行・保証するための前提を明確化し、実務者とステークホルダーの双方に提供するものである。国連環境計画、ステークホルダー・リサーチ・アソシエイツ社 (Stakeholder Research Associates Inc.) と共著の「ステークホルダー・エンゲージメントマニュアル (Stakeholder

Engagement Manual)」も合わせて発表した。現在、「AA1000 統合のためのフレームワーク」と「AA1000 目的と原則」については開発中である。

4.2.3 理念・目的

AA 社の目的は、持続可能な発展のための説明責任を普及させ、社会的および倫理的な説明責任と持続可能な発展に関して、組織のパフォーマンスを向上させ、個人の職業的な力量を育成することである。

4.2.4 活動

AA 社の活動は以下のとおりである。

- 「AA1000 保証基準」と「ステークホルダー・エンゲージメント基準」を含む AA1000 シリーズの開発。
- 多国間繊維取り決めフォーラム(MFA フォーラム)の議長を務めている。MFA フォーラムは、ナイキ、ギャップ、AA 社、世界銀行、BSR、オックスファムなどからなるワーキング・グループが集まり、「MFA(多国間繊維取り決め)」のクォータ制廃止後の衣料品製造市場における世界的な変動に対し、アパレル企業がどのように責任ある対応ができるかを検討したマルチステークホルダー・フォーラム。第一歩として、専門家による予測、国の競争力、社会開発のデータ、買い手や労働者の活動家の見解などをまとめた調査報告書を、主要国での活動の枠組みとして構築した。
- ステークホルダー・エンゲージメントと企業戦略の関係を探求するイニシアチブであるグローバル・リーダーシップ・ネットワーク(Global Leadership Network)を、ボストン・カレッジのコーポレート・シティズンシップ・センター(The Centre of Corporate Citizenship)と共同で設立し、IBM と GE とともに議長を務めている。

4.2.5 その他

現在会員は、350 の企業、NGO、研究機関等からなり、カウンスルのメンバーとして、ブラジル、インド、米国、ロシア、南アフリカと欧州の代表を選出している。

4.2.6 参照 URL

AA 社ウェブサイト(<http://www.accountability21.net/>)

4.3 コー円卓会議(Caus Round Table)

コー円卓会議(Caus Round Table、以下 CRT)は、日本、米国、欧州の経営者によるグローバル・ネットワークであり、米国に本部を置いている。CRT は、信念を持ったモラル・キャピタリズムの

推進を目指し、原則に基づいた資本主義が繁栄し、社会的な責任を伴う繁栄が、自由、公正で透明性の高いグローバル社会の基礎となるよう、CRT 行動原則の遂行を推奨している。

4.3.1 運営体制

運営主体、支持団体

CRT 運営委員会

参加者・参加団体の範囲

諮問機関(World Advisory Council)のメンバー、運営委員会(Global Governing Board)のメンバー、専門的諮問機関(Academic Advisory Council)のメンバーと事務局、および会員(Caux Round Table Fellows)。

参加団体の選定方法、委員の人選方法

参加団体の選定はない(会員のタイプに応じた年会費を払えば、すべての個人・団体は参加可能)。委員の人選方法については確認できない。

意思決定方法その他の規則

最終的には、運営委員会が行う。

運営委員会の役割・権限他

- 諮問機関: CRT は、経験豊かな経営者のグループによってアドバイスされる。彼らのリーダーシップやひらめきが、願望から実現に至るまで CRT を動かしている。
- 運営委員会: CRT は、人望の厚いビジネス・リーダーによって統治されている。彼らは、CRT のビジョンや理念を開発する手助けをしている。彼らのサポートや参加によって、CRT は現在の行動指針を採用している。
- 専門的諮問機関: 著名な学者からなる機関で、CRT の計画や提案を再検討し、貧困層、開発途上国やよりよいコーポレート・ガバナンスなどの状況の改善のために策定されたさまざまな対策からなる知恵に頼って、CRT のメンバーにアドバイスする。
- 事務局スタッフ: 事務局は、欧州(オランダ、ハーグ)、米国(ワシントン)、日本(東京)にあり、地域ごとに CRT との一元的連絡窓口業務を行っている。
- CRT 会員: 会員の責務は以下である。CRT のビジョン、企業の行動指針、政府の行動指針、責任あるグローバル化のための原則とグローバル化の結果を改善するための行動計画を推進する仲介をするため、また、信念を持った企業のリーダーシップを増強するような環境を育成するために、CRT の議長、事務局長(global executive director)と協議し、CRT の計画、声明、提案や行動指針に対してコメントする。

- 現在進行中の CRT のプロジェクトへの参加の機会について尋ねる、また、可能性のあるパートナーシップや提携、新しいプロジェクトを提案する等により CRT に参加する場合も、CRT の各地域の事務局にアクセスする。

4.3.2 経緯

1986 年、対日貿易摩擦を初めとする通商問題の勃発を契機に、オランダのフレデリック・フィリップス(フィリップス社元会長)と、フランスのオリビエ・ジスカルデスタン(元ヨーロッパ大学院副理事長)の提唱で始まった。1992 年、第 7 回会議において、1987 年の第 2 回会議以来続いてきた競争のルール作りや企業の社会的責任を明らかにしようとの議論に対して、日本側から公正な競争と共存共栄との両立をはかる「共生」の理念が提案される一方、米国側から、公正な企業活動の行動指針をステークホルダーごとにまとめた「ミネソタ原則 (Minnesota Principles)」が発表された。

1994 年、ヨーロッパ側から提案された、企業に従事する個人の尊厳を強調する「人間の尊厳」の精神も合わせて、第 9 回会議において、日米欧の価値を盛り込んだ「コー円卓会議・企業の行動指針」が採択・発表された。企業の行動規範を日米欧の民間経営者が共同で策定したのはこれが初めて、と言われており、経団連の企業行動憲章のモデルにもなっている。

CRT は、企業が社会の信頼を獲得し、建設的な貢献を果たすと共に、さまざまな摩擦を解決するには、ルールやシステム作りおよび政策提言もさることながら、まず企業自らが行動することが基本である、という共有の認識をこうした行動指針をまとめた。2006 年、第 21 回会議において、オランダの研究グループの活動結果として、CRT の原則を NGO 活動に適用するための提案がなされた。また、米国商工会議所と共同事業の契約を結び、米国でのすべてのビジネス・スクールの履修課程に CSR の観点を組み込むべく、ビジネス・スクール用履修教材の作成に当たった。

4.3.3 理念・目的

CRT は、日米欧の経営者からなる独立した民間グループであるが、「相手を責める前にまず自らを正し、誰が正しいかではなく、何が正しいかを明らかにすること」という「コーの精神」を尊重している。当初は、通商問題を中心とする「日本問題」が主要議題となったが、やがて双子の赤字や競争力の強化などの「米国問題」や、EC 統合、東欧支援、失業問題などの「欧州問題」にも焦点が当てられた。

4.3.4 活動

CRT の活動は以下のとおりである。

- グローバル・ダイアログ

年一回開催されているグローバル・ダイアログでは、世界からさまざまなビジネス・リーダーが集い、お互いに企業が果たすべき社会的責任について活発な議論を展開している。2006年度はスイスのコーで開催された。

- CSR イノベーション

企業レベルでは、CRT は、信念を持った企業のリーダーシップの土台として、CRT の作成した「企業の行動指針」の遂行を推奨している。CRT の行動指針は、基本的な倫理基準から企業の意思決定までさまざまな段階で適用される。

CSR イノベーションは、企業内で CRT の企業行動指針を実行していくために、CRT が独自に開発したマネジメント手法であり、CRT の企業行動指針に照らして、その達成度を自己評価するシステムである。日産自動車は自社におけるグローバル CSR マネジメント・システム構築のためにこの手法を採用した。この他にも日本の大手企業が CSR イノベーションを用いて自社の CSR 機能の改善を図っている。また、ドイツの経営学修士課程(MBS)の学生たちが、このマネジメント・システムをドイツにおいて展開するための研修を受け、終了認定証を授与されている。アメリカのミネソタにおいても、このシステムを導入するためのパイロット・プロジェクトが始まり、ロシアではリサーチ活動のための CSR イノベーションの導入が、またタイでは市場への同システムの導入が進みつつある。

- 倫理研修や倫理カリキュラムの開発

企業の重役会のための倫理研修や、ビジネス・スクールの新しい倫理カリキュラムの開発を行っている。

- 政府の行動指針、「12の核となるベスト・プラクティス」基準の適用についての提案

CRT は、グローバル化の成果をよりよいものとするために、世界中のビジネス・リーダー、思想的指導者、およびエリートの意見の、グローバルな貧困に取り組むための新しいチャンスに対する認識のレベルを上げることに取り組んでいる。その中には、海外や国内の自己資本の生産的投資を行うための環境を改善するような、開発途上国における法改正、規制上の変化も含む。CRT は、選ばれた開発途上国における投資環境を改善するため、政府の行動指針について、また、国立の金融機関における透明性の高いマネジメントのための「12の核となるベスト・プラクティス」基準の適用について提案することにおいて、グローバルなビジネス・リーダー、国際機関、政策立案者と提携して取り組んでいる。

4.3.5 その他

CRT は設立以来、世界の経済界に大きな実績を残している。CRT 出席者によって強く推進された GATT(関税および貿易に関する一般協定)合意の完成、WTO(世界貿易機関)の創設、欧州統一市場の完成、NAFTA(北米自由貿易協定)や ASEAN(東南アジア諸国連合)の創設等がある。

4.3.6 参照 URL

CRT ウェブサイト(<http://www.cauxroundtable.org/index.html>)

経済人コー円卓会議ウェブサイト(<http://www.crt-japan.jp/>)

4.4 ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル (Social Accountability International)

4.4.1 運営体制

運営主体、支持団体

ソーシャル・アカウンタビリティ・インターナショナル (Social Accountability International、以下 SAI) は、社会的責任のための基準を開発・遂行することにより、職場やコミュニティの環境を改善するために設けられた、民間の国際的マルチステークホルダー・イニシアチブである。

SAI は、合意に基づいた自主基準の開発、費用対効果の研究の実施、監査人の認定、研修や技術支援の提供、企業のサプライ・チェーンにおける社会的コンプライアンスを改善することにおける企業の支援を行うために、主要なステークホルダーを召集している。

参加者・参加団体の範囲

理事会 (Board of Directors) のメンバー、SA8000 審議会 (Advisory Board) のメンバー、理事会・審議会の持つ委員会のメンバー。

参加団体の選定方法、委員の人選方法

理事会は、内規により、3 人から 7 人の理事によって構成されなければならない。理事会のメンバーは、理事会の多数決によって増えることも可能である。理事の任期は 3 年、もしくは次の理事が正式に選出される、または適格とされるまでである。理事は毎年春に理事会のメンバーによって推薦される。選挙は理事の多数決によって行われる。

SAI の会長 (President) が SA8000 審議会の議長を任命する。議長に推薦され、すべての理事によって選出された副議長は議長欠席の場合に議長会議に出席する。その他のメンバーは、指名委員会 (Nominating Committee) が提案し、関与する団体を代表するように現メンバ

一の多数決によって選出される。審議会のメンバーは常に 25 人以内である。委員の任期は 3 年である。任期の延長は議長の裁量により 2 年まで可能である。委員は、年次例会に限らず、会議を 3 回続けて欠席すると辞任を求められる。

理事会や審議会の持つ委員会のメンバーの人選方法については確認できない。

意思決定方法その他の規則

最終的には、理事会が行う。

運営委員会の役割・権限他

- 理事会： SAI は 1997 年に米国デラウェア州 (Delaware) において法人格を取得した。デラウェア州の会社法、および、SAI の定款により、SAI は理事会によって管理されなければならない。理事会は、SAI の資産、資金、予算、業務、事業の全般管理についての受託者責任を負っている。理事会は、SAI の目標や目的を達成するために、理事長 (the Chairman of the Board of Directors)、会長 (the President)、事務局長 (Executive Director) その他に、その権限や特権の一部またはすべてを委任する権利を持つ。理事会は少なくとも年一回は定期的に会議をしなければならず、かつ、必要に応じて随時集まる。理事会によって設立された常任委員会は少なくとも毎年集まらなければならない。臨時理事会は理事長、会長または理事二人の招集によって、SAI 本部で開かれる。また、理事会は、SA8000 審議会を設立し、審議会に、SA8000 の草稿、運用、方針、開発に関する専門的なアドバイスを SAI の会長に提供するように指示している。
- SA8000 審議会： 1996 年、SAI は、SA8000 (Social Accountability 8000) を開発するために、国際的マルチステークホルダーによる審議会を招集した。その独自の評価方法は、広く受け入れられている ISO プログラムの品質管理システム認証の主要な要素を使用している。SAI の審議会は、労働組合、企業、NGO の専門家を含む。審議会のメンバーは、人権、児童と労働者の権利、社会的責任投資、審査、サプライ・チェーン・マネジメントといった広範囲の専門家を代表する。SAI は、審議会のメンバーが国際的な代表であることも求めている。審議会のメンバーの間で合意に達することは継続的に難しいが、この多様性が、SA8000 の必要条件を包括的なものとし、言語を明確にし、審査可能にするため、強みともなる。

SA8000 審議会は、SAI の機能についての運用と政策に関する方向性とアドバイスを提供する。審議会を通じて、SAI は関与している団体の関心を考慮していること、SAI が他の団体に理不尽な要求をしていないことを確実にしようとしている。審議会は以下のことを検討する

- ① SAI の社会的説明責任の基準である、SA8000
- ② 機関の認定手続き
- ③ 認定機関の認定に関する SAI の決定に対する提案

審議会は SAI の日常の業務については責任を負わない。審議会と審議会のメンバーは、理事会に伴う法律上の義務や法的責任を負わない。

審議会のメンバーは、各セクターにおける経験や知識を考慮し、各セクターの利害関係を公平に代表するような人員が任命される。メンバーはある研究分野の専門家である場合は、偏らない専門的なアドバイスを提供する。メンバーは、委員会の利害関係のバランスを維持するために自分自身の能力で任命されるが、ある組織を代表することはない。審議会は、十分な専門知識がメンバーの中で入手不可能な場合、決定を助けるために外の専門家による支援を要求することもある。審議会に提供された、他の外部の専門家による信用証明や意見、アドバイス、提案、所見も文書化される。

審議会は、SA8000、および、SAI の政策や手続きの適合性や有効性を、ISO ガイドラインや SAI の品質方針に照らして検討するために、年次例会を持つ。審議会は年 3 回開催される。

- 理事会の持つ委員会：現在、財務委員会 (Financial Committee) と役員報酬を決める委員会 (Compensation Committee) がある。
- 審議会の持つ委員会：審議会 (Advisory Board) は、多数の委員会と専門委員会 (ad hoc committee) を持っている。委員会としては、認定調査委員会 (ARP : Accreditation Review Panel)、実行委員会 (Executive Committee)、指名委員会 (Nominating Committee)、指針書検討委員会 (Guidance Document Review panel) がある。
- 認定調査委員会 (ARP: Accreditation Review Panel) は、SAI の事務局長 (Executive Director) が議長を務める。委員は 3 人で、審議会のメンバー 2 人 (認定機関を除く) とともに審査の認定を調査し、SAI の会長 (President) に裁定を提案する。このような委員会で作られた決定は、審議会全体で支持されることが必要である。

4.4.2 経緯

1994年、児童労働の問題を提唱するためにどのような基準を企業が採用しているのかという
ことを調査するために、ILOの児童労働撲滅国際計画(International Program on the
elimination of child labor)が、米国の非営利評価機関である経済優先度評議会(the Council
on Economic Priorities、CEP)のメンバーを任命した。1996年、CEPは国際労働機関および
他の人権協定に基づいた、職場環境のための自主基準であるSA8000を開発するために、国際
的マルチステークホルダーによる審議会を召集した。1997年、CEPの下部組織であるthe
Council on Economic Priorities Accreditation Agency(以下CEPAA)がSA8000を発表し
た。CEPAAはCEPから独立し、SAIとなった。

4.4.3 理念・目的

SAIは、世界中の労働者が倫理的に扱われるために設けられた国際的、非営利の人権団体で
ある。SAIの社会基準であるSA8000は、企業やサプライ・チェーン施設に対して社会的パフォー
マンズの改善を実現させる、非常に有効で適切なシステムとして機能している。SA8000は、労働
者と企業の両方のニーズに応えるマネジメント・ツールをまとめることによって、最も倫理的な調達
の基準を遵守するように策定されている。

4.4.4 活動

SAIは、

- 合意に基づいた職場環境の倫理基準を策定し、継続的に改訂する。
- 企業がこれらの基準を遵守していることを実証するために、資格を満たした企業を認定する。
- 社会パフォーマンスの基準に対する理解と施行を世界的に推進する。

SAIのプログラムとして以下のものがある。

- 研究と開発:社会的責任基準、遵守についての独立した検証、グッド・プラクティスの例や認定の費用対効果について草稿および改訂する。
- 認定:資格を満たした審査人が、職場の社会的責任基準への遵守状況の審査をすることを認可する。
- 審査の有効性の改善:審査プロセスを常に検討する。苦情・訴えを受けるシステム、地域ごとの審査の課題を検討し、ベスト・プラクティスを共有する会議、NGOや労働組合のさらなる関与を促進する。
- 研修と技術的支援:審査員、労働者、管理者、サプライヤーの研修。SAIは、研修と情報を提供することで、個人の審査員に資格を与え、実施段階にある企業を支援する。

- アウトリーチと提携関係の構築:パイロット審査、地域ごとのワークショップ、会議や企業のコミットメント・プログラムなどを通じて、SAI のシステムを改善するために、労働組合、企業、NGO、政府や国際機関と連携している。相互承認や合同監査を通じて、SA8000 を他の基準と調和させている。

4.4.5 参照 URL

SAI ウェブサイト(<http://www.sa-intl.org/>)

5. 参考資料

5.1 参考文献

<国内>

オックスファム・インターナショナル『コーヒー危機 作られる貧困』筑波書房, 2003年(2006年).

環境省『環境報告書の諸制度に関する海外動向調査報告書』, 2005年.

経済産業省知的財産政策室『知的資産経営に関する海外動向』, 2005年.

日本公認会計士協会「投資家向け情報としての環境情報開示の可能性」『経営研究調査会研究報告第27号』, 2006年.

松添聖史「日本における機関投資におけるESG問題の配慮」『アセットマネジメント・ワーキング・グループ報告書』, 2005年11月.

<EU>

財務会計基準機構『欧州連合 (EU) の国際会計基準導入について』, 2002年11月.

佐久間京子「EUのCSR政策とベルギーでの取り組み」『ユーロ・トレンド 2005年7月号』独立行政法人日本貿易振興機構, 2005年.

日本機械輸出組合『企業の社会的責任(CSR)を巡るEU政策動向に関する報告書』, 2005年.
藤井敏彦・海野みづえ『グローバルCSR調達-サプライ・サプライ・チェーン・マネジメントと企業の社会的責任』日科技連出版社, 2006年.

同、『欧州のCSRと日本のCSR 何が違い、何を学ぶのか』日科技連出版社, 2005年9月.

吉原夕紀子「グローバリゼーションと企業の社会的責任—主に労働と人権の領域を中心として—」『労働政策研究報告書 2005年 No.45』独立行政法人 労働政策研究・研修機構, 2005年.

DIRECTIVE 2003/51/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 June 2003 amending Directives 78/660/EEC, 83/349/EEC, 86/635/EEC and 91/674/EEC on the annual and consolidated accounts of certain types of companies, banks and other financial institutions and insurance undertakings.

Council of the European Union, Resolution of the Employment and Social Policy Council on CSR, Brussels, Dec. 2002.

European Commission, Promoting a European framework for corporate social responsibility - Green Paper, Brussels, 2001.

European Commission, Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility, Brussels, Jul. 2002.

European Commission Workshop, CSR Meeting on Management Systems exploring the added value for companies, Burussel, 2002.

European Commission, Mapping Instrument for Corporate Social Responsibility, Brussels, Apr. 2003.

European Commission, EU Multi-Stakeholder Forum on Corporate Social Responsibility, Brussels, Aug. 2003.

European Commission, ABC of the main instrument of Corporate Social Responsibility, Brussels, 2004.

European Commission, INTEGRATED GUIDELINES FOR GROWTH AND JOBS (2005-2008), Brussels, Apr.2005.

European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council and the European Economic and Social Committee: Implementing the Partnership for Growth and Jobs: Making Europe a Pole of Excellence on Corporate Social Responsibility (COM (2006)136), Brussels, Mar. 2006.

European Commission, “European Multistakeholder Forum on CSR Review of recommendations”

European Multistakeholder Forum on CSR, Final results & recommendations, Jun. 2004.

European Multistakeholder Forum on CSR, Corporate Social Responsibility – national public policies in the European Union, Dec.2006.

European Multistakeholder Forum on CSR, European Multistakeholder Forum on CSR Review of recommendations December 2006: compendium of actions by stakeholder, Dec. 2006.

European Multistakeholder Forum on CSR, CRS Forum Recommendations Progress review - December 2006: Compendium of actions by stakeholders, Dec. 2006.

European Parliament, Report on the Communication from the Commission concerning Corporate Social Responsibility, Apr. 2003.

< 英国 >

上妻義直編著「英国における会社法改革とOFRの制度化(上)」「同(下)」『企業会計 2005年 Vol.57 No.9』『同Vol.57 No.10』中央経済社, 2005年10月.

同、『環境報告書の保証』同文館出版, 2006年10月.

齋藤純子『イギリス会計基準設定の研究』同文館出版, 2006年3月.

The Department of Trade and Industry in the United Kingdom, Guidance on the changes to the Directors' Report requirements in the Companies Act 1985 April and December 2005, London, Feb. 2005

The Department of Trade and Industry in the United Kingdom, Guidance on the changes to the Directors' Report requirements in the Companies Act 1985 April and December 2005", London, Feb. 2005.

CSR Academy, Competency Framework, U.K., 2004.

The Benchmark Index , Social Responsibility Questionnaire, U.K., 2004.

<オランダ>

松村弓彦編著『オランダ環境法』国際比較環境法センター, 2004年.

「環境計算書法リスト掲載事業の環境計算書作成義務に関する通達 (Bekendtgørelse om visse listevirksomheders pligt til at udarbejde grønt regnskab)

<スウェーデン>

Foreløpig Norsk RegnskapsStandard Årsberetning (November 1999)

Progress review - December 2006 Compendium of actions by European Commission", Dec.2006.

<デンマーク>

Copenhagen Centre, Globalisation, governance and sustainable business, Copenhagen, 2000.

Bekendtgørelse om visse listevirksomheders pligt til at udarbejde grønt regnskab

<ドイツ>

川口八州雄編著『会計制度の統合戦略』森山書店, 2005年7月.

Federal Cabinet, The Perspectives for Germany - Our Strategy for Sustainable Development, Apr. 2002.

<米国>

ガイ P.ランダー『SOX法とは何か 米国企業改革法からCSR、内部統制を読み解く』メディア総合研究所, 2006年4月.

黒沼悦郎『アメリカ証券取引法』弘文堂, 2006年3月.

<カナダ>

Lisa Jones Christensen, *Ethics, CSR, and Sustainability Education in the Financial Times Top 50 Global, Business Schools: Baseline Data and Future Research Directions*, Journal of Business Ethics, Center for Business Ethics, Bentley College Ethics Resource Center, Washington, D.C. 2007.

5.2 参考 URL

<国内>

外務省「ミレニアム宣言」

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/kiroku/s_mori/arc_00/m_summit/sengen.html)

環境省ウェブサイト

環境省「環境ラベル等のデータベース」

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/touroku.html>)

フェア・トレードジャパン (<http://www.fairtrade-jp.org/index.html>)

OECD 東京センターウェブサイト (http://www.oecdtokyo2.org/pdf/policybrief_pdf/pb29.pdf)

<EU>

European commission DG Environment ウェブサイト

(http://ec.europa.eu/environment/gpp/index_en.htm)

EU Eco-Label (http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/index_en.htm)

(http://ec.europa.eu/internal_market/finances/actionplan/transposition/belgium/f_d14_be_en.htm)

EU Commission 研究総局報告書 (http://ec.europa.eu/research/science-society/pdf/wist_report_final_en.pdf)

EU Commission 雇用総局 DG (http://ec.europa.eu/employment_social/social/CSR/index.htm)

EU Commission CSR プロジェクト一覧

(http://europa.eu.int/comm/employment_social/emplweb/CSR/index_en.cfm)

<アイルランド>

The National Economic and Social Forum (NESF)ウェブサイト (<http://www.nesf.ie/>)

Enterprise Ireland Envirocentreウェブサイト (<http://www.envirocentre.ie/>)

EMAS ウェブサイト (http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm)

< イタリア >

Inalian Center for Social Responsibility (<http://www.i-CSR.org/>)

Italian Multi-Stakeholder Forum ウェブサイト

(http://www.welfare.gov.it/CSR_cd/html_en/presentazione_2004.html)

CSR-SC ウェブサイト(http://www.welfare.gov.it/CSR_cd/html_en/progetto.html)

Q-RES プロジェクトウェブサイト(<http://www.gres.it/index.asp?Id=2>)

< オーストリア >

ASIC guidelines

([http://www.asic.gov.au/asic/pdflib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguidelines.pdf/\\$file/s1013DA_finalguidelines.pdf](http://www.asic.gov.au/asic/pdflib.nsf/LookupByFileName/s1013DA_finalguidelines.pdf/$file/s1013DA_finalguidelines.pdf)) (ドイツ語)

オーストリア証券投資委員会ウェブサイト(<http://www.asic.gov.au/asic/asic.nsf>)

Beruf & Familie ウェブサイト(<http://www.beruf-und-familie.de/index.php>) (ドイツ語)

CSRオーストリアイニシアチブ ウェブサイト(<http://www.CSR-austria.at/>)

respACT ウェブサイト

(<http://www.respect.at/content/respect/plattform/projekte/kmu/index.html>)

< オランダ >

年次報告評議会 ウェブサイト(<http://www.rjnet.nl/Richtlijnen/Ontwerp-Richtlijnen/index.asp>)

MVOウェブサイト(<http://www.mvonderland.nl/rightnav/Engels.html>)

< 英国 >

CSR.gov.uk ウェブサイト (<http://www.csr.gov.uk/faqs.shtml>)

CSR Academy ウェブサイト

(http://www.CSRacademy.org.uk/pdf/Competency_Framework_FINAL.pdf)

The Department of Trade and Industry (DTI) ウェブサイト (<http://www.dti.gov.uk/>)

The Department of Environment, Food and Rural Affairs (DEFRA) ウェブサイト

(<http://www.defra.go.uk/>)

OFR 報告基準 (Reporting Statement of best practice)

(<http://www.accountingforpeople.gov.uk/>)

Financial Report Council ウェブサイト(<http://www.frc.org.uk/asb/press/pub1029.html>.)

SIGMA プロジェクトウェブサイト (<http://www.projectsigma.co.uk/>)

The Benchmark Index ウェブサイト

([http://www.benchmarkindex.com/bi/files/NEW%20S%20Response%20Q%20\(s\).pdf](http://www.benchmarkindex.com/bi/files/NEW%20S%20Response%20Q%20(s).pdf))

The Small Business Journey ウェブサイト

(<http://www.smallbusinessjourney.com/output/page1.asp>)

<スウェーデン>

スウェーデン政府ウェブサイト

(<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf>)

Global Ansvar ウェブサイト

(<http://www.sweden.gov.se/sb/d/2657;jsessionid=aqOvLNJAKLc>)

Miljöinformation i förvaltningsberättelsen、1998 年

(http://www.bfn.se/redovisning/bfn_u/bfn_u98_02.asp)

Miljöbalk (1998:808) 、1998 年(<http://www.notisum.se/rnp/SLS/LAG/19980808.HTM>)

上記英訳 (<http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/02/28/47/385ef12a.pdf>)

<デンマーク>

Copenhagen Centreウェブサイト

(http://www.copenhagencentre.org/graphics/CopenhagenCentre/Publications/About/TCC_fo ldere/TCC_brochure_dec_2005.pdf)

コーポレート・シティズンシップ ウェブサイト(http://www.corporate-citizenship.co.uk/employees/studies/e1/seven_denmark.asp)

Danish Act on Commercial Enterprises・Presentation of Financial Statements, etc. (the Danish Financial Statements

Act))(http://www.eogs.dk/graphiCSRegnskab/Regnskabslov_en.html)

Danish Ministry of Environment ウェブサイト

(<http://www.ecoinnovation.dk/Topics/Other+instruments/CSR+compass/>)

People&Profitウェブサイト

(<http://www.virk.dk/VirkPortal/site/VidenOgVaerktoej/Oekonomi/TemaOverskudOmtanke/English.aspx>)

Social Index ウェブサイト (<http://www.detsocialeindeks.dk/extweb/dsi/dsi.nsf/DocNo/eng-05-01-01>)

CSR Compass ウェブサイト(<http://www.CSRkompasset.dk/>) (デンマーク語)

<ドイツ>

German Council for Sustainable Development (RNE) ウェブサイト

(http://www.nachhaltigkeitsrat.de/service/links_e/index.html)

Blue Angel ウェブサイト(<http://www.blauer->

[engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm](http://www.blauer-engel.de/englisch/navigation/body_blauer_engel.htm))

<ノルウェー>

Skatteetaten ウェブサイト

(<http://www.skatteetaten.no/Templates/SKDMelding.aspx?id=6025&epslanguage=EN>)

Lov om årsregnskap m.v. (regnskapsloven).ウェブサイト (<http://www.lovdatab.no/all/nl-19980717-056.html>)

<フランス>

フランス持続可能な発展に関する調査報告書(<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

新経済規正法 (http://www.e-bretagne.com/index_fichiers/docu/juridique/nre.pdf) (フランス語)

フランス国立宇宙研究センター (the Centre National d'Etudes Spatiales, CNES) ウェブサイト

(<http://www.cnes.fr/web/1695-frances-commitment-to-sustainable-development.php>)

<ベルギー>

The Federal Government of Belgium ウェブサイト

(<http://www.guidedesachatsdurables.be/fr/productfiles/home.asp>)

Trivisi プロジェクトウェブサイト (<http://www.trivisi.be/index.htm>) (フランス語)

<米国>

Nottingham University International Centre for Corporate Social Responsibility (ICCSR) ウェブサイト (<http://www.nottingham.ac.uk/business/ICCSR/index.html>)

One Hundred Seventh Congress of the United States of America (<http://www.sarbanes-oxley-forum.com/>)

Social Accountability International ウェブサイト (<http://www.sa-intl.org/>)

Stanford University ウェブサイト (<http://www.gsb.stanford.edu/pmp/>)

U.S. Environment Protection Agency ウェブサイト (<http://www.epa.gov/tri/whatis.htm>)

同上 (http://www.epa.gov/tri/tri_program_fact_sheet.htm)

White Houseウェブサイト

(<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/07/20020730.html>)

York University ウェブサイト

(<http://www.yorku.ca/web/futurestudents/programs/template.asp?id=338>)

<カナダ>

カナダ法務省ウェブサイト(<http://laws.justice.gc.ca/en/showdoc/cr/sor-2002-133///en?page=1>)

Sustainability Reporting Toolkit, Government of Canada ウェブサイト

(http://www.cbasc.org/servlet/ContentServer?pagename=CBSC_FE%2Fdisplay&lang=en&cid=1081944219754&c=Services)

カナダ産業省ウェブサイト(<http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/ee-ee.nsf/en/ef00012e.html>)

カナダ政府ウェブサイト(http://strategis.ic.gc.ca/epic/site/bse-ced.nsf/en/h_bl00028e.html)

Chartered Accountants of Canada (CICA) ウェブサイト (<http://www.cica.ca/>)

Corporate Knights ウェブサイト

(http://www.corporateknights.ca/reports/knight_schools/page.asp?name=knight_schools_2006)

<オーストラリア>

オーストラリア政府環境・遺産部局「企業の持続可能性報告」

(<http://www.environment.gov.au/settlements/industry/corporate/reporting/index.html>)

オーストラリア政府ウェブサイト

(<http://www.environment.gov.au/settlements/industry/finance/publications/indicators/index.html>)

ComLaw Act Complaitions ウェブサイト

(<http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/ActCompilation1.nsf/frame lodgment attachments/44BD264E65F1F4DCCA257046001614A0>) Standard Australia Institute ウェブサイト

(<http://www.saiglobal.com/shop/script/Details.asp?DocN=AS964071607297>)

<国際機関>

EABIS ウェブサイト(<http://www.eabis.org/>)

Ethical Trade Organization (ETI)ウェブサイト(<http://www.ethicaltrade.org/>)

Fairtrade Labelling Organization (FLO) ウェブサイト(<http://www.fairlabor.org/>)

FTSE4Good ウェブサイト (<http://www.ftse.com/ftse4good/>)

ACCA ウェブサイト(<http://www.accaglobal.com/publicinterest/about/>)

(<http://www.accaglobal.com/publicinterest/activities/subjects/sustainability/awards/asra/>)

国連人権高等弁務官事務所ウェブサイト(<http://www.ohchr.org/english/>)

ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言原文

(<http://www.ilo.org/public/english/employment/multi/download/japanese.pdf>)

International Labour Organization (ILO) ウェブサイト(<http://www.ilo.org/>)

International Finance Corporation (IFC) ウェブサイト (<http://www.ifc.org/>)

エクエータ原則ウェブサイト (<http://www.equator-principles.com/>)

International Standard Organization (ISO) ウェブサイト

(<http://www.iso.org/iso/en/iso9000-14000/index.html>)

Social Accountability International (SAI) ウェブサイト(<http://www.sa-intl.org/>)

[The International Federation of Accountants](http://www.ifac.org/) (IFAC) ウェブサイト

(<http://www.ifac.org/IAASB/>)

第3章 「公益通報者保護制度」に関する諸制度の海外動向

0. はじめに

0.1 調査範囲

本章の調査対象は、公益通報者保護制度の海外動向であり、調査範囲は、英国、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、韓国、米国とする。

0.2 調査手法

本章は、政府による公刊資料およびその他ウェブサイト等から入手可能な文書を中心とした文献調査を主としている。本章で用いた参考資料は、章末の「参考文献」および「参考 URL」にまとめて記載している。

0.3 報告書の構成

本章では、海外の「公益通報者保護法」に関する諸制度を、各国別に記載している。調査内容は、「制度導入の経緯」、「公益通報者保護法の概要」(法的性格、開示先の範囲および通報者保護の要件、制度の利用状況)であるが、各国の制度の性格や利用状況等により、報告項目に多少の相違がある。

0.4 用語および記載方法について

本章では、公益通報者保護に関する用語や記載方法について、以下の通りに統一した。

公益通報者 : Whistleblower は、「公益通報者」または「通報者」と訳した。

公益通報者保護法 : Whistleblower Protection Act は、「公益通報者保護法」と訳した。

公益開示法 : Public Interest Disclosure Act は、「公益開示法」と訳した。

開示保護法 : Protected Disclosure Act は、「開示保護法」と訳した。

法制度や諸団体 : 報告書中に反復して既述する法律名や諸団体名称に関しては、「日本語訳語(英語名、以下略称)」のように記載し、それ以降は略称を用いている。たとえば、「公益通報者保護法(Whistleblower Protection Act、以下 WPA)」。

編 : 米国連邦法中の Title は、「編」と訳した。

章 : 米国連邦法中の Section は、「章」と訳した。

1. 英国における公益開示法 (Public Interest Disclosure Act)

1.1 英国における制度導入の経緯

- ・ 1980年代末から1990年代にかけて大規模な企業事件や事故が頻発。
 - * 1987年3月 フェリー転覆事故、ロンドン近郊の列車衝突事故
 - * 1988年7月 北海油田での石油基地爆破炎上事件
 - * 1991年 国際信用商業銀行 (Bank of Credit and Commerce International) の経営破綻
- ・ 1993年 非営利組織パブリック・コンサーン・アット・ワーク (Public Concern at Work、以下 PCaW) を設立。公益通報に対する法的助言や社会全体への周知活動を展開。
- ・ 1995年 公益開示法 (Public Interest Disclosure Act、以下 PIDA) の前身となる法案が議会で提出され、上記の事件や事故の発生以前に、従業員による安全衛生上の不安や指摘があったにも関わらず、これらの事件や事故が防止できなかったことが明らかになる。
- ・ 1996年 労働党により PIDA 法案が下院議会で提出された。
- ・ 1997年 総選挙で労働党政権が誕生し、議会での審議は個別条文の具体的な検討作業を開始。
- ・ 1998年7月 PIDA が成立。

1.2 英国公益開示法の概要

1.2.1 公益開示法の法的性格

PIDA は、労働保護法制の一部として立法化されているため、雇用権利法 (Employment Rights Act 1996) を基盤としており、訴訟手続きは同法の規定が準用される。

1.2.2 保護の対象となる通報者の範囲

保護の対象となる通報者は以下の通りである (第 43 条 K)。

- 雇用契約のもとで労働する者もしくは元被用者
- 第三者によりその仕事を紹介されている者もしくは元紹介されていた者
- 派遣労働者もしくは元派遣労働者
- ある業務のために、そのものの統制や管理下でない場所において労働を行うために契約し

ている者もしくは元契約者

- 独立的に契約している一般医療業務等
- 薬剤業務の提供者として労働している者もしくは元労働者
- 訓練課程で訓練の提供を受けている者もしくは過去に受けた者。

ただし、元被用者が退職後に開示を行う場合、下請事業者等の役職員が委託事業者による不正行為を開示した結果、当該下請け業者との取引が打ち切られる場合などは、保護対象とはしない³⁵。

1.2.3 開示対象情報の範囲

開示対象情報は以下の通りである(第42条B)。

- 過去もしくは現在生じている犯罪、または将来生じる可能性の高い犯罪
- 過去もしくは現在生じている契約違反や連邦法違反を含む法的義務違反、または将来生じる可能性の高い法的義務違反
- 過去もしくは現在生じた裁判の誤り、または将来生じる可能性の高い裁判の誤り
- 過去もしくは現在生じている個人の健康や安全に対する危険、又は将来生じる可能性の高い危険
- 過去もしくは現在生じている環境破壊、または将来生じる可能性の高い環境破壊
- 以上のいずれかに該当する事項を示すような情報が過去もしくは現在故意に隠匿されていること、または将来隠匿可能性の高いこと。

1.2.4 開示先の範囲と通報者保護の要件

1.2.4.1 使用者等に対する開示

使用者に対する開示は、開示が誠実の要件を充足する限り、その保護要件を充足するとしている(第43条C)。なお、使用者が、親会社や使用者側の弁護士、監査法人、労働組合幹部、商用ホットラインなどの使用者以外のものを開示先として指定した場合、これらの開示先への開示は使用者への開示とみなされる(第43条C(4))。

PIDAの特徴としては、「通報対象の適合性、真実性、不利益の恐れ、証拠隠滅の恐れについての労働者側の立証責任を緩和し、不利益的措置でないことの立証責任を使用者に課すことで、被

³⁵ 柏尾哲哉(2004)「英国における公益通報者保護の現状と課題」『自由と正義 2004年4月号』p80.

用者の負担を軽減し、公益通報への抵抗感を低くしている」³⁶点が特徴的である。違反行為等の存在を信じ得る合理的な理由をもった通報者による開示は、すべて保護の対象となる。過去の判例では、内部告発の内容が「真実でないとの立証がなかった」ことおよび内部告発に対して会社が反応しなかったことを理由として、真実相当性を認めた例がある³⁷。

1.2.4.2 行政機関への開示

被用者は、使用者に対する監督権限を有する行政機関に対して、開示をすることができる(第43条F)。開示先となる行政機関は以下の通りである(カッコ内は、開示対象情報)。

- 安全衛生委員会または地方の労働安全衛生担当機関(労働の安全衛生リスク)
- 電気通信庁、エネルギー安全庁、水資源サービス庁、鉄道規制当局、チャリティ委員会(該当の部門)
- 金融サービス機構、大蔵省、年金規制機関、重大不正問支局(Serious Fraud Office)(金融サービス)
- 内国歳入庁、関税庁(税法違反)
- 監査院、監査委員会等(公共金融)
- 貿易産業省(会社法)
- 公正取引局または地方の該当機関(競争、消費者問題)
- 環境庁(環境問題)

これらの行政機関が国務大臣による指定を受けた行政機関である場合は、誠実性の要件に加え、通報者が、開示情報が真実であると合理的に信じ得る理由をもつことが、保護の要件とされる(第43条F)。

1.2.4.3 外部への開示

メディアや警察、株主、指定行政機関以外の行政機関、労働組合の幹部、国会議員等の外部への開示は、誠実性の要件及び相当真実性の要件に加え、①開示が私的な利益を要求する場合でないこと(第3条G(1)(c))、②不利益を被るもしくは、開示内容に関する証拠が隠匿または損壊さ

³⁶ 浅岡美恵(2004)「あるべき公益通報者保護制度について」『自由と正義 2004年4月号』pp112-113.

³⁷ 奥山俊宏『内部告発の力 公益通報者保護法は何を守るのか』, 現代人文社, 2004年, p208.

れる可能性がある等の理由により、使用者及び指定機関への開示が困難である、またはこれまでに使用者もしくは指定行政機関に実質的に同じ内容の情報の開示を行っている場合(第 43 条 G(2))、③外部に対する開示が合理的な理由をもつ(第 43 条 G(3))、の要件を充足することが義務化されている。

外部への開示の保護要件は、使用者に対する開示より保護要件が厳格化されているため、通報者は外部に開示を行う前に、使用者への開示を行うことを促されている。

1.2.4.4 通報者保護の内容

通報者は、合法的な開示を行ったことを理由として、その使用者によっていかなる行為、または意図的な不作為による不利益取り扱いを受けない権利を有している(第 47 条 B)。この不利益取り扱いには、開示を行った被用者に対する昇進や昇給の停止や懲戒処分、意図に反する人事異動、施設の利用制限、福利厚生の利用制限等が含まれる。

不利益取り扱いを受けた場合は、被用者への権利侵害となり(第 17 条 B、103 条 A)、労働者は、不利益を受けた日から原則として 3 ヶ月以内に、地区ごとに設置されている雇用審判所に訴訟の提起を行い、是正および損害賠償を請求する権利を有している(第 48 条 1A、111 条)。また、解雇の場合は、解雇の日から 7 日以内に申し立てれば、雇用審判所に対して暫定的な再雇用及び雇用の継続に関する仮処分を求めることができる(第 128 条(1)(b)、129 条(1))。雇用審判所では、不利益取り扱いが、PIDA による保護の要件を充足するかを判断したのち、救済措置について判断をする。また、被用者は、雇用審判所の判断に不服がある場合は、雇用控訴審判所に控訴する権利を有し、さらに雇用控訴審判所の判断に不服がある場合は、控訴院の民事部に上訴し、さらに貴族院に上告する権利を有している。

1.2.4.5 罰則等

通報者が不利益取り扱いを行ったことへの罰則は特に規定していない。

紛争や解雇がすでに雇用関係上の前提となっている場合、裁判所が復職の決定を出す代わりに、不公正な解雇に対する損害に対して金銭的な代償を命じることが多い。雇用関係法上の損害回復の上限額(現在は £ 55,000)は PIDA には適用されないため、特に開示者が高額所得者である場合や開示者が他の雇用先を見つけることが難しいあるいは不可能である場合、金銭的な損害の回復は、結果として高額な報償と同等になる場合がある。

1.3 英国における制度導入後の状況及び課題

1.3.1 公益通報に関する統計とPCaWの取り組み

PCaWの統計によると、2001年から2002年の間で、PCaWが設置する無料ヘルプラインへの相談件数は、1,100件であった。これらの通報のうち45%が民間部門、42%が公共部門、13%がボランティアセクター、全体の60%が250人以下の組織に関する相談であった。また、PCaWのヘルプラインに相談を行ったタイミングに関しては、全体の16%が内部告発を実際に行う事前、85%がすでに開示を実施し、開示者自身の身元が使用者に対して明らかになった時点、13%が開示を実施したが開示者自身の情報は秘匿されている状況、そして2%が匿名の時点であった。さらに、相談内容である不正に関する情報の30%が金銭的な違法行為、29%が職場の安全衛生、27%が取引・消費者・環境・差別に関する問題、14%が職権の濫用に関する情報であった。なお、2005年から2006年にかけてのPIDA利用者は、1,034件であった。

同じくPCaWの統計によると、1998年のPIDA施行から2001年の間で、PIDA上の裁定として最も高額なものは、£805,000、もっとも低額になると£1,000、平均で£107,117であった。また、1,200件あった申立のうちの152の事案で、£300,000,000が、PIDA上の裁定として支払われた³⁸。

PCaWでは、個人向けサービスとしてヘルプラインを設置し、公益通報を奨励しているほか、ヘルプラインに寄せられた相談を基にした事例研究の実施と公表、ヘルプラインに関する統計の公表、公益通報者に対する実務的な手引きや資料の発行を行っている。また、組織向けサービスとしては、公益通報ベスト・プラクティスガイド、ヘルプライン構築のための各種サポート・パッケージ、実務ガイドライン、コンプライアンス・ツールキットなどを作成している。

1.3.2 行政機関側の取り組み

金融サービス機構(Financial Service Authority、以下FSA)は、英国における金融サービス業務に関する規制・監督による信用や秩序の維持を担う行政機関で、PIDA第43条Fに基づき、金融犯罪、資金洗浄などの情報の開示先となる「規制行政機関」に指定されている。

FSAは、2001年7月、内部告発ポリシーの導入を各金融機関に進める方針を表明し、2002年ガイドラインを発効した。また2002年5月には、FSA内に金融機関の被用者から公益通報を受け

³⁸ PCaW ウェブサイト(http://www.pcaw.co.uk/policy_pub/case_summaries.html)

付ける窓口を設置し、同窓口の専用電話番号、メールアドレス、手紙のあて先を宣伝するポスターにて周知している。同窓口は、2002年5月から2003年4月の間で276件、2003年5月から10月までの半年弱で108件の通報がされている³⁹。同窓口では、匿名通報も受け付けており、当初は匿名通報を受け付けて接触を続ける過程で身元開示の説得を行うようにしている。当初は通報者の約50%が匿名であるが、最後まで匿名を通すのは約10%である⁴⁰

また、防衛省では2002年に、内部告発の受付ホットラインを設置している。

³⁹ FSA ウェブサイト(<http://www.fsa.gov.uk/whistle/>)

⁴⁰ 柏尾「前掲論文」, p88.

2. オーストラリアにおける内部通報制度：

2.1 オーストラリアにおける制度導入の背景と経緯

オーストラリアは、6つの州及び特別区(首都)、準州からなる連邦国家であるが、その歴史的かつ構造的な理由から、各州は独立した州法を持っており、連邦法(Commonwealth)は、対外関係や連邦公務員など、連邦全体に係る事項について限定的に法制度化したものである。

オーストラリアでは、南オーストラリア州が1993年に初めて公益通報者保護法(Whistleblowers Protection Act 1993、以下WPA)を施行し、その後2003年に西オーストラリア州で公益開示法(Public Disclosure Act 2003)が施行されたことで北部区域および連邦法を除いた全州で、公益通報者保護に関して立法化されている。具体的には以下の通りである。

- ・ 1993年 南オーストラリア州 (Whistleblowers Protection Act 1993)
- ・ 1994年 クイーンズランド州 (Whistleblowers Protection Act 1994)
豪州特別地域 (Public Interest Disclosure Act 1994)
ニュー・サウス・ウェールズ州 (Protected Disclosure Act 1994)
- ・ 2001年 ビクトリア州 (Whistleblowers Protection Act 2001)
- ・ 2002年 タズマニア州 (Public Interest Disclosure Act 2002)
- ・ 2003年 西オーストラリア州 (Public Interest Disclosure Act 2003)

現在のところ、連邦のレベルで直接内部通報者の保護を図る立法は存在せず、1999年公務法(Public Service Act)にて連邦公務員に限定し⁴¹、内部通報保護を定めている。

本節では、オーストラリアで最初に内部通報を立法化した南オーストラリア州WPAを中心に解説を行う。

⁴¹公務法 16章「公益通報者の保護」では、「行政機関内または行政機関のために(in or for an Agency)勤務する者が、オーストラリア公務員の行動規範違反について、然るべき機関に通報したことを理由として、不当に罰せられるまたは差別的取り扱いを受けること禁止」している。

2.2 南オーストラリア州内部通報者保護法 (Whistleblowers Protection Act)の概要

2.2.1 南オーストラリア州 WPA の法的性格

南オーストラリア州 WPA は、政府や公的機関の汚職や違法行為に関する情報開示の促進を目的として、情報開示を行う手段と情報開示を行った通報者に対して適切な保護の提供を行うものである。

南オーストラリア WPA では、情報開示を理由とした不利益取り扱いを刑事罰の対象とする旨を規定しているものの、刑事罰の詳細については定めていない。そのため、不利益取り扱いを被った通報者に対して、1984 年雇用機会均等法上の救済措置を補完的に用いる法設計となっている。

2.2.2 保護の対象となる通報者の範囲

南オーストラリア州 WPA では、18 歳以上の成人で、合法的な情報開示を行った者を保護の対象としている。

2.2.3 開示対象情報の範囲

18 歳以上の成人、法人、政府機関による①違法行為、②違法または許可されていない公金の利用、③公共資源の相当量の不適切な管理、④公共の健康および安全や環境に対するリスクをもたらす行為を開示対象情報としている(第 4 条)。

2.2.4 開示先の範囲と通報者保護の要件

2.2.4.1 基本的枠組み

専門的に通報を受け付ける機関は、設置せず、開示先の要件を個別に規定することで、通報者が事案の内容に応じて適切な既存機関に通報を行えるような枠組みを提供している。

同法は、通報者に対して、開示情報に関する調査への協力を義務化することで、調査の確実な実施を保証していることに加え、通報者に対する調査結果のフィードバックを義務化しており、開示から調査結果に至るまで、通報者が事案にコミットメントできる枠組みとなっている。

2.2.4.2 行政機関への開示

行政機関への開示に関しては、開示情報の内容に応じて、開示先に行政機関を指定している(第 5 条(4))。開示情報内容と開示先は以下の通りである(カッコ内は開示対象情報)。

- 警察機関(違法行為に関する情報)

- 警察苦情機関(Police Complaints Authority) (警察機関の不正に関する情報)
- 監査局(非正規または許可されていない公金の使用に関する情報)
- 公職委員長(公職者の不正に関する情報)
- 裁判長(裁判官の不正に関する情報)
- 所属議会の議長(議員の不正に関する情報)
- オンブズマン(警察および裁判官以外の公務員の不正に関する情報)
- 当該機関の管理者(地方政府機関の不正に関する情報)

他。

2.2.5 通報者保護の内容

合法的な情報開示を理由とした不利益取り扱い、1984年雇用機会均等法に従った処罰の対象とされる(第9条)。ただし、その通報者が裁判所において不利益取り扱いに対する救済措置の手続きを開始した場合、それ以降1984年雇用機会均等法に基づく申立をすることはできない。また、逆に1984年雇用機会均等法に基づく申立を行った場合は、裁判所による救済措置を受けることができない(第9条)。

同法における不利益的行為とは、損傷、損害、損失、脅迫、嫌がらせ、職業上の差別的扱い、不利益的行為、敵対的行為、脅威、報復的行為をいう(第9条(4))。

同法に従った通報者には、開示情報に関連する警察等の捜査機関の調査に協力することが義務化されている。通報者が合理的理由なしに捜査機関への協力を行わなかった場合は、同法による保護の権利を剥奪されることとなる(第6条)。

また、通報者の身元の秘匿性は保持され、通報者の同意なしに第三者に開示することを禁止している。ただし、開示情報に関する適切な調査を目的とした場合に限り、例外的に身元が開示される場合がある(第7条)。

2.2.6 通報者に対するフィードバック

公益に関する合法的な開示を適切な機関に行った場合、開示を受理した機関は法に従い、通報者に対して開示情報に関する調査結果を知らせることを義務化している(第8条)。

2.2.7 免責等

免責に関する条項を規定している。それによると①公益情報に関して合法的な開示を行った者は、民事及び刑事責任の免責を受けることができる。また、合法的な開示とは、当該情報が真実であると主張し得る合理的な理由をもつ者、あるいは当該情報が情報開示の合理的な根拠を持たない場合、当該情報の正当性かつ調査の実施の重要性を確信している者のうち、開示が誰に対しても合理的かつ適切な機関にされたものをいう(第5条(1)~(3))。

南オーストラリア州 WPA では、開示する情報が虚偽であると知りながら情報開示を行ったものは、有罪とされ、禁固等の処罰の対象となる(第10条)。また、同法の規定に違反した開示は保護の対象としていない(第10条)。

2.3 オーストラリアにおける制度導入後の状況及び課題

2.3.1 行政機関側の取り組み

1990年代半ばに設立した、公益内部通報に関するオーストラリア連邦政府上院専門委員会(the Australian Federal Government Senate Select Committee on Public Interest Whistleblowing)は、連邦議会に対し、連邦法における内部通報者保護に関する審議の実施を推奨した。

個別法における内部通報規定という視点では、2004年、民間部門に適用可能な内部通報者保護要件を会社法上に規定し、オーストラリア企業の被用者の保護を提供している⁴²。なお同法では、保護対象の通報者を、当該企業の役員、被用者、請負業者あるいはその被用者とし、合法的な開示を行った通報者に対する報復的措置を禁止し、職場復帰の要求を含む公民権を付与している。同法の通報先は、オーストラリア証券投資委員会当該企業の監査人または監査チームメンバー、当該企業の上級管理職、当該企業によってこの種の通報を受ける権限を付与された人物、としている。なお、会社法上の通報は、匿名による通報を認めていない⁴³。

2.3.2 オーストラリア規格協会による取り組み

オーストラリア規格協会では、効率的な内部通報者保護の構築、運営、管理のためのプログラムを AS8004-2003 として 2003 年 8 月に規格化した。同規格は、企業や政府機関、NGO に対して

⁴² Parliament of Australia, *Whistleblowing in Australia- transparency, accountability ... but above all, the truth*, Feb. 2005.

⁴³ Standard Australia ウェブサイト

適用可能な実践的ガイドの設置を目的としている。当規格が提示するシステムの構成要素は、主に以下の通りである⁴⁴。

- ① 構造的要素(トップダウンのコミットメント、内部通報者保護方針の存在、十分な資源の配分)
- ② 業務的要素(内部通報者保護オフィサーの任命、内部通報者保護オフィサー及び内部通報者保護オフィサーの独立性の確立、情報開示のための手段の設置、情報の機密性の保証、通報者へのフィードバック、調査の徹底、処分の免除、報告ラインの確立、虚偽報告に対する処分、内部通報者に関する情報の無断公開、自主行動基準の作成)
- ③ 維持的要素(社員教育、報告手続きの継続的な広告、内部通報者保護プログラムの定期的なレビュー、説明責任)

2.3.3 使用者および証券取引所の取り組み

オーストラリアでは、連邦法において内部通報者保護が立法化されておらず、州法においても民間部門への適用は限定的である。しかしながら、米国のSOX法を始めとする、コーポレート・ガバナンスや内部通報者保護を推進する国際的な潮流に加え、会社法上に内部通報者保護に関する規定があることから、内部通報者保護の重要性を認識する民間企業もある。例えば、オーストラリア国立銀行(National Australian Bank、以下NAB)では、優れたコーポレート・ガバナンスの確立のためには、報復的行為や不利益取り扱いの懸念のない報告環境の構築と適切な管理の必要があることを、オーストラリア金融庁に2004年3月に提出した報告書において強調した。またNABでは、被用者の苦情や不安を受け付けるための内部制度として、グループ全体から受け付けるヘルプラインおよび助言センター(People Advisory Centre)を設置し、企業方針に関する質問や、職場環境での個人的な不安を受け付けている。また、BEAシステムズ社では、英国の香港上海銀行の助言の元に、倫理的な苦情を受け付けるヘルプラインを設置した。

オーストラリア証券取引所のコーポレート・ガバナンス委員会は、2003年に「優れたコーポレート・ガバナンス原則およびベスト・プラクティスの勧告」(Principles of Good Corporate Governance and Best Practice Recommendations)を発行し、企業に対して、役員及び上級管理職を対象とする行動規範の策定を勧告した。同勧告は、被用者による内部通報行為の育成や奨

⁴⁴ タン・ミッシェル「豪州の内部通報者保護制度」社団法人商事法務研究会『公益通報者保護制度の運用状況に関する海外調査報告書』2003. より転載。

励を含んでいる。また、2004年の会社法改正により、情報開示のための内部規則を整備する企業も多数ある。企業の内部規則では、外部通報先としてオーストラリア証券取引委員会、内部通報先として当該企業の役職者を指定している企業が多い。⁴⁵

⁴⁵ Parliament of Australia, *ibid.*

3. ニュージーランドにおける内部通報制度:開示保護法(Protected Disclosure Act)

3.1 ニュージーランドにおける制度導入の経緯

- ・ 1994年 パグマイヤ事件⁴⁶を契機に内部告発保護に関する社会的関心が高まった。
- ・ 1996年 公益開示法案が政府管理選択委員会(Government Administration Select Committee)に上程された⁴⁷。
- ・ 2000年3月 開示保護法(Protected Disclosure Act、以下ニュージーランド PDA)が議会を通過し、4月にロイヤル・アセント(Royal Assent)を受け、法案が成立。PDAは、公共民間の両組織内あるいは組織による「深刻な不正行為」に関する情報開示および捜査を促進し、同時に情報提供者を法に規定された手順により保護することを立法目的としている(第5条)。また、公共民間の両組織に対して深刻な不正行為に関する情報の取り扱いについて、自然法およびニュージーランド PDA に則った内部規則を設置することを義務化している。これは開示への障害を除去し、開示を促進することによる、不正行為の事前的牽制機能としてのニュージーランド PDA の役割を重視してのことである。
- ・ 2001年1月 ニュージーランド PDA が施行された。

3.2 ニュージーランド開示保護法の概要

3.2.1 開示保護法の法的性格

ニュージーランド PDA は、公共部門と民間部門の双方の被用者が、組織の使用者や他の被用者による不法行為に関する情報を開示する手順を定めている。加えて通報者が雇用関係法上の被用者であり、通報を理由とする不利益な扱いを受けた場合に関して、被用者に対し、情報開示を理由とした職業上の損害からの保護を受ける権利として、「2000年雇用関係法」における救済措置および、1993年人権法上の救済措置を適用する法設計となっている。

⁴⁶ 精神治療看護師が、ある患者の退院に関してそれが危険であると内部告発を行ったところ、解雇された事件。使用者との協議が不調に終わった結果、健康省大臣、警察大臣、地域の警察監督官、国会議員に対する告発が行われ、同告発がメディアに公開された。

⁴⁷ REVIEW OF THE OPERATION OF THE PROTECTED DISCLOSURES ACT 2000 REPORT TO THE MINISTER OF STATE SERVICES, p3.

3.2.2 保護の対象となる通報者の範囲

ニュージーランド PDA では、組織の「深刻な不正」について、同法に則り開示をする組織の元被用者を含む被用者は、開示を理由とした使用者による民事・刑事訴訟などの報復的措置から保護される権利を有している。

対象部門は公的部門と民間部門の双方であり、「被用者」の具体的定義には、退職した被用者や出向社員、ホームワーカー、契約被用者および当該組織の管理職、ニュージーランド防衛省の軍隊所属者が含まれる(第 3 条)。なお、保護対象の要件として通報者の身元の特定を必要としているため(第 4 条)、匿名による通報は保護の対象外であると思料できる。

3.2.3 開示対象情報の範囲

ニュージーランド PDA にて通報対象となっている「深刻な不正行為」とは、犯罪行為、汚職あるいは公共資金・公的資源の違法な使用、公衆衛生・公衆安全や環境、法の維持に対し重大な危機をもたらす行為、または公務員による制圧的、不適切で差別的、著しい怠慢あるいは管理不行届行為をいう(第 3 条)。

開示の基準としては、通報者の所属組織内あるいは所属組織による深刻な不正行為を犯している情報で、かつ以下の要件を満たすことが規定されている(第 6 条)。

- 通報者が、当該情報が真実であるまたは真実であると思料できる合理的な根拠を持つ
- 通報者が、深刻な不正行為に対する捜査を希望する
- 通報者が、開示に関する保護を要求している

上記の要件を充足した通報者は、同法の保護の対象となる。ただし、情報の虚偽性を認知している、行為が不誠実である、あるいは情報が法的に機密事項として保護されている場合は、開示は同法による保護の対象とはされない。

3.2.4 開示先および通報者保護

3.2.4.1 使用者等に対する開示

ニュージーランド PDA では、原則的な開示先として使用者が位置づけられており、当該組織内で設定された内部手続に従い開示されることとしている(第 7 条)。ただし、組織に内部通報のための内部手続が確立および公表されていない場合は、内部手続に規定された開示先が、通報対象である不正行為に関与していると通報者が考えるに合理的な根拠がある場合や内部手続に規定さ

れた開示先が、開示先として不適切であると、通報者が考えるに合理的な根拠がある場合に関し、当該組織の長を開示先とすることができる(第 8 条)。

これに伴い、公共部門に対しては内部手続きの設置を義務化している。当該内部手続きは、自然法の原則に則っていることに加え、開示先の人物を特定する内容を要件としている。また、設置した内部手続きの存在および当該手続の利用方法に関する適切な情報は、組織内で幅広く公開し、定期的に更新することを義務化している(11 条(1)(2)(3))。

3.2.4.2 行政機関への開示

組織の長が、通報対象である不正行為に関与していると通報者が考えるに合理的な根拠がある場合や通報対象である不正行為が緊急性をもつ場合、あるいは内部手続きに則った開示を行ってから 20 日間、開示に対していかなる行動や提言が行われていない場合に限り、組織の内部手続きでなく適切な公共機関に情報開示を行うことができる(第 9 条)。

ニュージーランド PDA では、開示に対する専門機関を設置しておらず、各行政機関が取り扱いを担当している。各行政機関において同法下での特別な権限を授与しておらず、行政機関別の通報要件は規定していない。各行政機関は、従来の機能および権限の妥当性において開示に関する捜査を実施する。ただし、内部手続に従った開示を行った結果、当該不正に関する調査の実施を決定しない場合や調査の実施を決定したものの調査が進展していない、もしくは調査を行ったものの当該調査が合理的と判断できないなどに関する合理的な根拠をもつ場合は、政府またはオンブズマンを開示先として指定することができる。また、特に開示情報が公共部門の組織に関する場合は、通報者はオンブズマンに対する開示を行う権利を有している(第 10 条)。

また、保護対象開示を検討している情報提供者に対して、情報と手続きを供給する機能は、オンブズマン(the Office of the Ombudsman)に対して明確に委譲されている(第 15 条)。

同法下で妥当性と責任をもつ「適切な」(appropriate)行政機関は、以下の通りである(第 3 条)。

- 警察長官
- 会計検査長官
- 重大欺瞞行為局長官
- 国家機密・安全保障長官
- オンブズマン
- 法務長官
- 環境委員会

- 警察不服申立局
- 国家サービス大臣
- 健康・差別長官
- その他の適切な機関(弁護士協会、公認会計士協会等)

3.2.4.3 法律専門家への開示

ニュージーランド PDA では、法律専門家 (legal privilege) への開示を是認していない。したがって、法律専門家への開示は、ニュージーランド PDA 上の保護の範囲とはしていない(第 22 条)。

3.2.5 通報者保護の内容

ニュージーランド PDA では、通報に対する報復的措置を保護の内容としている。報復的措置が解雇、解雇以外に関わらず、「2000 年雇用関係法」における被用者に対しては、同法における不当解雇等から保護される権利のもと、苦情処理の申立てを使用者に行う権利を有している(第 17 条)。

また、情報開示を行うものおよび捜査のために開示情報を適切な機関に付託する通報者は、開示を理由としたあらゆる民事・刑事手続き、および懲罰手続きを行う義務から免除されるとしている(第 18 条)。加えて、通報者は、通報者の秘匿性を維持するため、情報が開示されない権利や人権保護局の救済を受ける権利、つまり人権法のセクション 66(1)(a)により規定された救済を求める権利を有している(第 19 条、第 25 条)。

ただし、虚偽の情報または誠実の要件を充足しない通報に関しては、保護の対象とならない(第 20 条)。また、法律関係者の機密により保護された情報開示は、ニュージーランド PDA 上の保護の対象とはならない(第 22 条)。

3.2.6 罰則等

合法的な開示を行った人物は、民事および刑事上の法的責任から免責される(第 18 条)。ニュージーランド PDA では、その他に、不利益取り扱いに対する関する罰則や、通報に対する報奨金等は規定されていない。

3.3 ニュージーランドにおける制度導入後の状況及び課題

ニュージーランド PDA では、第 24 条に国家サービス大臣に対し、同法施行より 2 年後以降に、ニュージーランド PDA の運用状況ならびに、同法の対象および内容に関する改正の必要性の有無に関する報告書を作成し、3 年以内に議会に提出することを義務化している(第 24 条)。同条に従い、国家サービス大臣 (Minister of the State Services) は、調査を実施し、2003 年 6 月に「開示保護法 2000 の運用に関する国家サービス大臣に対する報告書」(Review of the operation of the Protected Disclosures Act 2000 Report to the Minister of State Services、以下ニュージーランド PDA 報告書)を公表した。同報告書での調査事項および調査対象は、以下の通りである。

調査項目	調査対象
NZPDA の運用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「適切な機関」および同法下で一定の責任をもつ機関(オンブズマンオフィス、人権委員会、会計検査院、公認会計士協会、内閣府) ・ 使用者、被用者および特定の利益集団 ・ 中央政府機関 ・ 地方政府機関(地方政府、小学校) ・ メディア ・ 第三者機関 ・ 法律実務者 ・ 通報者
立法意図との齟齬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関 ・ 民間機関
運用に関する諸問題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示手順と支援について ・ 「適切な監督機関」について ・ 通報者の秘匿性について ・ 内部規則の設置状況について ・ NZPDAにおいて用いられる定義について

3.3.1 公益通報に関する統計

ニュージーランド PDA 報告書では、PDA 運用に関連する「適切な公共機関」、「使用者グループ」、「中央政府機関」、「地方政府機関」、「メディア」、「第三者機関」、「法律家」、「PDA 利用者」に対する調査を実施し、PDA 運用に関する状況を報告している。これによると、開示先である使用者グループおよび公共機関、または PDA 利用者に対する支援機能を有しているオンブズマン、労働組合等すべての調査対象が、PDA の利用実績がない、またはほとんどないと認識している。オンブズマンでは、1 年間で 24 件の電話相談を受け付けたものの、うち 75%が PDA に関する情報および手続き支援に関するオンブズマンの機能そのものに関する問い合わせであった。また、問い合わせの 20%が公共部門の被用者からであった。

ニュージーランド PDA の利用がほとんどない理由として、使用者団体であるビジネス・ニュージーランド (Business New Zealand) は、ニュージーランドの経営者のコンプライアンス意識が高いうえ、ニュージーランド企業の企業規模は小さく、管理が行き届いている組織が多いことや、コーポレート・ガバナンスに関する準則を使用者団体が用意しており、不正が発生しにくい土壌を自主的につくっていることを指摘した。一方で、オンブズマンは、ニュージーランド PDA に対する国内の理解が欠如しており、その結果、通報者の保護を不十分なものとし、通報者が安心して利用できる状況を作出できず、PDA の利用を限定的にしていると指摘している。

3.3.2 使用者側の取り組み

オーストラリアの事例で紹介した NAB は、ニュージーランドにおいてもヘルプラインを設置し、被用者の不安や苦情を受け付けているほか、法律専門家、労働組合代表、労働人権委員会や雇用関連機関などの独立した機関の助言を受けることに関して、労使間で合意している。

4. 南アフリカにおける内部通報制度: 開示保護法 (Protected Disclosure Act)

4.1 南アフリカにおける制度導入の背景

- ・ 1994 年 アパルトヘイト終了。「開かれた民主主義のための政治改革」の開始。
- ・ 1999 年 4 月 国家反汚職首脳会議の開催。内部通報システムの開発、推進、施行についての採択を実施。
- ・ 1999 年 12 月 「開かれた民主主義法案」(Open Democracy Bill、以下 ODB)について扱う臨時委員会が議会で開催された。同委員会において、ODB 中の内部通報者保護に関するセクションを個別法令化することを決定した。同委員会の研究に対しては、安全保障研究機構 (Institute for Security Studies) および内部通報者の支援の実績をもつ英国 PCaW のディレクターの協力のもとに行われた。同研究は、内部通報者保護制度についての理解をより可視的深めるため、オーストラリアと英国の事例を参考としており、法案のドラフトは英国の PIDA からその多くを引用した。
- ・ 2000 年 開示保護法 (Protected Disclosures Act、以下南アフリカ PDA) が議会通过した。これにより、公共部門および民間部門における、使用者や被用者による不法行為や汚職行為に関する情報開示を行う被用者を職業上の損失から保護するための手順が立法化された。
- ・ 2001 年 2 月 南アフリカ PDA が発効した。南アフリカ PDA は、不正を報告する通報者を奨励することで汚職や収賄、不正行為を撲滅することを設置目的としている。南アフリカ PDA では、①民間および公共部門の被用者が、雇用主、または当該被用者の雇用主が雇用している別の被用者による違法または不正な行為について、同法令で守られている公益通報をする場合の手続き、②南アフリカ PDA に則り通報した被用者に対する保護およびこれに関連する事項等を規定している。

4.2 南アフリカ PDA の概要

4.2.1 南アフリカ PDA の法的性格

南アフリカ PDA は ODB (B67.98) の第 5 部 (公益通報者保護に関わる規定) を、個別法令化したものである。

南アフリカ PDA では、公共部門および民間部門の被用者が使用者または他の被用者による違法または不正な行為を通報する場合の手続きを規定する。本法令は、本法令に規定された保護の要件を充足している公益通報を理由とした職業上の不利益から、被用者を保護することを規定する。

4.2.2 保護の対象および通報の範囲

同法にて保護の対象とされる通報者は、独立契約者を除く、他社または国家のために働きその報酬を受けるまたは受ける資格を持つもの、または雇用者の事業の経営や管理を補佐するもののいずれかの要件を満たす「被用者」であるとしている。

また、通報の範囲は、公共部門および民間部門の被用者が使用者（「使用者」は、他者を雇用する、もしくは他者に仕事を提供する者で、当該他者に報酬を支払う義務を持つ者あるいは他者に対して自身もしくは自身の事業の経営や管理をあらゆる形で補佐することを許可する者で、当該雇用者の代理として、および当該雇用者の権限によって業務を行う者と定義している（第 1 条 (i)(iii)）または他の被用者による違法または不正な行為としている。

被用者が開示を行う資格を有しているか否かに関する判断は、公益通報を行う対象の身元、不正の深刻度、継続性、発現可能性、守秘義務との衝突が生じる可能性、手続きの合理性、公益性等を判断基準としている（第 9 条(3)）。

南アフリカ PDA による保護を受ける場合には、以上の要件を充足した上で、開示が誠実の要件を満たす必要がある（第 6 条）。当該要件を充足するか否かの判断基準として、通報した情報の内容が真実であると合理的に説明可能であり、通報者が通報の目的を個人的な利益としていないことをあげている（第 9 条(1)）。また、通報により職業上の不利益を被る、不正に関する証拠が隠匿または隠滅される恐れがある、以前に被用者やオンブズマン、監査院に同じ内容の公益通報を行ったが、合理的な措置が取られていない、深刻な不正である、のいずれかに該当することとしている（第 9 条(2)）。

4.2.3 開示対象情報の範囲

南アフリカ PDA における開示対象情報は、被用者により開示された、刑事的犯罪、法令違反、誤審、個人の健康や安全に対する危険、環境破壊「雇用均等促進および不当差別防止に関する法令（Promotion of Equality and Prevention of Unfair Discrimination Act, 2000）」(Act No, 4 of 2000)の規定による不当差別に関する過去、現在における発生および将来の発現可能性と意図的な隠匿の可能性のある合理的な理由をもつ情報としている（第 1 条）。また、開示情報は、規定

の手続きに準拠しているもしくは使用者により通報の承認がされていることを条件としており、例外として、不正行為を是正する目的の情報もしくは使用者が開示または通報承認のための内部手続きを整備していない状況で行われた開示としている(第6条)。

4.2.4 開示先の範囲と開示者保護の要件

4.2.4.1 使用者に対する開示

使用者に対する開示は、信頼の要件を充足し(in good faith)、当該被用者の使用者が、不正の報告または修復を目的として設置、もしくは公認した所定の手続に則っている、または、そのような所定の手続が存在しない場合の使用者に対する開示を、保護の要件としている。また、使用者が設置した手続に則り、使用者以外に対して開示を行った場合も、使用者に対する開示とみなされる(第6条)。

4.2.4.2 法律専門家に対する開示

南アフリカ PDA では、通報者は法的助言を受ける権利を有しており、法律専門家もしくは法律関係従事者(legal practitioner)を、法的助言を得るための開示先として指定している(第5条)。

4.2.4.3 公共機関に対する開示

南アフリカ PDA では、法規上、使用者が政府閣僚または地方執行協議会の会員により任命されている、または任命された団体およびその構成員、関係する構成員の担当分野を監督する国家機関である場合、政府閣僚または地方執行協議会(Executive Council of a province)メンバーを開示先として指定している(第7条)。

4.2.4.4 特定の個人または組織に対する開示

南アフリカ PDA では、誠実性の要件を満たし、不正行為と通報情報の合理性、正確性が認められ、かつ以下の個人や組織による対処がより適切であると思料可能な情報の場合は、オンブズマン、監査院、規定された個人または組織を開示先として指定している。また、このような第三者に対する開示がされた場合、開示を受けたものは、使用者の希望に適切に応じることを義務付けている(第8条)。

4.2.5 通報者保護の内容

南アフリカ PDA では、通報者は、職場環境における職業上の不利益を受けない権利を有している(第3条)。これにより、通報を理由とした懲戒処分、解雇、停職、降格、嫌がらせ、脅迫、意思に反する転勤・転属、転勤・転属・昇格の拒否、雇用条件や退職条件に関する不利益的な改訂、他の使用者や専門家との面会の拒否、以上の行為を実際に行うという脅迫、被用者、その他の雇用機会と労働の安全に影響を与える行為が禁止行為と定められている(第1条(vi))。

第1条(vi)に規定された職業上の不利益的行為を受けた場合は、1995年労働法上により設立された労働裁判所を含む、司法に対し、法の判断による適切な救済措置を受ける権利を有している(第4条(1))。

4.2.6 罰則等

違反した使用者に対する罰則等は特に規定していない。

4.3 南アフリカにおける制度導入後の状況および課題

4.3.1 公益通報に関する統計

南アフリカ司法および立法担当省の南アフリカ法改正委員会(South African Law Reform Commission, Department of Justice and Constitutional Development)によると、南アフリカにおいては、雇用者、公共機関、民間機関に対して、同法に基づいた開示件数に関する報告義務は設定していない。そのため、同法の利用状況に関する統計データは作成していないとのことである。

南アフリカ大学のサドラー氏(E.Sadler)とバラク氏(K.Barac)は、2005年に会計を専攻する南アフリカの学生に対し、倫理意識に対する調査を実施し、①逮捕の可能性のない場合、②逮捕の可能性がある場合、賄賂を受取る／断る／賄賂の存在に関する内部告発を行う、ということに関する質問を行った。その結果、40%近い回答者が、逮捕の可能性の有無に関わらず、賄賂の受け取りを拒否すると回答している。また、逮捕の可能性がある場合、61%が賄賂の存在に関する内部通報を実施すると回答している⁴⁸。

4.3.2 行政機関の取り組み

⁴⁸ E.Sadler, K. Barac, *A study of the ethical ciwes offinal year South African accounting students, using vignettes as example*, Meditari Accountancy Research Vol. 13 No. 2, 2005.

南アフリカ政府は、2005年3月に反汚職のための国内サミットを開催した。同サミットでは、汚職を排除することを国内の優先的課題とし、国内の全ての産業で透明性と説明責任の文化を浸透させることをそのための課題としている。同様に、あらゆる産業において、内部通報と報告を奨励し、汚職と反倫理的な慣行による犠牲者を保護する手法として強化することを課題とした⁴⁹。

南アフリカ PDA では、大臣と行政管理大臣との協議の結果、通常公務員に関する立法上の規定以外の問題で、オンブズマンや監査局に対する付託の可否、管理上または手続き上の問題で南アフリカ PDA に影響を与える事項に関して、議会の承認を受けた上で、規定を定めることが可能としている(第10条)。同法に則り、司法長官は、南アフリカ法改革委員会を設置し、司法省内のポートフォリオ委員会による南アフリカ PDA に関連した調査の結果抽出された課題を取り上げている。また、その結果、報告書を発行し法改正へと結実した。

4.3.3 NGO による取り組み

南アフリカでは、1999年に「開かれた民主主義のためのアドバイスセンター」(The Open Democracy Advice Centre、以下 ODAC)が設立された。ODAC は、21の NPO 団体から成り、南アフリカの民主主義の開放と透明性向上を目指し、企業と政府の説明責任の文化の強化および人権意識の拡大を使命としている。

南アフリカ PDA は、英国 PIDA をモデルに法制度設計がされているため、ODAC も英国の PCaW をモデルとしている。南アフリカでは、内部通報に関する社会的関心が低く、一般的に内部通報に対してはむしろ悪印象がもたれていることから、ODAC は、南アフリカに内部通報の周知と内部通報のもつ本来の機能に関する理解を広めるための活動として、個人および組織に対して、南アフリカ PDA をはじめとする人権関連法令の利用のし易さの向上および情報開示のための実践的なサービスの提供を行っている。具体的には、被用者に対し助言と支援を与えるため、PCaW の援助の下、ホットラインを設置した。また、ホットラインの設置の周知のため、ホットラインの番号を印刷した葉書を 100,000 枚用意し、主要都市近辺に配布した。

⁴⁹ National Anti-Corruption Forum ウェブサイト(<http://www.nacf.org.za/>)

5. 米国における公益通報者保護制度

5.1 米国における公益通報者保護制度の概説

米国では、解雇自由の原則における労働者保護制度として、早くから公益通報者保護に関する法制度が整備されてきた。連邦法典および 23 の州とコロンビア区域が、公務員に対する保護に関する規定を設置している。また、連邦法典では第 10 編 1032 章で、軍部に対する公益通報の保護を規定している。また、企業の被用者に対しても同様の権利を提供しており、34 州で企業における公益通報者の保護を州法において規定している。

米国の公益通報者保護制度を類型化すると、①公務員の不正を対象とした通報者保護法、②公益実現の促進を目的とした取立て訴訟、③民間部門における公益通報者保護のための立法、の 3 つになる。①および②は、公務員や政府契約に関する法令であり、米国の連邦レベルでは、民間部門をカバーする包括的な法律は存在しない。民間部門をカバーすることを目的とした、③民間部門における公益通報者保護のための立法は、個別法律に「公益通報者保護条項」を盛り込んだ法設計となっている。公益通報者保護条項のある個別法律は、1964 年公民権法第 VII 編、職業安全衛生法、雇用における年齢差別禁止法、全国労働関係法、公正労働基準法、安全飲料水法、大気清浄法、包括環境対処・保障責任法(スーパーファンド法)、有害物質管理法、ごみ処理法、水質汚染管理法、エネルギー再構成法、サーベンス・オクスリー法がある。これらの個別法令は、当該法令の規定に違反している不正行為を開示情報とし、原則的な情報開示先は、当該法令の監督官庁もしくは捜査担当当局としている。公益通報者保護条項では、通報を理由とした不利益取り扱いが発生した場合に関する手続きを規定しており、原則的にはすべて労働長官に対して申立を行い、米国職業安全および保健管理局(Occupational Health and Safety Administration、以下 OSHA)が調査実施と命令を担当する、という構成となっている。

本項では、①公益通報者保護法、②1986 年不正請求禁止法、③民間部門における公益通報者保護のための立法の事例として、2002 年サーベンス・オクスリー法をとりあげ、それぞれにつき解説を行う。

5.2 米国における公益通報制度の概要

5.2.1 公益通報者保護法(Whistleblower Protection Act)

5.2.1.1 公益通報者保護法(Whistleblower Protection Act)の法的性格

公益通報者保護法(Whistleblower Protection Act、以下 WPA)は、1978 年公務サービス改革法(Public Law No:95-454)、を改正・強化した法律であり、連邦法典の第 5 編 1213 章

に政府組織や職員に関する条文が記載されているほか、2302 章には、禁止されている人事行為について規定されている。

5.2.1.2 連邦法典第 5 編 1213 章「法令違反、重大な管理不備、および関連事項の開示に関連した規定」の適用範囲

同規定の適用範囲は、被用者、元被用者および採用志願者により開示された情報で、開示が法律で禁止されていない情報、および国防や外交上の理由から行政機関により機密保持の対象とされていない情報、または、特別顧問局(U.S. Office of Special Council、以下 OSC)あるいは当該行政機関の監察総監室、または当該行政機関の長により指名された他の被用者に対して開示された場合で、(A)法令や規則への違反または、(B)重大な管理不備、財政上の重大な浪費、権限濫用、公衆の健康や安全への具体的危険性に関して、事実であると信じるに足る、合理的な証拠のある情報としている(1213 章(a)(1)(2))。

当該情報が、開示が法律で禁止されている情報、および国防や外交上の理由から行政機関により機密保持の対象とされている情報である場合、OSC は当該情報を、国家安全保障問題担当、議会諜報委員会、下院の常任特別調査委員会(Permanent Select Committee on Intelligence of the House of Representative)および上院の特別諜報委員会(Select Committee on Intelligence of Senate)に伝達する(1213 章(j))。

5.2.1.3 開示先

第 5 編 1213 章では、具体的な開示先として、OSC あるいは当該行政機関の監察総監室(Inspector General of an agency)、または当該行政機関の長により指名された他の被用者が規定されており、その他外部に関する具体的な開示先は特に規定していない。

5.2.1.4 OSC が受付けた開示情報の取り扱い

以下に OSC に対して開示された情報の取扱いのフローを記述する。

- ① OSC により当該情報の再検討が実施された後、開示受付より 15 日以内に、開示された情報の発生の可能性の有無が決定される(1213 章(b))。
- ② 検討の結果、OSC が本格的調査の決定を行い、かつ、当該情報が、行政当局の被用者、元被用者、採用志願者から提供された場合、または被用者が得た情報が、被用者の職業上の義務と責任を遂行している過程で入手した

場合に限り、OSC は即時に当該決定に関する情報を適切な行政機関の長に伝達し、当該行政機関の長に対して、(A) 同情報および OSC から伝達された情報に関する捜査の実施、および(B) 情報が伝達された日より 60 日以内に、発見事項を説明する報告書の提出を要求する。ただし、提出期限は、OSC と書面における合意により、適宜延長されることがある(1213 章(c))。

- ③ OSC の要求に対する報告書は、(1)着手した捜査内容に関する要約、(2)捜査行為の記述、(3)捜査の過程で入手した証拠に関する要約、(4)法令や規制の違反または明白な違反のリスト、(5)捜査の結果とられた行動または行動計画の記述、をその内容に含んでいる必要があり、当該行政機関の長による査閲を受けたのちに提出されなければならない(1213 章(d))。
- ④ OSC は報告書の受領後、通報者に対して報告書の複写を伝達する。通報者は、複写を受領後 15 日以内に、OSC に対して意見書を提出する。また、OSC は報告書の査閲後、当該行政機関の長が合理的であり、報告書が法令上要求される要件を充足するものであるかに関する判断を行う。その後 OSC は、報告書、通報者の意見書、OSC の見解、を大統領および当該行政機関に対する法的権限を有する議会の委員会に対して提出する。なお、当該行政機関より指定された期限内に報告書が提出されない場合は、OSC は、当該行政機関長に対して伝達した情報に、当該行政機関長より報告書が未提出である旨を付記し、大統領および当該行政機関に対する法的権限を有する議会の委員会に対して提出することとなる(1213 章(e))。
- ⑤ 情報開示後、OSC での予備調査の結果、本格調査の決定をしなかった場合、OSC は、通報者の同意がある場合は当該情報に関連する行政機関にその旨を伝達する。当該行政機関の長は、情報伝達後然るべき機関のうちに、OSC に対して起こした行動とその行動の終了期限を文書にて報告しなければならない。

5.2.1.5 通報者の保護

通報者の身元は秘匿とされ、通報者の同意なしに開示されることはない。ただし、公共の安全衛生に対して緊急的な危険があるまたは違反行為の犯罪性が悪質であると OSC が判断した場合、OSC は通報者の身元を開示する権限をもつ(1213 章(h))。

5.2.1.6 不利益取扱からの保護

WPA では、通報者である職員に対し、違法行為や重大な管理不備などに関するあらゆる情報開示を理由として、被用者に「ネガティブな影響を与える人事行為」を行うことは禁止されている(2302 章(b)(8))。「ネガティブな影響を与える人事的行為」とは、任職や昇進、特別任務、移動、再任、復職、再雇用、パフォーマンスや給与、賞与に関する評価、教育や研修機会、精神医学的検査、義務や責任および勤務状況に関する重大な変化等に関して、通常の勤務の上で予想され得る状況から逸脱する、被用者に対する決定をいう(2302 章(b)(8))。

OSC では、通報用紙による通報を受け付けており、通報用紙に記載された情報をもとに、通報審査課の法務官や人事管理専門官が通報内容に関する予備的調査を実施し、本格的調査の実施の是非を審議する。通報用紙で要求される記載項目は以下の通りである。

通報者の情報(氏名、連絡先) 当該政府機関の情報(氏名、住所) 違反行為に責任のある職員の情報(氏名) 公益通報で開示された情報の内容 情報開示の手続きに関する詳細(手段、日時等) 報復的行為が情報開示を理由としていることの合理的な理由の詳細 希望する救済措置
--

予備的調査の結果、本格的調査が必要であると判断した場合、OSC は、通報者に本格的調査の実施の決定について通知し、調査訴追部が調査を実施することとなる。OSC は、強制調査権限を持ち、政府機関や職員は、OSC の調査にはすべて協力することが義務化されている⁵⁰。OSC の調査の間は、通報者に対して 60 日ごとに経過報告書が送付されるほか、調査の打ち切りが決まった際も通報者に通知される。

⁵⁰奥山『前掲書』p130.

5.2.1.7 不利益取扱に対する罰則等

OSC の調査の結果、報復的な人事が違法であると認識された場合、人事権者に対して免職、降格、停職、戒告などの懲戒処分の実施を、その行政機関に要求することがあるが、犯罪行為ではないため、懲役や禁固刑等はない。ただし、1,000ドル以下の制裁金を科す処分を設置している。

OSC が公式に救済措置を要求したにもかかわらず、当該要求が実施されない場合は、OSC は、当該行政機関に対する訴訟を提起する権利を有している。OSC による訴訟の第一審は、連邦職員の処分の適合に関する審判権限を持つ、メリット・システム保護委員会 (Merit Systems Protection Board、以下 MSPB) の行政審判官の前で行われる。

5.2.1.8 WPA 利用状況

1 年間に OSC 内の通報審査課 (Complaints Examining Unit) に寄せられる、公益通報への報復的行為に関する通報件数は、500 から 800 件であり、うち 200 件前後に対して、本格調査を実施している。その他の不当人事を含めると、全体では 1,000 件を超過する通報が審査課に寄せられ、そのうち 300 件が本格的調査の対象となっている⁵¹。

5.2.1.9 OSC の組織および役割

WPA では、公益通報者である政府職員に対する報復行為の調査および摘発を最大の任務とする、通報者保護の専門機関として OSC を設置している。また、報復的な不利益取り扱いの取り締まりのみでなく、直接公益通報を受け付けている。OSC の設置は、連邦法典第 5 編 1212 章にて規定されており、大統領に指名され上院の承認により決定された特別顧問を頂点とする、大統領直属の独立調査機関であり、公務改革法、公益通報者保護法、ハッチ法 (The Hatch Act)⁵² に関する強制調査権、訴追権限をもつ⁵³。OSC は、通報者の保護以外にも、公益通報者保護法の周知のためのキャンペーンやプログラムの実施や政府機関のコンプライアンス意識向上プログラムの提供などを行っている。2002 年 11 月、OSC は、公益通報者保護の制度や意義の周知徹底のための検定プログラムを発表した。

⁵¹ 奥山『同』、P169.

⁵² 1939 年に制定された、連邦職員、及び地方政府職員の政治活動への参加の制限に関する法律。

⁵³ OSC ウェブサイト(<http://www.osc.gov/>)

5.2.2 1986年不正請求禁止法(False Claim Act)の法的性格

5.2.2.1 1986年不正請求禁止法(False Claim Act)の法的性格

1986年不正請求禁止法(False Claim Act、以下FCA)は、米国政府1863年に連邦法の一部として制定された不正請求禁止法の改正法として制定された。同法では、政府との契約における不正を告発した場合、通報者が、不正行為者を相手に公費返還請求訴訟を提起し、勝訴した場合に損害賠償額の10~30%を報奨とすることを規定としている。同様の趣旨の州法は、連邦法以外にもカリフォルニア、デラウェア、フロリダ、ハワイ、イリノイ、ルイジアナ、テネシー、テキサス、ワシントンDCなどに見られる⁵⁴。

5.2.2.2 開示対象情報の範囲

連邦政府と契約を結んだ事業者等による、政府が所有または管理等を行う財産や金銭に関する、不正又は詐欺的な請求、支払、認可の存在、詐欺的な支払い請求または認可に関する不正な記録や既述の作成、共謀詐欺的行為、隠匿等の、政府との契約における不正行為を開示対象情報としている(3730章(a))。

5.2.2.3 開示手順

- ① 開示資格は、違法行為を知る市民および政府がもつ(3730章(a)(b))。FCAにおける情報開示手段は、民事訴訟であり、通報者は実名を訴状に記入する必要がある。
- ② 開示先は原則的に法務長官としている。法務長官は、違反に対する迅速な調査の責任を負い、違反を認めた場合は、違反者に対して民事訴訟を提起することができる(3730章(a))。また、訴状または物理的な証拠および情報の開示資料を個人が所有している場合は、訴状や証拠類は被告に送付されず、政府、司法長官、連邦地方検事に対して提出を行い、最低60日は秘密とされることとなる。原告は、提訴について第三者や被告に伝えることを禁止されている。この期間に政府は訴状に関する独自調査を被害にあった政府機関に対して委託し、政府自身が訴訟に加わるか否かに関する決定を行う(3730章(b))。

⁵⁴ 白石賢(2002)「公益通報制度の体系的立法化に向けての一考察 内部告発者保護から公益通報制度へ」『ジュリスト 1234』p96.

- ③ 政府による決定の後、裁判所は訴状を被告企業に送付し、実際の訴訟が開始されることとなる。
- ④ FCA の特徴として、金銭的インセンティブを設置し、不正に関する公益通報を奨励している点がある。金銭的インセンティブは、政府が勝訴の結果返還されることとなった損害賠償金および民事制裁金の 15%～25%とされており、詳細な金額は、通報者の功績を裁判所が判断し、決定されることとなる。また、政府が原告として参加しなかった訴訟の場合は、25%～30%の範囲で決定される(3730 章(d)(1)(2))。不正を知らながら米国政府への不正請求に関わったものは、政府が被った損害の 3 倍の金額と、5,000 ドル以上 1 万ドル以下の民事制裁金を政府に支払う義務がある(3739 章(a)(7))。ただし、自首をして政府の調査に完全に協力したものは、その義務を免れる(3739 章(a)(A)～(C))。

5.2.2.4 通報者保護の内容

FCA では、政府との契約に関する不正行為等に関して、使用者が民事訴訟を提起された場合、被告である使用者による、被用者の合法的な訴訟提起や調査機関への協力を理由とした解雇、降格、停職、脅迫、嫌がらせなどの不利益取り扱いを禁止している(3730 章(h))。このような取り扱いを受けた場合、被用者は適切な裁判所に訴訟を提起し、救済措置を求めることができる。

不利益取り扱いに対する救済措置として、使用者は、①被用者が差別的行為を受けてない場合に有していたと見られる地位と同等の地位への復帰、②期限経過給与の 2 倍の金額および利子の支払、③訴訟費用、合理的な弁護士費用および損害賠償の支払を行うことが強制される(3730 章(h))。

5.2.2.5 FCA 利用状況

FCA を含めたキイタム訴訟⁵⁵の提訴件数は、FCA が制定された翌年の 1987 年度に 32 件、1988 年度に 60 件、1989 年度に 95 件と増加し、1992 年度には 100 件を上回り、1994 年度には 222 件、1997 年度には 533 件となった。1990 年代後半からは、医療保険の不正受給に

⁵⁵ 個人が公共団体に対して業者の損害賠償責任を追及する訴訟のこと。

関する提訴が過半数を占めるようになり、2000年度以降は、年間の提訴件数は300件台で推移している。1986年以降の提訴の総件数は、2003年度で4,000件を超過している⁵⁶。

不正請求に対する政府の回収金は、1985年時点では年間2,700万ドルであったが、FCA改正以降、年間3億ドルにまで上った⁵⁷。1986年度から2006年度の間で、キイタム訴訟により181億ドルが政府に回収され、うち17億9,000万ドルが通報者への報奨金となった。また、2006年度の政府の回収金総額は、14億ドル、うち通報者への報奨金が1億980万ドルに上った⁵⁸。

5.2.2.6 法律専門家等の取り組み

米国では、FCAにおいて、多額の金銭が報奨金として制度化されていることから、キイタム訴訟をビジネスとして専門的に扱う法律事務所が多数ある。ワシントンDCに所在するフィリップス&コーエン法律事務所(Phillips & Cohen LLP)は、キイタム訴訟における通報者の代理人を専門とする法律事務所のひとつであり、これまでに総額20億ドル以上を政府に返還させた実績がある⁵⁹。

また、キイタム訴訟を担当する法律事務所への支援を専門とする調査事務所もある。バウマン&レイザーグループ(Bauman & Rasor Group, Inc.)もそのひとつであり、政府内部で不正調査を担当していた国防総省の元調査官と元ジャーナリストが経営している。同事務所では、通報者の主張の分析、公益通報の支援、キイタム訴訟および情報開示の書面準備、政府および契約者との間の契約書の評価等の予備的調査の実施、司法当局による調査のモニタリングおよび評価等を専門的に請け負っている⁶⁰。

5.2.3 サーベンス・オックスリー法 806 条(Sarbanes-Oxley Act)の法的性格

5.2.3.1 サーベンス・オックスリー法 806 条(Sarbanes-Oxley Act)の法的性格

⁵⁶ 奥山『前掲書』, P139.

⁵⁷ Tom Devine, *Whistleblowing in the United States: The Gap between vision and lessons learned*, Richard Calland and Guy Dehn ed., Whistleblowing around the world: Law, Culture and Practice, London, 2004., p80.

⁵⁸ Phillips & Cohen LLP ウェブサイト
(http://www.phillipsandcohen.com/CM/FalseClaimsAct/quisat_f.asp)

⁵⁹ Phillips & Cohen LLP ウェブサイト, 同上.

⁶⁰ Bauman & Rasor Group, Inc. ウェブサイト(<http://www.quitam.com/>)

サーベンス・オックスリー法 (Sarbanes-Oxley Act、以下 SOX 法) は、投資家保護のための企業会計・財務諸表の信頼性確保を目指した、財務プロセスの厳格化および立法化を目的に、2002 年 7 月に設置された。同法は、第 11 章 69 の条文からなり、監査の独立性、コーポレート・ガバナンス、情報開示、内部統制の有効性等さまざまな規定がある。公益通報者保護条項に関しては、同法 806 条「不正行為に関する証拠を提供した株式公開企業の従業員の保護」に規定している。

米国では、このように個別法律に「通報者公益通報者保護条項」を盛りこむことで、不利益取り扱いからの通報者の保護といった労働法制上だけではなく、公益通報のもつ、個別法令または一般法令違反の是正機能を重視し、間接的に促進するような法設計がされている。

5.2.3.2 保護の対象となる通報者の範囲

1934 年証券取引法第 12 条に基づき登録証券を保有する企業、または 1934 年証券取引所法第 15 条(d)に基づく報告が義務付けられている企業または当該企業の執行役が、通報者、請負業者、下請業者もしくは代理人に対して、合法的な情報提供その他の捜査協力をしたことを理由として、職業上の差別、降格、停職、脅迫、嫌がらせなどその他の差別的行為を行うことを禁止している(806 条(a))。

5.2.3.3 開示対象情報の範囲

投資家保護もしくはコーポレート・ガバナンスの促進を目的とした、証券取引関連法であるため、開示対象情報は、投資家の利益を損なう行為、すなわち、郵便・通信・銀行・証券の詐欺行為を禁じる連邦刑法 18 章、1341 条、1343 条、1344 条、1348 条、SEC 規則、または株主の不正手段に係る連邦法の規定に違反すると、従業員が合理的に信じることができる不正行為としている(806 条(a)(1))。

5.2.3.4 不正行為に関する情報の開示先

SOX 法 806 条「不正行為に関する証拠を提供した株式公開企業の従業員の保護」は、企業会計・財務諸表の信頼性の向上を目的とした証券取引関連法規であるため、開示対象情報は、連邦刑法、SEC 規則もしくは連邦法の詐欺行為または不正手段に係る法令等の違反等であり、情報開示は、投資家の保護ないしコーポレート・ガバナンスを目的とした行為であるとされている。そのため、情報の開示先としては、原則的には、連邦司法または警察当局等の、捜査担当当局とされている。

5.2.3.5 通報者保護の内容

SOX 法 806 条においては、通報者は、通報や法執行機関等の調査機関による調査に協力した等を理由とした差別的な行為から救済される権利を有している(806 条(c))。OHSА は、この差別的な行為の具体的事例として、解雇、一時解雇、ブラックリストへの掲載、降格、残業・昇格の拒否、懲罰、福利厚生への拒否、雇用・再雇用の拒否、脅迫、昇格に影響がある配置転換、給与・勤務時間の削減を挙げている⁶¹。

5.2.3.6 OHSА への不利益取り扱いに対する申立て

OHSА は、1971 年 4 月、職業安全衛生法に基づき、労働省内に設置された。OHSА による公益通報者保護は、当初は労働者の安全衛生に関する逸脱行為を OHSА に通報する労働者の保護が、目的であった。その後、1980 年代に水質汚染管理法上の公益通報に関する条項の執行が OHSА に委ねられたのを皮切りに、個別法の目的の実現に貢献する公益通報者を保護するための規定に関する執行権限を有することとなった。

SOX 法 806 条は、個別法令における公益通報者に関する保護規定であるため、不正に関する情報提供その他の捜査補助の機関としては、連邦司法又は警察当局、国会議員又は議会委員会委員を、その他の従業員に対し監督権を行使できる機関としている(806 条(a)(1))。

また、公益通報に対する報復的措置による被害に関しては、通常の労働法典上の救済措置が適用される。そのため、通報を理由とした報復的措置を受けたと確信する通報者もしくはその代理人は、労働長官に対して不服を申し立てることができる。ただし、不服に対する申立ては、申立人が報告行為を認識した時点から 90 日以内に実施することが義務化されている(806 条(1)(b)(A))。

不利益取り扱いに対する不服申し立ては、書面にて行われる。当該書面は専用のフォームはないが、記載を要求される事項は以下の通りである。

申立人もしくは代理人に関する情報(氏名、住所、電話番号) 被申立人である会社または個人に関する情報(氏名、住所) 違反の 4 つの要素(下記)を主張するために合理的な詳細事項 ⑥ 申立人が公益通報を実施した ⑦ 使用者または被通報者が、 ⑧ 申立人による公益開示行為を実際あるいは推定的に認識していた

⁶¹ OHSА, *Fact Sheet Filing Whistleblower Complaints under the Sarbanes-Oxley Act*.

- ⑨ 通報者が人事面で不利的取り扱いを受けた、または不利益取り扱いが公益通報を理由としていると推測できる

OHSA では、労働長官への申立て受理後、調査実施の是非を判断し、調査の実施を決定した場合は、労働法典上の規定に則った調査を実施する。調査の結果、不服申立人の報復的措置に関する主張が裏付けられ、和解が成立しない場合は、OHSA は被申立人に対し損害回復に関する命令を出す。OHSA による調査結果と命令の発表後、当事者は、労働省の行政法判事の前での本格的審理の開廷を要求する権利を有しており、さらに行政法判事の決定と命令は、労働省の行政審査員会に対して行使する権利を有している。ただし、30 日以内にどちらの当事者からも控訴がない限り、OHSA の調査結果および命令は、労働長官の最終命令となる⁶²。

また、労働長官が申立てに対して 180 日以内に最終結論を出さず、その遅延が通報者の悪意によるものでない限り、通報者は、新たに適切な連邦地方裁判所に対して提訴をする権利を有している(806 条(1)(b)(B))。

5.2.3.7 罰則等

SOX 法 806 条では、公益通報を理由とした不利益取り扱いに関し、通報者は救済措置を受け権利を有している。OHSA への申立および連邦地方裁判所の結果、申立人が勝訴した場合、被申立人は申立人の損害および原状回復のための救済措置を実施することが強制される。原状回復措置としては、①申立人が差別的行為を受けてない場合に有していたであろう地位と同等の地位への復帰、②利子を含む期限経過給与の支払、③訴訟費用、専門家の証言費用および合理的な弁護士費用等、差別的行為の結果発生した特定の損害に対する補償が含まれる(806 条(c)(2)(A)~(C))。

また、SOX 法 1107 条では、犯罪行為又は犯罪と見受けられる行為について、捜査当局の情報提供を実施した場合、いかなる個人に対しても合法的雇用の妨害や生活の妨害などの悪意ある行為を与えて報復することを禁止しており、これに対する罰則として、罰金および 10 年以下の禁固刑が含まれている(1107 条(e))。

⁶² OHSA, *Fact Sheet Filing Whistleblower Complaints under the Sarbanes-Oxley Act.*

5.2.3.8 SOX 法 806 条利用状況

SOX 法 806 条に従った公益通報を理由とした不利益取り扱いに関して、OHSА が受理した訴えは、2002 年 7 月末の施行から半年余で 50 件に達した⁶³。

なお、2001 年 9 月末から 2002 年 9 月末までの 1 年間に OHSА が受理した訴えの総件数は 1,812 件であり、うち職業安全衛生法が 1,317 件、陸上交通法が 288 件、エネルギー再編法が 64 件、環境保護関連六法が 58 件、航空改革法が 80 件、アスベスト危害緊急対応法と国際コンテナ安全法が計 5 件であった⁶⁴。

5.3 NGO の取り組み

米国では、内部通報者の保護を専門的に扱う NGO 団体が複数存在し、それぞれの得意分野において内部通報者の保護と行政や社会への問題提起を行っている。

政府に説明責任を求める会 (The Government Accountability Project、以下 GAP) は、そのうちのひとつである。GAP は、1977 年、内部通報に関する国内会議において発足した。GAP は、元々政府機関における内部通報者に対する支援と仲介の提供を設置目的としていたが、1978 年以降、内部通報者が自由に発言できる権利の立法化を目的としたキャンペーンを展開している。2003 年、GAP は企業の説明責任および国際金融機関の説明責任に関するキャンペーンを実施した。現在では、SOX 法 806 条等の個別立法における内部通報規定も含めた法制度を利用する内部通報者全般に対して、広く支援と専門家との提供を行っている。

GAP では、法科大学生のインターン受け入れを行っており、内部通報者の支援の多くは、インターンが担当している。GAP のミッションは、①内部通報者の報復的行為からの保護、②効率的なキャンペーンの実施、③内部通報者が自由に発言できる権利の立法化、④内部通報に関する調査実施および出版物の発行、メディアや会議での発表、としている。

GAP では、1978 年以来、1,000 人以上の内部通報者の代理人を担当したほか、1,000 人の法律相談を受け付けてきた。GAP の年間予算は 1,700 万ドルであるが、その 65% は 30 の米国基金の拠出、20% は 8,000 人の個人提供者、15% は政府や企業に対する内部通報事件で勝訴した通報者からの訴訟費用である⁶⁵。

⁶³ 奥山『前掲書』, p156.

⁶⁴ 奥山『前掲書』, p177.。

⁶⁵ GAP ウェブサイト (www.whistleblower.org)

行政機関における公益通報者支援のための NPO 団体としては、全国公益通報センター (National Whistleblower Center、以下 NWC) を例としてあげることができる。NWC は、1988 年に内部通報者の環境保護、核の安全、政府および企業の説明責任に関する内部通報者の保護を目的に設置された。NWC の職員は、FBI やその他の捜査機関で調査員の経験を持つものやキイタム訴訟を専門的に扱う弁護士等の専門家からなり、加えて NWC の理事会メンバーは、環境保護団体の責任者や環境保護政策のアナリストなどからなり、内部通報者に対して、法的側面のみならずその他の個別立法にかかわる専門的な見地からの助言や支援を行うことが可能な体制となっている。NWC でも GAP 同様に、法科大学生のインターンの受け入れを行っている。NWC では幅広い人脈を活用し、公益通報者の保護に取り組んでいるが、特に連邦捜査局 (Federal Bureau of Investigation) に対する公益通報者支援の実績をあげている⁶⁶。

⁶⁶ NWC ウェブサイト (http://www.whistleblowers.org/html/about_nwc1.html)

6 韓国における内部通報制度: 腐敗防止法

6.1 韓国における制度導入の経緯

- ・ 1960年代 公務員による金銭的腐敗が根深い問題として表面化した。
- ・ 1993年 金融実務の効率性および透明性の向上と公平な課税のために機能を目して、「実名での金融取引システム」(The Real Name Financial Transaction System)が導入された。
- ・ 1998年 行政規制基本法を採択した。
- ・ 1999年 公職者倫理法を採択した。
- ・ 2000年末 韓国政府は、選挙の健全化等の汚職収賄禍の一掃のための包括的かつ体系的な法規制の確立および検察庁や監査院とは独立した、腐敗防止のための調査機関の設置に関する合意に至った。
- ・ 2001年 腐敗防止法およびマネーロンダリング防止法を採択
- ・ 2002年1月 国家清廉委員会 (Korea Independent Commission Against Corruption, KICAC)を設置した。

6.2 国家清廉委員会 (Korea Independent Commission Against Corruption)

2002年に設置された国家清廉委員会 (Korea Independent Commission Against Corruption、以下 KICAC)は、大統領の管轄下に設立された政府の独立機関であり、腐敗防止のための政策立案、法制度の改正、機関設計、腐敗情報の開示、腐敗のリスクに対する注意喚起の実施等を主な目的としている。同委員会の主要な機能は、以下の通りである。

- ① 国家腐敗防止イニシアチブの調整
- ② 法的および制度的なフレームワークの推進
- ③ 腐敗に関する通報の対応
- ④ 公益通報者に対する保護と報奨
- ⑤ 腐敗問題に対する国民意識の向上化
- ⑥ 社会の他の部門との連携
- ⑦ 世界的な腐敗撲滅運動への参加

上記のように、同委員会は腐敗防止に対する事前予防機能(①、②、⑤、⑦)および事後統制機能(③、④、⑥)を併せもった機能を有している。同委員会の理事会は任期3年の9人の理事によって構成されており、うち3人は大統領から常任委員として任命されている。残りの6人は大統領

から任命もしくは指名される非常任委員であり、うち 3 人は国会の推薦を、あとの 3 人は大法院長の推薦を受けることで、各公共機関からの独立性を担保している。

KICAC 事務局には 172 人の正規職員を配置しており、同委員会の理事会に腐敗防止政策等を作成し、理事会の決定に準拠した行政業務を行う責任を持つ。同委員会は、腐敗に関する調査権限および懲罰権限は付与されていないが、同委員会への通報の処理プロセスとして、関係諸機関と連携の上、通報より 60 日以内に調査を終了し、調査終了より 10 日以内に調査結果を同委員会に報告することを規定することで、通報の調査および懲罰の確実な実施を促進している。

6.3 韓国腐敗防止法の概要

6.3.1 腐敗防止法の法的性格

腐敗防止法は、金大中政権である 2001 年に公務員における汚職や腐敗を防止し、効率的に規制することで公共・社会サービスの透明性の向上を目的として設置された。腐敗防止法の目的は国際商取引における収賄の防止に限定されるが、公務員の違法行為や収賄の対処については同法律の他に、韓国刑法、国家公務員法、公職者倫理法が部分的に規定を設けている。

6.3.2 保護の対象となる通報者の範囲

腐敗防止法では、公務員の汚職を防止するという見地から、公務員の汚職収賄に気づいた人々全てが保護の対象となる通報者とされている(第 25 条項)。また、公務員に対して、他の公務員の汚職行為、あるいは汚職行為の強制の存在を認知した場合は、監査院や調査機関に即刻通報することを義務化している(第 26 条項)。通報の内容は、「誠実の要件」(Good faith)によるものとし、虚偽の内容に関する通報は、保護の対象外としている(第 27 条)。

6.3.3 開示対象情報の範囲

腐敗防止法における開示対象情報は、公務員が職権濫用や法令違反により、自身または第三者に利益を図ること、および公共機関に財産的損害を与えることが、過去、現在において発現した、または将来発現が予期される行為を開示対象情報としている。

6.3.4 開示先の範囲と通報者保護の要件

6.3.4.1 基本的枠組み

腐敗防止法では、開示対象情報が公務員の汚職収賄と限定し、通報者の保護要件の確立および通報に対する報奨の設置により、汚職収賄に関する通報を奨励している。開示先に関しては、腐敗防止法では、KICAC が一括管理しており、事案に応じて適宜関係諸機関に開示されるとしている。KICAC および関係諸機関以外の開示先は同法では想定されていないため、その他の開示先に関する規定は存在しない。

6.3.4.2 KICAC および関係諸機関への開示

腐敗防止法では、汚職通報情報の開示先としては、原則的には KICAC に限定しており、KICAC にて同法上で開示対象とされる情報を一括して受け付けている。KICAC 内には、年中無休かつ 24 時間運営の汚職報告センターを設置し、同センターの訪問、郵送、ファクシミリ、インターネットを通じて、汚職または汚職の疑義のある行為の通報を受領することが可能な体制を整備している。また、同センターでは、情報提供者に対する通報の案内やカウンセリングサービスを提供している。カウンセリングサービスのためには、専門的カウンセラーやカウンセリング専用室、報告書および訴状保管室の設置等、情報提供者の匿名性や告発の機密性の保護を最大限に考慮した設備を設置し、ウェブサイト上等で宣伝することで通報を促進している。

ただし、事案に応じて、KICAC から監査機関や検察機関における適切な捜査当局に調査が委託される場合は、当該調査担当機関に情報が開示されることとなる。いずれにしろ、KICAC および調査機関は、通報者の同意なしに通報者の秘匿性や機密性に係る情報を開示および示唆することは禁止されており、かかる行為が生じた場合、当該行為の行為者に KICAC は懲戒処分を要求することができる(第 33 条(1))(施行令第 33 条)。

6.3.4.3 市民による調査要請

法令違反等の行為または汚職収賄への関与のために、公共機関による管理義務行為が、公共利益に著しい侵害を及ぼした場合、全ての 20 歳以上の市民に対して、監査院に対し一定程度の人数による署名および住所等が記載された請願書を提出し、調査を要請する権利を付与している。実際に調査が実施されるか否かの判断は、監査院上の国家監査要請審議委員会(National Audit and Inspection Request Deliberation Commission)における調査実施の是非に係る審議

により、要請の受領後 30 日以内に決定されることとなる。審議の結果、調査要請が正当でないと判断した場合は、10 日以内に要請者にその旨の連絡をすることとなっている。

また審議の結果、調査が必要であると判断された事案に関しては、原則的に 60 日以内に調査が実施され終了する。調査終了後 10 日以内に、監査院あるいは調査担当機関により、要請者に対して調査の結果が通知されることとなる。これらの市民による調査要請に必要な事項に対しては、腐敗防止法以外に、国会法、大法院法、憲法裁判所法、選挙管理院開放、監査院法が適用される(第 44 条)。

6.3.4.4 通報者保護の内容

腐敗防止法では、市および地方政府に対して、公務員の生活を保障し、義務の履行に専念できる態勢の整備に尽力し、報償や手当等を改善するための必要な対策を講じることを義務化している(第 9 条)。

また情報提供者は、所属集団から汚職行為の通報を理由とした労働条件における差別待遇を受けない権利を有している(第 32 条(1))。同委員会は、情報提供者に対してかかる行為があった場合、同行為の実施者に対して懲戒処分を要求することができる(第 32 条(9))。これにより、最高 1,000 万ウォンの罰金が科される(第 53 条(1))。

情報提供者は、本人や家族等に危険が及ぶと予想される場合は、KICAC に保護措置の実施を要求する権利を有している。同委員会は、管轄の警察署の責任者に、保護策の実施を要求し、かかる要求があった場合に管轄の警察署は、特定犯罪法(Specific Crimes Act)の通報者等の保護の施行令第 7 条で規定される条件の下、情報提供者等の保護の対策を迅速に実施することが義務化されている(第 2 条、第 3 条、施行令第 34 条)。

6.3.4.5 罰則等

腐敗防止法では、情報提供者に対する報奨の授与が奨励され、報奨金に関する規定が同法上に設置されている。かかる報奨のため KICAC では、汚職疑惑の解決に至る期間中の情報提供者の保護および報奨に対する専門管轄部署として、保護報奨部門を設置している。報奨としては、汚職の通報によって公的機関が経済的な損失を被らずに済んだ場合、あるいは公共の利益が向上した場合、資産価額の回復分または増大分の 2~10%として、最高 2 億ウォンの報奨金が規定されている(第 36 条(1)、施行令 第 40 条、第 44 条)。また、通常公共機関が職務上知り得た機密を悪用し、金品を獲得した場合は、7 年以下の禁固刑または 5,000 万ウォン以下の罰金が科され

るが、汚職行為に関する内部通報によって当該通報者の犯罪が明らかになった場合に限り、罪状の減免の可能性を示すことで、報奨金以外のインセンティブとしている(第 35 条(1))。開示情報の正確性に関する罰則としては、情報提供者が通報内容の虚偽性を知りながら通報を行った場合は、1 年以上 10 年以下の禁固刑が科せられると規定している(第 49 条)

6.4 韓国における制度導入後の状況及び課題

6.4.1 腐敗防止法に関する統計

KICAC の 2005 年 3 月時点の統計によると、2004 年で腐敗防止法に関する通報は 76 件、処理件数は 92 件であった。96.7% (89 件) は国家清廉委員会によって処理された。また、76 件は、検察庁、監査院、国家警察庁などの関連捜査機関が調査を担当し、KICAC と連携機関との連絡率(調査委託件数/処理受付件数)は 82.5% であった。汚職通報の内訳は、公益通報者による届出が 37% (34 件)、外部の情報提供者による届出が 63% (57 件) であった。また通報された案件のうち、72% が汚職であると確認された。

公益通報者による届出における汚職の発見率は 74% で、外部の情報提供者による届出における発見率が 69.8% であった。加えて、公益通報により起訴された人数は 43 人、加算金および資産の回収総額が 1,346 億ウォンであることに對し、外部の情報提供者の情報により起訴された人数は 24 人、加算金および資産の回収総額は 17 億ウォンである。

6.4.2 政府による取り組み

腐敗防止法の施行以降、韓国政府は同法の運用を補助し、更なる汚職収賄を防止するための施策を導入している。汚職収賄それ自体を削減するための施策としては、法規制の改正をあげることができる。韓国政府は、政治資金と選挙運動における透明性および公正性を向上させる目的で、2003 年に証券取引法、2004 年に政治資金法、政治政党法および公職選挙及び選挙不正防止法を改正し、企業による政治家への資金の提供を禁止した。また、同改正により、政党は政治献金および献金者を開示することが義務化された。

また、KICAC の推奨により韓国政府は、現在民間部門も含む汚職収賄の罰則規定の強化および損失金の回収を軸とした改正を策案中である。

さらに韓国政府は、倫理的文化の浸透を目的とした公務員の倫理的ガイドラインとして、2003 年に「公務員のための行動規範」を策定した。これに基づき、韓国地方機関では、独自の行動規範を策定し、2004 年 11 月の時点で、431 の公的機関が採用しているといわれている。倫理的文化の浸

透を目した取り組みとして、顕著であるのが、2005年3月に決議された腐敗防止と透明性に関する韓国協定(Korean Pact on Anti-Corruption and Transparency, K-PACT)の決議である。K-PACTでは、汚職収賄の排除のための企業と民間の協力の重要性について、政府、政治家、企業、市民社会の共通認識とする旨が宣言された。

7 参考資料

7.1 参考文献

Anna Myers, *Whistleblowing - The UK Experience*, Richard Calland and Guy Dehn ed., Whistleblowing around the world: Law, Culture and Practice, London, 2004., p118.

E.Sadler, K. Barac, *A study of the ethical ciwes offinal year South African accounting students, using vignettes as example*, Meditari Accountancy Research Vol. 13 No. 2, 2005.

KPMG Australia, *Fraud Survey 2004*, 2005.

Lala Camerer, 'Protecting whistle blowers in South Africa: The Protected Disclosures Act, no 26 of 2000', *Anti-Corruption Strategies*, Institute for Security Studies, Occasional Paper No 47 -

OHSA, *Fact Sheet Filing Whistleblower Complaints under the Sarbanes-Oxley Act*.

Parliament of Australia, *Whistleblowing in Australia- transparency, accountability but above all, the truth*, Feb. 2005.

Tom Devine, *Whistleblowing in the United States: The Gap between vision and lessons learned*, Richard Calland and Guy Dehn ed., Whistleblowing around the world: Law, Culture and Practice, London, 2004., p80.

浅岡美恵(2004)「あるべき公益通報者保護制度について」『自由と正義 2004年 Vol.55』, 2004年4月.

奥山俊宏『内部告発の力 公益通報者保護法は何を守るのか』現代人文社, 2004年4月.

柏尾哲哉「英国における公益通報者保護の現状と課題」『自由と正義 2004年4月号 Vol.55』, 2004年4月, pp78-91.

白石賢(2002)「公益通報制度の体系的立法化に向けての一考察 内部告発者保護から公益通報制度へ」『ジュリスト 1234』p96.

松本恒雄(2004)「主要国の公益通報者保護制度」『世界の労働』日本ILO協会.
pp112-113.

同「主要国の公益通報者保護制度」『世界の労働』日本ILO協会, 2004年6月.

タン・ミッシェル「豪州の内部通報者保護制度」社団法人商事法務研究会『公益通報者保護制度の運用状況に関する海外調査報告書』2003年.

7.2 参考 URL

< 米国 >

Bauman & Rasor Group, Inc. ウェブサイト(<http://www.quitam.com/>)

Office of Special Council (OSC) ウェブサイト(<http://www.osc.gov/>)

Phillips & Cohen LLP ウェブサイト

(http://www.phillipsandcohen.com/CM/FalseClaimsAct/quisat_f.asp)

The Government Accountability Project (GAP) ウェブサイト (www.whistleblower.org)

The National Whistleblower Center (NWC) ウェブサイト

(http://www.whistleblowers.org/html/about_nwcl.html)

Legal Org.com ウェブサイト(<http://www.legalarchiver.org/soa.htm>)

< 英国 >

Public Concern at Work (PCaW) ウェブサイト(<http://www.pcaw.co.uk/>)

The Financial Services Authority (FSA) ウェブサイト

(http://www.fsa.gov.uk/Pages/Library/Other_publications/Staff/staff_handbook/wrong/whistleblowing/index.shtml)

< オーストラリア連邦 >

South Australia Whistleblowers Protection Act 1993

(www.legislation.gov.au/lz/c/a/whistleblowers%20protection%20act%20201993/current/1993.21.un.pdf/)

Standard Australia ウェブサイト(<http://www.standards.org.au/>)

Standard Australia ウェブサイト(<http://www.standards.org.au/>)

< ニュージーランド >

REVIEW OF THE OPERATION OF THE PROTECTED DISCLOSURES ACT 2000 REPORT
TO THE MINISTER OF STATE SERVICES

(<http://www.beehive.govt.nz/Documents/Files/ACFF62C.pdf>)

< 南アフリカ共和国 >

Lala Camerer, *Protecting whistle blowers in South Africa: The Protected Disclosures Act, no 26 of 2000*

Anti-Corruption Strategies, Institute for Security Studies Occasional Paper No 47 - 2001,

(<http://www.iss.co.za/Pubs/Papers/47/Paper47.html>)

National Anti-Corruption Forum ウェブサイト(<http://www.nacf.org.za/anti-corruption-summit.index.html>)

Open Democracy Advice Centre (ODCA) ウェブサイト

(<http://www.opendemocracy.org.za/about.htm>)

WorkInfo.Com ウェブサイト

新日本監査法人

 ERNST & YOUNG

(http://www.il.workinfo.com/free/Sub_for_legres/data/Disclosure/protected.htm)

< 韓国 >

KICAC ウェブサイト (http://www.kicac.go.kr/english/E_Index.jsp)